

「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
 についての公聴会及び意見募集の意見

第 2 部政策編

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

通し番号	性別	年齢層	該当者数	ご意見内容
001	女	40代	78	<p>男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進において、選択的夫婦別姓の法整備が必須である。</p> <p>現在、婚姻後に改姓するのは女性が 96%と偏っており、仕事、生活にも支障をきたしている。</p> <p>人格権、アイデンティティの面だけでなく、女性活躍においても、少子化対策としても選択的夫婦別姓が必須であることは明らかである。</p>
002	男	40代	76	<p>私は研究職ですが、研究職で共働きだったりした場合、研究歴途中での改姓は極めて不利であることから、夫婦のどちらかが旧姓通称利用、あるいは事実婚、ということになることが多いかと思います。選択的夫婦別姓が導入されていないことは日本の将来にとって由々しきことです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旧姓が法的な氏名でない以上、旧姓で海外を相手に研究者として戦っていくことは困難です。日本以外に非改姓で婚姻できない国はなく、理解も得られません。 2. 国内であっても特許など旧姓が認められないような場面もまだ存在します。これまでどおりいちいち法改正するのも無理があります。 3. 若い研究者（特に女性）が、将来結婚で改姓してしまう可能性がある、ということで、「教科書に名前を残す」「名前を売って良いポジションにつく」といった、研究者として重要なモチベーションが低くなり、結果として研究者として活躍する女性を少なくしてしまっていると思います。人口の半分を占める女性の活用がうまくいっていない状況で、世界と伍して日本が科学技術立国を続けるのは困難です。 4. 学会理事など旧姓併記ができるようになってきていますが、これは婚姻状態にあるかどうかのプライバシー侵害にもなり得ます。安心して家族生活と研究生活を同時にやっていけるようにするためにも、旧姓併記、通称などといった混乱やプライバシー侵害をまねく施策ではなく、選択的夫婦別姓の実現が不可欠です。 <p>日本の科学の発展のためには、それを阻害するあらゆる障害をなくする必要があります。現</p>

			<p>在の夫婦が同姓でないといけない、という規則はまさにその障害となっています。日本の将来のためにも、一刻も早い選択的夫婦別姓の実現が必要であると考えます。</p>
003	男	20代	<p>・ 妊産婦に対する生活保障が手薄であると感じる。</p> <p>妻が働きながら妊娠したが妊娠初期から中期の悪阻がひどく、仕事を休んだことで上司からパワハラを受けた。それを苦に退職したものの、雇用保険は受給資格を満たさないと申請ができなかった。私の扶養に入れ、貯金などを切り崩しながらの生活を余儀なくされている。また産後は慣れない子育てによる精神的な負荷が夫婦ともに大きく、妻がとても職場復帰を目指せるものではない。</p> <p>子供の養育費を考えると、妻に職場復帰を果たして貰いたいと考えるが、子供が小さいと多くの企業が風当たりが強く、望むような収入も得られない。</p> <p>少子化が叫ばれているが、子育て世代、特に妊娠適齢期とされる二十代から三十代女性へ、妊娠中から暮らしの不安がなくなるよう、国が手を尽くすべきなのではないか。</p> <p>例えば、妊娠中に離職した場合は、体調、就職可否、時期を問わず雇用保険を申請可能にすることや、妊婦検診時の負担軽減として、母子手帳発行時から、子がある年齢に達するまでの現金給付などを検討してもよいのではないか。</p> <p>子供が産まれると、妻の収入が無くなる、減るなどして生活レベルが下がる家庭は私たちに限らない。それが想定されると、子供を作らない選択肢を考える夫婦も当然ながらいる。保育所を増やしたり、男性の育児休暇制度を整えるのも一部では効果があるが、何よりも役立つのはやはり現金である。私も、実際に妻の妊娠から子供が産まれるまで、これほど金がかかるとは思ってもみなかった。</p> <p>金銭的な余裕がなければ、子供を作りたくても作れない、それを当たり前とし、国は少子化対策を慎重に進めてほしい。</p>
004	女	40代	<p>根本的に賃金と支出のバランスが悪くなる一方の現代において、根性論で少ない人数で長時間働かせて職場を回すというシステム自体が破綻しつつある。</p> <p>その見直しをすれば女性が出産育児で休職するから女性を採らない、男性の育休取得を意地悪く邪魔する必要もなくなり、女性のみならずワーク・ライフ・バランスの改善が見込める。</p> <p>子育て世代の30~40代は核家族世代だった子供で介護も育児も何もかもを1人か2人兄弟でやりくりしなければいけない。男だから女だからと言っている場合ではない。</p>
005	その他	30代	<p>選択的夫婦別姓を取り入れてください。</p> <p>通名使用が社会的に受け入れられているとは言えない現状において、夫婦同姓の強制は深刻な人権侵害です。</p> <p>民法750条を廃止してください。</p>
006	女	30代	<p>2-(ア)(2)『社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。』</p> <p>について、旧姓の通称使用の拡大ではなく、夫婦別姓も選択肢として認めてください。</p> <p>旧姓の通称使用を拡大することは、二つの姓の使い分けが必要となるため、本人および雇用者にコストと労力をかけています（会社で旧姓を通称使用している場合であっても、給与計算、年末調整、出張の手配、経費精算、契約書の取り交わし等は戸籍名が求められる場合が</p>

			<p>多いです。例えば何らかの契約書にサインをする場合でも、通称（旧姓）で可能なのか、戸籍名でなくてはいけないのか、確認が必要となります。役職や職務範囲によっては確認作業が頻繁に発生するため、積み重なると大きな手間・時間ロスとなりえます）。</p> <p>外国人との婚姻の場合には、同姓にすることも別姓のまま（お互いに姓を変えないまま）でいることも選択可能であり、現時点で別姓の夫婦も国内には存在しています。日本人同士の婚姻であっても別姓が選べるよう、立法を目指す旨をぜひ明記してほしいです。</p>
007	—	20代	<p>・ 売る先によって被害になり得るもの、すなわち尊厳を切り売りする性産業を問題視、いずれその一切の禁止を目指すことを明言することを求めます。</p> <p>かつ、禁止することでより悲惨な加害および殺人に発展することを防ぐ為、確実に文化的な生活ができる程度（月 25 万円）の社会福祉を全ての日本に暮らす人に徹底的に保障することを求めます。</p>
008	男	30代	<p>夫婦が別々の姓を選ぶ権利は保証されるべき</p> <p>現在、日本の法律では、結婚後に夫婦は同じ姓を名乗ることが求められています。夫が姓を変えることも可能なわけですから、女性に改姓を強制しているわけではありません。しかし、現実には、女性が姓を変える慣習が残っているので、女性が姓を変えるべきという社会的な圧力があります。したがって、結婚後に夫婦が同じ姓を名乗ることを求めることは、女性に改姓を迫るのと同じです。これは、日本の社会が建前では男女共同参画を推進し、その一方で、女性が男性の付属物であるという価値観をこっそり認めているようなものです。男女共同参画を進めるうえで、夫婦別姓を選ぶ権利を保証することは避けて通れないと思います。</p> <p>また、夫と妻のどちらが姓を変えるかによらず、改姓に伴って余計な事務作業が発生します。公的書類の名義変更からクレジットカードの名義変更まで、そもそも改姓しなければ全くやる必要のない作業です。改姓がどれだけの経済的損失になっているのか少なくとも試算してみるべきだと思います。</p> <p>このように、結婚時の改姓は、日本の古い価値観を女性に押し付けているだけではなく、労働生産性を下げています。すべての夫婦が別姓にすべきだとは思いませんが、別姓を選ぶ権利は保証されるべきだと思います。</p>
009	女	30代	<p>大学の研究者です。夫婦別姓制度を早期に実現してもらいたいです。結婚して姓を変えると、キャリアが分断されるため、結婚できません。事実婚で通名使用の場合でも、海外出張の際や物品発注などの際に色々な不便が起きます。事実婚状態であると周囲の理解を得ることも難しく、子どもを持つことも現実的ではありません。切実な願いです。どうか宜しくお願いします。</p>
010	—	30代	<p>共同参画のために今の戸籍・家父長制が大きな障害になっています。</p> <p>給付金の入金が家父長名義口座一括だったのを初め、女性の経済的独立を妨げては自由な活</p>

				<p>動は大きく制限されると思います。</p> <p>経済DVによってパートナーから家庭に押し込められる女性は非常に多い。</p> <p>併せて軸になる価値観の転換と、女性の自立を促進する制度が必要になると思います。</p>
011	女	20代	—	<p>以下のポリシーをご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚の際に名字の強制変更を無しに ・未婚でもシングルマザーをサポートする制度にしてほしい ・同性婚ができるように日本をより暮らしやすい社会へ、いろんな形の家族をサポートする社会になってほしい。
012	女	50代	76	<p>選択的夫婦別氏制度の導入について、「検討を進める」時期があまりにも長すぎました。何十年待たされるのでしょうか。世論調査等でも、最近「賛成が多くて当たり前」になっています。もっと積極的に取り組む決意を期待します。</p> <p>現状では「旧姓使用」は単に中途半端なだけです。また、「旧姓併記」には何の意味もありません。二つ名字を並べてどうしろというのでしょうか？</p>
013	女	10代以下		<p>まず、男女同一賃金、同一待遇を実現すべきだと考えます。</p> <p>現在は、男女に(例えば)管理職への機会の平等は与えられつつあるとはいえ、未だ女性に育児、出産、介護などの家庭内での大きな役割が任せられており、その機会を手にすることができない女性はほんのわずかです。家庭内でのそうした仕事を男性も従事することが当然という考え方、制度を設計し、女性活躍を阻む要素をなくさなければなりません。またそればかりでなく、現在の労働環境も見直す必要があります。</p> <p>今後、男女共に家庭での仕事に携わる世の中になったとしたら、家庭での役割と仕事を両立させた生き方が(今は女性にばかり求められています)多くの人に要求されることとなります。そうなれば、現在の日本の働きバチ的働き方では両立は不可能です。重要なポストを掴むチャンスを得ても、家庭と仕事のバランスが取れないことを考慮して辞退することが予想されます。こういった事態が現在、多くの有能な女性に起こっていると考えられます。</p> <p>少し前の話に戻りますが、従来の、耐久性と忍耐があり、家庭の仕事を放り出して仕事してられる人間向けに設計された社会では、女性(や身体の弱い人、家庭での仕事をせざるを得ない男性など)が社会において活躍することはできません。それぞれの状況、ライフステージなどに合わせて、仕事と個人の生活を両立させて生きていける社会を作り直さねばならないと思います。</p> <p>そのためには、多少無理やりな方法ではありますが、政治の場や企業の中核の半数ほどの割合で、女性や現在社会において弱い立場に置かれている人に参画してもらい、その人達の視点を取り入れる必要があります。彼ら彼女らが何に困っていて、どのような制度があれば社会進出しやすいのか、それを一番よく分かっていて、必要としている人が制度設計に携わるのがより良い社会づくりの近道です。今の状況を変革するために多少無理なやり方でも必要なことと考えます。</p>
014	女	60代		<p>戸籍制度を無くすべきだ。今や中国でも韓国でも戸籍制度はない。戸籍制度は家父長制そのものである。いつまでこのようなものに拘っているのか。世帯主とは家長の言いかえだ。夫</p>

				<p>婦が同居している時、妻が世帯主になる場合は犠牲世帯主と表記される。これ自体差別ではないか。</p> <p>夫婦別姓を認めるべきだ。</p> <p>離婚した場合の養育費をヨーロッパのように国が取り立てる制度を作る必要がある。</p> <p>長時間労働を禁止すべきだ。今のままの長時間労働を許せば、シングルで子育てをする人は正社員では働けない。労働基準法が緩められてしまったが、厳しくしなければならない。</p>
015	女	20代		<p>選択的夫婦別姓制度を実現してください。現存の制度で「旧姓と新姓が同一人物のものである」と証明する書類が存在しないために、職務上の不利益が多く発生しています。研究者の場合、旧姓と新姓で研究実績が途切れてしまうことが多く、仕方なく旧姓のまま仕事をしようとすると今度は科研費の申請ができなくなるなどの問題が起きます。もしこの制度のまま私が研究者を志した場合、パートナーに研究者になることを諦めてもらうか、結婚を諦めるか、毎年度末に離婚と結婚を繰り返すほかありません。選択的夫婦別姓を実現してください。</p>
016	女	20代		<p>選択制夫婦別姓は早々に取り入れて欲しい。職場では旧姓で働いているが、いま自分がどちらの名前を使うべきなのか、申請時や私生活でもかなり困っている。苗字が同じなのが日本の伝統などと言っている人もいるが、江戸以前はそもそも庶民は苗字が無かったのだからそのような考えもない。苗字が違うだけで崩れる家族関係ならそもそも関係なんて作れていないのでは？</p>
017	女	20代		<p>夫婦別姓を認めていただきたいです。私は現在独身ですが、3年にわたり交際しているパートナーがいます。いずれは彼と結婚できたらと考えているのですが、自分の名字を変えたくないと思っています。結婚をしても子供ができて仕事も一生続けるため名字を変えることには様々な支障が伴いますし、「結婚したら女性が名字を変えるのが普通」という考えにも抵抗を感じます。もう「女性が夫の家に嫁ぐ」「夫が一家の大黒柱」という時代ではありません。先進国でいまだに夫婦同一性を法的に定めている国は日本以外に無いとも聞きます。名字を変えたいと思う人がいることを否定するつもりはありませんが、変えないという選択肢もあるべきだと考えます。</p>
018	女	50代		<p>1 改姓による職業的な不利をなくすため選択制夫婦別姓制度の早期実現</p> <p>2 家制度（家父長制・世帯主制）を基本とする結婚制度を改正し、年金・給付金等、個人単位への支給を基本とする制度の義務化</p> <p>3 採用ならびに昇進に当たっては採用基準を明確にし、性別による得点の傾斜や忖度をなくす法制度</p>
019	女	50代	77	<p>・男女ともが育児や介護と仕事の両立を図ることができるように、男性の育児休業、休暇の取得、介護休暇の取得の推進が必要である。</p> <p>・介護休暇が実際の介護の実情にそぐわないために、介護休暇ではなく退職の道を選択せざるをえない状況にある。介護休暇制度の見直し（休暇を取得できる期間や柔軟な時間を決めることができる）が必要である。</p>

020	女	40代	76	<p>ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討について</p> <p>選択的夫婦別氏制度の導入は早急に進めるべきです。</p> <p>10年ほど前に一般企業に勤めていましたが、事務処理が煩雑になるために通称使用を拒まれ、断念しました。一応、通称を用いることもできると社則に明記されていましたが、通称使用はあくまでもニックネームとしての扱いでした。</p> <p>通称では身分証明ができないことから、就業する上では戸籍名の併用が必須となり、名前の二重管理を本人にも企業にも強いられることとなります。</p> <p>前回の世論調査でも、これから結婚する世代は別姓容認派が過半数であることから、早急に別姓を法制化すべきと考えます。</p>
021	女	40代	76	<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備について私は現在事実婚で2児の親です。夫婦別姓が法制化されていないため、事実婚にしているのですが、共同親権が認められていないために、子どもの保険・金融の手続きで不都合が生じています。保険の契約や金融資産の管理は、親権を持つ保護者しかできません。保険・金融機関は手続きを平日昼間に行わなければならないケースがあり、不便を強いられています。早急に、夫婦別姓や、離婚した場合の共同親権を法制化すべきと考えます。</p>
022	女	40代	78	<p>男女問わず、婚姻によって個人の名前を強制的に変更させることが、基本的人権を侵害していることを明記して欲しいです。</p> <p>労働・育児という観点だけでなく、人権という観点で別姓が認められるべきだと考えています。</p>
023	女	60代	76	<p>選択的夫婦別姓制度について、世論では賛成が多くなっていることを踏まえ、国民の意見を広く聞く機会を設けるとともに、制度の変更に対する検討会などが必要である。</p>
024	女	20代	76	<p>家族形態の多様化の一つの形として同性婚を認めるべきだと私は考える。</p> <p>日本国憲法第24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と規定しているが、これは家長父制ではなく男女の本質的平等に従って婚姻を結ぶ二人が家族を築くことを目標とする条文であり、男女のみが婚姻を認められると規定しているわけではないと私は解釈している。</p> <p>また、家族については法の定義がないため、同性婚が憲法の条文のみで許可できないのであれば「婚姻と同等の権利を認める同性パートナーシップ」を法律で制定すべきではないか。</p>
025	女	70代		<p>男系・男子中心の「家制度」存続につながる現行法の改正を基本計画に盛りこむことを要望する。</p> <p>性別役割分業の撤廃・男女平等の意識と理念の浸透が急務である。</p> <p>(1) 配偶者控除をはじめ、税・社会保障の制度のジェンダー視点からの見直し。</p> <p>(2) 男女が共に仕事と家庭に責任を担える社会の構築とワーク・ライフ・バランスの実現。</p> <p>(3) 選択的夫婦別氏や同性婚法などの民法改正。</p> <p>並びに戸籍法の出生時における「嫡出子」か否かの差別的身分規定の改正・廃止</p>

026	女	40代	76	<p>1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し</p> <p>夫婦別姓を認めてほしいです。</p> <p>夫と結婚しようと思った当初、苗字が変わることに対して抵抗感があったため、事実婚となりました。すると、会社の上役からそれでは結婚とは認められないと言われ、酷く傷つきました。（それは彼の個人的な見解に過ぎないとわかっていましたが、その後も上役に夫の姓の方で呼ばれたりするなど、嫌な思いをたくさんしました。）</p> <p>子供たちの世代になっても、同じ思いをするような人が出てきて欲しくありません。喜ばしいはずの人生の節目なのに、苗字のことでたくさん悩み、仕事上でも不都合が生じました。</p>
027	女	50代	76	<p>夫婦別姓を選択する権利を保障してください。国連も「夫婦同姓は女性差別だ」として撤廃をうながす再勧告を出しています(2016年)。夫婦になることによって、一方が(多くの場合妻が)、個人のアイデンティにかかわる姓を変更せざるを得ないことは、重大な人権侵害と考えます。夫婦同姓を義務付けているのは、世界を見ても日本だけです。女性が「働く意欲を阻害しない制度」として、通称使用の拡大・周知をするという方針は、問題の矮小化と考えます。</p> <p>最高裁判決では、夫婦同姓制度について合憲判断をしていますが、同時に「制度のあり方は国会で論じ、判断すべき事柄だ」と問題提起しています。近年の世論調査では、選択的夫婦別姓制度に賛成する人の割合は反対の人を大きく上回っています。国会に早期に法案が提出され、議論が進むよう望みます。</p>
028	女	30代		<p>夫婦別姓を選択できるようにしてほしい。</p> <p>夫婦が同姓になってしまうのは、現状、女性の働き辛さを後押ししている。</p> <p>仕事柄、行政側に社員の資格証を提出することが多いが、旧姓の資格証にはなにかしら証明を添えろと言われる。そのために戸籍抄本を取り寄せてもらった事さえある。手間もかかるし無料ではない。私もパートナーも資格を持っていて近々結婚の予定があり、必ずどちらかが似たような無駄な費用と手間をかけなければいけないことを思うと本当に辛い。</p>
029	女	70代	75	<p>国内法に差別を定義し、禁止する差別禁止法の制定をめざすことを明記していただきたいと思います。</p> <p>女性差別撤廃委員会からの総括所見でも勧告されていることです。女性差別撤廃条約を国内法に位置づけることも必要です。これは立法府の課題だと思いますが、ジェンダー平等を推進するための法的基盤の整備が必要であり、男女共同参画基本計画に「各種制度等の整備」を入れるのであれば、もっとも基本的な法的整備を書き込むべきであると思います。</p>
030	女	団体		<p>性別役割分業を前提にした制度、女性だけにある差別的な制度、女性の就労など生き方を制限する制度など、見直しが迫られている制度は多い。しかし、長年の運動にも関わらず、国民世論や社会動向を口実に、見直しが放置されてきた。制度の改正は、社会認識を変える大きなインパクトとなる。「基本計画」で期限をきった是正の方向を示すことを求める。</p> <p>以下の明記を求める。</p> <p>(1)女性の就労抑制の要因とも言われる配偶者控除をはじめ、税・社会保障法制度をジェン</p>

				<p>ダー視点で見直すこと。そもそも、低すぎる基礎控除の大幅な改善が求められる。また、この問題とあわせて、最低賃金が低すぎる問題の検討も必要であり、最低賃金の大幅引き上げを求める。</p> <p>(2) 男女が共に仕事と家庭責任を担える社会の構築、ワークライフバランス実現のために以下を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無償労働の評価、M字カーブの解消 ・ 待機児童解消と介護離職ゼロのとりくみ（保育・介護労働者の抜本的待遇改善を含む） ・ 育児・介護休業取得率向上のとりくみ（育児・介護休業法の改正、長時間労働の解消） ・ 公的保育の拡充 ・ 経済的効率優先で進められてきた新自由主義的政策・制度の見直し <p>(3) 選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた民法改正</p> <p>(4) 同性婚法の早期実現に向けた民法改正</p>
031	女	50代	77	<p>2「具体的な取り組み」イ6「家族の介護負担の軽減を図る」のところに、「介護休業する家族の税の軽減化を実現する」と入れていただきたいです。私自身、昨年父の介護のため無休の介護休業を5か月間取得しましたが、無休の上に社会保障のお金を入れなければならず、現在貯金「0」の状態です。介護は肉体的、精神的、経済的負担が大きいので、少しでもそれらの負担を軽減していただきたいと思います。</p>
032	女	30代	76	<p>選択的夫婦別氏制度の導入に関し、「国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」とあり、第4次行動計画には、「司法の判断も踏まえ、検討を進める。」となったのは本来法律をつくることのできる国会に根差しているといっていました。しかし、これまで地方議会からあがっている選択的夫婦別姓を求める意見書について全く国会で議論されていないため、是非実際に議論を進めていただきたいです。</p> <p>現実に、実際に現在の夫婦同姓制度では結婚できない男女、働くことを継続できない主に女性、出産できない女性が存在しており、これは個人の責任にするだけでは根本的な課題解決にならない深刻な状況です。</p> <p>文言の修正案として、「女性活躍社会の推進、多様な生き方・働き方の推進、少子化の解消のために、現行制度で困難を抱える人々の声に耳を傾け、国会における議論を進める」といった国と国民双方の関わりを示していただけたら大変ありがたいです。</p>
033	団体	団体		<p>性別役割分業を前提にした制度、女性だけにある差別的な制度、女性の就労にあたって生き方を制限するような制度など、見直しが迫られている制度は多くある。制度の改正は、社会認識を変える大きなインパクトとなる。基本計画で、以下の制度改正について期限をきった改正の方向を示すことを求める。</p> <p>○女性の就労抑制の要因とも言われる配偶者控除をはじめ、税・社会保障法制度をジェンダー視点で見直すこと。具体的には、低すぎる基礎控除の大幅な改善、最低賃金の大幅引き上げなど。</p> <p>○無償労働の評価やM字カーブの解消、待機児童解消と介護離職ゼロのとりくみ（保育・介護労働者の抜本的待遇改善を含む）、育児・介護休業取得率向上のとりくみ（育児・介護休</p>

				<p>業法の改正、長時間労働の解消)、公的保育の拡充、経済的効率優先で進められてきた新自由主義的政策・制度の見直しなど、男女が共に仕事と家庭責任を担える社会の構築、ワークライフバランスの実現に資するとりくみ。</p> <p>○選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた民法改正。</p> <p>○同性婚法の早期実現に向けた民法改正。</p>
034	女	50代	76	<p>(2)「女性が不便さを感じることをないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む」との記述は、女性の改姓を前提とした表現です。(3)に記載されている、選択的夫婦別氏制度の導入の検討を進めるとの表現と合わせて考えると、女性の旧姓使用を拡大することだけでつじつまを合わせていこうと読めます。</p> <p>私は30年近く旧姓を使用していますが、「なぜ姓を変更しないのか」「一人っ子なのか」「旧姓は本当の名前じゃない」など、固定的性別役割分担意識に基づく言葉をいろいろ浴びてきました。</p> <p>姓に関して、男女で中立的な制度となるよう、早々に選択的夫婦別氏制度の検討を行い、制度の導入を進めてください。</p>
035	—	40代		<p>妊娠に関して女性の責任と負担が大きすぎる。男性にも責任を負わせるべきでは。母子家庭の貧困状況を見れば明らか。男性は責任からも逃げ、金銭面の負担からも逃げ、子供が死ねば母親だけ責任が追及される。離婚後は養育費などの踏み倒しもよくあり、没収、配布されるべきでは。男性が逃げやすい構造、女性が追い詰められる構造で貧困が改善するわけもなく、出生率が上がるわけもない。給付金の際にも家長制度という不平等のため、家庭内DVの母子は給付金を受けて取れていない。全ての国民を一人一人を国民として扱うべき。</p>
036	女	40代		<p>女性の社会進出の妨げになっている要因のひとつは、出産によるキャリアの中断です。少子化傾向にある現代では上記を理由に出産を選択しない女性も増えています。</p> <p>機会の均等を進めるためには、女性のみが抱える問題ではなくするのが良いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休暇取得の推進及び、男性の育児休暇取得が進まない企業への罰則強化 ・男性の育児休暇取得前に、出産時における母体への負荷度合いについての無料勉強会開催、参加のチェック実施 ・男性の育児休暇取得に許可が出せない企業には、泊まり込みベビーシッター費用全額もしくは3/4程度の金額支給の義務化 ・未就学児童を育てている家庭には男女とも現在の有給休暇以外に、子供の病気等に利用できる半日もしくは終日の有給休暇を付与。男女とも上記休暇消化率のチェック。 ・結婚および離婚時に家庭の片側のみが改姓の負担を強いられないよう選択制夫婦別姓制度の制定 <p>以上の対策を実施していただきたいと考えております。</p> <p>よろしく願い致します。</p>
037	女	40代		<p>就職氷河期世代限定採用を助成金などで促進してください。</p> <p>既卒を再就職で正社員にせず、育児等でいったん退職すると同じく正社員に戻れないために、非正規で働かざるを得ない構造があります。</p> <p>求人にあたって性別を問わないでください。</p> <p>求人にあたって年齢制限の撤廃を願います。</p> <p>同一労働同一賃金の原則を守ってください。</p>

			<p>長時間労働か退職か、ではなく、短時間雇用などの雇用形態をどの業種でも選べるようにしてください。</p> <p>学童保育の指導員の増員・施設の充実を願います。40人1クラスの現状では、小学生の子供の放課後の居場所として安心できません。</p>
038	女	団体	<p>「基本認識」のなかに、「女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取り組み、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取り組みにより、M字型カーブは解消に向かっており、第一子出産前後の就業率は5割を超えた」という記述がある。保育園に入れず仕事を辞めざるを得なかった女性たちは、これをどう読むだろうか。保育所不足、出産・育児により働き続けられない職場環境下の女性の苦しみを考えてほしい。また、女性労働者が増えたと言うが、増えたのは非正規労働者であり、さっそくコロナ禍のもとで雇用の調整弁として女性の非正規労働者が切り捨てられている現状を、直視して、「基本計画」を策定してほしい。</p> <p>コロナ禍の困難は、女性労働者とりわけ非正規労働者に集中して表れている。コロナ終息後の社会は、女性や非正規労働者が苦しむ社会であってはならない。素案では、「感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新しい可能性ももたらされている」としているが、それが本当の解決なのだろうか。コロナ前の苦しみを再生産してはならない。以下の点を盛り込むことを求める。</p> <p>(1) ワークライフバランス、ディーセントワークの実現に向け、男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェッショナル制度を拡大しないこと。</p> <p>(2) 性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。</p> <p>(3) セクハラ・マタハラ・パワハラなど包括的なハラスメント禁止法を制定し、罰則規定を設けること。</p> <p>(4) 最低賃金引上げ、両立支援策拡充のため、中小企業への支援策をすすめること。</p> <p>(5) 性別役割分業の考え方に基づいた労働政策、税制度、福祉制度の見直しを行うこと。</p> <p>(6) 「多様で柔軟な働き方」という名目で、フリーランスなど「雇用によらない働き方」を拡大しないこと。</p> <p>(7) 保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。</p> <p>(8) ILO 第 111 号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO 第 175 号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO 第 190 号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などを批准すること。</p>
039	団体	団体	<p>基本認識における「女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取り組み、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取り組みにより、M字型カーブは解消に向かっており、第一子出産前後の就業率は5割を超えた」という評価は一面的である。保育園に入れずに仕事を辞めざるを得なかった女性、保育園の入園が決まらず仕事の復帰ができなかった女性、非正規であるため出産・育児に関する休暇や労働軽減が保障されず辞めざるを得なかった女性などの事例はまだたくさんある。そうした働く女性の困難さへの想像力</p>

			<p>が欠けていると言わざるを得ない。また、女性労働者が増加していると記述しているが、増えたのは非正規労働者であり、「コロナ禍」のもとで雇用の調整弁として女性の非正規労働者が切り捨てられている現状をぜひ直視していただきたい。素案では、「感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新しい可能性ももたらされている」としているが、これだけでは、現存する格差や困難は解決されない。こうした観点から、以下のことをぜひ盛り込んでいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワークライフバランス、ディーセントワーク実現の前提として、男女ともに長時間労働の解消、8時間労働制の厳守が不可欠であることを明記すること。 ○性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。 ○男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。 ○罰則規定も含めた包括的なハラスメント禁止法を制定すること。 ○中小企業や非正規雇用労働者の両立支援策拡充のための支援策を強化すること。 ○保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備を強調すること。 ○ILO 第 111 号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO 第 175 号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO 第 190 号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などの批准を明記すること。
040	女	50代	<p>女性議員あるいは候補者に対し、数や割合を単純に増やす方法では駄目である。現状に於いて、女性議員が意見を発した場合、男性議員の多数性で切り捨てられず、真剣に審議できる機会を増やす事が重要と考えます。</p> <p>女性に限らず、「働きやすさ」を実現できる職場環境を整える事が必須です。出産・育児期等は書かれてありますが、婚姻による改姓もまた、女性にとって大きな負担になり得ます。これは改姓する男性にとっても問題であり、婚姻のある・なしに関わらず、職場でのキャリア継続が守られる事が重要です。</p> <p>選択的夫婦別姓制度の早期導入は、ライフイベントに左右されずにキャリアを形成・継続する為に必須項目です。</p> <p>特に専門職・技術職の女性の割合を増やすには、選択的夫婦別姓制度は効果を発揮します。</p> <p>女性の教育や活躍に力を注ぐだけでなく、男性側の意識改革も同時に必要です。職場で上下左右に関係なく協力体制を築き、働きやすさを実現する為には、男性側も旧態依然の思考に囚われず、相互理解と協力体制を築く努力を、男女共に実行していける環境が大事です。</p> <p>都市と地方では、女性差別の感覚の差が大きい。都市に女性が流出するのは、女性が暮らしやすい地域ではないからです。女性の参画を増やすより、既存の負担を減らす現実的な対策も必要に思えます。</p> <p>国際的な面に於いては、国連女子差別撤廃委員会からの勧告を早急に受け入れるべきでしょう。勧告を無視して改善をしない状況では、他も進めていく事は難しい。</p>

			次世代も高齢者も、男性も女性も暮らしやすい社会の実現の為に、実行可能な所から着手すべきと考えます。
041	女	40代	<p>自分は現役で働く女性として、また娘の親として、この国が真の男女平等、誰もが暮らしやすい国になることを切に願っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アンコンシャス・バイアスについて・共働き前提の仕組みに制度などを作り直す必要がある。扶養控除、扶養手当(大体男性が受け取っている)など、片働き前提の仕組みが残っている。 ・PTAも見直しが必要。子どもが通っている公立小学校のキャリア教育も、なぜか父親ばかり登壇する。 ●女性への暴力について・性暴力に対する罰則が甘すぎる。 ・性交同意年齢も低すぎる。 ・義務教育できちんと性教育をすべき。特に昨今の有名大学での性暴力事件をみると、特に男子の進学校での教育が必要だと感じる。 ●2030について達成できなかったとのことだが、2020年代の早期に達成を目指して、遅すぎ&目標が不明確すぎだと思う。世界に置いてかれてしまう。なぜ未達だったのか、きちんと分析し、一歩踏み込んだ法律や制度、罰則や報酬などを決めて行わないと、また進まないのでは？
042	女	20代	<p>いまだに男性中心(家族では父親)中心の制度に納得できません。なぜコロナの給付金は父親が一括で受け取らなければならなかったのですか。そのおかげで、私は兄弟3人とも大学生か、社会人で、それぞれバイトがなくなり収入に困っていましたが10万円を受け取れなかったです。また、アフターピルを薬局で販売するかどうかなどの女性が大きく関わる問題に男性ばかりの委員会で決定するのはいかがなものかと思えます。いくら医者でも当事者でない限り、考えが及ばないことはたくさんあると思えます。せめて半数を女性にするなど対策していただきたいです。</p>
043	女	30代	<p>共働きが当たり前となってきたのに、有休をとり名字を変える手続きをするのが女性ばかりなのはおかしいのではないのでしょうか。特に名字を変えることは制度としてはここ100年くらいのもので、事実婚も戸籍上にお互い婚姻者が居ない状態でなければ出来ません。事実婚のように夫婦別姓を維持し、婚姻関係となる制度はなぜ出来ないのでしょうか。今までしてきたからではなく、法的な問題があるのでしょうか。</p> <p>私は事実婚としましたが、周りの友人が手続きから、印鑑の変更から様々な手続きに私だけ時間を取られてうんざりしたと話していてすごく嫌になりました。</p>
044	女	40代	<p>今回取り上げられなかった事項として、「選択的夫婦別姓制度」について意見する。</p> <p>女性の社会進出が進む中で、結婚に伴い改姓することで、社会的な不便・不利益が発生することが様々な場で指摘されるとともに、選択的夫婦別姓を望む声が多く上がっている。</p> <p>第4次計画では「選択的夫婦別姓制度の導入等の民放改正等に関し、司法の判断もふまえ検討していく」としていたが、今回の計画に盛り込まれていないのは後退ではないのか。再検討を求める。</p>

045	男	20代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急避妊ピルを薬局で ・ 避妊用具や生理用品などの保険適用 ・ 女性の生理についての認識普及（政府から企業への促し、義務教育過程での教育） ・ 前時代的で世界的に遅れた制度の見直し <p>（選択夫婦別姓の導入, 生理用品などの保険適用）</p>
046	女	80代以上	<p>「表記について」</p> <p>(1) 元号と西暦年号の併記</p> <p>基本計画では、年号が重要です。たとえば、第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）の表紙は、「令和2年7月」と表記されていますが、是非、西暦年号を併記してください。本編では、かなり併記が行われていますが、そうでない箇所もあります。また、資料「第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」でも、成果目標（期限）、計画設定時の数値、最新値がいずれも元号のみで表示されており、比較も困難です。計画のすべての事項について西暦年号の併記をお願いします。</p> <p>(2) 「女子」という表現は、「女・子ども」を表します。Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Womenは、「女性差別撤廃条約」と表記していただきたいと思います。</p> <p>(3) 女性差別撤廃委員会の Concluding observations を政府は「最終見解」としていますが、英語の意味からも「総括所見」と表記していただきたいと思います。</p>
047	女	60代	<p>早急に選択的夫婦別姓が実現するよう、今回の基本的考え方に取り入れるよう求めます。</p>
048	女	40代	<p>選択的夫婦別姓制度を一日も早く実現してください。</p>
049	女	40代	<p>所得税法 56 条の廃止をお願いします。</p>
050	女	40代	<p>女性の社会進出が進む中で、結婚に伴い改姓することで、社会的な不便・不利益が発生することが考えられ、また、実際に感じている人もいると聞きます。第4次計画では、選択的夫婦別姓制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断もふまへ検討していく、としていたが、今回の計画に盛り込まれていません。ぜひ、再検討をお願いします。</p>
051			<p>案の第9分野、旧姓使用に関して、素案の第9分野、旅券への旧姓併記の検討ではなく、早期実現をしてほしいです。また銀行口座における旧姓使用も実現してください。非常に不便で困っています。夫婦別姓も推進・実現してほしいです。</p>
052			<p>第9分野に「男女共同参画の視点に立った法律のさらなる見直し」を加えてほしい。冒頭の挨拶で、各法律の制定や改正の話があったが、どれも実態を見るとまだまだ不十分である。また選択的夫婦別姓制度に関わる民法改正も、国連から幾度も指摘を受けているのに棚ざらし状態である。ぜひ「法律の見直し」まで踏み込んでほしい。</p>

053			<p>選択的夫婦別姓を実現してほしいです。現在は、女性が姓を変えることが前提となっていて、それに伴う手続きの煩雑さや、キャリアの分断によって女性が負担を強いられている。また、事実婚は法律婚に比べて不利な立場に置かれることが多い。男性も、女性が姓を変えるべきという認識が根強い。女性も男性も姓を選ぶ権利があり、夫婦にとって一番良い選択が取れる社会を望みます。</p>
054			<p>雇用の分野に関し、固定的性別役割分担意識をどう無くすのか問われる。コロナの給付金の受給権者は世帯主として総務省の通達は最悪。個人が尊重される社会にするため、まず税・社会保障を個人単位にすべき。</p>
055			<p>1、「男性中心型労働慣行（男性稼ぎ主モデル）」が未だ根強いことが、ジェンダー平等、202040の実現を阻んでいる。この考えに基づいた税制、社会保障制度が、女性の活躍を阻んでいる。「男性中心型労働慣行の是正」の記述は必須である。</p>
056			<p>家族に関する民法改正、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する法改正が急務です。さらに、自営業の家族従業員の労働を正當に評価するための所得税法の見直しも必要です。</p>
057			<p>特に 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備は、第3次計画では、「第2分野第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」と優先度を高く取り上げていたにもかかわらず、社会保障システムや雇用システムの制度は固定的性別役割分担意識を変えるような制度に至っておりません。今回の新型コロナウイルス禍における給付金に配布が世帯単位となったことも、社会制度が変わっていないからだと思います。意識を変えるには制度や慣行の見直しが必要です。ぜひとも、社会保障制度や納税をはじめとするさまざまな社会制度を個人単位にしてください。</p>
058			<p>ジェンダー平等社会の基盤となる法律改正を推進するように記載をお願いしたいです。選択的夫婦別氏制度については1990年代から議論されており、同姓にしたい人の権利を損なわない制度であるにも関わらず、主に当事者ではない反対派によって審議が進んでいないと認識しています。法改正には日本社会の構造（男性中心社会）が強く影響することを考慮した上での対応をお願いしたいです。そのため、国会議員や公務員等の指導的立場へのクォータ制の導入も急務と考えます。</p>
059			<p>また、多様性というなら「男女」だけでは区別できないあるいは従来の「男女」という枠組みでは括れなかったセクシャルマイノリティの人たちへの政策を盛り込むことはできないものだろうか？トランスジェンダーの人などは、トイレに行くのも困るような状況にいる人が多くいる。多様性について考えるならそのことも考えて欲しい</p>
060			<p>夫婦同姓の強制、「戸籍筆頭者」や「世帯主」などの制度があり、主に男性に偏っていること、女性にだけ再婚禁止期間があること、などが象徴し、また強化している法やシステムの中での女性への差別的待遇が、性による不平等がなくなる原因だと思います。</p>
061	団体	団体	<p>性別役割分業を前提にした制度、女性だけにある差別的な制度、女性の就労にあたって生き方を制限するような制度など、見直しが迫られている制度は多くある。制度の改正は、社会認識を変える大きなインパクトとなる。基本計画で、以下の制度改正について期限をきった改正の方向を示すことを求める。</p>

				<p>○女性の就労抑制の要因とも言われる配偶者控除をはじめ、税・社会保障法制度をジェンダー視点で見直すこと。具体的には、低すぎる基礎控除の大幅な改善、最低賃金の大幅引き上げなど。</p> <p>○無償労働の評価やM字カーブの解消、待機児童解消と介護離職ゼロのとりくみ（保育・介護労働者の抜本的待遇改善を含む）、育児・介護休業取得率向上のとりくみ（育児・介護休業法の改正、長時間労働の解消）、公的保育の拡充、経済的効率優先で進められてきた新自由主義的政策・制度の見直しなど、男女が共に仕事と家庭責任を担える社会の構築、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するとりくみ。</p>
062	女	60代		<p>世帯主単位から個人単位への変換。</p> <p>配偶者控除や手当の撤廃。</p> <p>選択的夫婦別姓制度の早急導入</p>
063	団体	団体	76	<p>税制については、平成29年度税制改正において配偶者控除等の見直しが行われ「ているがさらに撤廃に向けて努力する。」</p> <p>「」部分を修正する</p>
064	団体	団体	76	<p>中立的な制度となるよう、「労使に対し配偶者手当の検討を促す。」</p> <p>「」部分に修正する</p>
065	団体	団体	76	<p>社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、「女性の多くが望んでいる選択的夫婦別姓制度を早急に導入する。」</p> <p>「」部分に修正する</p>
066	女	40代	77	<p>有期雇用契約の場合、下記のように育児休業取得の除外対象となり育児休業が取得できない期間が多く発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就任1年未満の者 ・ 育児休業申請があった日から起算して1年以内に退職することが明らかな者 <p>このような除外項目を撤廃し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消すると共に雇用期間によらない、育児休業の取得制度を整備し、いつ子供を授かっても安心して子育てができる環境にしてほしい。</p>
067	女	50代		<p>子供を産むのが女性である以上男女が全く同等という状況はあり得ないと思っています。ただ産むことと母乳を上げる以外には子育てにおいて男女平等は可能であるとも思います。まだ現在の日本では子育ては母親が主！という考え方が一般的です。それは保育に携わる仕事に従事する人のほとんどが女性であることにも表れています。まずは保母・保父、幼稚園教諭の男女の割合が半々になるよう政府が働きかけるべきではないでしょうか？その社会が実現すれば子育ては両親の共同作業であるという認識が子供のころから育つような気がします。小学校の先生になりたい男子は沢山いるのに保父さんになりたい男子となるとその数はかなり減ります。これは子育ては女性の仕事という暗黙の社会のルールの表れです。社会規範を変えることは容易ではありませんが、体制を変えることで少しずつ皆の認識が変わっていくのではないかと思います。</p>

068	女	50代	1	<p>選択的夫婦別氏制度について、国会の議論が全く進んでいません。国会で活発な議論がされるようお願いいたします。</p> <p>私たち夫婦は、結婚22年目で、初めは法律婚でしたが、5年前に私が失職して、通称名を使用する場がなくなったことをきっかけに、事実婚になりました。しかし、私が所得税法上の扶養から外れると、夫の所得税や市民税が上がるだけでなく、市民税をもとに子育て支援として行われる、児童手当、就学援助、就学支援金、その他大学の学費や奨学金にまで影響がでます。そのため、毎年年末に婚姻届を出し、夫の税法上の扶養に入り、年が明け1月1日に離婚届を出すということを繰り返しています。夫婦別姓にして、経済的損失も避けるには、このような方法を取ることはありません。</p> <p>このような異常なことを繰り返さなくてもいいよう、選択的夫婦別氏制度の早期実現をお願いいたします。</p>
069	女	60代	76	<p>第9分野の中で、ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討 の2に「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便を感じることをのめないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とあります。</p> <p>まず、結婚改姓について女性が不便を感じる、という問題設定ですが、民法の同姓強制は夫か妻かどちらかの姓を夫婦の姓とするとなっています。文言上妻が改姓しなければならないわけではないから法律には男女差別はないというのが現在の解釈です。</p> <p>であれば、女性の旧姓の通称としての使用、の前に、まず、男女共同参画局は、この、夫でも妻でもどちらの姓でも選べる、ということをきちんと広報し、夫が改姓した場合に「婿養子」と呼ばれるような一般の誤った認識を解消し、現在の96%の夫婦が夫の姓を夫婦の姓としている（ために改姓するのがほとんど妻である事になっているわけです）極端な男女偏在の是正に努めるのが大事かと考えます。</p> <p>それと同時に、旧姓の通称使用という本名以外にもう一つ名前を持つことを国が推進することに危惧を感じます。</p> <p>社会の側からは、二つ名前の管理による過重な負担（多額の費用がかかるシステム改修や、名前管理担当者の負担）があり、社会の不安定さを招く可能性があります。</p> <p>そして使用当事者にとっては、通称は本名ではありません。本名と同じように使うことはできないのです。使えるのか使えないのかはっきりしないうえ、自分の名前とそうではない名前二つを同時に使い分けながら生活をしなければいけなくなる。自分を証明するためには、そのたびにいろいろな書類を必要とし、そのために証明書を取るために時間も費用もかかるのです。そのように非常に煩雑な手間暇経済負担を本人にも社会にも強いる、これが通称使用です。</p> <p>旧姓の通称使用などという、パスポートに括弧付きの旧姓を書き入れ(括弧でくくられたものは何ですか？外国では名前と認められないと外務省のHPにも書かれています)、国際社会の笑いものになる道を目指さないでくださることを切に望みます。</p>
070	女	60代	76	<p>「不便を感じることはないように旧姓を通称使用…」というより、まずは改姓したくない人が無理に改姓を強いられないようにすること。</p> <p>これに関して続く3で「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるなど、民法（明治29年法律第89号）改正等に関し、検討を進める。」とあります。こ</p>

			<p>こにあるように、民法改正をめざし選択的夫婦別姓を可能にすべきです。そうして国際標準に達することを目指していただきたいと思います。</p> <p>男女共同参画局が「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」を目指すため、男女が自らの意思に基づき、望まない改姓を強いられることがない社会を作ることに確とした一歩を踏み出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
071	女	40代	<p>選択的夫婦別姓制度の導入をお願いします。婚姻による改姓が「苦痛だ」と訴え、裁判がいくつも起きています。いつまで無視をされるつもりなのでしょうか。男性が改姓を望まないなら、女性も望まない人がいて当然の権利です。姓名は、生まれ持った自分のアイデンティティのひとつです。それを変更させられることに苦痛を感じる人がいることは、何の不思議もありません。もはや結婚世代の過半数が賛成しています。国連からも何度も勧告されているはずですが、無視をするなら国連を脱退すべきです。「選べる」ようになる制度にもかかわらず、導入されないことが疑問でなりません。日本の多様性への感受性の低さに、心底失望しています。</p>
072	男	40代	<p>本計画に対し、以下の内容を追加すべきと思います。</p> <p>(7) 第9分野について</p> <p>1 家族形成以前の独身者のワークライフバランス支援の休暇を産休・育休並みに整備することにより、単身世帯に不足しがちな育児、介護以外のソーシャルキャピタル蓄積の支援。</p>
073	男	40代	<p>[選択的夫婦別姓制度]</p> <p>女性の社会進出が進む中で、結婚に伴い改姓することで、社会的な不便・不利益が発生することが様々な場で指摘されている。</p> <p>第4次計画では「選択的夫婦別姓制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断もふまえ検討していく」としていたが、今回の計画に盛り込まれていないのは後退ではないのか。再検討を求める。</p>
074	男	50代	<p>選択的夫婦別姓制度がとり上げられていないことに、疑問を感じる。</p> <p>性別に関わりなく、結婚に伴い改姓を強いられることは、社会的な不便・不利益が発生することにつながるものが様々な場面で指摘されているとともに、個人の人格権の侵害につながるのではないかと。また、多くの場合女性が改姓を強いられること背景にある問題も考えるべき。</p> <p>第4次計画では「選択的夫婦別姓制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断もふまえ検討していく」としていたが、今回の計画に盛り込まれていないのは明らかに後退ではないか。再検討すべき。</p>
075	—	50代	<p>今回「選択的夫婦別姓制度」が取り上げられていない。女性の社会進出が進む中で、結婚に伴い改姓することで、社会的な不便・不利益をこうむる。記名を必要とする公的・私的な書類の書き換え等が負担である。第4次計画では「選択的夫婦別姓制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえて検討していく」としており、今回の計画は明らかに後退している。第5次計画にも、盛り込むべきである。</p>

076	団体	団体	<p>基本認識における「女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取り組み、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取り組みにより、M字型カーブは解消に向かっており、第一子出産前後の就業率は5割を超えた」という評価は一面的である。非正規であるため出産・育児に関する休暇や労働軽減が保障されず辞めざるを得なかった女性などの事例はまだたくさんある。そうした働く女性の困難さへの想像力が欠けていると言わざるを得ない。また、女性労働者が増加していると記述しているが、増えたのは非正規労働者であり、「コロナ禍」のもとで雇用の調整弁として女性の非正規労働者が切り捨てられている現状をぜひ直視していただきたい。素案では、「感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用がすすみ、多様で柔軟な働き方に関する新しい可能性ももたらされている」としているが、これだけでは、現存する格差や困難は解決されない。こうした観点から、以下のことをぜひ盛り込んでいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワークライフバランス、ディーセントワーク実現の前提として、男女ともに長時間労働の解消、1日8時間労働制の厳守が不可欠であることを明記すること。 ○性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。 ○男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。 ○罰則規定も含めた包括的なハラスメント禁止法を制定すること。 ○中小企業や非正規雇用労働者の両立支援策拡充のための支援策を強化すること。 ○保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備を強調すること。
077	団体	団体	<p>基本認識における「女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取り組み、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取り組みにより、M字型カーブは解消に向かっており、第一子出産前後の就業率は5割を超えた」という評価は一面的である。非正規であるため出産・育児に関する休暇や労働軽減が保障されず辞めざるを得なかった女性などの事例はまだたくさんある。そうした働く女性の困難さへの想像力が欠けていると言わざるを得ない。また、女性労働者が増加していると記述しているが、増えたのは非正規労働者であり、「コロナ禍」のもとで雇用の調整弁として女性の非正規労働者が切り捨てられている現状をぜひ直視していただきたい。素案では、「感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用がすすみ、多様で柔軟な働き方に関する新しい可能性ももたらされている」としているが、これだけでは、現存する格差や困難は解決されない。こうした観点から、以下のことをぜひ盛り込んでいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワークライフバランス、ディーセントワーク実現の前提として、男女ともに長時間労働の解消、1日8時間労働制の厳守が不可欠であることを明記すること。 ○性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。 ○男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。 ○罰則規定も含めた包括的なハラスメント禁止法を制定すること。 ○中小企業や非正規雇用労働者の両立支援策拡充のための支援策を強化すること。 ○保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備を強調すること。

078	女	70代		<p>女性の生涯賃金は、正規雇用から排除されることも多く、男性の50%前後です。若年時の低賃金と不安定雇用は生涯にわたり影響し、年金額に格差をもたらします。女性の雇用を守るとともに、最低年金制度の確立が必要です。</p> <p>また、職種により左右されない休業補償制度の確立と最低所得補償、全国一律の誰にでもどこでも適用される時間給制度を作ることが必要です。少子化対策や地方格差の是正にも貢献するにちがいありません。</p> <p>自営業者への休業補償や家族労働者の労働を賃金として認めることなど永年の課題も解決されるべきです。</p> <p>解決を待っている課題が多々あります。</p> <p>早急に解決するために政府としてすぐにできる「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する選択議定書」を批准してください。</p>
079	団体	団体		<p>第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和に以下の点を盛り込むことを求めます。</p> <p>(1) ワークライフバランス、ディーセントワークの実現に向け、男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェッショナル制度を拡大しないこと。</p> <p>(2) 性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。</p> <p>(3) セクハラ・マタハラ・パワハラなど包括的なハラスメント禁止法を制定し、罰則規定を設けること。</p> <p>(4) 最低賃金引上げ、両立支援策拡充のため、中小企業への支援策をすすめること。</p> <p>(5) 性別役割分業の考え方に基づいた労働政策、税制度、福祉制度の見直しを行うこと。</p> <p>(6) 「多様で柔軟な働き方」という名目で、フリーランスなど「雇用によらない働き方」を拡大しないこと。</p> <p>(7) 保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。</p> <p>(8) ILO 第111号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO 第175号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO 第190号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などを批准すること。</p>
080	女	40代	4	<p>法整備としては、選択制夫婦別姓制度への法改正の早期実現が必須です。</p>
081	団体	60代		<p>「基本認識」では「非正規の割合が高いことが女性の貧困や男女間格差の一因」とありながら、配偶者控除を受けながら働く女性労働者が1000万人余りいることには触れていません。最低賃金に限りなく近い時給で働く女性労働者の存在は、女性労働者全体の処遇にも大きく影響している。シングルマザーがダブルジョブ、トリプルジョブをせざるを得ないのはそのためだ。労働者としてカウントすると共にその問題点を指摘し、配偶者控除の廃止にも言及すべきだ。計画案は、非課税の非正規女性労働者を労働者としてみなしておらず、その労働条件と賃金が劣悪なまま放置されていることこそ、ジェンダーバイアスそのものである。特</p>

			に、控除が150万円に引き上げられたことで、最低賃金に近い時給800円では年1875時間、正規労働者と同じくらい働くことになり、非正規の労働市場に混乱をもたらし、女性労働全体の賃金引下げ作用している。配偶者控除・年金の3号被保険者などの制度こそ男女差別賃金の一因である。廃止の方向を計画に明記することを要望。
082	団体	76	<p>1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し</p> <p>★「具体的な取組」に以下の項目を盛り込むこと</p> <p>アについて</p> <p>(1) 税制・社会保障制度</p> <p>○個人の選択に中立的な制度・慣行の基本は「世帯単位から個人単位への移行」（第3次計画）とすべき。「新型コロナによって顕在化した課題」（基本認識）の最たるものは、特別給付金の受給者を世帯主とし「様々な施策の効果が必要な個人に適切に届く」ことが妨げられたことであった。世帯主制度は戦前の「家制度」の戸主制度を引き継ぎ、法的裏付けもなく、廃止すべきである。</p> <p>○配偶者控除の見直しにあたっては、最低生活費非課税原則に基づき基礎控除を増額し（課税最低限度額の引上げ）、低所得者への増税とならないようにすべきである。</p> <p>○短時間労働者への被用者保険の適用拡大による第3号被保険者縮小も、最低賃金の引上げ等で低賃金を解消しなければ負担増による貧困拡大が起きる。年金の男女格差の解消は、社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会から勧告・指摘のある課題でもあり、最低保障年金制度の確立が必要である。</p> <p>(2) 旧姓使用の拡大、周知、(3) 家族に関する法制</p> <p>○「働く意欲」の有無にかかわらず、夫婦同姓の強制は、個人の自由、個人の尊厳、婚姻における両性の平等を掲げる憲法に反している。旧姓使用の拡大・周知は「不便さ」の若干の減少にはなっても根本的解決ではない。女性差別撤廃委員会その他の国連人権機関の勧告に従い、選択的夫婦別氏制度の導入、出生届における嫡出子か非嫡出子かの記載の差別撤廃、女性のみの再婚禁止期間の廃止のため、民法・戸籍法を改正すること。</p> <p>○社会制度・慣行の見直しで重要なのは所得税法第56条である。同条項によれば、農業・商工自営業者の配偶者や家族が事業から受ける報酬は事業の必要経費と認められず、配偶者や家族の労働対価は事業主の所得に合算される。同条項は、農村・商工自営業の家族従業者の経済的自立を妨げる差別的法規である。家族従業者の多くは女性であり、「性別による差別的取り扱いを受けず個人として能力を発揮する機会が確保されること」（基本認識）のためには所得税法第56条を廃止すべきである。第3次・第4次計画は「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」としており、第5次計画には検討結果とそれに基づく施策を明示すること。</p>
083	女	20代	<p>医学部の女子学生の点数操作問題について、女医が結婚や出産などで退職することがあるため、はじめから女子学生を入れないようにしていたとのことですが、医師に限らず女性が結婚や出産で仕事を辞めざるを得ない状況はおかしいと思います。また、このような状況は、男性が育児に関わりづらく、育休を取りづらいという男性差別でもあると考えます。第3子以降の手当もいいですが、まずはこの産みづらい・育てづらい現状に対処する必要があると思います。</p>

084	団体	団体	77	<p>男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し</p> <p>★「具体的な取組」に以下の項目を盛り込むこと</p> <p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備</p> <p>(1)～(4)子育て支援</p> <p>○すべての子どもが等しく保育を受けられるような抜本的対策、特に、保育所待機児童をなくすための施策が求められる。その際、憲法、子どもの権利条約、児童福祉法に基づき、子どもが豊かに成長・発達する権利を保障するため、企業主導型保育事業の拡大など民間に依存するのではなく、自治体が責任を負う認可保育所増設、産休明け・育休明け保育の確保、保育労働者・学童保育指導員の待遇改善、学童保育指導員の資格要件、配置基準の「参酌化」ではなく基準引き上げを行うこと。保育の無償化にあたっては、年齢や所得制限を設けず、給食費も含む保育経費を無償化すること。</p> <p>○全ての市町村の責任で学童保育（放課後児童クラブ）を実施するとともに、待機児童をなくし、保護者の就労を保障できる開設日数・時間に改善すること。「保育に欠ける」子どもを対象にした学童保育と放課後子ども教室事業とを一本化するのではなく、それぞれを充実させること。</p> <p>(5)～(7)医療・介護保険制度、育児・介護休業法の履行</p> <p>○高齢化の進む日本社会において、医療・介護制度は男女共同参画の推進のために重要な領域であるが、計画案の叙述は短く内容も一般的である。「効率化・重点化」は、医療・介護分野への経済効率性の持ち込みにつながるものであり削除すること。</p>
085	女	20代		<p>選択的夫婦別姓の導入推進を求めます。</p> <p>男女の賃金格差を是正するよう行政が積極的に制度改革を行うことを求めます。</p>
086	女	40代	76	<p>「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会での議論の動向を注しながら検討を進める」とありますが、国会での議論はまったく進んでいません。2015年の最高裁判決で司法はこの問題を「国会で議論すべき」と国会にボールを投げている状態です。世界で夫婦同氏が強制されているのは日本だけで、国連からもこれまで3回も是正勧告を受けています。具体的に選択的夫婦別氏制度をどのように推進するのかを書き込んでほしいです。</p> <p>現政権が進める旧姓使用の拡大は女性だけの問題ではありません。2018年に始まった訴訟の原告に男性がいるように、法律婚で妻の姓に変更した男性も通称と戸籍名の使い分けに困っています。原告の一人は婚姻で妻の姓に変更したものの、株式の名義変更等に80万円以上かかりました。意識の問題だけでなく、経済的損失にも言及してください。</p> <p>旧姓は通称としていつでもどこでも使えるわけではありません。通称使用は日本国内だけのローカルルールであり、パスポートに併記されても海外ではまったく通用しません。各種IDに通称を併記する政策が100億円以上をかけて進んでいますが、婚姻後も生来の姓を名乗り続けることができれば、このようなコストもかかりません。旧姓を通称として使用する制度拡大の限界にも触れてください。</p> <p>早期に選択的夫婦別氏制度が整備されるような働きかけをお願いいたします。</p>

087	女	50代	76	<p>ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討</p> <p>「女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p>とありますが、旧姓を通称として使用することが、不便さを招いています。二つの名前を使い分けることの煩雑さ、周囲の混乱、未婚/既婚を周囲に知らせるプライバシーの侵害。</p> <p>通称使用の拡大では全く問題解決にならないばかりか、さらに働く女性の負担を強いるだけです。</p> <p>希望すれば結婚しても姓を変えることなく働き続けられるよう、選択的夫婦別姓の導入に取り組むべきです。</p>
088	女	60代		<p>選択的夫婦別姓制度の導入。税と社会保障を個別単位にして、配偶者控除をなくすべきである。</p>
089	団体	団体		<p>・各種制度の整備にあたって、LGBT等の社会的マイノリティの視点が漏れていないか、という目線で検討を行うよう、明記してほしい。特に、LGBTは制度づくりの際に想定外にされがちであり、制度づくりの時点で社会的マイノリティの視点から意見を述べる機会を確保してほしい。</p>
090	女	60代		<p>毎年発表されるジェンダーギャップ指数は、いつも日本は低く、特に国会議員の女性比率は193か国中166位という低位です。長い間の家父長制、戸主制度等々の中で前近代的な意識を引きずり女性の平等を求める声を阻止してきた結果だと思えます。政治家や、社会の指導的立場にある人たち（特に男性）の意識変革が、まず必要です。あらゆる場面で男女が平等に扱われるよう、第5次男女共同参画基本計画の策定を期待します。</p> <p>また、ハラスメント禁止条約の批准や、女性議員を増やすためのクオータ制の導入について、選択制夫婦別姓について、早期に実現するようお取り組み頂きたく、切にお願いいたします。</p>
091	女	60代		<p>選択的夫婦別姓については、賛成の意見が増えています。姓を一方のみにしている現行法は遅れています。婚姻によりほとんどが男性の姓に変わることによってもたらされる女性の不利益は大きいです。働く女性にとって姓の変更は社会的に不都合なことが多いです。早急に選択的夫婦別姓が実現できるよう、今回の基本的な考え方に入れるように要望します。</p>
092	女	60代		<p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書の批准と</p> <p>(2) 選択的夫婦別姓制度の導入をクリアして</p> <p>(3) SDGsのNO5ジェンダー平等の推進に努める。</p> <p>(4) 学習指導要綱の改訂は10年に1度ではなく、毎年男女共同参画の暴力防止については追加して、バージョンアップする。</p> <p>(5) 女性に対して、日々の暮らしの中で人格の否定などの人権に対する差別をやめ尊重する。</p>
093	女	50代	1	<p>男女共同参画基本計画の目指すべき社会</p>

			<p>パートナーと同じ姓にすることを必須とする制度をはやく変えて欲しい。 と、氏名を変えざるを得なかった経験から申し上げます。</p> <p>以下に不便や男女差を感じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人生100年時代、途中で名前の変わることによるアイデンティティの喪失 ・ 名前の変更により自己の業績が途切れてしまうこと ・ 婚姻というごくごく個人的な事が、氏名変更により親しくない人にも知られてしまうこと ・ どちらの姓を選んでもよいという建前の中実態としては、ほぼ女性が姓を変えていること
094	団体	団体 24p	<p>基本認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本はILO100号条約を1967年に批准している。同一価値労働同一賃金は女性の経済的自立のためではなく、差別を撤廃し、ジェンダー平等社会を建設するために重要な課題であることを明記すべきである。 <p>1 ワーク・ライフ・バランスの実現</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現には、ILO156号(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する)条約を踏まえた政策が必要である。</p> <p>○固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり・・・とある。コロナに対する一人10万円の特別給付金の「受給権者を世帯主」と総務省が規定した。国が世帯単位で物事を進めようという姿勢では性別役割分担意識はなくなる。具体的になくす道筋・方策として税と社会保障を個人単位にすべきである。</p>
095	団体	団体 24p	<p>1 ワーク・ライフ・バランスの実現</p> <p>ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの実現は、人間の生活サイクルや家族(とくにケアが必要な子どもや親)のニーズに即したものでなければならない。労働組合活動や政治活動のような政治的・市民的自由のための時間の確保の必要を明確化すべきである。 ・ 男女平等をベースにした上限規制はワーク・ライフ・バランスの実現に不可欠であり、これを実現する取り組みを明らかにすべきである。 ・ シングルマザーは、一旦仕事を辞めたあとの低賃金非正規雇用では、ダブルワークやトリプルワークで死ぬほど長時間働かなければならない。シングルマザーの非正規雇用をなくし、ワーク・ライフ・バランスが等しく享受できるような施策を実現すべきである。 ・ 性別役割分担意識を具体的になくす道筋・方策を掲げるべきである。 ・ 税と社会保障を個人単位にし、配偶者控除をなくすべきである。 <p>イ 多様で柔軟な働き方の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークとフレックスタイム制度の導入についての記載があるが、コロナ禍で十分な準備なく導入されたテレワークの結果、女性に育児・家事の負担が増大した。乳幼児を見ながらテレワークを行うこ

			<p>とは困難であり、結果として女性に育児・家事負担を押し付けることにならない制度にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月単位のフレックスタイム制度は始業や終業の時刻を労働者の決定にゆだねられるものであることを周知すべきである。 ・ 地域限定正社員の導入にあたっては、転勤の有り無しによる労働条件の差異が同一価値労働同一賃金の観点からも妥当なものである必要がある。 ・ 子育て支援や介護保険制度の充実が不可欠である。
096	団体	団体	<p>基本認識</p> <p>第4次計画の第1分野「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」が削除されているが、実施の総括と第5次への継続性の説明が必要である。</p> <p>「多様で柔軟な働き方」を推進する為に「多様な正社員」や雇用によらない働き方、フリーランス、起業などの推奨が随所に見受けられる。「働き方改革」の精神と企業中心の人材活用が色濃く出されジェンダー平等の視点が薄れている。男女の賃金格差解消の具体的な方針を示すべき。ワーク・ライフ・バランス実現のための長時間労働の削減は、労使の自主性に任せるのではなく法的規制を強めるべきである。「第1子出産後の就業率は5割を超えた」としているが、5割近くが就業継続をしていないことの原因を明らかにし、施策を示すべきである。この改善なしに女性の管理職の比率は増加しない。公的保育の拡充による待機児問題解消に本項で言及すべきである。コロナ禍で真っ先に仕事を失ったのは非正規労働者であった。テレワーク、オンラインの活用を推進しているが、実態を把握し、女性の参画拡大に利するか十分な検討が必要であり安易な導入推進はすべきではない。</p> <p>★「具体的な取組」に以下の項目を盛り込むこと</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「多様で柔軟な働き方」で際限のない不安定な雇用を容認するのではなく、期限の定めのない直接雇用の労働契約を原則とし、有期雇用の規制、派遣労働は臨時的・一時的、専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること (2) ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワークの実現に向け男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェッショナル制度を拡大しないこと。 (3) 非正規雇用労働者の賃金の底上げをはかるため、生計費原則により最低賃金を引き上げること。全国一律最低賃金制度の確立。事業主負担を軽減する中小企業への支援策を進めること。 (4) 性別役割分業に基づく税制度の見直し。家族従業者の働き分を認めるよう所得税法56条を廃止すること。 (5) 介護離職ゼロに向け介護をしながら働き続けられるよう介護保険制度を改善すること。 (6) 公的保育所増設、学童保育の拡充、子どもの医療費無料化、教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。 (7) 国際基準に基づく計画となるよう、ILO190号、175号、110号条約等を早期に批准すること。
097	団体	団体	<p>第7分野 生涯を通じた女性の健康支援</p> <p>母子保健医療、感染症等に不可欠な保健所が統廃合により縮小されてきたが、新型コロナウ</p>

				<p>イルスの感染拡大の中、医療・保健制度の充実が求められていることは明らかである。生涯を通じた女性の健康支援体制の整備、母子保健医療の拡充のためにも保健所の果たす役割は大きい。</p> <p>各種相談、助言、教育、啓発、情報提供などの充実が求められる。計画には保健医療サービスを専門的・総合的に提供する体制として医療体制が例示されている。福祉等との連携で医療のほか、配偶者暴力支援センター、民間シェルターが例示されているが、地域の保健所の役割は何も例示されていない。保健所の拡充を明記すべきである。</p> <p>★「具体的な取組」に以下の項目を盛り込むこと</p> <p>(1) 保健所の統廃合・縮小をやめ、その役割を強化する。</p> <p>(2) 公的・公立病院の統廃合ではなく、安心してかけられる総合的な医療体制の抜本的な見直しをはかること。</p> <p>(3) 国民健康保険は自営業者や農林漁業者が対象であるほか、近年の非正規労働者の増加により、雇用労働者も加入者となっている。休業補償や傷病手当金・出産手当金を制度化すること。</p> <p>(4) 刑法の堕胎罪は女性の妊娠中絶を犯罪とし処罰の対象とするもので、女性の人権、自己決定権に対する認識の欠如を示している。女性差別撤廃委員会からの勧告に従い、廃止すること。</p>
098	—	30代		<p>女性差別をやめてください。</p> <p>夫婦別姓は当然の権利です！</p>
099	女	40代	75	<p>○政治等の議決の場に女性が3割入る参画の促進、制度化。</p>
100	団体	60代	75	<p>(1) 保育所待機児童をなくすための施策が求められる。憲法、子どもの権利条約、児童福祉法に基づき、子どもが豊かに成長・発達する権利を保障するため、自治体が責任を負う認可保育所増設、産休明け・育休明け保育の確保、保育労働者・学童保育指導員の待遇改善、学童保育指導員の資格要件、配置基準の「参酌化」ではなく基準引き上げを行うこと。保育の無償化にあたっては、年齢や所得制限を設けず、給食費も含む保育経費を無償化すること。</p> <p>(2) 全ての市町村の責任で学童保育（放課後児童クラブ）を実施するとともに、待機児童をなくし、保護者の就労を保障できる開設日数・時間に改善すること。</p> <p>(3) 国連人権機関の勧告に従い、選択的夫婦別氏制度の導入、出生届における嫡出子か非嫡出子かの記載の差別撤廃、女性のみでの再婚禁止期間の廃止のため、民法・戸籍法を改正すること。</p> <p>(4) 同性婚法の早期実現に向けた民法改正</p> <p>(5) 個人の選択に中立的な制度・慣行の基本は「世帯単位から個人単位への移行」（第3次計画）とすべきである。世帯主制度は戦前の「家制度」の戸主制度を引き継ぎ、法的裏付けもなく、廃止すべきである。</p> <p>(6) 配偶者控除の見直しにあたっては、最低生活費非課税原則に基づき基礎控除を増額し（課税最低限度額の引上げ）、低所得者への増税とならないようにすべきである。</p>
101	男	40代	118	<p>待機児童の解消について、さまざまなくみながなされ、一定の成果が出ていると思います。2020年度末までに待機児童を解消する（厚生労働省）としていました。しかしながら、9月4日に「2020年度中の解消が困難」ということを報道で知りました。待機児童が解消さ</p>

				れなければ、安心して就業することが困難です。2021 年度末には解消できるようとりくみの強化をお願いしたいと思います。
102	女	50代	78	・ 様々な法律や制度が整えられてきているが、現場においてその制度が実効性のあるものになるかどうかは、職員への研修等のとりくみに依るところが大きい。とりわけ、管理職がその法律や制度についてよく理解していることが必要になる。管理職への周知徹底を図っていくことが必要である。
103	男	30代	76	<p># 指摘対象 「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p># 指摘内容 この記述は、女性が改姓することを暗黙の前提としている。 一方で、「第1部 基本的な方針」の1 「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」の冒頭には、”男女が、社会の対等な構成員として…”との記述がある。 男女が社会の対等な構成員となることを目指す本基本計画においては、女性の改姓、すなわち男女が対等で無いことを前提としたこの記述は不適當である。</p> <p>※ なお、この指摘は、婚姻に伴う改姓をするのが男性女性ともに50%となることを目指すものではないことを強調しておく。 第5次男女共同参画基本計画が、ひいてはこの国がより良いものとなるためには、婚姻においてどちらか一方の改姓が伴う現状に対し、抜本的な見直しが必要である。</p>
104	男	30代	76	<p># 指摘対象 「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p># 指摘内容 この箇所では、そもそも結婚においてはどちらか一方が改姓しなければならない現状を前提としている。 しかし、男女が対等な社会を目指す上では、この前提を抜本的に見直し、「結婚にあたり改姓をするかしないかを選択できる制度」の実現を目指し、その旨の記述を追加する必要がある。その理由は以下の通りである。</p> <p>理由1. 目指す姿との矛盾が生じている 夫婦となろうとする2人のどちらか一方に必ず改姓することを強いる、我が国の現状の婚姻制度は、いわば「強制的夫婦同性」と言える。 国が制度として、結婚を望む国民の一方に改姓を「強制」することは、「第1部 基本的な方針」の3 「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」の「目指すべき社会」で掲げられた、”男女が自らの意思に基づき、(中略) 多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会”, ”男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会”の姿とも矛盾している。</p>

			<p>理由 2. 出生率向上のため、あらゆる手段を講じる必要がある</p> <p>「第 1 部 基本的な方針」の 2 「社会情勢の現状及び課題」において、言及されている出生率の低下の問題は、あらゆる手を尽くして解決すべきものと認識している。結婚にあたり改姓をするかしないかの選択ができるようになることは、改姓の問題で結婚できなかった人も夫婦となれる。</p> <p>これにより、夫婦の数の増加に繋がり、結果的に出生率の向上にも寄与すると考える。</p> <p>理由 3. 改姓は経済的自立・自己実現の妨げとなりうる</p> <p>「第 1 部 基本的な方針」の 2 「社会情勢の現状及び課題」において、” 男性も女性も（中略）経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ” との記述がある。</p> <p>男女ともに、仕事も家庭も充実させることを目指すこの記述は大賛成である。</p> <p>一方で、男性・女性問わず、人生の途中で意に反して改姓させられることは、キャリアの積み重ねを阻害するものであり、仕事の充実を目指すうえで、不要な苦勞を生むこととなる。</p>
105	女	40代	<p>県立高校で入学の際、野球部員だけ、つまり男子だけ自己推薦入学を認める等、不適切な対応を改めてください。</p>
106	女	30代	<p>県立高校生をもつ母親への支援がエアポケットです。</p> <p>この時期に病気、不登校、障害がこどもにある場合、母親が全てを担うこととなります。</p> <p>県立高校で転学を進めるなら、内規（現代法に抵触しない）を見せて説明すべきです。</p> <p>学校は内規で卒業には 102 単位必要だと言っていたのに、教育基本法施行規則でさ 74 単位でいいということになっていま。その</p> <p>差の 28 単位あれば、出席できないものとか、その子の特性、治療、状況に応じて柔軟に対応できるはずです。高校に入学してから、発症することもあるので柔軟に対応してほしいです。子どもの不登校で悩まされるのは母親です。朝、病気で起きられない子どものために、車送迎したり、そのために会社を遅刻したり、スクールカウンセリングを受けるのも早退しなくては受けられません。学校から連絡があり早退したり。母親が会社を辞めたケースもあります。高校の就学率はほぼ 100%で、義務教育のような時代なので、社会で子育てするように、県立高校でも小、中学と連携の取れた対応をしてください。高校生は子育て支援でエアポケットです。不登校の親への支援がなければ、女性は働けません。</p> <p>高校の内規さえ見せられず、</p> <p>上部法である学校教育施行規則よりも厳しい条件をつけるなんて、</p> <p>上部法に反することをやるなんて</p> <p>おかしいと思います。</p> <p>教育委員会から県立高校への指導資料は県教育委員会 HP で公表してください。周知徹底されていないために、転学強要されることがないよう、保護者から適正対応を担任教師に求</p>

				められるようにしてください。 「高等学校教育課程編成の手引き 総則編（指導資料第 43 集）」などです。
107	女	40代	76	私は旧姓使用をしています、「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知」は問題解決になりません。 去年、住民票や運転免許証への旧姓併記の手続きをしましたが、戸籍姓との使い分けは今も続いており、そのときどきで名前を使い分ける手間は一つ解決されません。 「いつでもどこでも一つの名前」で生きていくには、旧姓併記の拡大ではなく、選択的夫婦別姓制度の法制化が必要です。
108	男	60代	76	ア(2)で「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とされており、これ自体を 100%否定するものではないが、まずなされるべきは、選択的夫婦別氏制度の導入である。旧姓の通称としての使用の拡大（とそれを言い訳とする選択的夫婦別氏制度の導入の回避）は、女性の社会での活躍を阻む根本的問題の解決にはならず（例えば、パスポートの旧姓併記が機能しないことは、外務省も自ら認めている）、逆にダブルネームの使用による社会的混乱を引き起こす懸念が非常に大きい。 ア(3)で「選択的夫婦別氏制度の導入に関し」「検討を進めるとともに」「民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、検討を進める」などと生温いことを記載する前に、最も合理的な解として、まず(2)で「選択的夫婦別氏制度の導入に取り組む」と宣言すべきである。選択的夫婦別姓を導入すれば、旧姓の通称として利用の拡大の必要性はほぼ失われる。我が国のみが選択的夫婦別氏制度を認めない唯一の遅れた国であり、再三の国連勧告を無視するという恥ずかしい状況にあることへの痛切な自覚と反省を求めたい。 本気で男女共同参画を進めていただきたいです。よろしく願います。
109	男	60代	75	「基本認識」のところで、「性別による差別的取扱いによって人権が侵害された場合に適切な救済を得られることが重要である」と記載されていますが、ぜひ女性差別撤廃条約・選択議定書の批准を速やかに実現することを計画にしっかり盛り込んでいただきたい。女性差別撤廃条約については、すでに日本は批准していますが、その実効性を高めるためにある、「選択議定書」の批准については、それを求める多くの声があるにもかかわらず、いまだ実現できていません。議定書の批准は、あらゆる女性差別撤廃にむけての包括的な制度として、いまや世界の多くの国々が取り入れつつあります。直接被害を被った個人自身が訴えることができる制度ですので、一日も早い批准を求めます。旧態然とした日本の差別的な慣習・法制度を一日も早く、是正し、世界水準とするための大きなテコになると思います。76 ページには、通称使用の拡大が記載されていますが、これでは、いつまでたっても名前が二つあることになり、根本的な解決にはなりません。また、「通称併記」は財政的にもとてもムダな経費となります。一日も早い、選択的夫婦別姓制度の導入を求めます。別姓が認められないために、結婚できない人も多くいます。一方が意に添わず改姓されることで、苦痛や不利益が強られるようなことはなくしてほしい。
110	女	20代	76	(2) アについて、選択的夫婦別姓制度の導入について、「検討を進める」ではなく「2020～2021 年度中に導入する」としていただきたいです。世論は導入してもよいと考える人が圧倒的過半数です。私は現在 27 歳ですが、選択的夫婦別姓制度の導入まで結婚も出産もする

				つもりはありません。あと何年も待たされれば、子供を産めるリミットは過ぎてしまいます。女性の声を無視し人権を踏みつぶし続けた結果の少子化という現実を政府には理解いただきたいです。通称使用の拡大など論外です。通称使用による不利益についてはすでに意見が多く出ています。そもそも2に「女性が不便さを感じることがないように」と女性が苗字を変えることが前提になっているのでしょうか。以上修正を希望します。
111	—	30代		別姓で結婚したいと思い、事実婚をしています。私たちはどちらがどちらをたてるとかそういうことではなく、ふたりが必要だと思って結婚しています。20年前に改正が検討された民法の中でも選択的夫婦別姓制度のみが何の前進もないのはなぜでしょうか。50代以下の女性の8割が賛成している近年のデータもあります。旧姓併記では結局現在と変わらず、様々な場面で混乱が生じるだけです。選択的夫婦別姓制度について前向きなご検討をお願いいたします。
112	女	50代	76	(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることのないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」 について、意見を述べます。 旧姓を使用したくても、戸籍姓に紐づくものでは使用できないケースが多く、住民票や運転免許証への旧姓併記もほとんど役に立っていません。それを拡大したとしても結局は同じことでしょう。また、旧姓併記などという概念のない海外では全く通用せず、それどころか犯罪扱いされる場合すらあります。 「男女共同参画」「女性の活躍」などと謳いながら、なぜそこまでして女性に足枷をはめたままにしようとするのか理解できません。 男女が同等の権利を持って結婚もしながら社会活動をするには、双方が改姓せずに結婚できる選択肢を設ける「選択的夫婦別姓制度」を法制化するべきです。
113	女	10代以下		国内本部機構のジェンダー予算を含む、ジェンダー主流化のための政策・プログラムの調整を確保するメカニズムについて明らかにするべきである。女性差別撤廃条約の周知度については、第4次基本計画が掲げた、2020年度までに50%の成果目標を達成できなかった原因を追究し、学校教育に取り入れるなど条約の普及活動を強化すべきである。
114	女	70代		(2) ア(2) 選択的夫婦別姓制度に関して。 男女同姓を強制している国は世界でも日本だけと聞いています。素案の「旧姓の通称使用の拡大とその周知にとりくむ」ではなく、「選択的夫婦別姓制度の早期実現をめざす」としてください。
115	女	50代	76	ぜひ選択的夫婦別氏制度の導入を一日でも早く実現していただきたく強く要望いたします。 旧姓使用では法的根拠がないため日常生活では肝心な所で使えません。相続、契約、不動産登記、海外渡航、銀行、病院、選挙、保険、等々、使えないところが多く、これらは旧姓併記しても解決されていません。 会社にしても使えるのは名刺とメールアドレス程度で、給与や年末調整は新姓ですし、人事名簿のように載せられ、個人情報も晒されます。

			<p>望まない姓の変更には精神的苦痛に加えて、時間・労力・費用もかかります。二つの名前の使い分けは本人にも周囲にもよけいな手間がかかります。これらの不都合に見合う利点は夫婦同姓を強制する制度にはないと思います。</p> <p>いまだ改姓するのは多くが女性です。女性が結婚しても子供を産んでも、ずっと働きやすく、社会の労働力として活躍するためにも一貫した姓名で一生を生きる権利を与えていただけることを強く願っております。</p> <p>世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数」でも今年さらに順位を下げました。これからの若い女性や子供たちに未来に夢を与える誇れる日本であってほしいと思います。</p>	
116	女	50代	76	<p>ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討、2、3、について？</p> <p>2に「旧姓の通称としての使用の拡大や周知」とあるが、旧姓の通称利用を拡大は不要。根本的な問題を解決するため3の「選択的夫婦別氏制度の導入」を一刻も早く導入してほしい。日本以外の国で、夫婦同姓を法律で強制している国はなく、また、国連女性差別撤廃委員会からも選択的夫婦別姓制度の導入勧告を受けている。</p> <p>旧姓の通称としての利用を拡大するためには、免許証や保険証など、公的な証明書に旧姓を含め管理するために各種システムの改修など多額の費用が必要になる。また、旧姓を併記することで、改姓した側は結婚の有無を示すことになり、プライバシー上も問題である。別姓での結婚が可能な日本以外の国では、2つの名前を使わざるをえない状況は理解されず、混乱をきたす可能性がある。</p> <p>自分自身も職場では旧姓を通称利用しているが、2つの名前の使い分けは煩わしく、社会的に通用する旧姓を自分の唯一の名前として利用することを、20年前の結婚当初から現在まで強く希望している。</p> <p>ここ20年で選択的別姓制度を導入する国が増え、今や日本以外の国で、夫婦同姓を法律で強制している国はない。結婚により改姓を避けるため、結婚を諦めたり、戸籍上は結婚せず事実婚とするカップルも多い。結婚を諦めることは、少子化の一因にもなっている。また、事実婚を選択した場合には、法律的に夫婦と認められないため、病院で家族と認められなかったり、相続での配偶者控除が受けられないなど、重要な場面で不都合が生じる。</p> <p>従来からの慣習に従い、結婚により改姓する96%は女性である。このことが、女性が男性に従うという古い慣習を社会的に継続させる一因となっており、女性が男性と同等に活躍しづらい状況を生じさせている。選択的夫婦別氏制度の導入により、女性も男性も等しく改姓することなく結婚できるようにすべき。制度の導入が遅れることで、活躍を望む女性は、海外に生活の拠点を求めることになるのではないかと憂慮している。</p> <p>日本でも女性が男性と変わらず活躍できる第一歩として、選択的夫婦別姓の法制化を早く実現してほしい。</p>

117	女	30代	76	<p>76 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除と第3号被保険者制度は撤廃し、代わりに家庭で育児、介護等を担う者への補助金や税制優遇措置を加えるよう見直してもらいたい。 ・選択的夫婦別氏制度の法制化を急いでもらいたい。しかし、既に改姓して通称で旧姓を使い続けている者にとっては、法制化したからといって改姓することはやはり大変な手間であるので、通称使用の拡大についても合わせて実施してほしい。 ・女性の再婚禁止期間は、科学技術の発達に伴ってその意味を失っているなので、即時撤廃すべきと考える <p>77 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園幼稚園こども園の一元化を。コロナ対応の休校が解除になった際、幼稚園は学校に準ずるので再開し、保育園は保育に休園のままというびつな対応が問題になった。幼児が等しく教育を受けられるようにするという観点で整備が必要。 また、1～3歳児の保育士配置についても、もっと手厚くすべき。乳児のうちから大人数での集団の論理を優先させた行動をさせることは、親にとっても罪悪感を持たせることに繋がり、就労意欲をそがれる十分な理由になる。 ・保育園の整備は目標必達で行わなくてはいつまでたっても改善されない。待機児童数の適切な把握を行なうこと、保育士の待遇を充分改善することを盛り込んでほしい。 ・学童保育も同様に、教育の一環として内容を充実させてほしい。保育園はなんとかあったが、小学校に入って学校や学童の制度が硬直していて働けなくなることを無くしてほしい。 ・預かり保育を地域ニーズによって整備しては、密室育児の解消とはならない。どんなに精神的肉体的に辛い状況でも定員一杯で預けられないことは皆知っているため最初から申請しようとせず、自治体側もそれを知りながら放置している。保育園だけでなく子育て支援センター等にも預けられるようにし、時間単位の預かりクーポン等を最初から発行することで親の過剰な負担を積極的に取り除く必要がある。
118	男	20代	76	<p>具体的な取り組みと記載してあるのに、検討するという考えはおかしいのではないか。検討だけではなく、実際の行動に移すべき。</p> <p>選択的夫婦別姓の一日でも早い導入を希望します。</p>
119	女	60代		<p>日本はグローバルジェンダーギャップ指数のランクが153か国中121位。この順位は本当に不名誉な結果だと思う。昨年もより悪くなっていることも残念である。この結果を見ても政府は驚き対策を検討しているようにも感じられない。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画策定にあたって基本的な考え方（素案）の政策編の項目は良いと思うが、対策を具体的に考えていかない限り現場の改善はないと思う。</p> <p>優秀な女性が職場で力を発揮し、結婚し、子どもをかかえ夫あるいは家族と協力しながら生活していくことを考えた時、日本は結婚すら希望が持てないのが現状だと思う。結婚した</p>

			<p>としても子どもを持つ働きながら育てるには、保育園にもはいることができず、入れたとしても経済的に厳しい。会社の勤務体制、男性社員や管理職の意識改革が必要である。また家庭にあっても、夫や家族の協力を得るためには女性が働くことに対する意識改革をする必要がある。</p> <p>グローバルジェンダーギャップ指数のランクが31位のキューバは1959年の革命直後から女性に対する差別の撤廃のためのたくさんの取り組みを行ってきた。制度からの改革、TVを通して啓もうにより男性優位の思想をなくすなどの取り組み(1)女性と家族に対する研究(2)子どもの就学前プログラム(3)同一賃金同一業務など。あらゆる分野で女性が活躍できるように、職場・家庭の両面からジェンダー平等を目指している。キューバは31位よりさらに上を目指し、必要なら法律も変え取り組みを続けている。</p> <p>日本もキューバから学ぶことは多いと思う。そのためには様々な場面で、男女共同参画の視点に立って制度の見直し、女性が働き暮らしやすい制度を作っていく必要があると思う。ぜひ具体的な制度の整備、意識の改善の取り組みをしてほしい。</p>
120	女	70代	<p>選択的夫婦別姓を！</p> <p>世論調査でも、選択的夫婦別姓については、賛成の意見が増えています。姓を一方のみとしている現行法は時代に遅れています。ほとんどが男性の姓に変わることでよってもたらされる女性の不利益は、膨大なものがあります。早急に選択的夫婦別姓が実現するよう、今回の基本的考え方にとりいれるよう求めます。</p>
121	女	団体	<p>76頁(3)に関して～第1部の「基本的な方針」の「2 社会情勢の現状及び課題」において指摘されているように、特に地方においては深刻な人口流出や少子高齢化の直面し、性別役割分譲意識等の改革を積極的に進める重要性が増大している。男女平等意識の浸透を妨げ、国際社会においてもジェンダー平等が立ち遅れてきた要因となっている、日本の旧態依然とした現行法及び慣行・慣習の見直し、改正が21世紀の社会にあって不可欠である。男性優位の婚姻観・家族観を根深く固定させてきた現行の次の3点の法律の見直し・改正の必要があることを該当箇所に明記する必要がある。</p> <p>1、祭祀承継者に「慣習による」としている民法897条。 2、出生時に「嫡出子」か否かの選り分けることを定めた戸籍法49条第2項1号。(4)に関して～上記に内容に関し「男女共同参画社会の形成に関する課題」であることを明記すること。理由～婚姻の際に際し9割以上がいまだに男性の姓別を選択する現状は夫唱婦隨の意識が夫婦の中に助長され、男女平等の婚姻観意識が持ちにくい現状が続いていることが分かる。また、祭祀承継者の決定は慣習によって、姉妹・兄弟間で男子が優先され、地域社会に定住し続け家業や農林畜産業の継承から排除される慣習が続いている。さらに法律婚を優位性を保つために「嫡出子」の権利が優位とされ、差別が民法において是認されてきたが、婚外子差別は違憲との判断で2013年に改正されたにもかかわらず、戸籍法による出生の差別が残されている。そのため、生まれながらの人権や婚姻形態の自由が阻害され、出産の選択に影響を与えてきた。そもそも出産の主体である女性にとって「子どもはすべて嫡出子」なのだから、男子優位、男系優位の意識を変革のための根本的で積極的な取り組みの必要性と具体的な上記の課題を第5次では明記してくださるよう要望する。</p>

122	女	20代	76	<p>旧姓の通称としての使用は、一人の人間に対し、通常一つであるはずの氏名が2つ存在することとなり、銀行や役所、入出国管理など、様々な場所・場面で混乱を招く。</p> <p>旧姓の通称使用よりも、選択的夫婦別姓の実現に向け、早々に議論を重ねていただきたい。</p> <p>現在のところ、夫婦別姓を求める夫婦にとっては、夫もしくは妻の名字を犠牲にするか、法律婚を犠牲にする（事実婚を選択する）か、何らかの犠牲を伴う事態になっている。</p> <p>実際には96%のカップルが夫姓を名乗ることを選択しており、この異常な偏向については社会構造的差別と言っても過言ではない。</p> <p>仮に夫婦間で妻姓を選ぶことで合意していたとしても、家族の理解が得られないケースもある。</p> <p>事実婚は、当然法律上の夫婦と認められないため、父親が子どもを認知する必要がある・病院で緊急の手術や処置を受ける場合に家族と見なされずサインができないなどの懸念があり、当事者に大きな負担がかかる。</p> <p>こうした場合に夫婦別姓が認められることで、結婚へのハードルを下げるができる。結婚率を上げることは、間接的にも少子化問題へのアプローチに繋がると考えられる。</p> <p>既に世論の賛成派は70%を超えており、民法改正への期待は高まっている。</p> <p>国会での選択的夫婦別姓についての議論を早急な開始を求める。</p>
123	女	40代	76	<p>私は子どもの頃から、自分の「氏名」を自分の名前として誇りに思ってきました。</p> <p>看護師の資格をとり、ささやかですが論文や書籍の執筆、研修講師の仕事などを行っています。</p> <p>政府は「旧姓使用」の拡大を進めており、看護師免許にも旧姓を併記できるようになりました。しかし、資格をとったのは生来の氏名の私であり、実績を気づいてきたのもその氏名です。「旧姓」ではなく「生来の自分の本名」として生活し、仕事ができることを望んでいます。</p> <p>夫も職業上の資格があり、スポーツで築いた経歴があり、お互いにそれぞれの「氏名」を大事にすることを望んでいます。そのため、私たちは20年近く事実婚の状態です。</p> <p>旧姓には法的根拠がなく、看護師の場合、旧姓が使用できるかどうかは就業先の医療機関の判断によります。多くの医療機関は就業者の届け出上、戸籍の氏名で働くことを求めます。旧姓使用を認めると、法的根拠のない氏名の看護師が点滴や注射などの医療行為を行い、法的根拠のない氏名で記録に署名することになります。医療機関の責任として、免許証に記載され、就業者として登録した戸籍上の氏名で働いてほしいと考えるのは当然とも言えます。</p> <p>改姓前から勤務している医療機関のなかには、旧姓使用を認めるところもあります。もし、旧姓使用を認めない医療機関と同時期に働く場合、同じ看護師が医療機関によって戸籍上の氏名と旧姓とで働くことになり、勤務実績の証明が複雑になります。一人の専門職として責任をもつ上でも、結婚しても改姓することなく、自分の氏名のまま職務を果たせる制度になることを望みます。</p> <p>私と夫には3人の子どもたちがいますが、出産直前に婚姻届を出して婚外子となることを</p>

				<p>避け、出生届のあとに書類上離婚しました。子どもたちも両親を今の氏名で認識し、そのまま結婚できることを望んでいます。子どもたち自身も、結婚で改姓することを望んでいません。私たちだけでなく、次の世代のため、個人だけでなく社会のためにも、「夫婦ともに結婚改姓しない」という選択肢を設けてください。</p>
124	女	30代		<p>「選択的夫婦別氏制度の導入に関して」</p> <p>たかが名前が変わるだけ、とも捉えられる問題ではありますが、実生活においてかなり不便を強いられることが多々あります。</p> <p>まず、変更しないといけないものの項目が日常生活に不可欠なものばかりで、それを変更するために時間を割いて面倒な手続きをしなければならないというのはとても非合理的です。中には変更することによって多少の金銭の損失もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社への手続き ・銀行口座 ・クレジットカード ・パスポート ・携帯電話 ・保険証 ・ポイントサービスなどの会員の名義 <p>そして当然のことながら、離婚になった際にまた変更をしなければなりません。制度によって半強制的に姓を変えなければならなかったにも関わらず、また時間を割いてこの手続きを繰り返さないといけないというのは、尊厳があまり守られていないように思います。</p> <p>これらの手続きが発生するのは、9割以上が女性です。</p> <p>男女が対等にあるべきだという社会の中で、なぜ女性が名前を選ぶことすらできないのでしょうか。</p> <p>この現状は制度改正をしない限り変わらないのではないかと思います。</p> <p>女性の社会進出を支援していくためにも、検討を続けて結論を先延ばしにするのではなく、実社会ですぐに旧姓が認められるように働きかけていただきたいと思います。</p>
125	女	30代		<p>現在、法律で認められた結婚をする場合、男性か女性かどちらかの名字が強制的に変えさせられます。</p> <p>変えずに結婚しようとする、事実婚(法律上は存在しない結婚)しかありません。</p> <p>男女共に共働きが増えていますが、結婚後に名字を変えさせられることでキャリアが分断されたり、各種手続きによる時間的/経済的/精神的負担は非常に苦痛です。</p> <p>法律婚時に改姓したい夫婦は改姓して結婚する、改姓したくない夫婦は生まれ持った氏名を維持したまま結婚する、その選択肢を法律という形で作って下さい。</p> <p>選択的夫婦別姓の法制化を強く切望します。</p>
126	女	20代	76	<p>「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む」とありますが、保険証やパスポート、マイナンバー、運転免許証、学籍などそれぞれに異なる形で「旧姓の通称の使用」が</p>

			<p>組み込まれると、却って姓を変更した側にとって煩雑な面が出るのではないかと危惧します。また、それぞれの身分証明を使用する場で、都度既婚かどうかというプライバシーが侵害されることも問題です。</p> <p>それよりも、姓を変えるかどうかをカップルごとに決定できる選択的夫婦別姓制度の導入に取り組むことが合理的だと考えます。これまで 100 以上の自治体で国会への意見書が可決されており、内閣府も取り組んでいくことを求めます。</p>	
127	団体	団体	75	<p>「基本認識において、社会制度や慣行が実質的に男女に与える影響を常に検討し、その影響が中立的でない場合、制度・慣行の転換の必要性が指摘されています。これは重要な指摘であり、第 5 次男女共同参画基本計画において重点事項にぜひともして、全体にわたる取組の中で明示していただきたい点です。諸制度・慣行が中立的でなく性差に関する偏見を反映し、性別役割意識を固定化し無意識のバイアスを補強し深めていないかの検証が必要であると次のように補足していただきたいです。</p> <p>「男女平等意識の浸透を妨げ、国際社会においてもジェンダー平等が立ち遅れてきた要因となっている、日本の旧態依然とした現行の社会制度や法及び慣行・慣習の見直し、改正が 21 世紀の社会にあって不可欠である。」</p>
128	団体	団体	76	<p>男性優位の婚姻観・家族観を根深く固定させてきた現行の次の 3 点の法律の見直し・改正の必要があることを該当箇所に明記してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、祭祀承継者に「慣習による」としている民法第 897 条本文。 2、出生時に「嫡出子」か否かの選り分けることを定めた戸籍法 49 条第 2 項 1 号。 <p>理由：</p> <p>「基本的な方針」の「2 社会情勢の現状及び課題」において指摘されているように、特に地方においては深刻な人口流出や少子高齢化の直面し、性別役割分業意識等の改革を積極的に進める重要性が増大します。「稼ぎ手は主に男性」との固定的な意識、性差に関する偏見と固定観念の打破のためにはジェンダー平等と相反し中立性を欠いた法の改正が不可欠です。</p> <p>祭祀承継者の決定は慣習によるとされることで、旧来からの姉妹・兄弟間で男子への優先意識が助長され、家業や農林畜産業の継承・相続から女性が排除される慣習が続く要因となっています。また、法律婚による優位性を保持させるために「嫡出子」の権利が優位とされ、婚外子への差別が民法・戸籍法において長年にわたり是認されてきました。相続での婚外子差別は違憲との最高裁判断でようやく 2013 年に民法が改正されたにもかかわらず、戸籍法による出生の差別がいまだに残されたままです。そのため、生まれながらの人権や婚姻形態の自由が尊重されず、出産の選択にも影響を与えています。出産の主体である女性にとって「子どもはすべて嫡出子」です。国際社会の一員として男子優先、男系優位の固定的な意識を変革するための根本的で積極的な取組みが日本ではぜひとも必要です。上記の課題を第 5 次計画において明記し、真に積極的なジェンダー平等計画とするよう要望します。</p>
129	女	50 代		<p>私は、希少価値のある苗字への愛着と、旧民法の家父長制度をひきずった戸籍制度への反発から、婚姻届けを出さない事実婚 25 年になります。娘 2 人は私の戸籍に入り、父親欄に夫の名前が記載されています。今まで、いくつかの場面で、事実婚であるがゆえの経済的不利益を被りましたが、好きで選んでることだから…とのんできました。が、老境にさしかかる</p>

			<p>と、病院で家族としての説明を受けられなかったらどうしよう・・・?といった不安を覚え、選択的夫婦別姓の実現を切に願います。同性カップルに「パートナー証明」を発行する自治体が増えつつありますが、別姓が実現するまでの経過措置として、事実婚カップルにもそういう手当てがあると、上記の病院での心配等は解消されますので、ご一考いただきたいです。でも、CEDAW 委員会からもたびたび勧告されている別姓制度を至急を実現することが一番です。</p> <p>メディア等において、いまだに「入籍」という言葉が使われますが、明らかに現民法の趣旨に反します。言葉狩りをするわけではありませんが、そういったことへの正しい知識の普及にも努めていただきたいです。</p> <p>女性差別撤廃条約の選択議定書批准が遅れていることについて、どういう努力をしてなぜ進まないかの開示を望むと共に、早急に批准し、個人の通報が可能になることを望みます。</p>
130	団体	団体 76	<p>ジェンダー平等社会の基盤となる法律の見直しを進めることを要望いたします。具体的には、素案の中で選択的夫婦別姓等、民法で規定されている各種の事項について、「検討を進める」と記載されていますが、「行政、司法がモニタリングを行い、見直しに向けた国会での議論を行うように促す」など、より強い記載にし、推進していくことを提言いたします。</p> <p>選択的夫婦別姓については 1990 年代より議論があり、改正法案が準備されて 2015 年の最高裁判決でも国会での議論をするよう促されたにもかかわらず、今日に至るまで議論が進んでいない状況です。</p> <p>男女共同参画やジェンダーエクイティの達成は、政争に関係なく必要です。バックラッシュによる停滞を防ぐために、行政と司法が立法府の動向をモニタリングし、議論を進めさせる仕組みを導入できないでしょうか。</p> <p>選択的夫婦別姓による子どもへの影響を心配する声もありますが、法制化されることにより社会的にも認知が広がるものと考えます。制度が変わらなければ意識や風習の変化にはさらに時間がかかります。男女共同参画を達成するために、取り組みの強化をよろしく願いたします。</p>
131	女	30代	<p>選択制夫婦別姓(同姓)の導入の早期実現をお願いします。結婚後、改姓を余儀なくされアイデンティティの喪失を感じました。職場でも否応なしに結婚を開示され、プライバシーも公になってしまいました。保険証も改姓しなくてはいけないので病院を受診する度に憂鬱になります。このまま妊娠するなどして受診の機会が増え、改姓後の名前でも多く呼ばれる事になるのかと思うと憂鬱で妊娠する事も躊躇しています。会社員として本来姓で働いていますが、給料が振り込まれる口座名も実際の働いている名前には振り込まれません。他社に出向く際の身分証も免許証など公的なものになると改姓後の姓となり、実際働いている姓と異なるので説明を余儀なくされ困っています。</p>
132	女	60代	<p>選択的夫婦別姓制度の導入を早期に実現してください。</p> <p>民法上、いくら形式的な平等が書かれていても、実質的に結婚に際して、愛着ある旧姓を泣</p>

			<p>く泣く手放す女性が多くいます。これは明らかな不平等、憲法違反だと思えます。</p> <p>それに、どちらが変えるにせよ、姓が変わった方は様々な書類の名義変更に冗談でなく多大なエネルギーと時間を費やすこととなります。これはまさに社会的損失というものです。この無駄なエネルギーの支出に女性が目をつむり、泣き寝入りしている状態をいつまで放置するのですか。結婚のスタートに際し、こんな不合理な負担を押し付ける今の結婚制度は、速やかに改めるべきだと思います。</p>	
133	女	30代	75	<p>特に東京において保育園が不足している中、多くの自治体において認可保育園への入園が認められるのは夫婦ともにフルタイム勤務である家庭に限られている。働き方が多様になっていく中で、在宅勤務や週数日勤務の方が不利にならずに預けられるよう保育体制の拡充及び入園選別におけるポイント基準の見直しをお願いしたい。例えば、出産後に辞職している場合などにおいては、就職活動をしたくても保育園に預けることもできず、そのまま専業主婦になることを余儀なくされているケースも多い。そのような方は、のちに就職しようとしても、次はブランクがネックになり就職先が見つからず、悪循環を引き起こしていると言える。</p>
134	—	70代	76	<p>具体的な取り組みについての意見</p> <p>ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討のなかで (P76)</p> <p>〔2〕で「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とあるが通称として旧姓使用を認めるという現制度では、人々の要求に対応していないと言わざるを得ない。結婚した夫婦が法的に別姓を選択できる選択的夫婦別姓を認めることがいま求められている。便宜上旧姓を通称として使用できたとしても、社会的、経済的な活動で法的に認められていないために、旧姓と戸籍上の姓との不一致で不利益を被る事例が多く報告されている。制度の検討ではなく一刻も早く選択的夫婦別氏制度の実現に向けて法改正をするべきである。</p> <p>〔3〕で言われているように「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」のではなく国会に選択的夫婦別氏制度の導入を提案すべきである。</p>
135	—	70代	76	<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備のなかで (P76～P77)</p> <p>〔1〕「『新・放課後子ども総合プラン』に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた支援の一層の充実を図る。」とあるが、今、放課後児童クラブ（「学童保育」）で待機児童が数年にわたり出ている地域では、「支援の一層の充実を図る」ととどまっては間に合わない。女性が社会進出をし、人生を輝くものにするためには、ワークライフバランスを取りながら安心してキャリアアップを図ることができるためには、安心して子育てができる条件整備が欠かせない。</p> <p>私の地域では待機児童となった子どもがどのように放課後を過ごしているか聞き取りをした。「毎日、習い事などに通わせ、綱渡りのような生活をさせている。」との答えがあった。当事者の切実さを思うと胸が痛む。これでは若い夫婦などが子どもを産み育てていくのに大きな不安を感じるだろう。「多様な子育て支援策を着実に実施する。」(P77)とある</p>

			<p>がそれが実施できていない地域の把握ができていないのか。またそうした地域の自治体には即効性のある支援策が必要であると思う。そして「病児・病後児保育」等の「多様な保育サービスの拡大を図る。」とあるが、私の地域では「学童保育の待機児童問題」と同様「病児保育サービス」がない。私の孫たちは祖父母の私たち夫婦の協力でかろうじてワークライフバランスを整えているのが現状です。そのような協力の得られない、働く若い親たちの切実さを想像してほしい。「・・拡大を図る」にとどまるのではなく、それが実施できていない地域の把握ができていないのか。そうして地域の自治体には即効性のある支援策が必要である。</p> <p>〔7〕「男女とも子育て」「しながら働き続けることができる環境の整備」(P77)の中では長時間労働の問題の解決に取り組む施策が急務である。乳幼児の保育・児童の教育・「学童保育」では、このまま保護者の長時間労働の問題を放置しては、女性が働き続けること、あるいは社会の中で指導的立場につく割合が増えるはずがない。子育てする保護者が子どもたちと家庭とともに過ごす時間を十分持てない環境では、子どもを持ちたい、育てたい、働き続けたいと考えるだろうか。今のままでは少子化の傾向がますますひろがるのは避けられないと思う。</p>
136	女	20代	<p>男女共同参画という表現について、男女平等とはっきり言っていたきたいです。</p> <p>選択的夫婦別姓は可及的速やかに取り入れてほしいです。世界的に見ても強制的に夫婦が同姓とされる国は少なく時代遅れも甚だしいです。伝統といっても明治時代に作られたたった150年程度のものです。現在のほとんど妻になる側の女性が改姓をしている状態は著しく女性が差別されていると言えらると思います。女性は結婚すると名字を失い、さまざまな煩雑な手続きに追われ、また結婚前の著作や論文、様々な業績が断絶される不利益を被ることになります。速やかに改善を行ってください。</p>
137	女	50代	<p>基本認識の〇ふたつめ</p> <p>「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるためには、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、多様性の確保、公正な処遇といった男女双方を対象にした取組の推進を通じて、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築する必要がある。」を「男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。その際、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要である。」に変更してください。後者は、第3次計画の「第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」における文言です。第3次計画では、固定的な性別役割分担意識に基づく「世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行」と明確に提示していましたが、未だにこれが実行されていません。にもかかわらず、今回の第5次計画では、この文言が削除されており、あいまいな表現にとどまっています。これでは、計画の後退です。</p> <p>世帯単位については、今回のコロナ禍における特別給付金の支給方法ではさまざまな批判がありました。ぜひ第5次計画では、第3次計画で取り残したこの「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」が実現するよう、明確な提示をしてください。</p>

138	女	50代	76	<p>具体的な取組</p> <p>ア 3 女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、 → 女子差別撤廃委員会の最終見解における要請事項等も考慮し、</p> <p>最終見解では、これまで勧告してきた、女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること、女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止することについて、民法を改正し、遅滞なく実施するよう要請している。</p> <p>再三の勧告を受けているにもかかわらず改善されず、さらに強く要請されていることが原文では伝わらないため、上記のように「要請事項」という文言を追加していただきたい。</p>
139	女	40代	76	<p>選択的夫婦別姓制度を実現してください。法律婚したく制度の実現を待つて 20 年になります。通称の使用拡大では限界もあり不十分です。</p>
140	女	50代	76	<p>ア 働く意欲そ阻害しない制度等の検討</p> <p>税制の見直しについては、第2分野でも意見を出しましたが、税制が不公平な状態のため、社会保障についても差別がされている現状があります。働いていない配偶者は、夫の会社が負担をしているとの名目で、年金保険料の支払い義務はありませんが、家族従業者は、働き分が認められていないの国民年金保険料を支払う義務があります。家業で働いているのに、国民健康保険には出産手当・傷病手当がありません。また、育児休暇や介護休暇もありません。家にいるということで保育所などの入所基準が低くみられ入所できな場合があります。</p> <p>これから多くなると思われる働き方、フリーランスは、こうした問題を抱えています。働き方による税制や社会保障における差別をなくさない限り、女性の経済的自立は向上できません。問題が解決できるよう検討する会議などは、50%は女性にするなど女性の実態や意見を具体的に取り上げる環境にして下さい。</p>
141	女	20代	75	<p>男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備として、「選択的夫婦別姓制度」の導入を所望する。婚姻という身分に関する制度上の変更がなされるとき、憲法24条に示される通り、両性の合意のみによって行われなければならない。しかし、婚姻に際する改姓について両性の合意によって行われているとは言えないのではないだろうか。現行の強制的夫婦同姓制度上、婚姻をした夫婦の約9割が妻である女性が改姓をしている。本来現行制度上は夫婦どちらにも改姓をする余地はあるにもかかわらず、なぜ9割の女性は改姓をするに至ったのだろうか。その背景を鑑みると、社会的な男女不均衡が存在することが明らかである。例えば、結婚とは「女性は結婚によって男性の家に嫁入りする」という女性が男性に対して献身的に家に従属することを求める家父長制的な結婚観を持つ人々は少なくない。このような結婚の問題点は、婚姻に必要な当事者の男女（現行は同性婚は認められていないため）の合意形成に当たって、当事者以外の支配的な立場の者が介入していることにある。純粋な両性の合意のみの婚姻ではないばかりか、被支配者が慣習的に女性となる場合がほとんどであることなどが挙げられる。また、婚姻した夫婦のうち妻の姓を選択した夫婦は1割に満たないも存在する。これらのうちにも男女が婚姻してもなお、家への従属を強いる観念に基づいた結婚である場合もあり、女性のみの問題ではないことがわかる。これらの家制度的観念に基づいた結婚は、戸籍法上誤りであることが明らかであるし、「両性の合意のみ」に基づく婚姻</p>

				<p>という点で反しており現行の婚姻制度の前提に背くものであって、婚姻制度の悪用である。両性の合意について 2015 年の合憲判決は、前提が崩壊していることに目を向けることなく、合意形成の段階での不均衡については楽観的にとらえることで形骸的な判決を下したに過ぎないといえる。そのため、選択的夫婦別姓制度の検討の議論としては不十分であると考ええる。2015 年判決を根拠に現行制度を続行しているのであれば、社会を見誤っているというほかない。現行の夫婦同姓制度は、家父長制および家制度的な観念を補強する結果を招いており、男女の差を広げることに加担している制度となっていることは明らかである。よって、選択的夫婦別姓制度の導入の検討を望んでいる</p>
142	男	30代	76	<p>男女共同参画基本計画素案中、76 頁には「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることをないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とある。しかし、法的根拠のない旧姓使用の拡充には意味がないと考える。なぜならば、法的根拠のない旧姓という通称使用が拡充したところで、氏の変更を強制させられた事実、アイデンティティの喪失感拭えないはずだ。そこで、法改正による選択的夫婦別氏制度の導入を提案する。選択的夫婦別氏制度の導入により、旧姓使用による問題点は解消できるはずだ。選択的夫婦別氏制ならば、夫婦が互いに婚姻前の氏を称した場合、旧姓併記に於ける問題は発生しない。</p> <p>しかし、選択的夫婦別氏制の導入により、これまで旧姓併記をせざるを得なかった方へのケアも必要であろう。旧姓併記の必要に迫られたということは、夫婦のいずれかが氏を変更せざるを得なかったという証左でもある。右の制度が導入され、氏を婚姻前の氏に戻す場合、夫婦、又は家庭を含めたコミュニティ内での質的な合意が常に得られるかといった懸念（氏の変更による、これまでの家族関係が崩壊するのでは等の“誤解”による関係の変化への恐れ）も残る。旧姓併記の問題解消手段として選択的夫婦別氏制度を用いる場合、同制度がもたらすメリットだけでなく、これまでそのメリットを享受できなかった者たちへのケアを同時に行うのは喫緊の課題でもあると考える。</p> <p>私見では選択的夫婦別氏制度の導入を強く望む立場だ。これは、右の制度は、氏の変更を両姓のうち、どちらか一方に強制させるものではないからだ。これにより、旧姓併記の問題も減らせるはずだ。ただし、同時に制度の導入時に於けるケア体制も含めた議論を官民間わずに行うことも重要だ。同制度は、決して家族関係を破壊するものではなく、氏といった個人のアイデンティティを相互に尊重できる選択制度だということを、国民に広く周知させる活動が必要であろう。</p> <p>この手段として、内閣府が国民に対し、LINE 等の SNS を使ったアンケートを用い、国民の選択的夫婦別氏制の導入に関する議論の種を仕込むといった方法も有効であろう。婚姻制度は社会生活に関する重要なファクターであり、自らの氏をどう選択していくか議論を、国会だけではなく、丁寧に様々な手法で行うことが男女共同参画の実現には必須であるからだ。</p>
143	女	30代	76	<p>夫婦同姓でなくてはならない法律婚を避けた事実婚の当事者として、選択的夫婦別姓の法制度化を積極的に推進していただきたく下記のとおり、意見を申し上げます。</p> <p>(2) 具体的な取り組み、ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討、2 および 3 に関して、貴局のお立場と各法制度化までのロードマップを明らかにしていただきたく存じます。</p>

			<p>まず、3には「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」とありますが、ご存じのとおり国会では制度導入に関する議論は行われていない状況です。これは、国会で議論されなければ検討しないという文面にも受け取れます。貴局として選択的夫婦別姓の導入をどのように考えておられるか「基本的な考え」の中に明記をしていただきたいです。</p> <p>次に、2に挙げられた旧姓利用や事実婚カップルのパートナーシップ制度など、自治体や民間企業などの自助努力を要請する事項は、あくまで法制度の施行までの過渡的措置にすぎないと認識しております。望ましい社会の実現には法制度の改正および拡充は不可欠であり、第一に政府・行政が推し進める事項ですので、貴局の指針として明確にしていきたいです。</p> <p>とりわけ、旧姓利用は日本国外では理解されがたい状況にあります。日本国が発行するパスポートは、海外においては戸籍相当の公的証明書であるといえます。外務省の「旅券（パスポート）の別名併記制度について」には「旅券の所持人が御自身で旅券に併記された氏及び（又は）名について御説明いただく必要がありますとあり、身分・国籍の正当性を国民自らが説明する必要があるというのは、日本国が発行する身分証明の本来の在り方と大きな乖離があると言わざるを得ません。ある意味、こういった矛盾をはらんだ制度を「周知」することが、我が国の公的な組織である男女共同参画局のあり方をゆがめることにならないか、よく検討していただきたいです。</p>
144	女	30代 76	<p>可能な限り早い、選択的夫婦別氏制度の導入を求めます。</p> <p>人生の途中で姓を変更することは、アイデンティティ・キャリア・生活上の利便性に大きな影響を及ぼします。</p> <p>男女どちらの姓にしてもよいとはいえ、女性が変わるべきという社会的圧力は強く、夫婦同姓の強制は実質的に女性への不利益の押し付けになっています。また、男性が改姓する場合にも上記のデメリットは避けられません。</p> <p>子の姓や戸籍の表記など検討課題は、1996年の答申で解決済です。これ以上の議論は必要ありません。</p> <p>私自身も結婚にあたり改姓しています。事実婚も検討しましたが、パートナーが医療行為を受けるとき家族として同意することができないなど様々なデメリットを考慮し、法律婚しました。（ただし、このまま夫婦別姓が認められないのであればどこかの時点で離婚の上事実婚に移行します）</p> <p>同ページに「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む」とありますが、旧姓使用には限界があります。住民票やマイナンバーカードへの旧姓併記が認められた現在でも、金融機関や医療機関で旧姓使用が認められないことはご存知かと思います。金融機関や医療機関が悪いものではありません。不正や患者の取り違えなどを防ぐことを考えれば当然の判断です。個人が法的な氏名を複数持つことは社会的なデメリットが大きすぎます。</p> <p>私自身も勤務先では旧姓使用していますが、税金に関わる場所などは戸籍姓名と旧姓の紐づけが必要で、総務担当者に負担をかけていること申し訳なく思っています。</p>

			<p>かといって、戸籍姓で働くとなると顧客や同僚が私の姓を覚えなおす手間、メールアドレスなど氏名に紐づけられた情報の変更など手続きが多く、会社にとっても大きなマイナスです。</p> <p>コロナ禍や自然災害が相次ぐ中で不安なことがあります。</p> <p>もし今私が死んだら、自分が認識しているのとは違う氏名で死亡判断が下され、死亡届がだされるのでしょうか。葬儀など社会的なことは夫ができる限り旧姓で実施するようにしてくれると思いますが、死ぬ時でさえ自分の名前が使えないこととても辛いです。</p> <p>自然災害に巻き込まれて死んだら戸籍姓名で報道されるので、友人や同僚は私の死に気づかないかもしれません。</p> <p>自分の名前で生きる権利をください。</p>
145	女	50代 76	<p>旧姓使用の拡大ではなく、選択的夫婦別姓を推進してください。</p> <p>私は1993年に法律婚をし、できる限り旧姓を使おうとがんばってきましたが、あれはできない、これもだめ、ということばかりで、実に不愉快な4年間でした。そして、パスポート更新の際にペーパー離婚しました。なぜ旧姓が使えないかという、数多くの法律や団体規約に「改姓した場合は届け出る」「手続きをしなかったら罰則」という束縛があるからです。旧姓を使わせなかった人事部員や病院職員をうらみたかったのですが、彼らは法律を守っているだけなのです。</p> <p>見当もつかないくらいの数の法律をいちいちチェックして、旧姓使用も可能、と改正しますか？</p> <p>我々に、各自の会社や所属団体に対して、旧姓を使わせるよう運動をさせるのですか？</p> <p>住民票や免許証に旧姓が併記できるようになりましたが、「旧姓はこれです」と見せているだけのしろもので、旧姓を根拠としてさまざまな手続きができるわけではないと、もう周知されています。結婚による強制改姓がそのまま、こんなおそまつな運用のままでは、私は夫と再婚できません。</p> <p>選択的夫婦別姓は誰にもデメリットがありません。戸籍の対応はもうできる状態になっていますから、導入コストもたいしてかかりません。</p> <p>1996年の答申から四半世紀がたとうとしています。姓の折り合いがつかずに別れてしまった人もたくさんいます。それはまた、出産適齢を逃すことに直結します。つまり、導入は少子化対策にもなるということです。</p> <p>法改正を待つ法律婚をしないでいるカップル、我々のようなペーパー離婚組のために、「双方改姓せずに結婚する道」を開いてください。</p>
146	女	30代	<p>日本の管理職、政治家の女性率が低すぎます。クオータ制にしてまずは無理矢理にでも女性率を上げるべき。</p> <p>女性に関わる政策決定を男性だけがしていることがおかしい。</p> <p>ジェンダーギャップ121位で恥ずかしくないのですか？</p> <p>そのような状態で女性の社会進出や少子化問題を語らないでほしい。</p>

147	男	20代	<p>・ 選択的夫婦別姓を可及的速やかに導入をすべき。</p> <p>自身は夫氏婚をしたものの、妻は姓を変えることに強い抵抗感を持っていたが、私の意志と家族事情を踏まえ、妻の意志をまげて受け入れてもらっており、申し訳なく思っている。（妻は現在も戸籍姓が必要な場面以外では用いていない。もし選択的夫婦別姓があれば迷わず別姓にしたし、導入されれば速やかに別姓にする手続きをする予定である。また、今後残念ながら導入されず、私の家族問題がある程度緩和されれば、一度離婚して再婚して妻氏婚に変えることも検討している。）</p> <p>夫婦関係を結ぶにあたり、姓を同一にしなければならない必然性はないにも関わらず、なぜ同一にしなければならないのだろうか。疑問が大きく残る。（法的に家制度も存在しない）加えて、この同一姓にする制度を維持するために、どれほどの行政コストと不利益をこうむり続けなければならないのであろうか。同一姓にすることで様々な公的登録を変更しなければならず、行政コスト（税金）が投入される上、民間の金融機関をはじめとする企業もその姓の変更に伴っていちいち登録を変更しなければならない。</p> <p>姓を変える側は保有する不動産登記や株式の名義などを変更せねばならず、手数料を支払わなければならない。生来姓（旧姓）の間に積み上げた業績なども姓の変更で切り離されてしまう恐れもある。この「夫婦同一姓政策」の、どこに理や利益があるのか、理解することは困難である。</p> <p>また、最高裁判所では夫または妻の姓に同一にすることは、合憲判決がでているものの、現在の96%が夫氏婚をしている社会状況で、対等・公平な環境が整えられているとは到底いうことはできない。最高裁では、国会で議論すべき事案とも述べているので、速やかに議論を深めていき、方向性を示すべきである。</p>
148	女	30代	<p>夫婦別姓の実現をお願いします。</p> <p>私は子どもの頃両親が離婚し、名字が変わりました。成人し自分が結婚し名字が変わりました。そして離婚し名前を戻せばまた名字が変わります。そのたびに周りの友人や学校、職場、仕事の関係者に自身の結婚離婚などの話をせねばならず、私にプライバシーはありません。日本社会では夫婦の姓を男性の姓に選択する人が98%です。夫婦別姓が選択できる世の中であれば、姓を変えたくない女性たちも結婚を選ぶでしょう。親が離婚し子どもながらに「どうして自分の名字が変わったのか友達に話さないといけない」と頭を悩ますこともなくなるかもしれません。さらに夫婦同姓になることでDV加害者の多くは「妻が自分のものになった」という感覚を持ちます。結婚してから自分の所有物が自分の言うことをきかないので暴力をふるうという考えにいたります。そのきっかけを作るのが夫婦同姓です。夫婦別姓よりも夫婦同姓に苦しめられる人たちがたくさんいることを知ってください。夫婦同姓であるからこそ籍を入れることを躊躇する女性たちがいることを知ってください。ぜひ夫婦別姓を実現してください。</p>
149	団体	団体	<p>（2）具体的な取組</p> <p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 について</p> <p>「第6分野 イひとり親家庭の親子が安心して生活できる環境づくり」にも関連してきますが、現状、異性との婚姻（事実婚含む）以外で子育てをしている者は、制度上はひとり親家庭との扱いを受けています。その中には同性同士で子育てする性的少数者が含まれていま</p>

				<p>す。同性婚が不可能である現状でも多様な家庭はすでに存在しており、地域の中で子育てをしています。</p> <p>現状は、各家庭それぞれの親が保育所や学校等に性的指向を、先方に理解があるかを分からず不安から精神的な負荷を感じながらカミングアウトし、事情を訴え、双方を親と扱うよう理解を求める努力を強いられています。またその努力をした上でも理解を得られずに片方が親と扱われず、精神的なダメージと不利益を被る場合もあります。</p> <p>そのような現状ですすでに存在する多様な家庭に対する理解を促進し、各種教育現場等での実態に即した取り扱いを推進していくことについて盛り込むことを求めます。</p>
150	女	10代以下		<p>夫婦別姓を認めてください。何も合理性が見出せません。同姓による“家族のつながり”みたいなあるかもわからないようなもの、しかも固有の文化でもなくたった100年程度の歴史しかない制度にこだわり続けていたら、結婚制度自体の利用を嫌だと感じる人は必ず多くなると思います。多くの場合女性が姓を変えているために面倒な手続きや会話の負担は女性にかかっています。制度上の非対称性はもちろん改善されるべきですが(再婚禁止期間など)、現在の社会にある、明文化されていない、風潮的な面、伝統的な面での非対称性も同様に改善されていくべきです。合わせて、家族の多様なかたちがないがしろにされないことを望みます。</p>
151	女	50代	p77	<p>一人一人の幸福 (well-being) を高め、経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であるとの認識の下、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、法律の整備を早急に進めることが必要です。</p> <p>実効性ある取組を要望します。</p>
152	女	40代	76	<p>旧姓使用の拡大ではなく、選択的夫婦別姓（あるいは選択的夫婦同姓）の早期実現を望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧姓使用について <p>旧姓の使用は現実のところ旧姓使用に理解のある場以外では認められていない。本人が旧姓を使用しようとしても環境が許さなければ使用できないのが現実だ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧姓使用の拡大の現実 <p>国家資格の専門職の免許証へ旧姓の併記が認められた。これは旧姓を使用することを希望する者、ほとんどは女性だが、業務において婚姻などで姓が変わったとしても継続して元の姓を使用できるようにするためのものだと解釈できる。</p> <p>しかし蓋を開けてみたら旧姓は振り仮名サイズで添えてあるのみ。主に旧姓を使用するという目的を考えると申し訳程度である。旧姓の使用を認めているという既成事実づくりのためと考えざるを得ない。</p> <p>徐々に拡大するなどという手ぬるいことをせず、いっそ戸籍名は戸籍上のみ存在するくらいのことをしたらどうか。</p>
153	女	70代		<p>選択的夫婦別姓の導入—民法の改正を明記して下さい。速やかな改正を求めます。</p>
154	女	40代	76	<p>(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。</p>

				<p>とのことですが、銀行口座開設、不動産登記、商業登記、成年後見制度などで、旧姓を使用することができず、女性の不便さが解消されていません。</p> <p>選択的夫婦別姓制度の導入に取り組んでください。</p> <p>(3) 家族に関する法制について、家族形態の変化及び多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるなど、民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、検討を進める。</p> <p>とのことですが、同性カップル、特にレズビアン女性については複合的な困難にさらされています。同性婚の導入に取り組んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保、子育て支援員の活用等を推進する。 <p>とのことですが、保育人材の確保には、保育人材の待遇改善が欠かせません。保育料で保育人材の人件費を賄うと保育料が負担不可能な水準になるので、公的に保育人材の給与を補助する仕組みを拡充してください。</p>
155	女	20代	75	<p>男性の育休取得をもっと奨励するか、できれば義務付けてほしい。</p> <p>夫婦別姓を選択できるようにしてほしい。</p> <p>女性の再婚禁止期間をなくしてほしい。</p> <p>同性婚を認めてほしい。</p>
156	女	60代	77	<p>男女共同参画基本計画には、2010年の第3次計画以降、「性的指向や性同一性障害」という概念が入った。その後、10年を経て「性同一障害」という言葉は「性自認」に置き換えられ、時代の流れとともに、男女平等社会を経て世界的には多様な性を含むジェンダー平等世界へと変容してきていると思われるが、今回の基本計画は相変わらず男女二元論に立脚した制度設計で、疑問をおぼえる。</p> <p>家族形態も男女の事実婚世帯、離婚世帯、同性婚世帯、ひとり世帯と多様化しており、そろそろ実情に即した制度設計がされるべきである。全国で各自治体によるパートナーシップ制度も広がっており、同性婚訴訟は継続中という中で、旧来の家族観から踏み出す時期ではないか。</p> <p>例えば養子縁組制度において、先例として大阪では同性カップルにも許可が出たが、男女による夫婦から枠を広げる。</p> <p>あるいは、生活困窮やDV等により保護を求める女性に対しての婦人保護相談所や婦人保護施設において、トランスジェンダーも含めて制度設計し直す。当然、支援員は性自認・性的指向については十分な研修を積み、当事者が安心して保護を求められるよう、個々の実状に即した相談支援対応がなされるべきである。現状では、戸籍上の性別に篩い分けられ、個人の望まぬ対応をされることが多い。これは人権を尊重していない行為である。</p> <p>各種制度の見直しかつすべての人権を尊重する制度設計、そして制度に係る人材に対して</p>

				は、性自認・性的指向の観点も加え、徹底した人権研修を望んでいる。
157	女	20代	66	社会的に男性として生活しているトランス男性は、本人に心理的抵抗があったり、周りの目を気にしたりして婦人科に行きづらい。セクシャルマイノリティのための活動を行う団体等と協力して、セクシャルマイノリティが気軽に医師に話を聞ける場を設けてほしい。ガイドラインを設けるなどして、病院側にも多様性を理解するよう指導してほしい。
158	女	30代	76	全体的には、この計画が全て実現されたら素晴らしい世の中になるだろうと希望の持てる素案だと思います。調査会に関わった皆様、事務方の皆様お疲れ様ですと言いたいです。以下、意見です。 * * 「具体的な取り組み」中、 (3) (略) 選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるなど、民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、検討を進める。 「選択夫婦別氏制度」の導入が遅すぎると思います。 世論調査では 50 代以下の女性の 8 割強が賛成しています。 社会人を 10 年以上やって結婚したため、夫側の姓に改姓したことで私自身も仕事上の不利益を蒙りました。旧姓を通称として使い分けるのも限界です。「選択できない」というのは国民に不自由を強いています。2015 年の最高裁でも裁判官は国会での議論を促しました。そんなに時間がかかる議論なのでしょうか？そもそも国会での優先度が低い議題なのでしょうか？早期実現を強く望みます。
159	女	60代	76	育児・介護の支援基盤の整備のためには、職業として育児・介護に携わる者の待遇改善が必須である。 「イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」において、第 4 項目として次の項目を追加。 4 育児・介護支援の支援基盤を整備する観点から、保育士や介護従事者の労働実態を把握し労働環境の改善をはかる。
160	女	60代	1	P76 ア、第 3 項（「家族に関する法制について・・・」で始まる）に、「…選択的夫婦別姓制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止にかかる制度の在り方について検討を加えるなど、民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、検討を進める。」とあります。選択的夫婦別姓について、女性議員の割合が 10%を切る国会で公正な議論ができるのかという疑念がわき、さらに「検討を進める」という記述は、今後 5 年間、検討で終わらせるのかという絶望を感じさせます。ここは、是非、改正を目指す、と明記してください。5 年度の日本が、国際基準に到達することを切に願います。
161	女	60代		朝の連続ドラマなどを見ていると、特に 2～30 年前のものなどの再放送みていると、日本の歴史の中でどれほどに女性が制度や慣習に苦しめられながら生きてきたかよくわかる。それはドラマだからフィクションだとはいえない。私の母や叔母、義母たちから話をきいて

				<p>いてもわかる。</p> <p>家父長制による、女子への蔑視や軽視は聞くに堪えない者だったと思う。長きに渡るそうした悪習の中で育ち、今もその習慣の上にある男性がどれほど多いことか。そうした制度が女性だけを苦しめているのではなく、男性自身もけっして楽であったり、自由ではなかったことは明らかである。</p> <p>ひとり一人が、男女ということで、あるいはどちらでもない、どちらでもあるということでも人権が侵害されたり、制限されることのないよう、それを妨げる制度について廃止する、見直すようにしなければ、日本は世界レベルでは先進国ではないと思う。</p>
162	女	50代		<p>選択的夫婦別姓制度を認めてほしい。自分自身、夫の姓に違和感を抱いたままであり、姓名とはアイデンティティそのものである。</p> <p>また、結婚・離婚のたびに姓を変えなくてはいけないのが現実的に女性がほとんどであり、猥雑な手続きをしなくてはいけないのは不公平。</p>
163	男	40代	76	<p>配偶者手当の見直しに関しては、専業主婦やパートタイムに向けての配偶者控除は廃止という方針で良いと考えるが、逆に婚姻や出産を促進するような税制を制定して、少子高齢化対策を行うべきであると考えている。</p>
164	女	50代	75	<p>選択的夫婦別姓の早急な実施と法改正を強く望みます。男性稼ぎ手モデルの家族の在り方は主流ではありませんが、いまだに社会保障政策に強く残っています。世帯単位の支援はもはや実態には合わず、個人単位に切り替えるべきです。その際に、差別的な夫婦同姓は足かせでしかありません。選択的夫婦別姓では、同姓でいたい人は同姓で、別姓でいたい人は別姓で暮らすことを保障するものです。人々の選択の幅を広げる施策を行ってください。</p> <p>また、男女共同参画ではなく英語に揃えたジェンダー平等という人権に基づいた用語を使用してください。いまだに男女共同参画の委員会では「ジェンダー平等が進むと女性がわがままになる」と言われる方がいて、人権意識がないまま議論が進んでも何もならないことを表しています。</p>
165	その他	30代	67	<p>1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討</p> <p>の3、</p> <p>選択的夫婦別氏制度の導入をぜひ早期に実現してほしい。</p> <p>結婚による改姓の不利益を多くの割合において女性が被っている現状は、ビジネスの場やアカデミアにおけるキャリア設計の大きな妨げになっている。これを一刻も早く解消し、女性も男性と同じようにキャリアを継続・発展させられるよう法律の改正を強く求める。</p> <p>また、本制度が導入されれば2の旧姓使用における事務処理の煩雑さも最終的に解消することができるであろう。</p>
166	女	30代	75	<p>・「社会制度や慣行は男女共同参画の視点から見ると、明示的に性別による区別を設けていなくても、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。」とありますが、この考えがまだ世間には浸透しておらず、「うちの会社・学校は男女関係なく評価している」「女性は低収入になりたくなかった</p>

				<p>ら若いうちから人一倍頑張れ」といった考え方が蔓延しています。女性の低収入や非正規雇用を女性のせいとせず、自分が責任を持ってジェンダーバランスを整えていくというマインドを管理職男性には持ってほしいです。内閣としても明確なメッセージを打ち出してください。</p>
167	女	30代	76	<p>1. 「・・・女性が不便さを感じることをないよう、旧姓の通称としての・・・」という表記がありますが、結婚の際は夫・妻どちらが改姓してもよいことになっています。女性が改姓するという思い込みを助長しないよう、「・・・結婚や離婚等により改姓をした人・・・」等という表現に改めるか、補足する表記を希望いたします。</p> <p>2. 上記1. の一方、妻となる女性が改姓することが大多数です。選択の結果であれば良いですが「女性が改姓するもの」「男性が改姓するのは婿養子の場合のみ」という誤った知識を持つ人も多数います。改姓は大きな負担がかかるものであり、性により一方的に押し付けられるものではありません。「結婚に際し夫・妻どちらの姓を選んでもよいこと」「どちらの姓を選択するかで法的な影響（相続、扶養義務、戸籍単位）は変わらないこと」を周知し、夫婦双方が話し合い納得して結婚するよう働きかけていただくことを希望します。</p> <p>3. 「旧姓の通称としての使用拡大」のため、より踏み込んだ推進策を望みます。具体的には、民間企業における従業員の旧姓使用、金融機関における旧姓での口座開設の努力義務等です。現在様々な施策（住民票等の旧姓併記等）が進められていますが、職場で旧姓使用を認めるか、どこまで認めるかという点は各団体の判断です。国家資格や公務員などにおいては旧姓を使用する規程や仕組みが整いつつありますが、それ以外は「職場の厚意」で旧姓を使用している状況です。</p> <p>私は民間企業（東証一部上場）の社員ですが、それでも旧姓が使用できるのは一部であり、様々な場面で新姓が使われています。会社としては、システムに本名と社内呼称の2つを登録するには改修を必要とするため、対応が難しいそうです。</p> <p>また、「入社当初からの旧姓使用は不可」という運用をする企業も多数あるため、キャリアアップのための転職にも積極的になれません。</p> <p>「結婚後も同じ職場で旧姓」はもちろん「結婚後の就（転）職」「パートタイマーや非正規雇用」「進学・留学」など様々な場面で旧姓使用を望む人達の為に、ぜひ国主導での推進をお願いします。</p> <p>4. 選択的夫婦別姓の導入を希望します。3. による制度が充実しても、旧姓はあくまで通称であり不都合が残ります。慣習に従って泣く泣く改姓をしたり、結婚が破綻したりする人もいます。男女共同参画はもちろん、人権の問題として導入推進をお願いいたします。</p>
168	女	30代		<p>公共事業を受注する企業の労働条件（男女間の賃金格差の有無のチェック、担当者・役職者数の男女差に不平等がないかなど）をチェックする、公契約条例の採用をしてほしい。</p>
169	男	50代	76	<p>旧姓の通称としての使用拡大では不十分である。先日、運転免許証に旧姓併記ができるようになったので、半日休暇を取り、まず市役所へ行き、旧姓併記した住民票を持って、また半</p>

			<p>日休暇を取って、警察署へ行ったが裏面に小さな字で旧姓を書いてくれただけ。表面に書いてもらうには、運転免許センターへ行く必要があると言われた。日曜日に運転免許センターへ行くと、平日しか手続きできないと言われた。このように旧姓を通称として使用するには非常に手間がかかる。しかし、運転免許証でもないと、旧姓で不在時に配達された郵便物さえ受け取れない。とにかく二つ名前があるととても面倒なのである。妻が研究者なので、改姓すると論文などの業績がリセットされるというので、結婚する時に私が妻の姓を名乗ることにした。幸い私の職場は旧姓使用を認めてくれた。しかし、世間はやはり戸籍上の姓を求めてくる。これまで、何度も嫌な目に遭わされた。海外で待ち合わせした際、先方は時間に遅れることを告げるために、私の宿泊先に電話をしてきた。パスポートが戸籍上の姓のため、ホテルの予約は戸籍上の姓にせざるをえない。職場で旧姓を使用しているということは、ビジネス上は旧姓。当然先方は旧姓でホテルに電話するので、そんな宿泊客はいないとなってしまう。両親から与えられた姓名がどうして使えなくなるのか。生まれた時から親しんできた名前がどうして使えないのか、アイデンティティが否定されたようなものだ。今の制度だと、結婚、離婚、再婚と繰り返すと、そのたびに名前が変る。職場で通称使用も認められないなら、結婚、離婚、再婚をそのたびに宣言するようなもの。プライバシーの侵害である。改姓するのは女性が圧倒的に多いと思うが、このようなことでは女性の社会進出を阻害する原因となろう。選択的夫婦別氏制度が検討され始めて何十年が経ったのだろうか。未だに検討ではなく、ただちに導入とすべきである。よく夫婦別姓になると、家族がバラバラになると言われるが、私の家庭はよその家庭よりずっと一体感があると自負している。</p>
170	男	20代 76	<p>1. 選択的夫婦別氏は、法律婚を望む二人に結婚前の氏を名乗る権利を与えるための制度で、それ以上でもそれ以下でもない。例えば、この制度は夫婦同氏を希望する人々の権利を制限するものではなく、その他の不利益をもたらすというのも想像し難い。日本が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准してから35年、貴局「男女共同参画局」が設置されてから26年が経つようだが、これだけの長い期間がありながら、国民の権利・自由の範囲を拡大するだけの制度が実現されなかった理由は、一体何だろうか。2. 私は研究者として海外での就職を目指す博士後期課程学生であり、もし結婚に伴って氏を変えざるをえないことがあれば、もしくはそれを避けるために事実婚をすれば、以下のような不利益を被ることになる。このような不便を国民に強いてまで旧態依然とした制度を維持する必要があるのか、良く検討して頂きたい：(i) 氏名は論文の著者や特許の発明者等としての同一性を確認するための（確実ではないものの恐らく最も広く使われる）手段であり、名前が変わるのは研究者にとって今までの蓄積を一度失うに等しい不利益がある。免許、学位記、その他の証明書類等で1つでも名前が一致しないものが存在すると就職活動等の場面で毎回説明や追加の書類が必要になり、（特に夫婦同氏が当たり前でない国や文化圏では）不便が生じる。(ii) 戸籍名を変えた上で仕事に旧氏を使い続けた場合、仕事で使う名前とパスポートに記載された名前が一致せず、ビザの取得やその他のパスポートを提示する場面において必要な説明や書類が増える。また、海外で通称名を利用するのは「なりすまし」を疑われるリスクがある。(iii) 上述の問題を避けるために事実婚を選択した場合、日本国内での法律婚との扱いの差（相続税など）から不利益を被ることとなる。また、海外でも配偶者ビザの取得などに困難が生じることが考えられる。</p>

171	女	40代	76	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性優位の社会制度を壊したくない議員のかたの反対があることはわかるが、人権問題として選択的夫婦別姓制度を実現するべきだ。男尊女卑、家父長絶対の意識はこの制度によって醸成されているのだから、早急に実現できるようにしてほしい。あわせて戸籍を見直し、戸籍筆頭者と本籍欄を廃止するよう求めたい。そもそもマイナンバーがあれば、戸籍はもう不要ではないか。
172	女	40代	77	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育ては女性だけの仕事ではなく、男性も共に責任を分かち合うべき仕事だ。家事も育児も女性のみを負担を負わせ続けず、「お手伝い」するだけの偽家事ダン、偽イクメンを産まないよう、男性の育児休暇と女性の育児休暇を6か月「交代」で取得するよう義務化してほしい。 ・ 学校や社会に人権の知識のほかにジェンダー平等の教育も含めてほしい。 ・ 学校での男女別名簿を廃止、男女別に制服を決めるのではなく本人による選択制にすることなどで、男尊女卑の意識を排除してほしい。
173	女	30代	76	<p>男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備の具体的な取り組みとして、「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるなど、民法(明治29年法律第89号)改正等に関し、検討を進める。」とありますが、選択的夫婦別姓制度導入は、是非とも早急をお願いします。</p> <p>人の名前は人格権の一部です。婚姻届を提出して法的に夫婦になるためにはどちらかが今まで生きてきた名前を捨てなければならないというのは、あまりにも非情です。名前を変えないだけで誰に迷惑がかかりますか？基本的人権の尊重より、70年も前に廃止された差別的な家制度の方が大事ですか？家父長制を維持したい人達の既得権益を守るのが大事ですか？</p> <p>私たち夫婦は、事実婚だとお互いの医療許諾もできないし、貧乏なので公正証書も作れないなどの様々な理由で法律婚を選びました。私が名前を変えたくなくて夫に改姓してもらいました。</p> <p>夫は「名前変更の手続きがめんどくさい」と愚痴は言いますが名前が変わったことによる精神的苦痛は訴えていなくてほっとしています。私の方が罪悪感で鬱になりそうです。自分が嫌なことを夫に押し付けたことによる罪悪感は一生涯付きまといまいます。</p> <p>男だから女だからとか関係ありません。現在の強制的夫婦同姓制度では、例えば同性婚ができるようになったとしても、現状の強制的夫婦同姓制度だと一定数のカップルは結婚しないと思います。</p> <p>名前とは、アイデンティティであり、個人を識別する記号であり、自己ブランドであり、仕事で使う屋号であり、誇りでもあります。</p> <p>人にとって名前とは大事なもののなのです。</p> <p>だから、結婚によって片方の名前を奪う制度は即刻廃止してください。名前を変える、変えない、という権利をください。お金が無くても夫婦として守られる権利をください。</p> <p>男だから、女だからではありません。人間としての、自分らしく生きる権利を奪わないでください。よろしく願いいたします。</p>

174	女	30代	76	<p>ア-2の部分で「旧制の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とあり、選択的夫婦別姓の制度化については一切触れられていません。選択的夫婦別姓への取り組みについて全く記述がないことは世論や国際的な流れに背いているのではないのでしょうか。</p> <p>私自身、今後パートナーとの間に子供を持つことを希望しておりますが、自分の氏は失いたくないため事実婚を選択する予定です。税金や医療など公的サポートは受けられなくなりますが、それよりも自身の権利を守るために事実婚を選択します。</p> <p>結婚しなければ子供を産みづらい日本において、確実に少子化の一因となっており、女性のキャリアにも支障がある大きな問題です。</p> <p>このような問題に目を背け、「旧姓併記」という国際的にはなんの価値もない、銀行等の手続きでもまったく使えないお茶を濁したような政策を広めるのではなく、本質的な解決をぜひ進めていただきたいです。</p>
175	団体	60代	25	<p>(1) ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワークの実現に向け、男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェッショナル制度を拡大しないこと。</p> <p>(2) 非正規雇用労働者の賃金の底上げをはかるため、生計費原則により最低賃金を引き上げること。全国一律最低賃金制度の確立。事業主負担を軽減する中小企業への支援策を進めること。</p> <p>(3) 男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。</p> <p>(4) 包括的なハラスメント禁止法を制定し、罰則規定を設けること。</p> <p>(5) 性別役割分業の考え方に基づいた労働政策、税制度、福祉制度の見直しを行うこと。</p> <p>(6) 「多様で柔軟な働き方」という名目で、フリーランスなど「雇用によらない働き方」を拡大しないこと。</p> <p>(7) 公的保育所増設、学童保育の拡充、子どもの医療費無料化、教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。</p> <p>(8) 国際基準に基づく計画となるよう、ILO 第 111 号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO 第 175 号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO 第 190 号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などを批准すること。</p>
176	団体	団体	79	<p>79 ページ、「第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」について</p> <p>漫画やアニメ、映画等を含めたメディア全般に、行政がそうした意識改革の理解を促す媒介となる義務をおわせるならば、男女共同参画にとって望ましい表現以外はあらかじめ排除されることになり、創作を行う人々の自由な表現を阻害することになる。</p> <p>例えば時代劇のような、現代と価値観が異なる封建的な社会を題材に創作を行うのが困難になることが予想される。</p> <p>全てのメディアがそうした意識改革の理解を促す「教科書」的なコンテンツとなる必要はな</p>

				い。そうした理解を促すならば、それを目的とするパンフレットや動画等の一部のメディアが行うにとどめるべきである。
177	女	40代		<p>選択的夫婦別姓制度の法制化を望んでいます。</p> <p>パスポートや住民票、マイナンバーカードへの旧姓併記が進んだとしても結局使える範囲が限られており、なんら解決になっていません。</p> <p>現状、男女どちらの姓を選んでも良いことになってはいますが実際のところ社会文化として男性側に合わせる(合わせさせられる)ことが多く、望まない改姓を強いられ、苦痛を感じている人がいます。私もそうです。</p> <p>選択的夫婦別姓制度の実現によってしかこの問題は解決しないと思っています。</p>
178	女	40代	44	<p>選択的夫婦別姓制度の実現は私も願いますが、生まれた子が、父親の姓となるなら、家父長制は変わりません。両親とも姓を名乗るか、生んだ女性を尊重して母親の姓か、大人になってから選択出来るなど、生まれた子の姓まで考える必要があると思います。</p>
179	団体	60代		<p>女性のおかれた状況を分析しているものの、表面的にすぎない。特に「アンコンシャス・バイアスが大きな障壁」であると共に、税制(配偶者控除)や社会保障(年金の第3号被保険者)が固定的性別役割分担、実態を規定していることにも触れるべき。配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人もいるのに、労働者として存在していない。分析対象になっていないことは問題です。</p>
180	女	60代		<p>男女雇用機会均等法や女性活躍推進法が実効性を持たないのは「女子差別撤廃条約」や「北京行動綱領」に基づく、女性への差別禁止が明確に規定されず、罰則もないためである。基本法に基づく基本計画も20年になるので、国連中心の諸外国に学び実効性のある法整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金格差については、同一価値労働同一賃金の規定を男女雇用機会均等法に入れること、最低賃金を15,000円にすることが有効と思う 人権に基づく労働者教育が必要である。労働者の権利があまりにも知られていないので、雇用の場での平等が進まない ポジティブ・アクションのところで、女性活躍の「見える化」が提起されているが、「差別解消への取り組みがいかに進んでいるか」も見える化したい。非正規雇用の割合、賃金格差、勤続年数、育児休業取得者割合等男女別に開示してほしい。 個人単位のセーフティネットの拡充が必要。ひとり親でも安心して生活できる社会保障制度、税制の構築が望まれる。扶養手当や扶養控除等世帯単位の制度の見直しを。
181	団体	60代		<p>共働きすることによって家計を維持しているにもかかわらず、家庭内での家事労働は多くの女性が担っている現状は、今も昔も変わりません。その原因は、社会の構成員の多くが性別役割分業意識を意識的にも無意識的にも持っていることによるものだと考えます。企業も労働組合も男性中心の構造が岩盤のように堅く、男女賃金格差はG7の中でも最下位というお粗末な状況です。</p> <p>素案には、素晴らしい基本認識、具体的な取り組みが示されていますが、まず、やるべきことは男女間賃金の格差解消です。男女同一賃金で賃金格差が解消することによって、男性の育児休業取得も進むはずですが。家庭内で育児休業をどちらが取得すべきか夫婦で話し合うときに、家計を考慮して、やはり賃金の低い女性が取得することになります。このことは家事労働全般に当てはまります。</p>

			<p>意識を変えるためにまず必要なことは、経済的裏付けです。性別役割分業意識が生き残ってきたのは、女性の労働評価を男性の低位に置き続けてきた歴史によるものです。男性参加の育児・介護・家事などをかけ声や参加しやすい制度設計などをいじることよりも、賃金格差をまず解消することから、その一歩は始まるのではないのでしょうか。</p>
182	女	70代	<p>1、ワーク・ライフ・バランスの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性別役割分担意識の背景に、家事や育児の背景の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり・・・」というのみで、コロナの給付金一人10万円の「受給権を世帯主」と平然と規定する実態がある。これでは性別役割意識は当然なくなる。社会保障や税を個人単位とする等の具体的になくす方策を掲げるべきである。 ・ウ「男性の子育てへの参加促進、介護休業・休暇の取得促進」で『育児介護休業法の促進を図る』とあるが、これでは今まで通りで促進は望めない。現場の実情として、進まない大きな要因は、経済的支援が不十分であること・現場への負担が過重になる点にある。経済的支援を80%以上に、代替え要因の確保とその予算の保障を具体的に挙げるべきである。 <p>2、雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ「男女間の賃金格差の解消」 <p>均等法の対象に”賃金”を加え、女性差別撤廃委員会から勧告されている「差別の定義」をいれるべき。</p> <p>4、非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への・・・</p> <p>男女間の賃金格差は、年金の大きな格差に繋がり、女性への差別は死ぬまで続く。女性の6割近くが非正規である状況を是正するための、具体的な取組と実現への道筋を提示すべきである。</p>
183	女	30代	<p>選択で夫婦別姓に出来るように法整備をお願いします。</p> <p>変えたい人は変えればよいし、変えたくない方は変えなくて良いことにしましょう。</p> <p>現在のどちらかが変えなければいけない制度では昔からの慣習により女性が変わることが殆どです。</p> <p>女性で変えたくない方は躊躇しますし、そこをパートナーに理解して貰えずに関係が破綻したりすることもあります。</p> <p>男性側も、嫌なら僕が変えますという考えの方も少なく、それには男性なのに…という周りの目も関係しています。</p> <p>もし選択制であれば、どちらかに負担を強いてということも無くなりますし、周りも制度で認められているからと特に気にしなくなると思います。</p> <p>仕事の実績や、日常生活等でも名前が変わることでマイナスになります。旧姓併記で対応するという考えもありますが、それでは民間のサービス側や同僚、客先の対応はなかなか変えられません。</p>

				政府としてSDGSを推進しておられますが、その1つとして是非、選択制での夫婦別姓をお願いします。
184	女	40代		<p>再婚しましたが、姓を変えたくない為、事実婚をしています。</p> <p>配偶者には連れ子があり、配偶者に何かあった時に、息子を引き取ることが法的にできるのか？</p> <p>また、家を建てる予定なのですが、法的に夫婦と認められていない場合、共同名義やローンの組み方などにも影響があります。</p> <p>所有資格の氏名の変更にかなりな抵抗があり、旧姓併記では用をなさないことが多々ある為、選択的夫婦別姓の導入を強く希望します。</p> <p>男女平等とは口だけで、結婚の話になっても名字をどちらの姓にするかなどと話し合うカップルは少なく、私の配偶者も当たり前のように私が変わるものだと思っていました。</p> <p>彼は一度も変えてないのに、私はまた名を変えなければならないのかと思ったら、とても許せませんでした。</p> <p>それは婚姻をしたいかどうかとは全く別の問題です。</p> <p>長年叫ばれ続けているのに一向に改善されないのは何故でしょうか？反対派の理由のほとんどは賛成派に論破されています。</p> <p>早く選択的夫婦別姓を実現してください。</p>
185	その他	20代		<p>選択的夫婦別姓、同性婚を法律で認められるようにしていただきたい。</p> <p>多様な暮らしの在り方を尊重するのであれば、この二つも法律で認められるべきだ。</p> <p>また、「男女」共同参画という言葉もマイノリティの自分にとっては違和感があるため、「人間」にするべきだ。</p> <p>変化を怖がり、現行に甘んじる政治人たちに振り回されたくない。</p>
186	女	30代	75	<p>夫婦別姓の選択肢をお願いします。</p> <p>私は結婚を考えたことがありますが、苗字を変えることにも抵抗があり破断になりました。私の名前は、私が産まれるときに両親が一所懸命考えてくれた名前です。</p> <p>苗字との兼ね合いも考えてくれています。</p> <p>結婚して男性が苗字を変えると珍しがられたり理由を訪ねられたりするほど、苗字を変えるのはほとんどが女性です。</p>

				<p>事実婚では受けられない制度がある、結婚すれば苗字を変えなければならないとなれば、独身女性にとって結婚も子供も不要です。</p> <p>離婚した男性、結婚してない男性にも養育費の支払い義務をお願いします。</p> <p>養育費を払わない父親が多く母親だけが苦勞するから、子供がきちんとした教育を受ける機会を奪われるのです。</p> <p>また、父親から養育費を受け取ることシングルマザーへの税金も減らせます。</p> <p>父親から国が回収し、シングルマザーへ配布してもいいと思います。</p> <p>差し押さえの措置なども含めお願いします。</p>
187	男	40代	76	<p>選択的夫婦別氏制度の早期実現を希望します。</p> <p>理由は以下の通りです。</p> <p>旧氏の通称としての使用の拡大やその周知が日本国内で進んだとしても、通称という概念が海外では通用しません。国境を越えて活躍する改氏した女性に対し、入国管理や奨学金申請等の様々な場面で負荷が生じています。結婚に際し改氏を強制する制度を廃する事が、男女共同参画にとって重要と考えます。</p>
188	女	70代		<p>選択的夫婦別姓制度の導入は、男女平等の視点からも非常に重要です。</p> <p>1996年に法制審議会が法律案要綱を答申したにもかかわらず、未だ実現していません。いまや、婚姻時に夫婦同姓を強制する国は日本以外にはありません。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、民法の「夫婦同姓」規定の改正を再三勧告しています。早期に実現するよう政策面から整備をしてください。</p>
189	女	60代	77	<p>出産に伴って、休業しなくてはなりません。それは女性だけでなく男性もですが、休んでいる間の給与保障が十分ではないと思います。100%の期間を長くしてほしい。</p> <p>夫の育児休暇取得を進めているが、なかなか進んでいません。徳島県においても、多少の前進はあるものの十分ではありません。実際の育児休暇取得率も1日でもとれば取得したことになっているのではないのでしょうか。せめて、1か月でも取ること、そのことへの職場での理解の共有、環境の整備を進めるべき。子育ての楽しさを味わえるのが女性だけというのはもったいない。また、その際に子育て中のパパ・ママのコミュニケーションをとれる場を身近な地域で提供してほしい。</p> <p>保健師さんによる相談活動と家計訪問をもっと強めて、育児に対するストレスを軽減するような施策を求めます。</p>
190	女	30代	76	<p>選択的夫婦別姓・同姓制度を強く求めます。「ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討」の3で掲げられていますが、「選択的夫婦別氏制度の導入」は、早急に実現してください。</p> <p>(「国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」といった、ほぼ現状維持にとどめる方法では不十分です) 実際に、国民の声はこの制度の導入は非常に前向きです。国会・内閣府のいち早い行動をお願いいたします。加えて、2での「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知」で、本来姓を中途半端に使えるようにする方法はやめてください。本人にとっても周囲の者にとっても、二つの姓を意識的に使い分ける必要性があり、負担がかかっています。国際的にも選択的夫婦別氏制度の導入は”普通”の制度であり、明治時代から制度変更なされていないことが奇妙です。男女ともに平等に、個人として社会参画できることを</p>

				望んでおります。今の時代や国民のニーズに合わせて、制度改善いただけますよう、何卒よろしく願いたします。
191	女	30代	76	<p>選択的夫婦別氏制度の導入に向けて、検討をしたり国会の動向を注視するだけではなく、積極的に動いてほしいです。</p> <p>通称を使用しても、不便は解消されません。資格や社会保険等の手続き、給与の支払いも変更手続きをせず旧姓で可能にできるのであれば不便はありませんが、戸籍姓が求められる場面がある限り不便であり、苦痛です。</p> <p>また、出産等での離職や転職をする場合、再就職先で旧姓の通称使用を申し出るのはハードルが高いです。</p> <p>改姓が強制される現状では、手続きの煩雑さや結婚・離婚・再婚といったプライベートなことを開示しないためだけではなく、アイデンティティの保持のための旧姓使用という理解を広げてほしいです。</p> <p>旧姓併記や通称使用の拡大で問題が解決すると認識されると、「通称使用ができるからいいだろう」と法改正に否定的な見方をされることもあります。そのような根本的な解決にならない通称使用に予算が投じられることにも疑問があります。</p>
192	女	40代	76	<p>(2) 項目について</p> <p>望んでいるのは旧姓使用の拡大ではありません。</p> <p>選択的夫婦別姓を導入し、望まない人にまで改姓を強いるのはいまずぐやめてください。</p> <p>旧姓使用に関して、政府は2001年の段階で、すでに旧姓の通称使用は「コストをかけて混乱が起こる」「ごまかし」と把握していました。</p> <p>そして実際に混乱が起こっています。改姓問題のために心を病み、退職に追い込まれたり、やむなくペーパー離婚して婚姻の法的保障から除外される方が跡を絶ちません。</p> <p>莫大な費用をかけて旧姓併記のためのシステム改修が進んでいますが、「改姓したくない」という人の法的氏名を奪ってダブルネームで生きさせることのメリットは、本人にも周囲にも何一つ有りません。</p> <p>旧姓併記で婚姻の有無や配偶者の氏など、仕事でしか関係のないような人にまで開示させるのはプライバシーの侵害です。</p> <p>外務省も旧姓併記でトラブルが起こることを明言しており、日本人の国際的信用度を著しく損ねています。</p> <p>そして実際に海外で「ダブルネームは犯罪的行為」と指摘を受けた研究者もいます。</p> <p>長年、信用・実績・資産を築いてきた氏名を結婚で変えさせることは人権侵害であり、旧姓使用などというコストをかけて混乱が起こるお為ごかしはいまずぐ止めて、選択的夫婦別姓を導入してください。</p>
193	女	40代	82	ジェンダーバイアスの含まれる広告、テレビ番組を禁止とし、罰則を設けてください。

			<p>イギリスはじめ EU では取り組みが始まっています。家事育児介護商品で、その労働を担っているのは女性だけといった描写がよく見られます。</p> <p>男性が家事 CM に登場しても、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夫がぎこちなく家事を「手伝う」 2. 主婦に人気の男性俳優が「教える」「実験する」 <p>役がまだ多いのが現状です。これは女性は家事、男性は仕事という性別役割固定を加速するものにほかなりません。</p> <p>「女性の身体の不適切な扱い」＝性の商品化が問題化したケースは行政、政府広告にさえみられます。</p> <p>地方自治体の萌えキャラ 県の観光誘致キャンペーン 官公庁の萌えキャラ 団体のポスター</p> <p>など、女性を性的消費する視点で描かれた広告は枚挙に暇がありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性は知性が低く、困り顔内股で受容的 ・ 胸や股、性的パーツを不自然に強調し ・ 教えて貰う／性的に誘う立場 <p>という描かれ方は性差別そのものです。また小児を性的に描くことは、小児性の性被害の温床にもなっています。</p> <p>テレビ番組でも「風俗で女性を買うエピソード」や「LGBT をオカマ、オネエと嘲る場面」など、見るに堪えない性差別が繰り広げられており、改善は遅々としています。</p> <p>女性が社会進出を妨げる偏見につながるのを、改善してください。</p>
194	女	60代	<p>75</p> <p>基本認識の中に「固定的な性役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある」との表記は適切で、慣習など男女差別につながるものが多々あり、変えていくべきことである。</p> <p>その中の一つに夫婦の姓がある。法律ではどちらかの姓を選ぶとなっており不平等には見えないと思えるが、現実には96%が男性の姓になっており男性が姓を変えることを望まない限り女性も変えたくない場合は対等に選べていない。私もそうであったように多くが慣習に従わざる得ず夫の姓にならざる得ない。ここでも男性に従うという一般慣習が女性の社会参画の意識を低くすることになる。また、これを拒否する男女は婚姻届を出さない事実婚を選ばざるえない。旧姓使用ではその意識の解決にならず、戸籍姓との混乱や旧姓使用を始め・継続する時のあらゆる面での手続きのコストや煩わしさが大きい。別姓を選択できるようになれば解決するのに、なんのためにするのか。ここでも当事者や女性たちの声が聞かれていない。旧姓使用を拡大することは、働く女性にのみ視点を当てたものであり全て女性とは言えない。働く女性も先の理由でそれを望んでいない。莫大な税金を使って旧姓使用を広げることは無駄としか言いようがない。強く反対する。夫婦別姓に関し政府の動向を注視するのではなく、女性差別撤廃委員会からも勧告されているように男女共同参画の立場から、</p>

				<p>政府に働きかけることを盛り込んでほしい。</p> <p>別姓制度を何年待てばいいのか。誰かに影響することではない自分の名前という極めて個人の物がなぜ国に縛られなければならないのか。自分のことは自分で決めるということの基本ができない限り女性がこの国で生きやすいとは感じれないだろう</p>
195	女	20代	76	<p>28歳女性、これから結婚を考えている1人の日本国民です。</p> <p>選択的夫婦別姓制度の導入を強く希望しています。</p> <p>今の婚姻の制度では、妻か夫どちらかの姓を選択して夫婦となるとされており。一見、妻か夫どちらかの、と平等に見られる制度ではありますが、実態は96%の女性が改姓しており、法律と実態が伴っておりません。</p> <p>また、綿々と続けられてきた家父長制の名残により、女性が姓を変えるのが当然、と思われれております。</p> <p>実際、私も婚約者から同様のことを言われました。</p> <p>女性が改姓をする＝「女性は姓を奪われてもかまわない」という考えは男尊女卑であり男女差別に他なりません。この国は国連の男女差別撤廃法案に国名を連ねている国です。男女差別となりえる制度は、改正する必要があります。</p> <p>また、では、男性も同様に姓を奪ってもよい対象であるか、といえば、そうではないと考えます。男性も女性も1人の人間であるのだから、男女どちらも、今までの姓を変えずに夫婦となれる道があるべきです。</p> <p>私は今の法律のままでは、法律婚ができず、家族を作ることができません。</p> <p>婚約者と話し合っどどちらかの姓を選べる制度があるはずなのに、女が姓を変えるのが普通なのだから、姓を男に合わせろ、という、婚約者を含む周辺からの圧力があるためです。</p> <p>「なら結婚しなければいい」という議員の発言もありましたが、法律婚せずに事実婚となると、相続などの不安や、子供が「婚外子」となってしまうため、子供を作ることはないでしょう。となると、高齢化、少子化の世の中がますます広まっていくことは容易に想像がつきます。</p> <p>1人の人間として、男女の差別なく家族となれる道である選択的夫婦別姓をどうか導入してください。</p> <p>私は今まで生きてきた自分の名前を奪われることも、大切な夫となる人の名前を奪うこともしたくはありません。</p> <p>1人の人間同士が対等な関係で夫婦となり、子供を産むことを望んでいます。</p> <p>同姓が良いカップルも、別姓が良いカップルも、どちらも恩恵を受けられるからこそその「選択制」です。</p> <p>選択的夫婦別姓の導入をどうかお願いいたします。</p>
196	女	40代	77	<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施する。

				→医療的ケア児・障害児保育、放課後等デイサービスなど、障害のある子どもとその保護者を支援するサービスについても加筆していただきたい。
197	女	70代	76	(3) 国会の議論が世論を反映していない現状から、2行目後半からの「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」を「世論の動向を踏まえながら、選択的夫婦別氏制度の導入を進める」とする。 また、再婚禁止期間が女性だけにあるのはおかしい。出生児の親子関係は検査等で分かるため、「男女ともに『待婚期間の規定をなくす』など、民法改正に関しても検討を進める」として欲しい。
198	団体	団体	76	ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討 「働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める。」を「・・・見直しを進め実現の道筋をつける」とすべき。 「・・・第3号被保険者を縮小する方向で検討を進める」を「・・・検討を進め早期に実現を図る」とすべき。 「家族に関する法制について、家族形態の変化及び多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるなど、民法（明治29年法律第89号）改正等に関し、検討を進める。」を「・・・進め、早期実現を図る」とすべき。
199	女	70代	76	(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じるこの内容、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。・・・とありますが、旧姓使用は、別姓使用が認められないための窮余の策なので、入れない方が良くと思います。もっと積極的に、「女性の生涯にわたるアイデンティティとしての同じ苗字の使用（旧姓としてでなく、ずっと同じ名前で一生を生きる）」と、「職業を持つものとしての継続的な同姓の使用の必要性から、夫婦選択別姓を認めるのが、男女平等の観点から必要である。」の二つを強調してほしいです。このほかに、外国から招待されたときに活動時の名前と違うと、入出国審査所でチェックを受け面倒です。 今、高齢者になり、新たな問題に気づきました。地域での活動はほとんどが地域行政とながっており、身分証明書が求められます。すると、そこには、すべて、戸籍上の名前が書かれているので、私は夫の姓で呼ばれることになります。年齢とともに増加する医者通いはもとより、新しく銀行口座を作る時、コーラスグループでも、スポーツクラブでも、すべて身分証を求められるので、今や私は仕事に築いた旧姓で呼ばれる自分をなくしそうな勢いです。ネット通販などでも、原則的には通称名で購入していますが、ものによりどちらの名前で購入したか分からなくなることがあります。 一方で、私が死亡したときに財産の継承について、旧姓のものはうまく相続ができるかどうか心配な面もあります。原則的には旧姓の時代に作ったものでも法律上の姓で再登録することになっているので。 以上のような、さまざまな不便が旧姓使用にはあります。子供がかわいそうというのに

				は、周囲が変われば自然に解消する問題です。よって、日本にだけ残された夫婦同姓の原則をこのさい、ぜひ、改めてください。よろしくお願いいたします。
200	団体	団体	75	<p>男女共同参画の視点に立った諸制度の整備を考えるに当たって、最初に検討することにしたのは、働く意欲を阻害しない制度をどう構築するか、という点だが、その点について、3つの側面から、提案をしたい。</p> <p>(1) 税制・社会保障制度：以下の制度が必要・世帯主制度の廃止。世帯主制度は戦前の「家制度」の戸主制度を引きついたもので、法的うらづけはなく、廃止すべきもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除の増額。最低生活費非課税の原則による ・最低賃金の引き上げによる低賃金の解消 ・最低保障年金制度の導入 <p>(2) 旧姓使用の拡大、周知</p> <p>(3) 選択的夫婦別姓制度の導入これらの制度を確立することは、女性が働く意欲を持ちながら男女共同参画を実現するために必要不可欠であり、これらの制度を確立することが大事だと思う。さらに、男女が「ワーク・ライフ・バランスを実現するための制度としては、以下の制度を求めたい。(1) 無償労働の評価(2) 同性婚法の早期実現に向けた民法改正。</p>
201	女	60代	P78	<p>2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談も充実</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(2) 男女共同参画の法令・条約等のわかりやすい広報の工夫はとても重要である。</p> <p>「周知に努める」でなく「国民等に周知徹底できる工夫をする」にしていきたい。</p> <p>特に(4)とも関係するが、外国人等も理解できるように「言葉の壁」の取除きにも工夫していきたい。</p>
202	女	60代	P78	<p>2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談も充実</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(2) 男女共同参画の法令・条約等のわかりやすい広報の工夫はとても重要である。</p> <p>「周知に努める」でなく「国民等に周知徹底できる工夫をする」にしていきたい。</p> <p>特に(4)とも関係するが、外国人等も理解できるように「言葉の壁」の取除きにも工夫していきたい。</p>
203	女	60代	76	<p>1-(2)-ア-(1) 第3号被保険者を減少する方向で検討をなくす方向で検討にしてください。</p> <p>(3) 「選択的夫婦別氏」は早急に実施してください</p>
204	女	30代	76	<p>(3) 国会の議論が世論を反映していない現状から、2行目後半からの「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」を「世論の動向を踏まえながら、選択的夫婦別氏制度の導入を進める」とする。</p> <p>また、再婚禁止期間が女性だけにあるのはおかしい。出生児の親子関係は検査等で分かるた</p>

				め、「男女ともに『待婚期間の規定をなくす』など、民法改正に関しても検討を進める」として欲しい。
205	団体	団体	76	<p>場所：「P76 ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討」について 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①ないし④に記載の事例は、現状において働く意欲を阻害している制度が列挙されており、タイトルとしては「働く意欲を阻害する制度等の廃止の検討」が適切ではないか。 <p>場所：「P76 ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討」中の、13行目について 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3号被保険者を縮小する方向で検討を進める」とあるが早期に縮小を実現し、将来的には第3号被保険者という仕組みを廃止することが、男女が共同して社会に参画する観点からは望ましい。同様に健康保険における被扶養者の収入要件についても、縮小する方向で検討することを基本計画に盛り込み、将来的には廃止となることが望ましいと考える。
206	女	70代	76-	<p>1、(2)(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29の税制改正で行われた配偶者控除の見直しは控除額の引き上げであり、結局女性労働者が非正規の安い賃金でつかわれることを助長した。これでは逆行である。 ・第3号被保険者の廃止、配偶者控除の廃止など社会保障・税制を個人単位とすること。 <p>(2)の旧姓の通称使用拡大ではなく、選択的夫婦別氏制度を早急を実現すべきである。国連女性差別撤廃委員会は世論を理由にすることはできないと指摘しており、その世論も2018年の世論調査では別姓賛成が42.5%と反対29.3%を大きく上回った。</p>
207	女	20代	76	<p>2「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p>と記載がありますが、そもそも夫婦別姓を選択することができれば旧姓を使用する必要はありません。旧姓の通称としての使用拡大、周知には予算や対応のための労力が必要とされますし、都市部と地方では対応に格差が生じることが考えられます。</p> <p>また、現在は改正するのは女性が大半であり、改姓の際の手続は非常に煩雑です。夫婦のうち一方のみが改姓する必要があり、それが女性であることが多数であるという現状は女性差別と言って過言ではありません。現状に対する根本的な解決として、選択的夫婦別姓を導入することが、女性が不便さを感じないために必要な手段と考えます。</p>
208	団体	団体		<p>◇第9分野「各種制度等の整備」は、各分野に深く関わっており、一つにまとめず、10の分野それぞれで扱うこと。</p> <p>◇「働く意欲を阻害しない制度等の検討」とあるが、コロナ禍で明らかになったように、働く意欲の最大の阻害は女性の低賃金・不安定労働である。非正規でなく、正規労働を当たり前、誰もが8時間働けば普通の生活ができるよう、同一労働同一賃金、全国一律の最低賃金抜本引上げで女性の低賃金の底上げを明記すること。</p> <p>◇「個人の選択に中立的な税制」の名ですすめられてきた配偶者控除や社会保険制度の見直しは「専業主婦ねらい打ちの増税」との批判の通り、2017年の「税制改正」でも約100万世帯が負担増を招いたとされる。第6分野で特筆されるほど、女性の貧困化が深刻ななか、いっそう生活苦に追い込むのではなく基礎控除や賃上げの大幅引き上げとセットですすめることを明記すること。</p>

			<p>◇特別給付金の支給先が個人でなく「世帯主」とされた問題は、家父長制の名残で憲法に反するものであり、世帯単位でなく個人単位に各種制度を見直すことを明記すること。</p> <p>◇自営業で女性が家族従業者として果たす役割が適切に評価されるよう国連女性差別撤廃委員会から勧告され、全国 544 の自治体で意見書が採択されている所得税法第 56 条の廃止は、第 9 回定期報告で質問されており、期日も含め明記すること。</p> <p>◇選択的夫婦別姓制度導入は、国連女性差別撤廃委員会から再三の勧告を受け、第 9 回定期報告でも情報提供を求められており、1996 年以來 20 数年が経過してなお「検討を進める」のではなく、導入の民法改正を期日も含め明記すること。「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知にとりくむ」は削除すること。</p> <p>◇子ども子育て支援では、4 次計画で保育所や学童の待機児童の「解消をめざす」としたが、達成できなかった原因を明確にし、解消への実効ある対策を明記すること。</p> <p>◇コロナ危機で医療・介護などエッセンシャルワークの重要性と脆弱さがいっそう明るみになった。逆行する医療・介護の「効率化・重点化」は削除し、政府が予算措置を伴って抜本改善をはかることを明記すること。</p> <p>◇民間企業における男性の育児休業はわずか 7.48%であり、内閣府中間報告で提起された「男性本人に対し、育児休業の取得の義務化や強力なインセンティブを与え、男性が全員取得する環境を目指す」施策に踏み出すこと。</p>	
209	男	30代	76	<p>「選択的夫婦別氏制度について検討を進める」とあります。この制度について検討する意向が明記されたことに賛同します。ただ、この書きぶりでは不十分です。強制的夫婦同姓制度が事実上、ほぼ女性のみに対する差別的な制度になっている実態を改めるため、早急に「選択的夫婦別氏制度」を導入することが必要です。「検討を進める」という不明瞭な表現ではなく、明確な書きぶりとするべきです。例えば、「内閣府男女共同参画局のもとで選択的夫婦別氏制度の設計に関する専門家会合（仮称）を 2021 年度中に立ち上げ、制度提案をとりまとめ、全国各地・オンラインで少なくとも 5 回以上のタウンミーティングを行い、パブリックコメントも実施するなど、国民的な議論を行った上で導入の是非を検討する。」などとすべきです。</p>
210	女	50代		<p>具体的な取り組み(3)選択的夫婦別姓の導入への国民的理解は進んでいる。このことで不利益を受けている方々が存在するのだから、早急に民法の改正を行うべきである。当事者が声を上げているのに、検討など時間をかけるべき問題ではない。</p>
211	団体	団体	76	<p>望まない改姓、通称使用などによる不利益、不都合を一日も早く解消すること、女性だけに適用される再婚禁止期間の廃止とともに、緊急の課題です。国連の勧告、世論の高まりに真摯に向き合い、検討にとどまらず、積極的文言を盛り込んでほしい。</p>
212	女	30代		<p>男性の育休制度の推進が進んでいるとはいえ、育休＝女性が取得するもので、男性が当たり前に休まない。30代前半ですが、大学受験・雇用のときまで男女平等として同じ土俵にたってこれまで生きてきたが、出産となると急に女性のものになっている(女性も男性と同じようにキャリアを積んでいるが出産となり急にキャリアがストップする)。男性全員育休取得を義務化しなければ、女性の活躍は無いと思う。ご検討お願いします。</p>
213	—	30代		<p>とにかく地域による賃金の不平等をなくす。全国一律で最低時給を 2 千円程度に上げるべき。</p>

			<p>すべての学校、公共施設に生理用ナプキンを置く。生理用ナプキンはトイレトペーパーと同じ必需品だ。非課税にすべき。</p> <p>PMSをやわらげるための薬を医師の処方なしでも気軽に薬局で買えるようにすべき。もちろん安価で。避妊用のピルも安く、学校などでは無料で配るべき。当然性教育を正しく行う。性教育が正しく行われていない現在の状態は児童虐待です。</p> <p>女性の医師を増やす取組をする。女性が医学部に進学するのを無料にする、補助を多く出すなど。医学部で女性を入試の段階で排除していたなど言語道断である。男性が女性を「子どもを産む家畜」とみなすのをやめるべきだ。女性は人間だ。それが理解できない男性は公共政策にも医療にも司法にも教育にも関わらるべきではない。日本の男性の偏見、ミソジニーをなくす取組をすべき。</p> <p>人をフルタイムで拘束し、正規労働者と同じ働きをさせながら、ボーナスを出さない、たった数年しか雇わないなど、非人道的な雇用をやめるべき。短期、有期雇用ならその分高い給料を出すべきである。</p> <p>人を使い捨てる雇い方をやめるべき。</p> <p>司書、保育士、看護師、教師、エッセンシャルワーカーの地位を保障すること。国家資格を持っている人々を月給20～30万円以下の安い給料でこき使うべきではない。安定した地位を与えよ。反知性主義と決別すべき。</p> <p>アフーマティブ・アクション（企業、役場、防災、司法、警察など意思決定の場に少なくとも女性を3～4割配置する。</p>
214	男	70代	<p>（7）姓が変わることは個人の尊厳に関わることであり、実績の継続性が重要となる研究者、スポーツ選手、芸術家などの特別な人だけの問題ではない。</p> <p>これは女性だけの問題ではないが、実際には女性が夫の姓に変えることが大半である。（最終見解12項(c)）しかも民法の条文は「姓」ではなく「氏」であり、他の条文から婚家の一員となる意味合いが強いと考えられる。</p> <p>姓が変わらない様にするために事実婚を続けたり、一時的な離婚・再婚をする人もいるが、法的に不利になる可能性がある。</p> <p>外国人との結婚では変える必要が無いことも合理性が説明できないことを示している。</p> <p>選択的夫婦別姓を可能とするように直ちに法改正しなければならない。</p>
215	女	60代	<p>出産、育児等で一旦退職の道を選んだ人への、再就職制度の確立を要望します。公的な制度を作れないでしょうか。保育園に入園できずに、退職を選ばざる終えなかった女性を知っています。</p>
216	団体	団体	<p>◇第9分野「各種制度等の整備」は、各分野に深く関わっており、一つにまとめず、10の分野それぞれで扱うこと。</p> <p>◇「働く意欲を阻害しない制度等の検討」とあるが、コロナ禍で明らかになったように、働く意欲の最大の障害は女性の低賃金・不安定労働である。非正規でなく、正規労働を当たり</p>

			<p>前に、誰もが8時間働けば普通の生活ができるよう、同一労働同一賃金、全国一律の最低賃金抜本引上げで女性の低賃金の底上げを明記すること。</p> <p>◇「個人の選択に中立的な税制」の名ですすめられてきた配偶者控除や社会保険制度の見直しは「専業主婦ねらい打ちの増税」との批判の通り、2017年の「税制改正」でも約100万世帯が負担増を招いたとされる。第6分野で特筆されるほど、女性の貧困化が深刻ななか、いっそう生活苦に追い込むのではなく基礎控除や賃上げの大幅引き上げとセットですすめることを明記すること。</p> <p>◇特別給付金の支給先が個人でなく「世帯主」とされた問題は、家父長制の名残で憲法に反するものであり、世帯単位でなく個人単位に各種制度を見直すことを明記すること。</p> <p>◇自営業で女性が家族従業者として果たす役割が適切に評価されるよう国連女性差別撤廃委員会から勧告され、全国544の自治体で意見書が採択されている所得税法第56条の廃止は、第9回定期報告で質問されており、期日も含め明記すること。</p> <p>◇選択的夫婦別姓制度導入は、国連女性差別撤廃委員会から再三の勧告を受け、第9回定期報告でも情報提供を求められており、1996年以来20数年が経過してなお「検討を進める」のではなく、導入の民法改正を期日も含め明記すること。「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知にとりくむ」は削除すること。</p> <p>◇子ども子育て支援では、4次計画で保育所や学童の待機児童の「解消をめざす」としたが、達成できなかった原因を明確にし、解消への実効ある対策を明記すること。</p> <p>◇コロナ危機で医療・介護などエッセンシャルワークの重要性と脆弱さがいっそう明るみになった。逆行する医療・介護の「効率化・重点化」は削除し、政府が予算措置を伴って抜本改善をはかることを明記すること。</p> <p>◇民間企業における男性の育児休業はわずか7.48%であり、内閣府中間報告で提起された「男性本人に対し、育児休業の取得の義務化や強力なインセンティブを与え、男性が全員取得する環境を目指す」施策に踏み出すこと。</p>
217	女	50代	<p>男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し、イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備に、「障害者施設の整備」とあるが、この文言では、介護する側の女性の負担軽減のために、障害者・児は、施設に行くべきというメッセージが読み取れる。これこそ障害者に対するアンコンシャス・バイアスを助長するものとなるため削除し、「障害児や障害者が住みたい地域に住み、自立した生活を送るための制度の充実」としてもらいたい。</p>
218	男	40代	<p>76</p> <p>学校や幼稚園や保育所に『親の承諾なく病院に連れていけたり、各種施設間を送り届けられる権利』を与えてください。</p> <p>その上で住宅地（つまり居住地域）に保育所等を沢山作って下さい。</p> <p>親が働きに行けなくなる原因の一つに『子供の体調が悪くなら保育園に行かなくてはならない。保育園は病院に連れて行ってくれない』というのがあります。</p> <p>そして『子供を毎日満員電車に乗せるのはかわいそう』というのがあります。</p> <p>これが解消できるだけで相当働きやすくなりますよ。</p>
219	女	30代	<p>婚姻届を出して法的な夫婦になるためには、現在男女どちらかが改姓しなければならない。女性の姓も選べるとはいつても96%女性が改姓するという明らかに不平等な事実があり、姓を変えたくないという気持ちがまだまだ理解されないことも多い。女性が改姓しても不便さ</p>

				<p>を感じることはないよう、旧姓の通称使用の拡大に取り組むとあるが、取り組む必要はない。仕事で旧姓の通称使用をすると、1人に2つの名字が存在するという状態になり、氏名が関わる人事システムなどを変更しなくてはならなくなり、この書類は旧姓？新姓？判子はどちらを押す？など混乱が生じ、女性にも、女性の働く職場にも大きな負担となる。さらに結婚や離婚といったプライバシーが知られたくなくても、周知されてしまうのも大きな負担だ。マイナンバーカードの旧姓併記では総務省のポスターの文言が、最初は「保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使えます」となっていたがある時「各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面で、その証明に使えます」と国民に何の説明もなしに変更されていた。結局旧姓には法的根拠はなく、銀行やその他契約などで使えないことが分かって、ポスターの文言を変えたことはもうバレています。しかもそんな使えない旧姓併記制度にするためのシステム改修で194億円もの税金を投入したこと信じられません。旧姓併記という誤魔化しはもう通用しません。選択的夫婦別姓に法改正するしかないと思います。さらに、日本では婚外子の割合が他国と比べてかなり低く、法律婚をしなければ子を産み育てづらい国といえます。夫婦お互いが望まぬ改姓をしないため、やむなく事実婚(という制度はないが)という夫婦が増え、少子化もますます加速していくのは目に見えています。国会で早急に議論して、選択的夫婦別姓が1日でも早く法制化されるよう、よろしくお願いします。</p>
220	女	70代	76	<p>(2) 具体的な取組 ア働く意欲を阻害しない制度等の検討についてマル2旧姓の通称としての使用の拡大とともに、選択的夫婦別姓制度の導入を促進していただきたい。</p> <p>78ページの2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実の(2) 具体的な取組について</p> <p>マル5情報の提供や講師の紹介のみならず専門家の配置を行っていただきたい。</p>
221	女	60代	75	<p>(1) 保育所待機児童をなくすための施策が求められる。憲法、子どもの権利条約、児童福祉法に基づき、子どもが豊かに成長・発達する権利を保障するため、自治体が責任を負う認可保育所増設、産休明け・育休明け保育の確保、保育労働者・学童保育指導員の待遇改善、学童保育指導員の資格要件、配置基準の「参酌化」ではなく基準引き上げを行うこと。保育の無償化にあたっては、年齢や所得制限を設けず、給食費も含む保育経費を無償化すること。</p> <p>(2) 全ての市町村の責任で学童保育(放課後児童クラブ)を実施するとともに、待機児童をなくし、保護者の就労を保障できる開設日数・時間に改善すること。</p> <p>(1) 国連人権機関の勧告に従い、選択的夫婦別氏制度の導入、出生届における嫡出子か非嫡出子かの記載の差別撤廃、女性のみ再婚禁止期間の廃止のため、民法・戸籍法を改正すること。</p> <p>(4) 同性婚法の早期実現に向けた民法改正</p> <p>(1) 個人の選択に中立的な制度・慣行の基本は「世帯単位から個人単位への移行」(第3次計画)とすべきである。世帯主制度は戦前の「家制度」の戸主制度を引き継ぎ、法的裏付けもなく、廃止すべきである。</p> <p>(2) 配偶者控除の見直しにあたっては、最低生活費非課税原則に基づき基礎控除を増額し(課税最低限度額の引上げ)、低所得者への増税とならないようにすべきである。</p>
222	女	30代	76	<p>「(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p>

			<p>について意見があります。旧姓の通称使用の拡大は逆に社会や本人を混乱させることになるので、早く選択的夫婦別姓制度を導入するべきです。選択的夫婦別姓を認めていないのは日本だけで、このような時代遅れの女性差別の制度をいつまで常用しているのでしょうか。旧姓の通称使用は一見解決策に見えて全くそうではありません。</p> <p>私は結婚してから旧姓を通称していますが、例えば以下の混乱や支障があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の部署では旧姓なのに、総務グループでは戸籍姓で連絡が来るので取次係が混乱する。 ・銀行口座やクレジットカードの登録をどちらの名前でしたかわからなくなる。管理が面倒くさい。一人の人間が二つの名前でカードや口座を持っていること、おかしくないですか？ ・パスポートに旧姓併記したが、海外では認知されていないルールなので、海外の入国審査で止められることが多い。 ・結婚後イギリスに留学しました。1. パスポートは戸籍姓（旧姓）2. 外国人証明証は戸籍姓 3. 学生証は旧姓、と私は三つの身分証明書を海外で持っていました。もし私が事故にあったら本人確認に時間がかかったと思います。 <p>このように旧姓の通称利用拡大は混乱しか及ぼしません。 早く選択的夫婦別姓を導入してください。</p>
223	男	40代	<p>男性専用のカウンセリングルームを開設して来年で10年になる臨床心理士・公認心理師です。男性が安心して相談できる場は少なく、ここ10年で自治体の相談窓口が多少拡大されましたが、まだまだ全く不十分です。当方では、自分の仕事や家庭生活でさまざまな生きづらさを抱える男性の相談を受けています。配偶者間の暴力については、加害者・被害者両方からの相談があります。男性には弱音を吐いてはいけない、強くなくてはならないという思い込みが強く残っており、問題を一人で抱えて、自身を追い込むケースが多いです。自殺者は幸い減少し始めましたが、男性が女性の2倍自死しているという状況は変わりません。また、自身を追い込むだけでなく、周囲の人々にも「強くあれ」「完ぺきにこなせ」を押し付けてしまうことが、職場でのハラスメントや家庭での暴力につながっています。現状の「女性活躍推進」はこれまでの男性中心社会（それは男性にとっても生きづらく自分で自分の首を絞める）の価値観に女性を合わせようとするものではないでしょうか。それでは根本的な解決にならず、男性がこれまでの「頑張らなければならない」と思いこむ価値観を変えていく必要があります。そのためにも、男性が「しんどい」「生きづらい」と声を上げることができる環境が必要だと考えます。真の男女共同参画の実現のためには、男性が相談できる窓口の拡充が不可欠であり、そのための制度・支援策をお願いいたします。</p>
224	女	10代以下	<p>婚姻制度において夫婦同姓しか選べないが、これは仕事面においても過去の業績と結びつかなくなったり、結婚・離婚したことが周囲に分かるようになっておりプライベートが明るみになったり、免許証等の氏名の変更の手続きが必要だったり、今までの愛着のある苗字から強制的に違う苗字になったりする。これが不満でない人はもちろんいるが、既に不満の声が一定数存在する。更に、苗字を変更する属性はほとんど女性で、不本意ながら変えさせられた人も少なくない。そのため選択的夫婦別姓を婚姻制度に組み込むべきである。</p>

225	団体	団体	75	<p>【基本認識】に次の文言を追加していただきたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選択的夫婦別氏」を人権問題として、早期実現を図る。 <p>【基本認識】に「個人の」「一人一人がその事情に応じた」「施策の効果が必要な個人に届くよう」と、 制度等を個々人にフォーカスする旨、書かれているので、 実情に沿った多様なニーズの一層の把握に努めていただきたい。</p>
226	団体	団体	76	<p>ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討の (2)「…女性が不便さを感じないよう旧姓の通称としての使用の拡大…」とあるが、 「女性が」を「結婚により改姓した人が」に変更すること。(改称して不便とを感じるのが女性だけというアンコンシャス・バイアスそのものである)</p> <p>イ 男女の多様な…支援基盤の整備の (1)…放課後児童クラブの受入児童数の拡大…とあるが、受入児童数及び受け入れる年齢の拡大とする。 「放課後等デイサービス等の通所支援や……マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援する」とあるがこの「保護者」を「保護者および家族」に変更する。</p>
227	女	70代	76	<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 (第4項目として次の項目追加)</p> <p>4 育児・介護支援の支援基盤を整備する観点から、保育士や介護従事者の労働実態を把握し労働環境の改善をはかる。</p>
228	団体	団体	78	<p>2・男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実の具体的取組に、各種制度やその内容をさらに周知し、併せてリーガルリテラシーができるよう学習の機会の提供を考えていただきたい。</p>
229	女	30代	76	<p>ア(3)について。選択的夫婦別姓を国が認めていないということは、男性の姓に変えることの多い女性の権利を認めていないということと同じだと思います。姓を選ぶことは女性の当然の権利です。男女同権を本気で目指すのであれば、まずは身近な権利侵害である強制的夫婦別姓の速やかな変更をお願いします。同性婚も認めてください。男女だけの結婚しか認めないというのは同性愛者の人たちの権利侵害だと思います。誰も損をする制度ではないのに、国レベルでは認めていなくて自治体のパートナーシップ制度しかないのはおかしいです。世界にも立ち遅れていると感じます。</p>
230	女	20代	76	<p>選択的夫婦別氏制度を早急に導入してほしいです。すでに世界では強制的夫婦同氏は日本だけ、国連から数回も勧告を受けているはずですし、仕事でも困っている方が大勢受けられます。</p> <p>私自身、私がこの氏を継がないと途絶えてしまいますが、明治以降の新しい文化である強制的夫婦同氏(かつ98%が男性側の氏へ変えるという男女差別)のせいで、男性側は改姓への心理的ハードルが高く、お付き合いしている人も別氏を検討してくれていますが、そうすると事実婚しかない現状にとっても困っています。</p> <p>戸籍システムもすでに選択的夫婦別氏に対応可能な設計で、旧姓併記の方がよほどコストが</p>

				<p>かかっているはずでず。</p> <p>日本だけ選択肢が与えられていないという現状がとても恥ずかしいですし、間違いなく少子化晩婚化の原因の一つです。どうか早急に導入をお願い致します。</p>
231	団体	団体	75	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所待機児童をなくすための施策が求められる。憲法、子どもの権利条約、児童福祉法に基づき、子どもが豊かに成長・発達する権利を保障するため、自治体が責任を負う認可保育所増設、産休明け・育休明け保育の確保、保育労働者・学童保育指導員の待遇改善、学童保育指導員の資格要件、配置基準の「参酌化」ではなく基準引き上げを行うこと。保育の無償化にあたっては、年齢や所得制限を設けず、給食費も含む保育経費を無償化すること。 2. 全ての市町村の責任で学童保育（放課後児童クラブ）を実施するとともに、待機児童をなくし、保護者の就労を保障できる開設日数・時間に改善すること。 3. 国連人権機関の勧告に従い、選択的夫婦別氏制度の導入、出生届における嫡出子か非嫡出子かの記載の差別撤廃、女性のみでの再婚禁止期間の廃止のため、民法・戸籍法を改正すること。 4. 同性婚法の早期実現に向けた民法改正 5. 個人の選択に中立的な制度・慣行の基本は「世帯単位から個人単位への移行」（第3次計画）とすべきである。世帯主制度は戦前の「家制度」の戸主制度を引き継ぎ、法的裏付けもなく、廃止すべきである。 6. 配偶者控除の見直しにあたっては、最低生活費非課税原則に基づき基礎控除を増額し（課税最低限度額の引上げ）、低所得者への増税とならないようにすべきである。
232	団体	団体	76	<p>(2) 具体的な取り組み</p> <p>「ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討」</p> <p>3 選択的夫婦別姓制度について、「国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し」とあるが、そうであれば「導入に向け、必要な整備を行う」と記述するべきではないか。</p> <p>P77</p> <p>1 「・待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保、子育て支援員の活用等を推進する。」、「・多様なニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。」とあるが、多様な保育サービス拡大のためには、有資格の保育人材を確保することが必要であることから、「・待機児童の解消に向けた保育所等の整備の推進、多様なニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図るとともに、それに伴い必要となる有資格者による保育人材の確保を推進する。」と記述するべきではないか。</p>
233	女	60代		<p>戸籍制度廃止。夫婦別姓。男女賃金差別禁止。公務員クオータ制度。実施してください。</p>
234	女	20代	76	<p>選択的夫婦別姓制度の導入を求めます。女性の精神的・社会的・経済的な負担を考慮し、男女平等を確かなものにするためのきっかけとしてこの制度の必要性を日本が尊重することを希望しています。</p>

			<p>日本はこのことに関して国連からも何度も勧告を受けており、夫婦同姓を義務付けているのは世界を見ても日本だけです。世界中の国で夫婦同姓規定を廃止する流れができています。結婚を機に姓を変えるのはほとんどが女性ですが、職場での使い分けに苦勞が絶えず、申請手続きにも費用と時間、そして精神的負担がかかります。少子化が進み、一人っ子世帯には自分の姓を変えることに抵抗感を持つ人も増えています。私は女性ですが、約20年間共に生きてきた姓を失うのはアイデンティティの一部を失うように感じます。明治時代に遡る制度で夫婦同姓は時代に沿っていないと思います。メリットとデメリットを並べると、メリットの方が断然多いと思います。</p> <p>「選択的」夫婦別姓制度であり、女性にもあるべき選択肢が与えられるだけのことですが、なぜここまで日本はこの制度の導入に消極的なのでしょう。男性の方はぜひ女性の立場に立って自分自身が姓を変えなければならないことを想像してみてください。</p> <p>最後に「旧姓の通称としての使用の拡大」では現状と何も変わっていないのと同じなので、求めています。</p>	
235	女	30代	76	<p>「(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p>問題点(1)</p> <p>通称としての旧姓使用では問題が解決しないことが理解されていない。</p> <p>併記制度によって「旧姓を証明」することはできるようになったが、旧姓を使用するかどうかは各団体が決めることであり、二つの名義を管理することのコスト忌避の結果として、戸籍姓しか使用を認めないケースが多数見受けられる。(例：銀行の大半が旧姓での口座開設を渋っているため、結婚した者の勤務先では給与振り込み等で口座名義との一致が必要な場面を優先して新姓のみを登録しているケースがある。)</p> <p>企業においては、社員の持つ銀行口座・保険など登録を必要とする全ての名義が旧姓に統一される保証がない限り、社員をダブルネームで管理する必要が発生している。その手間から旧姓利用を望む社員が「面倒なことをいう人」のように扱われることもある。</p> <p>完全ではない旧姓の通称利用によって、働く現場では混乱が発生したり、それまでに積み上げてきた実績が自分から切り離されてしまったりと弊害が発生している。</p>
236	女	30代	76	<p>「(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p>問題点(2)</p> <p>ダブルネーム管理のコストは国・地方でも発生しており、住民票の旧姓併記を実現するために100億ともいわれる多額の予算が使われた実績がある。</p> <p>一方、選択的夫婦別姓制度を導入した場合、現行の戸籍システムは全国の統一仕様として内部的に別姓の構成員を同一戸籍に登録できるようになっている。現在は登録時のチェックで夫婦いずれかの氏を選択しなければ処理ができないようブロックされているが、このチェック機構の改修は併記機能の実装に比べれば軽微といえる。むしろ、1990年代に選択的夫婦別姓制度の導入が秒読みとなった時点で、近い将来の導入に向けてシステム仕様を変更した大</p>

				<p>変先進的な判断であり、この仕様を利用できないままにしておくことはもったいないというほかない。</p>
237	女	30代	76	<p>「(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p>問題点(3)</p> <p>諸外国においては望まない改姓をさせる国はなく、すでに日本だけが結婚に伴う改姓を強制している状況である。さらにダブルネームが犯罪と強く結びつけられている地域もあり、複数の名義を持っているということだけで疑いをかけられる例も発生している。国際化の中にあつて日本人のさらなる活躍を望むのであれば、本人が望んだ名前で常に同一性を担保できるような仕組みの構築こそが、働きたいと願う男女の意欲を後押しすることにつながると考える。</p>
238	女	60代		<p>・長期間同じ会社で働き続けることで得られる日本型の退職金制度が、ライフイベントでいったん仕事を辞めたり、状況に合わせて転職する女性と同じ会社で長く勤め続ける男性との生涯賃金格差を拡げてしまっている。長時間労働の見直しと同時に、長期間働くことを是とする制度も見直すべきであると考え。</p>
239	女	30代	76	<p>選択的夫婦別姓の1日も早い実現に向け整備をお願いいたします。これは私の他にも同じ思いで実現を望む境遇の女性が多くいることは明らかです。戸籍名でしか仕事をするのが許されない職種が存在するからです。私は医学生で1年半後には医師免許を取得する予定です。医師は医師免許取得後、医籍登録をしますが、これには戸籍名以外での登録は認められていません。結婚後も旧姓を通称として使用する女性が一般企業にはいますが、医師においてはこれが認められていないのが現状です。なぜ結婚後に姓を変えると問題があるのか以下3つに分けて説明します。(1)アイデンティティの問題私は、今の苗字に誇りを持っており、医師になれるのも、私の両親の支えがあったからだと感じています。それゆえに結婚した後も、両親と同じこの苗字のまま医師として仕事を続けたいと思っています。ですがそれが今の日本では叶いません。医師は、自分の名前がそのまま商標や屋号のようなものです。女性医師の場合は、せっかくそれまで積み上げた論文、研究成果、臨床としてのキャリアがあつたとしても、苗字が変わっただけで、全てが分断されてしまいます。研究の世界では括弧書きで急性を併記することがまま見かけられますが、これは私たち女性研究者女性医師の立場からはとても不本意なものです。それならば男性側が苗字を変えれば良いという意見もありますが、私たちはこの苦勞を知っているからこそ、男性側にもその苦勞をさせたくないのです。ただ望んでいるのは、これまで努力を積み重ねてきたこの名前でも今後も仕事をしていきたいと言うその一点だけです。(2)患者さんにとっても不具合不都合が生じる。女性医師が結婚した場合、苗字が変わってしまい、外来で表示される名前や、処方箋の名前も全て変えなければなりません。先ほどお話ししたような、論文や著書を見て名を探して患者さんが医師の名前を検索すると言うことが、女性医師の場合は不可能になってしまいます。これは患者さんにとっても不利益ではないでしょうか。(3)法律婚夫婦との差があることが不公平。選択的夫婦別姓が認められないのであれば、事実婚の夫婦でも、また事実婚の夫婦の子供であっても、法律婚の夫婦やその子供と同じように社会的サービスを受けられるように制度を整備していただきますようここに強くお願い申し上げます。</p>

240	団体	団体		「1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し、イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」に、障害者施設の整備という文言が出てくる。これは、介護（介助）する側の負担軽減をいかに進めるか、という点に重点が置かれており違和感がある。性別・年齢・障害のいかんにかかわらず、介護を受けることは権利であり、介護を必要としている人が、当たり前、介護・介助が保障された状態で暮らす権利がある。そのための介護保障制度の充実が必要だ。また、どこで誰と暮らすかを本人が決めることも権利だ。障害者は施設にという発想に囚われず、多様な選択が可能な制度の充実を求める。
241	女	30代		我が国では令和の元号になったのにも関わらず、女性の意見や立場が尊重されずに軽んじられていると日々感じています。特に、現在の法律である民法 750 条の「夫婦同姓」は女性差別であると言えます。民法 750 条では男性も改姓することが可能ですが、現状はほぼ女性側が結婚後に改姓しています。改姓は変更手続き等の時間に新しい銀行の認印や通帳の作成（パスポートに至っては苗字を変えるだけで数千円かかるなど、かなりの出費です）など、改姓した当人には不本意な出費がかかる上、職場で結婚した事実を本人の意思とは関係無く周知されるプライバシーの侵害や、改姓したことによる自己のアイデンティティの喪失など、精神的に苦痛も伴います。「選択的夫婦別姓」なら、結婚して同姓にしたい方は同姓にして、そのまま自らの氏を変えたくない方は夫婦別姓にすることが可能であるので、早急に選択的夫婦別姓を法制化していただきたいです。
242	男	40代		選択的夫婦別姓を実現してください。同姓は日本人として恥ずかしいです。選択肢を広げてください。
243	女	40代	83	いまだにメディア（特にテレビ番組や雑誌など）では、女性をその人の能力ではなく見た目で評価したり、結婚していない女性は不幸せというような価値観の押し付けなど、女性の個性や能力を貶めるような評価が往々にして見受けられる。性別に関係なく、一人ひとりの能力や才能を正當に評価するようメディア各位には改めていただきたい。
244	男	30代	76	選択的夫婦別姓について、是非早期に実現して頂きたいと考えております。 妻&私ともに結婚前までそれぞれの苗字でキャリアを築いており、今後の仕事においても、それぞれの氏名が変更されずに継続できる事を望んでおります。 是非ご検討のほど、よろしくごお願い申し上げます。
245	女	50代	76	「(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とありますが、旧姓の通称使用では解決しません。 選択的夫婦別姓を認めていただくことが重要と考えます。
246	女	20代		早急に選択的夫婦別姓制度の導入をお願いします。 夫婦は対等な関係であるにも関わらず、人々の認識として女性が改姓することが当たり前であり、大多数の場合女性だけが馴染み深い名前を捨てさせられ銀行、免許証、パスポート、クレジットカード等面倒な改姓手続きを強いられることに強い違和感を覚えます。 実際私は強制改姓に抵抗があり、パートナーと入籍できずにいます。 なぜ結婚する際に改姓するか、しないかの選択肢を増やすだけである選択的夫婦別姓が認められないのか疑問です。早急に制度導入に向けて動いていただきたいをお願いします。

			<p>また、廃止されたにも関わらずいまだ多くの人が重視する家父長制により苦しむ女性が多くいます。(妻を夫実家の所有物のように扱う) 制度導入とともに意識改革も必要と考えます。</p>
247	女	20代	<p>男性の育児休暇取得が全く進んでいないと思います。 育休を取った男性社員は白い目で見られています。本当は育休を取りたい男性が批判を恐れ育休を取得できない事態になっていると考えます。 育児は母親だけがするものではなく、父親もして当然、と意識改革をする必要があると考えますが、会社レベルでの意識改革は難しく、国レベルで国民の意識を変えていく必要があると思います。</p>
248	男	20代	<p>選択的夫婦別姓を認めてほしい。</p> <p>私と妻はどちらも改姓をしたくなかったため、事実婚を選択して1年が経過している。改姓したくない理由は「名前が変わるのは嫌だから」という単純な理由である。我々夫婦は別姓のまま法律上でも結婚したい。これは男女平等の問題でもある。</p> <p>「女性が姓を変えるのは当たり前」という風潮もあり、ほとんどの女性は無意識に自分が改姓することを受け入れているため、問題が表面化しにくい。もし現行制度のまま結婚時に改姓を強制させるのであれば、改姓したくない女性の結婚は不可能だ。結婚するならば、男性側に改姓を迫るしかない。しかし、大多数の男性側は改姓するなんて微塵も思っていない。自分が改姓するのは嫌な癖に、女性には当たり前のようにそれを強いているのが現状だ。</p> <p>確かに、結婚時に夫婦どちらか一方が改姓する決まりになっており、制度上の平等は保たれている。だが実際には女性の改姓が9割以上であり、それを結婚相手も、両親も疑わない。女性が改姓を苦痛に思ったとしても最終的には周囲の圧力に屈して改姓を飲み込むのだろう。</p> <p>選択的夫婦別姓の問題では、「離婚が増える」「伝統的家族観が崩れる」「犯罪が増える」等の意見が出る。</p> <p>一つ目の「離婚が増える」について。世界の中で、夫婦同姓が義務付けられているのは日本だけである。つまり、夫婦別姓を導入して離婚が増えると力説する人は、日本以外の国で離婚が蔓延っている、または日本の夫婦は名字が別になるだけで壊れてしまう希薄な関係と思っているという事である。</p> <p>二つ目の「伝統的家族観が崩れる」について。そもそも選択的夫婦別姓は”多様性を認めよう”という議論であるため、若干の的外れな印象は否めない。「伝統的」というならば、明治以前は日本も夫婦別姓であったので、「伝統的な家族観」は既に明治政府により崩壊させられている。</p> <p>三つ目の「犯罪が増える」について。夫婦が同姓または別姓を選べるようになるだけで犯罪</p>

				<p>が増えるというのは、女性蔑視に他ならない。そもそも犯罪と夫婦別姓は無関係の話であり、愚問と言わざるを得ない。</p>
249	女	50代	76	<p>性差別をなくし、女性と男性が手を取り合って社会を形成していくため、基盤となる法律の見直しを進めてください。特に、選択的夫婦別姓制度を一日も早く制定してください。現在の民法では、婚姻にあたって妻か夫のどちらかの姓を選ぶように求めており、「どちらか」という点では平等でしょう。しかし現実には、結婚する夫婦の96%が夫氏婚であり、ここには極端に偏った男女差があります。結果としての平等が実現されていない状態です。「結婚したら、当然夫の姓になるよね。妻の姓になるなんてとんでもない!」「妻の姓に変えたの? 婿養子になったんですね」などは日常的に交わされる会話です。…男性も改姓することが可能だとか、妻氏婚をしたからといって婿養子ではない、そもそも家制度は1947年に廃止されたのだ、といったような意識が広く一般国民に共有されているとは言えないでしょう。国はこれまでに、この点についての啓発を十分に行ってきたといえるのでしょうか。素案の76ページ「社会における活や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とあります。これまでのところ、住民票の旧制併記制度が始まっておよそ1年たちますが、周知が十分とはいえません。たとえば、すべての金融機関で旧姓の口座開設ができるわけではありません。パスポートの旧姓併記におよんでは、外国で不審がられ犯罪者扱いをされる元になってしまいます。通称使用の拡大では問題の解決にはなっておらず、かえって女性個人の負担が増大するだけです。また、住民票への旧姓併記制度開始にあたって100億円以上の税金が投入されていることも大きな問題です。なぜここまでして、女性の活躍を阻害するような制度を温存するのでしょうか。現在では、日本を除くすべての諸外国において夫婦別姓が選択できるようになっています。別姓を望む婦夫にまで同姓を強制する合理的理由はありません。日本でも一日も早く別姓を選択できる制度を導入して、個人の尊厳と真の意味での女性男性の平等を保障すべきです。</p>
250	—	20代	76	<p>1、 ア 2 旧姓の通称使用 3 選択的夫婦別氏制度の導入検討 女性の再婚禁止再検討 については特に、国会の動向のお伺いを立てず、即座に実行に移し、決定していただきたい。 また、女性の地位向上ばかりに目を向けているが、性にとらわれないジェンダーレスの方々の婚姻制度、姓を選択できる制度も設けなければならない。 4 研究を行い、具体的にどうするかまでの記載がなければ研究で終わっても無意味。 イ 7 日本は男性の介護者への理解がない社会なので、男性が介護をする実態が可視化されておらずそこに付随する問題が浮き彫りになっていない。女性より選択肢がない男性介護問題にも目を向けるべき</p>

251	女	20代		会社では言えない事を外部機関に相談しているのに他人事のようで解決にならなかったです。何の為の外部機関なのでしょう。もう一度訓練した方が良いと思います。
252	女	70代	75	<ul style="list-style-type: none"> ・「慣習」をタイトルにした分野がない。（第3次基本計画では第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」） 大峰山での女人禁制、相撲の土俵からの排除、戸籍における嫡出子概念（別姓実現への妨げ）などの問題。 ・ジェンダー統計（コロナ禍関連など）の充実。 本格的なジェンダー予算に取り組む。 ・税制や社会福祉（コロナ禍での定額給付金、災害での給付金など）を、世主単位でなく個人単位に。
253	女	60代		<p>周囲の同僚が、保育園に子どもを入れることができず、退職している保育園の増設が必要。</p> <p>賃金が低いという理由で保育士に就かない若者がいる。保育という仕事の重要性を認識し、同一価値労働同一賃金の考え方にもとづいて賃金を位置付けて行くべきだと思う。介護職についても同様である。</p>
254	女	30代		「女性が不便さを感じることをないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とありますが、旧姓利用拡大のみでは根本的な問題の解決にならないため、選択的夫婦別姓の早急な導入を強く望みます。実際に私は改姓を躊躇して、婚姻届の提出を延期しています。手続きの煩雑さや改姓側のアイデンティティの問題、キャリアの分断など多くの弊害が生じている中で同姓に限ることは独身率の向上に間違いなく貢献しています。
255	女	50代	76	<p>寡婦控除については、昭和26年に「戦争未亡人」への福祉的政策により創設され、これまで見直しが行われてきたが、現行の死別の高齢者の寡婦控除について見直しを図るべきではないか。人生100年時代と言われるなか、80歳代には多くが死別となること、婚姻歴のない独身者との公平性の観点から見直しを図る必要があると考える。多様なライフスタイルが選択可能な社会を目指すならば公平性を重視した制度見直しを進めるべきである。</p> <p>また、国民年金第3号被保険者制度や世帯主でない国民健康保険料の所得税控除の不合理などと一体で取り組むべきと考える。</p> <p>女性の婚姻年齢が16歳から18歳に引き上げられ男女同一年齢になったことはよい。一方、選択的夫婦別氏制度の導入については「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む」ととどまっており、未だに「国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」になっている。国会こそ導入する立場で議論すべき場であり、「検討」ではなく「民法改正を進める」としてほしい。</p>
256	団体	団体		<p>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p> <p>第9分野</p> <p><施策の具体的な方向と具体的な取組></p> <p>1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討</p>

				<p>(1) 働き方の多様化を踏まえつつ、(中略) 更なる被用者保険の適用拡大を進め、第3号被保険者を縮小する方向で検討を進める。</p> <p>とされていますが、</p> <p>配偶者控除については配偶者の賃金の上限額はあげられたものの依然として多くの女性は低賃金においやられています。配偶者控除ではなく何年も据え置きのままの給与所得者の基礎控除額を上げるべきではないでしょうか</p> <p>3号被保険者については女性を低賃金に甘んじさせる政策そのものであり、3号被保険者の廃止を求める方向性を出すべきです。</p> <p>(3) 家族に関する法制について、(中略)</p> <p>(4) 政府の施策及び社会制度・慣行が(中略) 男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。</p> <p>上記(3)、(4)については、現在の国の施策、社会制度は世帯を単位としたものが多くこのままでは男女共同参画社会の弊害になっています。</p> <p>あらゆる制度を世帯主制度を無くし、個々人単位のものに変えていく必要があることを明記すべきです。</p>
257	女	60代	76	<p>1-(2)-ア (1) 第3号被保険者を減少する方向で検討を「なくす方向で検討」にしてください。いつまでも減少では全く変わらないので、「なくす方向で」検討しないと策は出ません。</p> <p>1-(2)-(3)「選択的夫婦別氏」を早期に実現してください。女性だけが不利益とは限らず、男性も婿養子の際不利益となっています。</p>
258	女	20代		<p>結婚制度において、選択的夫婦別姓を強く望みます。なぜ結婚後も自分の生まれ持った姓を名乗ることが良しとされないのか疑問です。名義変更の手続きにはかなりの手間と時間がかかります。また、改姓したことにより、セクシャルハラスメントを受けたという話も聞きます。夫婦別姓を必要としている人達のために、早く法改正を望みます。</p> <p>また、男性も育児休暇を取得しやすくできるよう、企業への呼びかけを強化して欲しいです。育児は女性だけがするものではありません。</p>
259	女	30代		<p>選択的夫婦別姓制度を導入してほしい</p>
260	団体	団体	76	<p>■第9分野：男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</p> <p>(1) 1の(2)のアの(2)(76P)「女性が不便さを感じないよう旧姓の通称としての使用の拡大…」の「女性が」を「結婚により改姓した人は」に変更していただきたい。現状は、確かに婚姻しているほとんどの夫婦の女性が男性の氏に変わっていますが、「女性が」と書くことでジェンダーの再生産をするという点と、男性で氏を変えた人も不便さを感じている点の2点からです。</p> <p>(3) 1の(2)のアの(3)(76P)「選択的夫婦別氏」をできるだけ早く実現するため、検討するだけでなく立法に向けて選択的夫婦別氏を望む意見を集約するなど、積極的に実現性の高い施策を盛り込んでいただきたい。</p> <p>(4) 1の(2)のイの(1)(76P) 放課後児童クラブの受入数を拡大するだけでは不十分だ</p>

				と考えるので、放課後児童クラブの受入数や学年の拡大をするに修正していただきたい。子どもをめぐるトラブルや事件が多く、共働き世帯が半数以上ある現状で、子どもが高学年だからといって、一人で留守番をするのは安心できないからです。
261	女	20代	75	<p>社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。</p> <p>⇒法的な書類には戸籍名が記載されるため、旧姓の通称利用が拡大しても、“通称”であることには変わりなく、戸籍上の名前ではない名前を使うこととなります。</p> <p>旧姓の通称利用が拡大しても全ての機関で使えるようになるには時間がかかることや、身分証明書等には戸籍上の姓を記載することでの身分証明となるならば、管理の煩雑さや改正の手間は現在と変わりません。また、改姓する人だけでなく、改姓をするために関わる人(役所や銀行等)も手間、時間を割くことになり、人件費がかかります。</p> <p>改正によって旧姓・戸籍名を使い分けていくのは、生活上不便だと感じます。強制旧姓の通称利用ではなく、望む人たちが結婚しても別姓を使えるよう、選択的夫婦別姓の早急な導入を強く望みます。</p>
262	女	30代		<p>選択制夫婦別姓を早く導入してください。</p> <p>婚姻時、離婚時どちらの際もものすごく面倒な手続きをとられ、時間もお金も無駄にしましたし、離婚したという事実を必ず他人に知られるのも私だけです。</p> <p>制度上は男性も姓を変えることができますが、社会的な圧力は女性のみにかかっています。</p> <p>法の下での平等にも反しますし自己決定権の侵害をされているように思います。早期に改善を望みます。</p>
263	女	30代		<p>離婚時の財産分与の制度については、家庭を支配している側が有利になる制度です。</p> <p>私は元配偶者の財産を殆んど知りません。一方で相手方は私の財産を把握しており、相手方が年収でいえば1300万円あったはずが私が財産分与しなければならぬと言われていました。</p> <p>生活費を出し、子供を養育していた側が馬鹿を見る制度の見直しをお願いいたします。</p> <p>また、児童手当の支給は世帯主ではなく、普段養育してる者に支給していただきたいです。(それが無理なら子供宛にする)</p>
264	女	20代	76	<p>p.76にある「選択的夫婦別氏制度」について、『検討を進める』にとどまらず、第5次男女共同参画基本計画の該当期間中に実施してほしい。姓変更手続きの煩雑さのみでなく、生死を左右する治療時や重要な契約時などに生来の名前を使用できないことは精神的に非常に苦痛である。別氏にすることは選択制であり、同氏にしたい人に何ら影響はない。2020年の世論調査において50代以下の女性では賛成8割を超えていること、夫婦同姓制度は124年し</p>

			か歴史はないこと（伝統的なものではないこと）などを踏まえ、一日も早い施行を要求する。
265	女	30代	<p>・妊娠、出産など、命をかけて、新しい命を育てている妊産婦が、もっと働きやすい環境に整備する事を求める</p> <p>・子供を育てるのは母親。という固定概念を払拭し、社会全体で子供の成長を見守るべき。</p>
266	女	30代	<p>選択的夫婦別姓の導入を</p> <p>導入を希望する理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・女性のアイデンティティを尊重するという姿勢。夫側にも選択の余地を 2・跡取りとなる男児を産まなければならないというプレッシャー <p>「選択的」であることに意味があると思っています。相手の姓が変わることが結婚だという認識の女性も多いからです 心から望んで姓を変える人にはその選択肢を残すべきです。</p> <p>SNSで入籍報告をすれば、名字は何になったのか？という質問は一定数来ます。私はいま30歳前後ですが、女性は幼少期から、将来結婚したらどんな名字に変わるのだろうか、と思い描いてきたと思います。</p> <p>ただ、妻となる人が姓を変えるのが圧倒的多数派である今、夫側にとって妻の姓を変えるのは社会的なハードルが高い場合もあります。妻側の姓に変えるイコール婿入り、なにか特殊な事情がある、「よほどのことがないとしんない事」であるとされています。社会的地位や体裁を気にせざるを得ず、議論の余地さえ与えない男性もいるでしょう。それが女性の尊厳を傷つけることにもなります。私がこれまでこの名前で築いてきた人生は、男性側の体裁のためにリセットされなければならないのでしょうか。</p> <p>男児、いわゆる跡取りを産まなければならないとプレッシャーに思う女性もいます。私の母は30余年前、長男となる兄の出産前に義父から「生まれてくる子が男でないなら帰ってこなくて良い」と言われました。これは、女性が自分の姓を選択し、自分の実家の名字を残すことができる確率が上がるのなら、避けられた暴言だと思っています。</p> <p>選択的夫婦別姓に反対する声の中には、日本の伝統的な家族観に影響する、というご意見もあるとお聞きします。ここで言う伝統的な家族観というのは父親が大黒柱で母親は支える立場、支えるための嫁入り、という家族の形でしょうか。すでに共働き家庭や跡を継ぐ実家と距離をおいている核家族も多い世の中です。</p> <p>また、世界の状況も参考にさせていただきたいと思います。子供の幸福度が高い国イコール絶対的夫婦同姓であれば、参考にすることもあるかもしれませんが、そうではないと思います。</p> <p>「伝統的」という言葉で縛り付けたところで現実はずみを止めない「家族の形」ですから、ぜひ、現実的なところで議論をすすめていただきたいと思います。</p>

267	男	50代	<p>選択的夫婦別姓の一日も早い導入を求めます。</p> <p>女性が家庭にあり、銀行口座も持たなかったかつての時代とは異なり、女性の就労は当然となった現実があるのに改姓を強いられることはキャリアの断絶につながります。パスポートなどのIDで本来姓とのダブルネーム使用を強いられる現状は、日本人の名前の国際的信用を毀損し、世界に伍する活躍を妨げています。</p> <p>別姓婚が法制化されず、法律婚ができないため事実婚を選択せざるを得ないカップルも少なくなく、日本の家族の法的基礎を揺るがしています。また、法律婚できないが故に婚外子避けるカップルも多いので、少子化にも直結しています。</p> <p>少子化の行き着く先は社会の維持発展困難であり、そのため外国人労働者の受け入れを拡大せざるを得なくなるとすれば、それは決して現政権支持者の声に寄り添うものではないでしょう。</p>
268	女	60代	76 <p>選択的夫婦別氏制度の導入を一日も早くしてください。</p> <p>全ての差別の始まりになっているのが、夫婦同姓（女性が姓を捨てる現状）にあると思います。</p> <p>同姓にしたい人はすればいいし、個人と個人の結びつきでいたい人は別姓でよい。</p> <p>世界的に見ても、日本における女性の政治や組織、企業のリーダーは少なく、女性はあくまでもサブの地位にあり、本来の能力を発揮できない。日本にとっても大きな損失です。</p> <p>私たち夫婦は自営業を共に営んでいますが、事実婚なので税金面でも専従者控除も使えず、他にも生命保険の受取人にもなれず、携帯電話の家族割りもなく、相続の問題など、老後に向かって不安が続きます。</p> <p>20代から別姓が認められることを待ち望んでいます。</p> <p>女性も男性も自分の名前を大事にすることは人も大事にすること。人と違って当たり前の社会を望みます。社会の国の基本だと思います。</p> <p>一日も早い法改正を望みます。</p>
269	女	60代	78 <p>2（1）施策の基本的方向に「女性差別撤廃条約・勧告等の周知」を位置づけ、（2）具体的取組（5）を女性差別撤廃委員会総括所見に沿って具体的に周知すべき内容を書き込むべきです。</p>
270	女	30代	<p>選択的夫婦別姓の法制化を求めます。</p> <p>男女共同参画基本計画それ自体が、男女の格差や不平等に焦点を当てているにもかかわらず、政府主導の働きかけが「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知」に留まるとは、時代遅れにも程があります。</p> <p>「婚姻時、男女どちらかの姓を選ぶ」という法律が、真に「平等」なものであるならば、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」で、わざわざ「女性が不便さを感じることはないよう」などと表記する必要はないはずです。</p> <p>女性の人権を無視しながら女性の活躍を謳う姿勢は、国際的にも信用に値しないでしょう。また、「働く意欲を阻害しない制度」とありますが、結婚後も自分の名前で生きることを望みながら改姓を余儀なくされた場合、それによる不自由、不利益、不平等、抵抗感、違和感</p>

				<p>は、「働く人」のみに生じるわけではありません。</p> <p>専業主婦であろうと、結婚前の実績があろうとなかろうと、女性である以前に、人としての権利を、これ以上蔑ろにしないでください。</p> <p>「旧姓使用の拡大」では、銀行口座の開設、パスポートの記名、世間の根本的な男尊女卑の意識など、根本的な問題の解決にはならないことは、多方面から再三指摘されていることと思います。</p> <p>男女共同参画を考えるのであれば、女性の枷となっている強制的夫婦同姓制度こそ、早急に改めてください。</p>
271	女	30代		<p>女性が働きやすい、働き続けられる社会を実現するために、記載されている事項はもちろんのこと、選択的夫婦別姓の導入を実現させてほしい。</p>
272	男	40代	76	<p>(2)旧姓の通称としての使用の拡大ではなく、選択的夫婦別姓制度を実現すべきです。</p>
273	男	40代	78	<p>裁判において、性別によって意見が分かれるようなケースが見受けられます。とくに最高裁では女性裁判官が非常に少ないことから、とても男女平等とはいえない状況です。</p> <p>そこで、知財における知財高裁のように、男女の問題を扱う男女平等高裁のようなものが必要と考えます。裁判官を男女半々にし、裁判長を女性にして性別にかかわる案件について専門的に取り扱う裁判所があると、より男女平等社会の実現につながると考えます。</p>
274	女	70代	76	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除等の付属的な考えを廃し、家族・労働・税金等で、個人単位での法制度を求めます。 ・明治憲法下での民法がいまだに改正されずに幅を利かせていますが、世界にも取り残されて先進国だと大きい顔はできません。多くの女性が不便さを感じている通称使用ではなく選択的夫婦別氏制度の早期導入を強く求めます。明治憲法下の民法と政府の認識不足が国民を苦しめていることを認識してください。男女ともに生きやすい社会であることが、国の発展にもつながります。
275	女	30代	76	<p>★問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」 <p>との文言がありますが、各機関によってその対応はバラバラです。旧姓の通称使用は完全性に欠きます。</p> <p>選択的夫婦別姓がない事で、結婚を先延ばしにするカップルもいます。「結婚してから出産」を慣例としている日本社会では、この傾向は少子化の要因の一つになっているのではないのでしょうか。</p> <p>★具体的お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択的夫婦別姓が認められるよう、関係各所に働きかけする旨の明記をお願いします。 ・具体的には、婚姻後も婚姻前の姓に法的根拠を持たせる事です。 <p>例えば、離婚時の「婚氏続称」のような制度を、婚姻時にも「未婚氏続称」といったような形で新設し、婚姻前の氏を公の場で公的なものとして使用できるようにする事です。</p>

276	女	40代	1	夫婦別姓制度や同性婚の整備は行われるでしょうか？必要としている人が結婚の制度から疎外されない社会を望みます。
277	女	20代	76	<p>「(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p>旧姓の使用拡大では、生き方の多様化に十分には対応できていません。旧姓には、法的根拠がなく、日常生活を旧姓で送っても、契約や登記、投資、海外渡航など、重要な場面では使えないことが多く、名乗ることを禁じられます。旧姓使用で困ったケースは枚挙にいとまがなく</p> <p>男系・男性中心の「家制度」存続につながる現行法の改正を基本計画に盛りこむことができないなら、性別役割分業の撤廃・男女平等の意識と理念の浸透は障壁を破れず、女性の改姓を前提とした婚姻慣行を肯定・強化し続け、現行のまま形式的な旧姓使用で個人間の選択問題にすり替え続けられると危惧します。</p> <p>「(3) (...) 選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるなど、民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、検討を進める。」</p> <p>現在の保守系与党が多数を占める国会では、国会の議論が世論を反映していないと思います。</p> <p>「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」を「世論の動向を注視しながら、選択的夫婦別氏制度の導入を進める」とした方がよいと思います。</p> <p>また、再婚禁止期間が女性だけにあるのはおかしい。出生児の親子関係は検査等で分かるため、「男女ともに『待婚期間の規定をなくす』など、民法改正に関しても検討を進める」として欲しいと思います。</p>
278	女	50代		<p>選択的夫婦別姓の実現をお願いします。</p> <p>結婚後、夫の姓になりましたが、各方面書類の手続きが不便極まりなかったです。</p> <p>男女共同参画の観点からも、是非実現していただきたいです。</p> <p>日本経済の発展にも関わってくると思います。</p>
279	男	40代	76	<p>選択的夫婦別氏制度は導入すべきだと考える。例えば医師や研究職などでは姓を変えることで、旧姓時代の実績やキャリアが引き継がれず困ることが多い。結婚すると女性が男性の姓に変えないといけないというのは、世界の先進国を見ても日本だけである。夫婦別氏でも、個人番号制度で個人そのものが特定ができるため、課題となる配偶者としての権利義務や社会的信用などについても同時に個人番号制度を広めていくことで補完できるのではないかと考える。現在は民法第 750 条と戸籍法第 6 条、第 74 条によって「夫婦同氏」の原則が定められているが、時代にそった法律に変えていくことも必要ではないかと考える。</p>

280	—	40代		<p>公共事業を受注する企業の労働条件（管理職の男女比率や賃金の男女格差等）をチェックする、公契約条例の採用。</p> <p>医学部不正入試問題を風化させない。あらゆる入学試験資格試験で性別を理由とした不当な差別が無いようにしてほしい。</p>
281	女	40代	76	<p>【旧姓併記と選択的夫婦別姓の法制度について】</p> <p>まずはじめに、(1)旧姓併記や通称使用推奨は本末転倒で国のすべきことではなく、目指すべきは選択的夫婦別姓であるということ。同時に、(2)夫か妻か「どちらか」の姓を選ぶように求めている「平等な」法律のもとで、改姓するのが夫婦の96%で妻であるという極端に偏った男女差があることを是正するための方策を講じるべきではないか。夫も改姓すればいい、妻の名前になったからといって婿養子ではない、という啓蒙・広報をきちんとやったら？それもしないで、改姓が女性の問題だというのはおかしい。</p> <p>現在では、日本を除くすべての諸外国において夫婦別姓が選択できるようになっています。別姓を望む夫婦にまで同姓を強制する合理的理由はありません。日本でも一日も早く別姓を選択できる制度を導入して、個人の尊厳と真の意味での女性男性の平等を保障するべきです。</p>
282	女	30代	76	<p>1(2)2,3</p> <p>別姓制度については、国会で議論が最近はほぼされていません。検討をするとともに、国会・議員に積極的に検討するような働きかけが必要だと考えます。</p> <p>旧姓使用をする整備よりも、別姓制度を取り入れた方が、今の戸籍システムですでに可能なので、楽ではないでしょうか。</p> <p>旧姓併用している人は、本人が望んだ名前になり、周囲も面倒がなくなり、行政もマニュアルが一つ減り、メリットが多いです。</p> <p>家や伝統についてデメリットや混乱を心配する方がいますが、全員が別姓使用するわけではないでしょうし、現在の結婚制度はどちらかの家に入るという制度でもイメージでもなく、結婚したものの同士で家族を作るもので、苗字が違うからと言ってその家族だけ関係が薄いという指摘は当たりません。</p> <p>2(2)4</p> <p>外国人女性は、それぞれの国によって異なるジェンダー観、家族観、子育ての仕方があり、「日本での子育てのハウツー」だけでは、取り入れられなかったり、混乱してしまう部分がある。男性もそうである。</p> <p>夫婦同士で日本での子育てを話し合う場や、日本で生まれ育った夫婦らと話し合う場などのモデルを作ってはどうか。</p>
283	男	30代	76	<p>社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。</p> <p>→女性ばかりが姓を変える現状において、旧姓の使用拡大や周知ではなく、選択的夫婦別姓制度を早急に取り入れてください。</p> <p>姓を変えたい人は変える、変えたくない人は変えないという選択ができることが多様化ではないのか。</p>

284	女	30代	76	結婚後すぐ転職する際、必要書類として卒業証明書と改姓した証明書として戸籍提出が求められました。男女どちらも職業選択の自由があるのに、それまでの自分の経歴を戸籍を伴わないと証明されないのは本来不便なものであると考えます。
285	男	50代		<p>選択的夫婦別姓制度の導入をお願いいたします。</p> <p>平成3（1991）年に「妻の氏」で婚姻届を提出し、別姓が認められる法改正を望みながら、29年が経ってしまいました。その間、戸籍上の現姓と通称として用いている旧姓の煩わしい使い分けに悩まされ続けています。私は研究者として論文を書いたり学会で発表したりするため、結婚前の業績との連続性が重要です。同じ悩みを抱える日本人には女性が多いですが、男性にもおります。一日も早い法改正を望みます。</p>
286	女	30代	76	<p>2. 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることもないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。</p> <p>→通称使用の拡大では問題解決になりません。銀行などで通帳を作るとき、通称で作れない事がほとんどです。また通称使用は法律で決まったものではないので、何の法的効力もありません。</p> <p>そもそも、「女性が不便さを感じることもないよう」とすでに女性の視線で考えていることが問題です。これは女性だけの問題ではなく、男女を含めた「人権の問題」です。選択的夫婦別姓を認めていない国は、日本のみであり、世界の常識から外れています。</p> <p>ちなみに自身は、選択的夫婦別姓を望んでおり、最高裁判決（2015年）を期待していましたが、敗訴となり、現在事実婚として生活をしています。法的に守られた関係ではないので、子供を持つことをためらっています。このような夫婦は少なくありません。結果的に少子化にも繋がっているのではないのでしょうか。</p> <p>ちゃんと労働をし、税金も納めて、仲良く暮らしているのに、なぜ夫婦と認めてくれないのか。とても悲しいですし、なぜ日本に生まれてきてしまったのだろうと思う時があります。</p> <p>本気で男女参画を国が推進するつもりなら、一刻も早く選択的夫婦別姓に改正してください。本当に明日の朝でも良いぐらいです。もう待った無しです。現政権の「現在の家族観の状況を鑑み、様々なご意見を～」という常套句は聞き飽きました。</p> <p>本当に、本当に困っています。世界の常識から、どんどん取り残されています。このように人権が守られていない国で、子供を産み育てたくありません。</p> <p>通称使用の拡大ではなく、一刻も早く選択的夫婦別姓を認めて下さい。よろしく願います。</p>
287	女	50代	76	税制で女性差別の最たるものは所得税法 56 条です。その見直しは必ず盛り込むべきです。

288	女	50代	76	<p>旧姓使用の拡大でお茶を濁すのではダメですよ。</p> <p>選択的夫婦別姓の導入二関し、国会の動向を注視しながらとはどういう意味ですか？ 国会、つまり政権を忖度するということですね。</p> <p>選択的夫婦別姓制度がない国がいくら女性の地位をあげる、意識を向上させるといっても意味がないです。</p> <p>性別役割分業が国民に根強い一因は結婚改姓で女性が男性側に吸収されることにあります。結婚した途端に夫が主、妻は従という構図ができます。女性の稼ぎは夫の稼ぎの補完であればよいと考えたままであるから、女性の賃金は低いまま、M字型就労も解消されない、シングルマザーの超貧困もおこる。</p> <p>すべての悪因がここに 있습니다。</p> <p>「選択的夫婦別姓を早期に導入する」の文言がないのはお粗末すぎです。</p> <p>まったくもって不足な内容になっています。</p>
289	女	20代	76	<p>通称使用の拡大では問題解決になりません。そもそも生まれ持った姓を失いたくない人がいることを知っていただきたいです。現在、実際に結婚を考えていますが、姓が変わることが受け入れられず、悩んでいます。相手側も姓を変えたくない場合、どちらかが犠牲にならなくては行けない現行制度には問題があると思います。どちらかの姓を選べるといっても、95%以上は女性が改姓をしています。そんな中で「私は姓を変えたくない」と訴えても、大半の人には普通ではないと、受け入れてもらえません。結婚するのは当事者同士ですが、結婚には家族や親戚等多くの人に関わります。女性一人でそんな多くの人々の常識を覆すのは大変難しいのです。そして結局は女性が自分の希望を諦める選択をすることになってしまうと思います。自分のこの姓を変えたくないという気持ちはそんなにおかしいことなのかと悩んだこともありました。しかし、世の中で「選択的夫婦別姓」という言葉を見かけるようになり、希望を持つことができました。何かが変わるかもしれない、届くかもしれないという思いで意見を送ります。どうかこのように悩んでいる女性もいるということを知ってください。よろしくお祈りします。</p>
290	女	50代		<p>配偶者控除の制度は男女共同参画を進めるうえで不要ですので廃止してください。婚姻により同姓を名乗らなければならない決まりは、社会進出に不利に働きますので、選択的夫婦別姓制度に変更ください。また、より多様な価値を受け入れる社会の実現のために、同性同士でも婚姻できるよう法整備ください。</p>
291	女	40代		<p>・選択的夫婦別姓の実現に向けた取組を明記すべき。</p>
292	女	20代		<p>特に幼児、児童、生徒への性犯罪を犯した人物の居住地制限を求めます。</p> <p>未成年への性犯罪を犯した人物については、保育園、幼稚園、学校の周辺、痴漢であれば痴漢行為を行った沿線のある地域への居住を制限すると共に、初犯であっても必ず治療プログラムを受けさせるようルールづくりをしていただきたいです。</p> <p>また、全ての性犯罪について「いたずら」などと柔らかい表現をしたり、軽犯罪として扱う</p>

				<p>のではなく、残忍な行為であるということを社会通念として浸透させ、治療施設で矯正が必要な行為であると広報してほしいです。</p> <p>また、痴漢行為の被害や、性被害を申し出る心理的ハードルを下げるためにも、警察署以外に駆けこめるヘルプセンターをハブ駅には設けるなど、被害者が直ぐにファーストケアを受けられる設備を設置していただきたいです。</p> <p>私自身、電車内で精子をかけられるという痴漢被害に遭った際には、「証拠が提出できる」と思えたため被害を申し出ることができましたが、そうでない痴漢行為に遭った際には、どのように証明できるのか説明ができる自信がなく、被害を申し出ることができませんでした。被害に遭ったという事実だけで相談ができる、その相談を受けて適切な機関へ連携が取れる、そんな施設が献血ルームのような分布であると安心です。</p>
293	女	20代		<p>医科大学の女性差別問題について、調査を行なってください。</p> <p>この度明らかになった大学だけでなく、全ての大学(せめて全ての国公立大学)には、男女の別なく合否判定をしている、する、と安心できるように事実を明らかにすると共に、性別での差別を行なっている大学へは罰則を設けてください。</p> <p>また、所謂進学校とされる私立中学、高校の男子校率の高さ、男女の進学先の不均衡を認め、女子の進学先の選択肢を増やしてほしいです。</p> <p>進学先の選択肢、就職先の選択肢が、女子であるということが理由で狭まることのないよう、制度を設けてください。</p>
294	女	30代	76	<p>「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とありますが、実際通称使用拡大は根本的な解決にならず、国内でも継続的なキャリアとして認められないだけでなく、海外では通用せず女性活躍推進の阻害要因となっているため、削除してください。実際、通称使用している女性たちは通称使用の拡大を望んでいません。</p> <p>当事者の声に耳を傾けてください。</p> <p>諸外国に対し、女性の人権が認められていない国であることを示すことになり、国益に反します。</p>
295	女	30代		<p>女性に対する暴力防止、家庭内での男女平等や女性の経済的自立を可能にするため、選挙の投票用紙の送付や、給付金の支給を世帯単位ではなく、個人単位にしてください。</p>
296	女	30代		<p>・選択的夫婦別性を導入してください</p>
297	女	50代		<p>婚外子差別、法律婚カップル優遇（非婚カップルの不利益）は、戸籍筆頭者をおく戸籍制度、世帯主をおく住民票など、女性の地位を低くおくための制度解消はどこに書かれていたのでしょうか。</p> <p>これらの解消なくして社会の女性差別の慣行はなくせません。</p>
298	女	50代	2	<p>『(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。</p> <p>(3) 家族に関する法制について、家族形態の変化及び多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止に係る制度の在り方について検討</p>

			<p>を加えるなど、民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、検討を進める。』</p> <p>⇒旧姓の使用の拡大だけで留まらずに、法的に夫婦別姓を認めるべきと考えます。夫婦別姓で通すために、婚姻届けを出していないカップルがいます。別姓であることで、子どもたちへの悪影響は考えられません。OECD 諸国の中で、実質的に夫の姓を強要されている状況にあるのは日本だけです。そのことの周知が必要だと思えます。再婚禁止に関わる制度についても、最新の医療検査の状況を考慮して、現在に即した形にすべきです。</p>
299	女	50代	<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 2015 年から導入されたパートナーシップ制度は、50 以上の自治体で広まっており、また、国内にある全ての児童相談所は、戸籍上の同性カップルも養育里親として認めている。したがって、家族のありようも多様化しており、そのありように即した育児・介護の支援基盤の整備が必要と考える。</p>
300	女	40代	75 <p>「選択的夫婦別氏」が早期に実現されることを願います。結婚による改姓が、結婚するカップルの半分に起こるということは、それだけの事務的、心理的、学術的な混乱を生み出します。それらの混乱を避けたいカップルが大勢いて、結婚という形を選択しないことにより、ひいては少子化にも繋がると思えます。</p>
301	団体	団体	<p>I. 評価点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p. 75 の【基本認識】の 1 および 2 段落目に「固定的な性別役割分担意識…男女に中立に機能しない場合がある」こと、「個人の生き方が多様化…機会が確保されるため」であることに言及されていることを評価します。 <p>II. 要望</p> <p>【基本認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p. 75 で「男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行が必要」とであると言及するよう求めます。多様な選択を可能にできる社会を実現するには、世帯を政策単位とする制度では限界があります。 <p><施策の基本的方向と具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p. 75 の 1（1）について、【基本認識】を受け、制度見直しの方向性に「固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映せず結果的に男女に中立に機能する」および「男女の多様な選択を可能とする」も加えるよう求めます。 ・ p. 76 の 1（2）で、アとイだけでは不十分です。第 3 次基本計画のように「男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討」と「政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等」も取り組むよう求めます。 ・ p. 76 の 1（2）ア(2)について、旧姓の通称使用が拡大しても公文書の変更等が必要であることに変わりはなく、結婚に際し男性の氏を選ぶ例が 95%以上であることを考えると「男女に中立」とは言えません。女性差別撤廃委員会による日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ 13 にもあるように、遅滞なく「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正する」よう求めます。
302	団体	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 76 の 1（2）ア(3)について、「民法改正等に関し、検討を進める」点に民法 772 条を加えるよう求めます。前夫ではない男性が父である割合が高く、772 条は現状に合っていない。妊娠・出産に加えて嫡出否認のための手続きを取ることは、母親にとって精神的・経

			<p>済的に大きな負担です。DVのある場合は危険でもあります。加えて、この規定により、出生届出が遅れたり戸籍が作成されないままとなる等、子の福祉を害する場合もあり改正が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じく(3)について、多様な選択を包摂できる社会を実現するには、戸籍制度、男女に限定した結婚制度、および世帯主制度に代わるものとして、多様なパートナー関係の平等性を確保し得るパートナーシップ制度の導入が望まれます。「諸外国の先進例にも学びつつパートナーシップ制度の導入を検討すること」を加えるよう求めます。
303	団体	団体	<p>I. 評価点 <施策の基本的方向と具体的な取組> ・ p. 77 の 1 (2) イ(5) で、「医療・介護分野における…人材の…雇用管理の改善を図る」と書かれていることは評価します。実質的に実行されるよう求めます。</p> <p>II. 課題 ・ p. 76～の 1 (2) イ「男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」について、表層的な記述にとどまっています。例えば、現状保育所では、いわゆる育休明けでない保育所に入れませんが、「ならし保育」があるために、育休明け直ぐは短時間勤務となり、結果として女性の職場復帰の遅れる場合が多くなります。「ならし保育」を育休明け前よりできるようにするなど、より詳細に、実態として何が「男女の多様な選択」を阻んでいるのか、分析して取り組みに落とし込むよう求めます。</p> <p>III. 要望 【基本認識】 ・ p. 75 の 2 段落目「ワーク・ライフ・バランスや働き方改革」を「男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える取組」に変えるよう求めます。「ワーク・ライフ・バランスや働き方改革」という言い方では曖昧です。</p> <p><施策の基本的方向と具体的な取組> ・ p. 76 の 1 (2) について、有償労働のみに価値を置きすぎています。「無償労働の貨幣評価」（内閣府経済社会総合研究所、令和元年 6 月 17 日修正）にもあるように、家事・育児・介護その他の無償労働は、有償労働同様に価値があります。女性が働く意欲を阻害されない諸制度に加えて、すべての個人に無条件に所得を保障するベーシックインカムの導入、労働時間の短縮および男性の育児・介護休暇取得率向上を確実にする諸制度など、男性が家事や育児や介護を選択できる制度（税制・社会保障制度を含む）の検討を「具体的な取組」に含めるよう求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p. 78～の 2 (2) に、以下 2 点を盛り込むよう求めます。 - 女性差別撤廃条約の選択議定書の早期批准 - 欧州連合の人権裁判所のような、セクハラなどの性犯罪を含む人権侵害を国に直接訴えられる国内人権機関の設置 <p>・ p. 78 の 2 (2) (1)について、人権に関する正しい知識の普及は、保育園や幼児教育の場</p>

			から行うこと、そのために、特に保育士・幼稚園教諭・教員に対する人権に関する教育に力を入れるよう求めます。
304	女	20代	<p>選択的夫婦別姓の法整備を希望します。</p> <p>現在、夫婦となる男女どちらか(主に女性)が姓を相手に合わせなければ結婚できない現状にとっても不満を抱いています。</p> <p>改姓手続きは煩雑で時間がかかり、仕事をしながらとなるととても負担になります。また、女性が主に夫の姓に変えなければいけないと広く一般常識として浸透していることにも疑問を抱いています。多くの女性が仕事を持つようになり、結婚による改姓で社内で不便に感じることも多くなっています。</p> <p>夫婦で同姓にしたい人も別姓にしたい人も、どちらの自由も認められるようになって欲しいです。</p>
305	—	30代	<p>選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を強く望みます。</p> <p>全世界中で、夫婦同姓を強いているのは日本だけです。</p> <p>そして夫婦いずれかの氏を選んで名乗る、と言いつつも実際のところ男性側の氏に変えている割合が96%を占めています。この明らかな偏りがどこから来るのか、おそらく「結婚したら女性は男性の『家』の支配下となる/嫁入りすることとなる」という認識がさも当然のようにまかり通っているから、というのも一因なのではないでしょうか。</p> <p>男女共同参画の視点から見て、この現状は歓迎できるものでしょうか。国連からも3度も是正勧告を受けています。</p> <p>もちろん「選択的」夫婦別姓なので、結婚する当事者同士で話し合い、氏をどちらかの側に統一するのも当人たちの自由です。ですがそれを望まない人々にとっては、結婚する上での大きな障害、ひいては社会活動や人生の大きな障害となりうるのではないのでしょうか。</p> <p>男女平等の観点から選択的夫婦別姓が望ましいと考える理由は下記のとおりです。</p> <p>【仕事面】今までのキャリアを分断されずに済む。通称使用ができない職場や研究職(学会発表、論文などにおいて実績が分断されかねない)では特に選択的夫婦別姓が望まれる。</p> <p>【個人のプライバシー面】結婚・離婚・再婚などの個人的な事情が周知されるというプライバシーの侵害を、改姓した側だけが受けることになる。</p> <p>【人権面】個人のアイデンティティである氏名を強制的に片方の側だけが変更させられるのは不平等の極みであり権利の侵害ではないか。</p> <p>【慣習面】先述したように、氏を変えることで「嫁入り(婿入り)」させた/したような感覚になる。家制度は70年以上も前に廃止されているにも関わらず、いまだにこのような無意識的な圧力がある。また、同姓になったことで結婚相手を「自分の付属物/『家』の従属品」と捉え、DVに繋がる例も見られており、対等なパートナーシップを阻害する要因となりうる。選択的夫婦別姓を取り入れることでこれらの認識の歪みを改めて可視化でき、精神的・身体的・社会的な苦痛を軽減できる可能性がある。</p> <p>女性の権利を守り尊重し、女性の社会進出を推奨し、男女共同参画の推進を掲げるのであれば、選択的夫婦別姓制度くらいさっさと実現させるべきではないでしょうか？それもままな</p>

				らないのならば、さすがジェンダーギャップ指数世界 121 位の国よ、と世界中から嘲笑されるのは必至ですね。
306	女	30代		<p>・ 選択的夫婦別姓の導入を強く求めます。</p> <p>姓を変えることにより、公的書類の書き換え等にかかる経済負担、自らのアイデンティティを手放さざるえない状況、それに伴う差別(女性であれば、結婚したなら夫の稼ぎでやっていけるだろう、結婚したなら責任ある役職に付けない等)(男性であれば妻の尻にしかれているのか、男のくせに等)</p> <p>また、多様な家族がいるなかで家父長制を強化する夫婦同姓のみを家族とする今の法は時代にそぐわないと考えます。</p> <p>選択的夫婦別姓の導入をお願いします。</p>
307	女	40代	76	<p>男女に関係なく非常勤職員の育休支援が必要。彼らは産休前に退職させ、有給での産前後・育児休業をさせない事例が多い。友人が務めていた大学でも発生。大学の科研事業単位での雇用職員にも同様に支援なし。非常勤講師も同様の扱い。そのような夫や妻を持つ配偶者は強制ワンオペになり、育児負担で精神的に苦しみ、虐待が増えたり、最悪の場合自殺まで追い込まれる。近年の出産年齢の高齢化に関連した多児育児ではそれがさらに高割合で発生する。コロナで対面授業を強要された夫も育休は取れず、対面授業で感染流行地に行けば病院に子供を連れて行けない。相談しても簡単には許可は取れないし、取れても一回でも対面を希望される。</p> <p>育休期間は3年取得できても、育児給付金は原則1年。延長には復帰とは逆の条件しかなく、そもそも様々な理由で2年取得した人にはこの延長条件さえ無い。育休期間と同じ期間で給付すべき。また、その給付金の割合も低い。元々の給与が相当なければ、膨大な出費や予期できぬ事態が起こりやすい育児は破綻しやすい。そんなリスクを抱えてまた出産したいと思えない。同様に、常勤の妻が2年もしくは3年の育休を取得し、さらに、扶養控除も妻が担っている場合、非常勤の夫は給付金期間が1年で切れた妻を簡単に変更できない扶養控除もなく、薄給で妻子を支えなくてはならない。生活できない。</p> <p>職場の妊娠期の仕事への配慮は予想以上になされない。制度的に配慮すべきとあっても、実際は退職を勧められたり、正規職員でも出勤時間や労働時間の調整に応じてくれなかったりする。その他マタハラにも容易に遭い易い。復帰後も保育園や子供の病気等で職場の協力は必要だが、容易ではなく、ともすればマミートラックにさせられるなど、深刻。対処しない職場の通報や監督を制度的に整えて欲しい。</p>
308	女	30代		<p>選択的夫婦別姓が導入されることを希望します。最高裁判決の際、女性判事3名は全員現在の状態が違憲と判断したにもかかわらず、男性判事の構成比が高かったことにより合憲との判決が下されました。</p> <p>性同一性障害の場合を除き、男性に生まれた場合は女性の人生を生きることは出来ず、女性に生まれた場合は男性の人生を生きることは出来ません。</p> <p>にもかかわらず、社会的慣習において、自身の性特有の事象を政策や法案に反映できるかどうかには、男女に著しい差異があります。</p> <p>男性の人生を生きている人は、重要な決定に携われる可能性が有意に高いのに対し、女性は</p>

				<p>自分と異なる性別の人ばかりが、自分の人生に大きくかかわる政策を決定しています。多数決の原則に照らせば、女性は不利になるばかりです。</p> <p>上記の選択的夫婦別姓にかかる裁判は、その一例ではないでしょうか。</p> <p>なぜ、女性であるがゆえに生じる具体的な問題を解決するに当たって、男性に阻まれることがここまで多いのか。男女差別の解消を目指すのであれば、選択的夫婦別姓は達成しなければならないものです。</p> <p>女性の自己決定を、妨げないでください。</p>
309	女	30代	76	<p>選択的夫婦別氏制度の導入を求めます。長年使用してきた自分の苗字を結婚によって変えなければならず、それに伴う煩雑な事務手続きをしなければならない事、そしてそれらを大抵の場合女性側がすることになる現状に疑問を感じています。このことによって結婚に対して躊躇する気持ちも生まれてしまいます。選択的夫婦別氏制度が導入されることによって、より幅広い選択が可能な社会になることを望みます。</p>
310	女	50代	76	<p>すみやかな選択的夫婦別氏制度の導入を強く希望します。</p>
311	その他	20代		<p>選択的夫婦別姓を認めてください。旧姓使用では法的根拠がありません。認められれば未婚率は下がり、出生率も上がるはずです。戸籍上は別姓で通称で同姓でもいいのではありませんか？</p>
312	女	30代	76	<p>第9分野「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」 76ページ</p> <p>「(2) 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p>→通称使用の拡大では問題解決にならない。通称使用は職場での手続き等で混乱を招くだけ。また転職をしたりすると新しい職場で通称使用が言い出しにくかったり、なぜ？と問われたりして、理解されにくいのが現状。旧姓が使用できる環境にある女性は職場が変わらない人などごく一部に限定され不公平を感じている女性の方が多い。旧姓が使用できれば不便ではないではなく、改姓を求めない制度推進していく必要がある。</p>
313	女	20代		<p>選択制夫婦別姓制度を作ってください。</p> <p>名前の半分を捨てなければならないのは人権侵害です。</p>
314	女	30代	76	<p>選択的夫婦別姓をぜひ法案化していただきたいです。私と彼は夫婦別姓が立法化されたらすぐにでも結婚したいと思っていますが、現行の法律では不可能です。同じように考えているカップルは多くいます。どうか選択的夫婦別姓を実現してください。</p>
315	女	30代		<p>産前休暇を長くしてほしい。妊婦さんが大きなお腹を抱えて満員電車になるような社会ははっきり言っておかしいと思います。体調も安定せず、悪阻は人によっては入院することもあるほど重さに個人差があるものです。安定期に入ったら産前休暇でいいと思います。そのくらい社会全体で出産・育児を支えていかないと立ち行かなくなってしまうと思います。</p>
316	女	30代		<p>保活など、早生まれの子が損をするような状態を何とかしてほしい。つまるところ保育園の増設が急務。また、保育や介護に携わる人の賃金アップも急務です。命を預かる仕事で、人のケアをする仕事で、この社会に必要不可欠な仕事で、この手取りとか正直馬鹿にしすぎて</p>

				はないかと思ひます。そのうちなり手がなくなります。そうなつてからでは遅いです。待遇改善をお願いします。
317	女	30代	76	私を感じている結婚のハードルに「(ほぼ)女性が改姓しないとけない」があります。私は現在独身ですが、これがなかったらひよつとしたら結婚していたかな、と思ひます。選択的夫婦別姓制度が必要なカップルはたくさんいるのではないのでしょうか。
318	団体	団体		<p>【基本認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行が必要」であることに言及するよう求めます。 <p><施策の基本的方向と具体的な取組></p> <p>p. 76 の「ア」 2、旧姓の通称使用の拡大は根本的解決にならず、結婚に際し男性の氏を選ぶ例が95%以上という実情から、「男女に中立」とはいえませぬ。結婚改姓により旧民法下の「イエの嫁」意識が抜けない現実や、結婚改姓を避け事実婚を選んだカップルやその子(非嫡出子扱い)が、実際に経済的不利益や社会的無理解に面している状況を、一刻も早く解決する必要があります。CEDAW 勧告13の通り、選択制夫婦別姓への法改正を求めます。</p> <p>また、いまだに「入籍」という旧民法の家父長制用語がメディア等で常用される現実に鑑み、70年たつても抜けない社会の古い観念を変えるための社会啓発の施策を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ア」3 について、「民法改正等に関し、検討を進める」点に、772 条を加えてください。前夫以外の男性が父である割合が高く、嫡出否認の手続きは母親にとって大きな負担であり、DV のある場合は危険を伴います。また、この規定により出生届出が遅れたり無国籍になるなど、子の福祉を害する場合もあり、改正が急務です。 ・「ア」3 について、多様な選択を包摂できる社会を実現するには、多様なパートナー関係の平等性を確保し得るパートナーシップ制度の導入が望まれます。「諸外国の先進例にも学びつつパートナーシップ制度の導入を検討すること」を加えるよう求めます。 <p>p. 76 の<具体的な取組>について</p> <p>家事・育児・介護その他の無償労働は、有償労働同様に価値があります。女性が働く意欲を阻害されない諸制度に加え、すべての個人に無条件に所得を保障するベーシックインカム導入の研究、労働時間短縮や男性の育児・介護休暇取得率向上を確実にする具体的制度など、男性が家事や育児や介護を選択できる方策への言及を望みます。</p> <p>p78 の<具体的な取組>について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 は、学校以前の乳幼児期から固定観念の刷り込みが始まるので、保育士・幼稚園教諭も含めた人権教育・ジェンダー教育を求めます。 ・女性差別撤廃条約の選択議定書の早期批准を求めます。 ・欧州連合の人権裁判所のような、セクハラなどの性犯罪を含む人権侵害を国に直接訴えられる国内人権機関の設置を求めます。

319	女	30代	76	<p>2に「社会における活動や個人の生き方が～旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む」とあるが、第201回国会衆議院予算委員会（令和2年2月4日）にて旧姓表記によって生まれる課題や不便さが語られている。社会の選択的夫婦別姓へのニーズの高まりとも逆行する政策となるため、旧姓使用の拡大や周知の取り組みは理解できない。また、旧姓の使用は男女どちらの場合も考えられるが、旧姓使用の拡大や周知の目的が「女性が不便さを感じることをないよう」と女性に限定してしまっていることは問題である。</p>
320	女	60代	77	<p>安心して育児ができる環境づくりのためには、児童手当の所得制限の廃止と、受給資格を、子どもと同居している養育者であることに一本化する必要があります。</p> <p>現状では、両親がともに子どもと生計同一である場合、主な生計維持者のほうが受給資格者とされるため、圧倒的に母親ではなく父親が受給資格者とされています。そのため、たとえば父親が単身赴任している場合、子どもとともに母親が暮らす自治体から、別居している父親がいる自治体にわざわざ新たに申請し直さなければならないという不便・不合理が生じています。</p> <p>また、離婚協議中であっても、母親が父親から自分に受給資格を移すには、面倒な書類を多数そろえねばならず、さらに、離婚後ですら自主的に受給資格消滅届を出そうとしない父親とのトラブルが生じており、その間、父親が離れて暮らすわが子に児童手当を引き渡そうとせず、自分のために消費してしまうという子どもへの不利益や、子育てを現に担っている母親への負担が生じています。</p> <p>他の国では、児童手当の受給権は子との同居親がもつのが原則で、日本のように、主な生計維持者であること、世帯の主宰者であることを受給資格の基本とする国はありません。日本のように父親が主な受給資格者であった国も少数ながら以前は存在していましたが、その男女差別性が批判されて、児童手当の受給権は子どもと同居している親にあることが原則とされました。</p> <p>児童手当は多くの子育て家庭に適用されています。社会保障制度のジェンダーバイアスの撤廃、男女平等化のためには、児童手当の受給資格の基本要件を主な生計維持者であることではなく、子どもの同居親であることに一本化しなければなりません。</p> <p>この一本化のためには主な生計維持者である親の収入の多寡で支給・不支給を決める所得制限が壁になります。また、財務省の提案する夫婦の所得合算による所得制限への改悪は、女性の就業調整を促すデメリットがあるので、この提案は採用すべきではありません。したがって、児童手当の所得制限の完全廃止により児童手当の受給要件を子どもの同居親であることに一本化すべきです。</p>
321	女	30代	2	<p>p-2 ア-2 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることをないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。</p> <p>とありますが、そもそも現在の制度では女性が改姓することが大半ではあっても男性の改姓もあり得ます。そしてそもそも夫婦別姓の希望が世の中でも少なくない中で旧姓の通称で通すこと自体メリットを感じません。</p> <p>改姓する側が公的機関の書類の申請・準ずる金融機関やその他改姓によって発生する手続きは夫婦別姓を法律上選択肢の一つとして追加することで解決できます。</p> <p>私自身結婚に対して後ろ向きな理由の一つに改姓を強いられる可能性が高いことがあります。私が改姓しないとしてもその場合は相手側に改姓を求めることとなり、自信が煩雑と思</p>

				<p>う作業を結婚生活を共にする相手に強いることになるのも気が進みません。</p> <p>共働き世帯が多くを占めるようになった中、休みにくいと言われる日本社会で改姓の選択的自由すらないのははっきり言って時代にそぐわないです。</p> <p>年々反対意見が減っていく中でなぜこの話題が前進していかないのか疑問です。ぜひ今回意見の一つとして議論の要素に加えていただければと思います。</p>
322	女	30代	76	<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備</p> <p>本当に少子化を止めたいという政策がされるのならば、必然的に産休が入る女性だけではなく、男性にも産休育休の取得義務と給与の補償を国がしたらいいと思います。</p> <p>育児を他人事のように捉える男性が多いらしい世の中を見て、昔とは違う共働き、核家族社会では本当に心の底から子どもが欲しいと思わなければ子育てに時間とお金を費やす覚悟はとてでもではありませんができません。</p> <p>当事者意識が低い人を当事者と思わせるには出産の場に立ち会い育休を取って母乳以外で出来る育児や生活を共に行うことだと思います。</p> <p>そのために男女問わずに働きやすい職場環境を、労働環境を整えていかなければいけないと思います。</p> <p>出産や育児に対して前向きに、不安なく望む人が多くの苦勞を背負わされることのない生活ができるように望みます。</p>
323	—	40代		<p>選択的夫婦別姓を希望します。いくつかの銀行口座、免許証、パスポート、証券会社、カード会社などいくつかの名義変更はとて手間、かつアイデンティティの喪失に精神的苦痛を受けます。印鑑もいくつか買わなくてはなりません。途中で名義変更したからか投資信託は何ヶ月もエラーになり、銀行からカード引落としができず振込手数料も払いました。パスポートの名義変更には何千円もかかると聞きます。職場ではメールは新姓にされ取引先に分かりづらいと言われトラブルも起きます。日本では家制度の名残か、名前を夫の姓にする事により夫婦は平等でなく夫の所属下にするような感覚があります。だからといって男性側の抵抗が強く、女性の姓を選べる事はごく僅かです。姓が違くと家族の絆が薄くなるというなら、女性だけが実の親や兄弟姉妹と絆が薄くなって良いのでしょうか。女性の人権が軽視されていると思います。</p>
324	女	20代	76	<p>社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。</p> <p>現状結婚で改正をするのは女性の場合が圧倒的多数です。しかし女性だけが改正をするわけではないため、女性が不便さを感じることはないようではなく、改正をした側が等の性差の無い表現にしていきたいです。</p>
325	女	20代	76	<p>家族に関する法制について、家族形態の変化及び多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めるとともに、女性の再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるなど、民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、検討を進める</p> <p>国会における議論の動向に加え、世論の動向も注視しながら検討を進め、導入をしてください。</p>

				<p>自己同一性と、キャリアの断絶によるデメリットから選択的夫婦別氏制度の導入がされるまでは、結婚や出産が叶いません。</p> <p>95%の女性が改姓をしている、女性だけが姓を変えないことに理由が必要な現状は、女子差別撤廃委員会からの勧告のように平等とは考えられません。</p> <p>今後のこの国を支える、子供が産める世代が必要としていることに取り組んでください。</p>
326	女	30代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択的夫婦別姓の導入。「選択的」であるからして反対する理由がない。国連からも勧告が出ている。早急に導入されたし。 ・ 痴漢を迷惑防止条例などではなく罪として立件できるように法改正してください。
327	女	30代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択的夫婦別姓の早期実現を求めます
328	—	60代		<p>選択的夫婦別姓制度の導入のための民法改正に関し、「司法の判断を踏まえ、検討を進める」のではなく、世論の動向で、すでに賛成が多数派であり、女性の社会進出に当たって不利益を被っていると意識している人が多数いるのであるから、民法改正を早急に進めること。</p> <p>日本の戸籍制度自体に問題があり、家父長制の意識がいつまでも温存される要因である。新型コロナウイルスの特別定額給付金をきっかけとして、個人でなく、世帯ごとに世帯主に支払われたことで、「世帯制度」に関して疑問を抱く人が増えている。戸籍制度や世帯制度の廃止に向けて検討を進めるべきである。</p>
329	女	40代	2	<p>選択的夫婦別氏制度の実現は自らの名前の一部について自己決定するという極々基本的な権利を保障するという人生において不可欠であり、切望しているものである。国会の動向を見ながら「検討」という内容だが、省庁としては検討という言い方しかできないのか？現在では有権者が国に対し国賠訴訟を起し、国会議員に勉強会している状況である。議員には現行の法制を過去の法制システムと勘違いしている人もいるため、省庁として議員に対するレクチャー等を積極的に行ってほしい。</p>
330	女	30代		<p>夫婦別姓を早く実現して貰いたい。</p> <p>結婚に際して、女性だけが姓の変更に伴う事務手続きをさせられることが煩わしくて仕方ない。</p> <p>男性が女性側の姓を名乗ればいい、と軽くいう人もいるが、現状の日本社会では男性側の姓を名乗るように女性は強制されている。</p> <p>伝統的家族観を～、という人もいるが、男性側の姓を女性が名乗るのは明治以降の作られた伝統に過ぎない。</p> <p>女性には女性の人生と共に育ってきた姓がある。</p> <p>家族の中で姓が違うからといって、家族がバラバラになるなんて有り得ない。</p> <p>子供がいじめられると脅すようなことを言う人もいるが、学校教育の中で男女別姓を説明していけば良いだけのことだ。</p> <p>少子化問題を本気で考えるなら、姓名の変更のために結婚を躊躇している女性たちが安心して結婚出来る環境整備を早急にして欲しい。</p> <p>私は私の名前を変えたくない。</p>

331	女	30代		<p>選択的夫婦別姓を容認できるように法律を整備してほしい。</p> <p>通称や事実婚では対応不十分で、夫婦が別姓でも法律婚できるようにしていただければ、男女ともに結婚についてより前向きに考えられるようになると思う。</p>
332	女	20代	76	<p>選択的夫婦別姓の導入を一刻も早く望みます。</p> <p>通称名が使用できるように、とありますが、通称名には法的根拠がなく、うわべだけの対応にしかかなり得ません。</p> <p>そもそも、ふうふどちらかの生まれ持った姓を捨てさせること自体が、人権感覚が低い時代錯誤の制度であり、それが当たり前のように女性に求められていることは差別です。また、各種調査を見ると選択的夫婦別姓に賛成する人々は若い世代を中心に過半数を超えています。</p> <p>同姓であっても、手続きが簡単にできるように制度を整えるべきであるし、別姓という形で、アイデンティティの一つである自分の名字を大切にしたいという意思も尊重されるべきです。</p> <p>私はパートナーがトランスジェンダーで戸籍上同性同士のため、結婚したいのにも関わらず不可能ですが(同性婚、平等な結婚の権利も一刻も早く望みます)、結婚ができるようになったとしても、別姓が選択できない現状では、現在の結婚制度を利用したいとは思えません。早期の実現をお願いします。</p>
333	団体	団体		<p>CEDAW 勧告に従い、女性の社会進出を進めるため、早急に、選択的夫婦別姓制度を実現すべきである。</p> <p>災害関連給付金や新型コロナ給付金が世帯単位、世帯主に支払われる現状は、家庭内で弱い立場にある女性や子どもに大きな不利益をもたらす例が現実にあることから、個人単位に改めるべきである。</p> <p>性犯罪に関する 2019 年 3 月の 4 つの無罪事例、立件件数の約 70%に相当する不起訴事例について被害者の視点に寄り添っていないのがみられること、また、警察で門前払いされているケースも多いことから、警察官、検察官、裁判官に対し被害者心理および「強姦神話」などのジェンダーステレオタイプのバイアスを修正するためジェンダー教育を徹底すべきである。上記職業に加え、各種支援現場に携わるすべての公務員に対し、DV と女性に対する暴力、ジェンダー平等に関する教育を実施すべきである。</p>
334	—	40代	76	<p>全てのカップルに婚姻の平等を保障して下さい。現在の戸籍制度に則った婚姻制度は一方の戸籍に一方が入る入籍という形式を取っています。そこには自ずと上下関係が生じます。ほとんどの婚姻上のカップルが男性の戸籍に女性が入籍の形を取っており、その事が結果的に男=上、女=下という悪習を自明であるかの様にさせています。また、日本国籍者同士の婚姻の場合ら別姓を名乗る事すら認められていません。私は上下関係の無い平等な婚姻制度を望みます。そして、そこには同性カップルの婚姻も含まれるのはもちろんです。</p> <p>戸籍制度の解体と婚姻制度の改正を求めます。</p>
335	女	20代	76	<p>現在法律婚において 96 パーセントの女性が改姓を強いられている点で、現行の法だけで男女平等が実現できるとはとても言えない状況である。そこで、旧姓の通称使用では問題解決にならないという意見は多くある。たとえば旧姓で登録できたものと改姓後の姓で登録した</p>

			<p>ものが自分でもわからなくなってしまうこと、重要な法的契約、登記、投資や海外渡航の際には改正後の姓を使用することを強制されること、株取引において多額の手数料が必要となること、研究や論文で積み上げてきたものが自分の功績とすぐに認められなくなるなどである。また、姓は重要なアイデンティティであり不都合や不便が大きく生じることがなくても自分のアイデンティティを大切にしたいという理由だけで改姓することはしなくてよいはずであり、婚姻という法にどうしても改姓が必要な理由がよく分からないので自分は現行法は個人の尊厳の侵害ではないかと考える。国連からも何度も改姓を促されているので、一刻も早くまずは選択的夫婦別姓を実現させるべきである。</p>
336	—	50代	<p>私は30年近く選択的夫婦別姓を待ち続け事実婚です。制度が変われば日本人の意識が変わります。今すぐにも民法改正していただきたい。</p> <p>離婚時に婚氏続称が出来るようになったのは昭和51年です。ほぼ40年です。婚姻時に必ず一方が改姓することで改姓しない側の家に入ったという勘違いを温存し続けています。氏名をそのまま使い続ける、というのも基本的人権に含まれるのでは。</p>
337	女	30代	<p>不妊治療による年間20日の有給休暇と、不妊治療や妊娠出産で女性が査定・給与・労働環境が不利益を被らないように企業への罰則を付帯した、不妊治療労働法を義務づけてください。</p> <p>現在不妊治療中ですが、総合職で新卒から12年間働きつづける中で、妊娠出産や介護は休暇や労基法で守られているのに、不妊治療は何一つ企業に義務づけがなく、業務量も調整されないまま、月10回以上の通院にホルモン投与による吐き気や頭痛、高熱の副作用、突然きまる採卵による出血や痛み、流産での身体の負荷に耐えながら、毎日出社し長時間労働をしなくてはなりません。</p> <p>治療なのに、自由診療という理由から業務に支障がでる治療であっても、働くか辞めるかの二者択一。</p> <p>これでは高額な自由診療費用も払えず、男女共同参画なんて全くもって実態がありません。</p> <p>女性は好きで妊娠出産、不妊治療の痛みや身体がコントロールできなくなる期間を受け入れているわけではありません。</p> <p>男性が自分の身体で妊娠、出産、不妊治療のホルモン投薬や採卵の苦痛を受けられないから、仕方なく未来の子供を産むために、この実態を必死にチャレンジしています。</p> <p>妊娠出産当たり前、仕事も効率よく回して、責任感を持ち、家事や子育ても両立！！女性が働きやすい日本に！！なんて、夢を見過ぎですし、男性が作り上げた女性への過剰なサービス奉仕欲求はいますぐ撤廃し、現実をみて行動してください。</p> <p>当事者として、女性と同じように、仕事と同レベルで育児や家庭業務に時間と労力を男性が使っこそ、初めて男女共同参加がスタート地点に立ちます。</p> <p>・男性、女性の不妊治療有給休暇休暇の義務付け 年20日以上、企業への罰則つき</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の育児休暇義務付け 最低 1 年以上、企業への罰則つき ・ 女性管理職が 50%以下の企業名を省庁 HP で公開 ・ 不妊治療、妊娠、出産で退職した女性の同一労働、同一賃金復職補償を罰則付き法律 ・ 不妊治療完全保険適用と、不妊治療クリニックの医療監査介入 ・ PGTA、不育症、着床不全検査を体外受精前に制限なしで受けられるように 2021 年のうち に是正 現状 3 回体外受精で流産しないと検査が受けられないことで、仕事や金銭の面から産まれる はずだった命が消えています。
338	女	30 代	76	<p>「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じるののないよ う、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」とありますが、旧姓の通称使 用は法的に定められた制度ではないため、通称を使用しようとする相手方の判断によっては 使用が認められないことがあり、大変煩雑です。</p> <p>諸外国においては通称が理解されず偽名を疑われるなど、あらぬ犯罪の疑いを持たれる懸念 もあります。</p> <p>また、金融業において特にマネーロンダリング対応の厳格化から本人確認が厳しく行われる ようになっており、法的に証明される姓名での取引を求められています。そのような潮流の 中で法的根拠のない通称使用を推奨することは、むしろ国がマネロンリスクを高める行いを 推奨していると言えるのではないのでしょうか。</p> <p>旧姓の通称使用の拡大ではなく、婚姻に際して姓を変えるののない制度を、選択的夫婦別 姓の法制度化を強く求めます。</p>
339	女	50 代	76	<p>旧姓の使用を通称で認めるだけではなく、法律上も選択的に夫婦別姓を認めるのがよいと考 えます。現在、多くの場合で女性が姓を変える不便さをこうむっており、また仕事で使用し てきた姓を使いたい場合、「通称」でしか使い続けられないのは不公平であり、男女共同参 画の観点からおかしいと考えます。</p>
340	団体	団体		<p>CEDAW 勧告に従い、女性の社会進出を進めるため、早急に、選択的夫婦別姓制度を実現すべ きである。</p> <p>災害関連給付金や新型コロナ給付金が世帯単位、世帯主に支払われる現状は、家庭内で弱い 立場にある女性や子どもに大きな不利益をもたらす例が現実にあることから、個人単位に改 めるべきである。</p> <p>性犯罪に関する 2019 年 3 月の 4 つの無罪事例、立件件数の約 70%に相当する不起訴事例につ いて被害者の視点に寄り添っていないのがみられること、また、警察で門前払いされてい るケースも多いことから、警察官、検察官、裁判官に対し被害者心理および「強姦神話」な どのジェンダーステレオタイプのバイアスを修正するためジェンダー教育を徹底すべきであ</p>

				る。上記職業に加え、各種支援現場に携わるすべての公務員に対し、DVと女性に対する暴力、ジェンダー平等に関する教育を実施すべきである。
341	女	30代	76	選択的夫婦別氏制度の導入に関し、「国会における議論の動向」ではなく、「当事者の意見」に注視して検討して欲しいです。様々な理由により改姓が結婚の大きなハードルとなってしまう例が少なからずあります。困っている当事者の意見に耳を傾けて欲しいです。より多くの方が結婚に踏み切れるように、選択的夫婦別氏制度が1日も早く導入されることを切実に願っております。
342	女	20代		選択的夫婦別姓制度の整備をお願いします。 姓を選択する自由は誰にでも与えられるべきだと思います。
343	女	30代		結婚に際してどちらか一方の姓に統一する必要がありますが、現状、95%以上のカップルで女性が改姓しています。改姓はキャリアの断絶、アイデンティティの喪失につながり、男女共同参画社会の進展を阻害していると思います。選択的夫婦別姓が取り入れられたら法律婚をしたいと考える事実婚カップルも多く存在しています。婚姻率の上昇、少子高齢化の解消、そしてもちろん男女共同参画社会実現に向けて、一刻も早い選択的夫婦別姓の導入を検討していただきたいです。
344	女	20代	76	<p>選択的夫婦別姓（氏）制度の早期導入を強く求めます。</p> <p>II 第9分野 1-(2)-ア(2)に、「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることがないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む」とありますが、旧姓の通称使用ではなく、選択的夫婦別姓制度を強く求めます。</p> <p>私が夫婦別姓を望む理由は4点あります。</p> <p>1点目は事務処理の労力の削減です。夫婦別姓が認められれば、各種書類の事務処理にかかる労力を削減することができます。2019年の厚生労働省のデータでは年間約58万組が婚姻し、約20万組が離婚しています。夫婦別姓を導入することで、改姓する本人だけではなく、各機関の事務手続きを削減することができます。</p> <p>2点目は夫婦同姓の実態が実質的な不平等であるためです。現行法では男性・女性のどちらの姓に合わせることも可能です。しかし、実際は夫婦の95%以上が女性が改姓する結果になっています。この現状をみると、改姓の問題について男女が対等であるとはいえません。</p> <p>3点目はプライバシーの侵害となることがあるためです。夫婦同姓の場合、婚姻と離婚の二つのタイミングで改姓をすることになります。その結果、本人の望まない形で婚姻や離婚を周囲に知られてしまうというトラブルが起こります。例えば、名簿の変更から職場の同僚に知られてしまうといったトラブルです。特に離婚の場合、その精神的苦痛は大きなものとなります。そしてその苦痛はほとんどが女性が負うものになっています。</p> <p>4点目は「この名前が、自分だ」と思える名前のままで生きていきたいという願いです。この感覚は主観的なものです。しかし、自分自身のアイデンティティを守りたいという切実な願いです。「これが自分の名前だ」と思える名前を、「旧姓としての併記」ではなく、自分の本当の名前として名乗りたいという願いがあります。</p> <p>以上4点は、「旧姓の使用の拡大」では実現は不可能です。そのため、選択的夫婦別姓制度の導入を強く求めます。</p>

				<p>今回の素案において、「旧姓の使用の拡大」ではなく、「選択的夫婦別姓の導入に向けた議論や意見収集の場を設けること」が明言されることを願っています。</p>
345	女	30代		<p>選択的夫婦別姓制度を是非導入して下さい。</p> <p>現在多くの場合、男性ではなく女性が苗字を変えることが当たり前のようになっています。働く女性にとって、苗字を変えることは本当に煩わしく、面倒な手続きです。また、パスポートを変更する場合にはお金もかかります。</p> <p>なぜ苗字を変える側がこんな面倒な思いをしなくてはならないのでしょうか。</p> <p>苗字を変えるのが嫌で、結婚に二の足を踏んでいる女性は多く居ます。</p> <p>婚姻率、出生率を上げるため、そして働く女性がより自分らしく輝けるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を、是非ともお願い致します。</p>
346	女	20代	76	<p>・選択的夫婦別姓について</p> <p>結婚後姓を変えることは手続きに手間がかかりますし、今まで自分と一緒に歩んできた名字を手放すことは人権の侵害だと思います。</p> <p>職を持っている人にとっては自分を覚えてもらう手がかりにもなります。研究職の人にとって結婚前後で名前が変わることによって自分のキャリアを捨てざるをえないときもあります。夫婦同姓は生きづらさの原因になると私は考えています。</p> <p>もちろん、相手の姓に変えたい人は変えてもいいし、変えたくない人は変えなくていい。それが叶うのが夫婦別姓だと思いますので、検討していただきたいです。</p>
347	女	40代	75	<p>夫婦別姓(選択制)を認めてください。</p> <p>そのせいで結婚したくないと結婚後の今でもずっと思っています。</p> <p>私は主人が姓の変更抵抗がなく、私は変わりませんでした、 どんなに制度の遅れだと説明をしても周囲には「婿養子」と取る風習が根強く、これは精神的な女性への暴力です。</p> <p>このままでは形式上の離婚すら考えてしまいます。</p> <p>あくまでも選択制です。</p> <p>反対される方の意味がわかりません。</p>
348	女	50代		<p>結婚改姓し20年以上経ちますが、いわゆる旧姓を通称として、職場やボランティアで使用しています。戸籍上の姓と、自分の生まれてからの本来の姓と、二つの使い分けはとても煩わしく、めんどろです。資格証の書類にも、旧姓を記載するためには、更新のたびに申請書を記入し改姓の証拠書類をいちいち添付しなければならず、費用と手間がかかります。</p> <p>旧姓の通称使用により、女性の社会生活の便宜が図られると書かれていますが、全ての場面において便宜を図れるのでしょうか？ 運転免許証、銀行口座、パスポート、クレジットカード、携帯電話の契約、生命保険、印鑑登録、納税、等々全てにおいて、です。旧姓使用のための書類を出さなければならないような手続きが必要とされるようであれば、不便です。</p> <p>余分な手続きをすることなく、一つの名前で生活全てが行えなければ、旧姓の通称使用を拡</p>

				<p>大する意味はありません。また、現在マイナンバーカードに行われている旧姓併記は、結婚しているいないの個人情報があらわになり、不愉快です。</p> <p>そもそも、結婚時に改姓しなければそのような手続きや費用は不要です。改姓しなくても結婚できるよう法律の改正をおこなうべきです。結婚改姓はするのは結婚する夫婦の96%が女性ということです。現在の民法が夫婦同姓を強制しているため望まない改姓をする女性も多いです。結婚時の男女不平等が解消されなければ女性活躍は不可能と考えます。</p>
349	女	40代	76	<p>「2. 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。3. 家族に関する法制について、家族形態の変化及び多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める…」とありますが、旧姓の通称使用ではなく、そもそも改姓しなければ婚姻できない制度を改め、選択的夫婦別姓、あるいは、選択的夫婦同姓を導入して下さい。離婚後の婚氏続称は、女性の生活を守るための制度でした。同様に、現代の社会には選択的夫婦別姓も必要です。改姓したい人は改姓して、夫婦で同一の姓になさればよろしいので、あくまで「選択制」であることが重要です。選択的夫婦別姓が他者の基本的人権を侵害することは一切ありません。むしろ、婚姻によって改姓を強いることこそが基本的人権の侵害ではないでしょうか。</p> <p>どうか選択的夫婦別姓ないし選択的夫婦同姓の早期の導入をお願いいたします。</p>
350	女	20代		<p>選択的夫婦別姓を早急に進めてほしい。入籍時に、夫側の姓に合わせなければならない女性がほとんどで、女性の社会進出が進んでいる今、大きな障害となっている。また、姓、名共に人のアイデンティティになりうる。アイデンティティを失ってまで、どちらかが必ず相手の姓に合わせなければいけないと言う合理的理由が無い。</p> <p>選択的夫婦別姓に関する議論を早急に進め、実行してほしい。</p>
351	女	20代		<p>家庭の外で収入を得て納税することが「女性の活躍」＝家事・育児・介護・地域活動等で世の中を支えてきた人々に対する偏見を生む言葉なので、</p> <p>「女性の活躍」を収入の有無でなく「多様な生き方を尊重する」ことを目的とした政策にして頂ければと思います。</p>
352	女	20代	76	<p>通称使用の拡大では限界があります。</p> <p>コロナにより、働き方も大きく変わりました。</p> <p>ジョブ型雇用を打ち出す企業もあり、今後、新卒から定年まで同じ企業で働いていく人はどんどん減っていくと思われます。そのなかで、会社が変わっても、旧姓使用ができるとは限りません。戸籍姓に準じて新姓を使えと言われるのではないのでしょうか。</p> <p>戸籍姓優位の旧姓併記・通称使用の制度である以上、オフィシャルネームである戸籍姓からの使用からは逃れることができず、苗字が理由で結婚を選ばない夫婦も大幅に減ることはないでしょう。</p> <p>世界中で選択的夫婦別姓が可能なか、日本でできない理由は何なのでしょう。</p> <p>日本国内でも、外国籍と日本籍の夫婦など別姓でつつがなく暮らしている事例も多くあると</p>

				<p>存じます。</p> <p>また、このような問題は、当初から全員賛成といったことはなく、制度導入後、見方・考え方が深まっていくものではないでしょうか。</p> <p>例えば、夫婦別姓を求めて事実婚である以上、相続などで法律婚に比べて不利になるばかりか、会社の結婚関連制度・忌引きなども使用できる可能性は低く、非常に不安定な関係を強いられています。</p> <p>通称使用にとどまらない、選択的夫婦別姓の可及的速やかな導入を強く求めます。</p>
353	女	30代		男性育休の推進を
354	女	30代	76	<p>早く選択的夫婦別姓制度を導入して欲しいです。</p> <p>いくら旧姓の使用を拡大しても、二つの姓を使わざるを得ない状況は変わらないので、不便さの解消にはなりません。</p> <p>私は人事関係の仕事をしていますが、人事情報の管理の面からも、改姓に伴う事務コストは決して小さくないと感じています。</p> <p>この誰の得にもならない制度はいい加減見直すべきです。</p>
355	女	20代		<p>社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組んで欲しい。また、夫婦別姓への法整備と教育をして欲しい。</p>
356	女	20代		●選択的夫婦別姓の早急な実現
357	—	20代	76	<p>選択制夫婦別姓を一日でも早く導入していただきたく存じます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
358	女	60代	78	<p>具体的な取組(2)について・男女共同参画関連の法令や条約等を分かりやすい広報で周知に努める方法論を具体的に示し実行を強化して下さい。・当宜野湾市では、先日条令案が議会で否決され、争点は上位法の絡みや、タイトルの男女共同参画という表現を男女平等に変えたこと。多様性の定義のなどが議員の反対で否決されるという異例な結果であった。・議会傍聴のあと行政との交流会で説明は聞いたが、法律の受取り違いや理解不足が当事者間に起こるのなら、法令や条例は一般市民にもっと理解できるように、啓発・掲示物・冊子等で周知する必要を感じた。「子どものため六法」というわかりやすい本が販売された。人権教室でも活用できる分かりやすい本です。子どもや主婦・高齢者でも勉強できる絵本化・漫画化のような楽しい啓発を望む。地域や政治への関心を高めるSDZsの一つにも繋がると思う。</p> <p>また、相談窓口、救済機関等がもっと活用され、相談者が頼れる場所になるため、人権擁護委員の研修充実と実態調査を強化する必要があると思います。</p>
359	女	40代		<p>・配偶者を扶養するという旧態依然とした考え方が各種制度に残存していることが、男女の所得格差を生み出し、男女共同参画の実現を阻んでいる。働いた者が平等に税金を負担し、恩恵も受ける世の中であって欲しい。社会保障制度等の見直しは、喫緊の課題であり、本計画期間に実現していただきたい。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択的夫婦別姓制度の実現。今や選択的に夫婦が別姓を名乗ることへ論理的に反論することはできないだろう。国会の意見を待たず、国民の多数の意見を尊重していただきたい。
360	女	50代	76	<p>国会の議論は全く世論を反映しているように見えません。2行目後半からの「選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」は、「世論の動向を踏まえながら、選択的夫婦別氏制度の導入を進める」とするべきです。</p> <p>また、再婚禁止期間が女性だけにあるのはなぜでしょうか。出生児の親子関係は今の時代は検査等で分かるものです。時代錯誤です。「男女ともに『待婚期間の規定をなくす』など、民法改正に関しても検討を進める」と改めてください。</p>
361	女	20代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択的夫婦別姓の早期実現を強く求めます。女性である自分にとって、強制的にどちらかの（現実にはほとんど男性の）姓に変えなければならないことは、結婚を忌避する大きな理由のひとつです。 ・ 同性婚が認められていないのは明確な差別です。可及的速やかに、同性同士も正式に結婚できるようにしてください。ただ、将来的には婚姻制度および戸籍制度そのものの廃止を求めます。 ・ 男性、女性だけでなく、性的少数者の心身の安全を守り差別を防ぐ法整備や教育の拡充を求めます。特に近年はトランスジェンダーへの差別が激しくなっています。国として差別を許さない姿勢を明確に示してください。
362	女	20代		<p>産育休制度がある企業でも、産育休取得中は無給になる企業があることについて。</p> <p>○最低でも固定額(生活できる金額)の支給を義務付ける。</p> <p>○求人募集や就職説明の産育休制度の項目について、金銭面の記入などを義務付ける。(例 産育休制度あり(無給)、産育休制度あり(固定額))</p> <p>この固定額は、同職場の同等の立場の男性が給与としてもらっている基本給と同額であるべきとも考えます。</p>
363	女	10代以下		<p>大学生です。今の日本は少子高齢化で、女性に子供を産んでほしいと政府は言っていますが、本当に少子化を止める気はあるのでしょうか。</p> <p>私が今思いつくだけでも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育休がとりにくい ・ 保育園に入ることができない ・ 子を育てるための援助が少ない ・ 育休からの仕事復帰が難しい <p>など沢山の問題点があります。</p> <p>何年も前から問題だと言われていたはずなのに、改善されているとは思えません。</p> <p>子供を産まない女性たちが悪いのではなく、育児をしやすくするための制度がないことが少子化の原因だと思います。</p>
364	男	30代	77	<p>3ページに示すアンコンシャス・バイアスが各自治体の制度設計に反映され、第9分野が実現できない。</p> <p>具体的には以下のバイアスが働く。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・父親の方が母親よりも収入が多い ・育児は母親が行うものである ・育児休業は母親が取得するものである <p>このバイアスによって、父母ともに育児休業を取得する場合、上の子どもが保育園を退園しなくてはならないという制度を設けている自治体が存在する。(産後休業中はその限りではないが、父親の育児休業開始が産後直後から8週目までに限定された想定となっている。)</p> <p>いま生まれた子の待機児童の心配だけでなく、保育園に通う上の子の待機児童となる可能性を心配し、父親が育児休業の取得に二の足を踏む。</p> <p>母親の方が収入が多い場合、母親の早めの職場復帰に向けて父親が育児休業を取得するケースがある。2人目以降の出産で、家庭環境が大きく変化し、父親が休業して建て直しを図るようなケースもある。</p> <p>『夫婦ともに休業中ならば保育は必要ない』とする、母親が育児を主に担うというアンコンシャス・バイアスが、各自治体の制度設計に大きく影響している。</p> <p>各自治体の判断に任されている領域に、男性が仕事、女性が家庭といった価値観をもった自治体職員の発想が反映され、男女共同参画社会の実現とはほど遠い制度設計となっている実態に目を向けていただきたい。</p>	
365	女	20代	<p>選択的夫婦別姓を認め、法改正お願いいたします。</p> <p>どうか、結婚させてください。</p> <p>大好きな人と家族になりたいのですがちょっとした性差別感にとても前向きになれません。</p> <p>選択の自由を認めてください。</p>	
366	女	30代	76	<p>欧州先進国に見られるような要件無しの保育園・幼稚園全入制度と無償化は女性の社会参画に必要な措置だと思います。</p>
367	女	30代	76	<p>「選択的夫婦別氏制度の導入に関し(略)検討を進める」との項目を入れてくださった事に感謝します。私が高校生の時に選択的夫婦別氏制度を知った時、「これは当然のことだ。まもなく導入されるだろう」と思ったのを覚えています。それから、10年以上が経ちました。是非とも進めていただきたいと思います。</p> <p>私は婚姻によって改姓しましたが、その手続きは非常に煩雑でした。まず、マイナンバーカード、免許証、クレジットカードなど、必要な手続きは多種にわたります。また、オンラインで済まない手続きも多く、平日にしか行えないものもあるため仕事に影響が出ました。職場では幸い生来姓を用いることができっていますが、給与口座は戸籍姓でないといけません。自分の名前の口座を失わないためには新規口座の開設が必要でした。証券口座も戸籍姓でなくてはならず、今まで使用していた(生来姓の)銀行口座からの入金には名義が異なるためできま</p>

			<p>せん。</p> <p>そもそも自分は名前が変わることを望んでいないのに、不必要な手続きに時間と手間が取られ、不便は多く、対応する方も事務作業が増えるのですから、何一つ生産的ではありません。</p> <p>先日、SNS で若い方が改姓について「怒られない限り手続きしない方がいい」とアドバイスしているのを見ました。それを見て思わず、自分も免許証の名義変更をする必要はなかったと思ってしまいました。今後、彼女のように改姓を望まないために手続きをしない人は、増えるのが自然だと思います。けれども、それは各種 ID の信頼性低下を招きます。手続きが行われたかどうかを能動的に確認すれば防げるかもしれませんが、それよりも夫婦別氏の選択肢を増やす方が楽なのではないでしょうか。改姓を望まない人はそのまま、改姓を望む人は手続きを、と考える方が合理的だと思います。</p> <p>そして何より、旧姓の利用をいくら拡大しても海外では通用しません。海外における ID はパスポートであり、パスポートは戸籍名だからです。別名併記をしても、ビザを別名で取れないことは外務省のサイトに記載されています。そうすると、例えば海外出張先に「今まで鈴木という名前です」という説明が必要になります。その際に失われる信頼は、鈴木さん個人にとどまらず、所属する会社や国に波及するでしょう。選択的夫婦別氏制度の早期法制化を望みます。</p>
368	女	30代 76	<p>「男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」の一つとして、「子供を一時的/永久に手放す」選択肢を入れていただきたいです。具体的には、「このとりのゆりかご(赤ちゃんポスト)」を各都道府県に導入することや児童養護施設の拡大を希望します。その最大の理由は、言うまでもなく子供の命を守るためです。生まれてきた子供は社会の宝物です。今年に入っても乳児遺棄や虐待死のニュースが目に入り、その度に心が痛んでいます。育てることに限界を感じた親が、追い込まれる前に手放すことができたら救われた命です。男女参画の視点からは、こうした育児放棄の選択肢は親も守ると言うことを主張したいと思います。乳児遺棄などの結果、多くの場合は母親が逮捕されます。父親が育児放棄をしていることは罪に問われないのに、限界まで子育てを行った母親が全責任を追うことは不公平です。しかし、ここで父親の責任を追求するよりは、母親も同じ軽さで育児放棄できるようにすることを提案したいと思います。もしこのような制度が充実していたら、乳児遺棄や虐待の当事者となってしまっている親子だけでなく、虐待の手前で耐えつつも出産や育児に大きな不安を抱えている親も救われるはずで、コロナなど経済リスクが増大する中で、様々な影響で経済的に困難な状況にある親もプレッシャーから解放されると思います。今、子供がいない30代の私は「妊娠したら人生が終わり」という感覚を持っています。身体的・社会的に弱者となり、失職しても自己責任。子供が生まれたら、自分か子供の命が犠牲にならない限り、何がなんでも成人させなければならない。子育てのために経済的に困窮しても自己責任。その心理的負担は大きく、子供を持つ気になれません。自分は子供を持たなくても良い。けれども、勇気を持って出産した人が追い詰められて社会的な制裁を受けたり、子供の命が奪われる現実に耐えられません。子供を健康な状態で手放したら褒められる社会であってほしい。子供の命を失い、実名報道されてその後の人生を失う代わりに、子供を手放した後も社会の一員として胸を張って生きられる社会であってほしい、と思います。子供を手放すことも「男女の多様な選択」に入れてください。</p>

369	女	30代		<p>選択的夫婦別姓を望みます。</p> <p>苗字を変えたくない。</p> <p>ただその気持ちだけで結婚に後ろ向きな女性が多くいます。</p>
370	—	30代		<p>政治や制度を決める会議など、各種意思決定の場においてクォータ制の導入をしてください。</p>
371	女	60代	76	<p>■第9分野：男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</p> <p>(1) 1の(2)のAの(2)(76P)「女性が不便さを感じないよう旧姓の通称としての使用の拡大…」の「女性が」を「結婚により改姓した人は」に変更していただきたい。現状は、確かに婚姻しているほとんどの夫婦の女性が男性の氏に変わっていますが、「女性が」と書くことでジェンダーの再生産をするという点と、男性で氏を変えた人も不便さを感じている点の2点からです。</p> <p>(1) 1の(2)のAの(3)(76P)「選択的夫婦別氏」をできるだけ早く実現するため、検討するでなく立法に向けて選択的夫婦別氏を望む意見を集約するなど、積極的で実現性の高い施策を盛り込んでいただきたい。</p> <p>(2) 1の(2)のイの(1)(76P) 放課後児童クラブの受入数を拡大するだけでは不十分だと考えますので、放課後児童クラブの受入数や学年の拡大をするに修正していただきたい。子どもをめぐるトラブルや事件が多く、共働き世帯が半数以上ある現状で、子どもが高学年だからといって、一人で留守番をするのは安心できないからです。</p>
372	女	20代	76	<p>「2 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることはないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」</p> <p>とあるが、実際には旧姓併記をしても、銀行等での旧姓の証明に使えず、結果として新姓に名義変更、口座開設を強いられる。その為、なし崩し的にクレジットカード、その他の登録等も新姓に変更する必要があるが出てくる。よって、旧姓併記をしても、実生活では一番使いたいところで使えないといったことが現状である。また、会社で旧姓利用をしても、税金関係は新姓、健康診断も新姓での手続きになる等、全てを旧姓で通すこともできず、企業にとっても、旧姓の通称利用が増えれば増えるほど、使い分けの負担が増える。このように実生活において、「旧姓併記であれば全ての場面で旧姓が使える、旧姓で呼んでもらえる」という状態でなければ、旧姓併記の効果には限界がある。</p> <p>よって、旧姓併記、通称利用の周知をしても、効果の限界が生じる以上、「選択的夫婦別姓」の導入が急務であると考えます。選択的夫婦別姓であれば、婚姻時に各カップルに合わせて同姓、別姓を選ぶことができ、同姓にしたいカップルの希望も引き続き叶えることができる。また、最初から別姓であれば、戸籍姓、旧姓の区別の必要がなく、1つの姓で完結するので、前述の「旧姓併記」等の通称利用の場合よりも実生活での手続きは遥かに楽になる。更に、「この場合は旧姓でいいのだろうか？やはり戸籍姓だろうか？」と悩み、余計な心理的なストレスを感じることもなくなる。(実際に私は今回の意見を提出するにあたって、本当は旧姓で提出したかったが、仕方なく戸籍姓にしている。これは、婚姻後も旧姓を名乗りたい者にとっては、屈辱的な行為である)。</p>

				以上のことから、旧姓併記、通称使用の拡大よりも、選択的夫婦別姓制度の導入を強く求める。
373	女	60代	78	男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実に、女性差別撤廃条約の普及と理解の促進を掲げ、とくに学校教育のカリキュラムに女性差別撤廃条約を入れることで周知を図るべきだと思います。
374	女	30代		<p>選択的夫婦別姓を早く導入して欲しい。</p> <p>結婚を機に姓を変更することに非常に苦痛を感じる。いざ結婚するという話になっても、男性側に姓を変更するという概念自体がほとんど無く、女性側が夫となる男性の姓に変えるというのがまだ当たり前である。どちらの苗字にしようか、ということは話題にも挙がらないことが多い。</p> <p>私はこれまでの人生を生きてきた自分の名前は、自分自身のアイデンティティであると思っている。これを簡単に捨てることは精神的に非常に苦痛であり、大切な人との結婚という場面であっても、その喪失感や悲しみは変わらない。</p>
375	女			<p>コロナ禍による特別給付金が世帯主あてで個人あてでないのは、家父長制の社会そのものです。選択的夫婦別姓制度の早期締結を！</p> <p>民法改正、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を。</p>
376	団体	団体		<p>日本は国連女性差別撤廃委員会より、「法律で夫婦同姓を強制している」と繰り返し勧告を受けている国である。これにより 96%の女性が姓を変更し、男性の戸籍に入る。戸籍筆頭者と世帯主は圧倒的に男性が占める。「世帯主が家族を養い、妻が無償でケア労働」という役割分業や意識は、共働きであっても根強よくあり、女性の家事・育児負担は大きい。そして姓を変更した女性は、職場でのキャリアや研究実績、そしてあらゆる事務手続き、アイデンティティなど、様々な面で不利益を受ける。</p> <p>一方内閣府の世帯調査（2018年2月）によると、選択的夫婦別姓について賛成が42.5%となり、これまでで最も高い結果となった。人々の意識が変わり始めている。</p> <p>第4次計画では「検討する」とされていた選択的夫婦別姓が、なぜ今回触れられていないのか。</p> <p>ジェンダー平等や主流化の流れの中で、選択的夫婦別姓の実現を強く望む。</p>
377	団体	団体		<p>1 ワーク・ライフ・バランスの実現</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現には IL0156号（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する）条約を踏まえた政策が必要である。</p> <p>施策の基本的方向：</p> <p>○固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり・・・とある。</p> <p>しかしコロナに対する一人10万円の特別給付金支給において「受給権者を世帯主」と総務省が何のためらいもなく規定した。</p> <p>国がこのような姿勢では性別役割分担意識はなくなる。具体的になくす道筋・方策を掲げるべき。その一歩として税と社会保障制度を個人単位にすべき。</p> <p>ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等</p> <p>・男女平等をベースにした上限規制はワーク・ライフ・バランスの実現に不可欠であり、こ</p>

			<p>れを実現する取り組みを明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現は、人間の生活サイクルや家族（とくにケアが必要な子どもや親）のニーズに即したものでなければならない。労働組合活動や政治活動のような政治的・市民的自由のための時間の確保の必要を明確化すべきである
378	団体	団体	<p>社会情勢の現状について、日本は世界の国々と比較しても、ジェンダー平等が進んでいない。この根本的な要因は、日本に根強く残る「家制度」にあるのではないか。現在共働き家庭が全体の7割になっている。しかし税制や社会保障は「夫が家族を養い、妻がケア労働を無償で行う」という専業主婦をかかえる性別役割分業家族をモデルに設計されている。妻が年収を制限し、夫の扶養となれば年金や健康保険などの社会保険の掛け金を払わずに、給付を受けられる。これは女性に家事・育児を無償で行わせ、更に非正規労働に誘導する仕組みとして機能してきた。同時に「モデル世帯」ではない共働きや単身の人たちにとっては不公平な税制・社会保障制度である。特に子育てと家事をしながら働くジングルマザーにとって、再分配も恩恵もない。そして世界でもまれな同姓を強制する婚姻制度により、96%の女性が姓を変更し、男性の戸籍に入り、「嫁」と呼ばれる。TVでは、お笑いの人たちが「妻」のことを「嫁」と呼ぶのは当たり前である。当然男性は戸籍筆頭者であり世帯主である。「戸籍筆頭者であり、世帯主である男性」と「男性の家に入った嫁」という男女には経済的な問題も含めて力関係が存在する。DV夫が「誰に食わせてもらっているのだ！」と妻を追い詰めるのはよくある話である。ジェンダー平等を進めるには、性別役割分業を是とする制度を見直していく必要がある。またDVや虐待など、家庭が必ずしも女性や子どもにとって安全な場所ではない現実を直視し、家単位ではなくすべての個人にとって公平で安全な社会の在り方を模索すべきである。</p>
379	団体	団体	<p>○ 選択的夫婦別姓の実現を望む。</p> <p>日本は夫婦同姓を強制しているため、96%の女性が姓を変更し、夫の戸籍に入る。女性が夫の家に入り「嫁」となることが、男女の力関係となり、役割分業を当然の事とする。そして職場で女性は、キャリアや研究実績に不利益を受け、煩雑な事務手続きを強いられる。また名前ではなく「〇〇家のお嫁さん」「〇〇さんの奥さん」「〇〇ちゃんのお母さん」という存在になる。</p> <p>憲法 23 条「家族の中での個人の尊厳と両性の本質的平等」の立場に立って、選択的夫婦別姓を実現してほしい。</p>
380	女		<p>○民法の改正を急ぐこと。「女性の権利を国際水準に」引き上げるには古い民法を速やかに改正することだと考えます。</p> <p>選択制夫婦別姓での「旧姓の通称使用」女子差別撤廃条約の選択議定書、所得税法56条など依然として検討にとどまっている。</p>
381	団体	団体	<p>日本で男女平等施策がなかなか進まないのは、基本的に男性の意識の中にある男優先の思想だと思います。長い間の家長制度、戸主制度、これらの理不尽な制度の中で育ってしまった前時代的な考え方を引きずっている男性がいかに多いことかととても残念です。</p>
382	女	60代	<p>世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数が過去最低になりました。先進国として政府の無策の結果であると、認識すべきです。</p> <p>現状分析でも、指摘されているとおり日本では、少子化、高齢化、未婚化などが進んでいます。</p>

			<p>妊娠可能なひとが、子どもを安心して産み育てられるしくみ、経済的支援、保育の保障などを、見える形で即実施すべきです。片親の家族にも、未婚のカップルにも子育てができれば、子どもの数は増えるでしょう。若い世代が結婚しない遠因に、長時間労働と低賃金があります。収入の保障と、子育てに高負担がなければ、子どもの数は増えるでしょう。</p> <p>女性が働きやすく、親が子育てしやすい社会を実現することが、少子化脱却の近道です。また、素案で触れているように231万人が育児休職をしている現状をみると、その子どもたちの育児環境を整えば、出産退職が減少します。そうすれば、労働力の減少は阻止できますし、出産によるキャリアダウンも防止でき、女性の給料が不利になることがなくなります。</p> <p>固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み意識の存在を変化しない理由が挙げられていますが、最近では現役30代、40代の共働きの夫婦は家事、家計をシェアしています。古い意識を理由に制度を変えないのは、いかがなものでしょう。制度を変えていけば、意識も変わります。第5次男女共同参画基本計画での抜本的な大きな変化を期待します。</p>
383	女	60代	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夫婦別姓の導入、再婚禁止期間の撤廃、離婚の際の財産分与、養育費の確保、「非嫡出子」という言葉の廃止など民法の変更を進めることが重要です。 2. 刑法関連では、墮胎罪の撤廃、安全な中絶へのアクセス、性暴力犯罪への対応をすることは必要です。 3. 労働法では、同一労働同一賃金の実施、セクシャルハラスメントの禁止の明示が必要です。3つのILO条約の批准が急がれます。 4. 税法の家族労働に関する所得税法56条の廃止が必要です。 5. 年金制度では、高齢女性のための最低所得補償が必要です。 6. 災害弔慰金の支給に関し、主たる生計維持者とその他に額の差異をつけるは不公平です。また、コロナウイルス対策支援金が世帯主に支払われましたが、これを個人支払う制度にすべきです。 7. 先進国のような、包括的な差別禁止を導入すべきです。 8. 政治的分野での、クオータ制の定着が必要です。 9. 男女共同参画を実現する権限のある国内本部機構の設置が必要です。 10. 長年に渡って検討を続けている国連の差別撤廃条約の選択議定書（個人通報制度）の批准を即座にして下さい。 11. 男性の育児・介護休業制度を作る、乳幼児の保育施設の充実、様々な介護施設・制度の充実をすべきです。
384	団体	団体	<p>欧米諸国ではほとんどの国が選択的夫婦別姓となっています。</p> <p>日本では選択的夫婦別姓については、ある新聞社の調査で、働く女性（20代から50代）の74.1%が賛成でした。内閣府の世論調査では法を改正して夫婦別姓とすることについて「法改正をしてもかまわない」と回答した人の割合が、平成24年度には35.5%でしたが平成29年度には42.5%となりました。このように、賛成の意見が増えています。結婚後に姓が変わる（ほとんどが男性の姓に変わる）ことが、特に働く女性に多大な負担をもたらすという実態も浮き彫りになっています。</p> <p>早急に選択的夫婦別姓が実現するよう、今回の基本的考え方にとりいれるよう求めます。</p>

385	団体	団体	77	<p><待機児童解消に向けた取組の推進></p> <p>○政府は、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を整備し、今年度末までに待機児童の解消を図ることにしている。</p> <p>○保育の受け皿整備は着実に進んでいるが、本年4月時点の待機児童数は前年比で4,333人減少したものの未だ12,439人いる状況である。</p> <p>○安心して子供を産み育てられる環境整備のみならず、女性の活躍推進に向け、保育の受け皿の更なる整備による待機児童の解消や質の確保は喫緊の課題であることから、「子育て安心プラン」に基づく取組を着実に推進し、早期に待機児童ゼロを実現すべきである。</p> <p>○また、政府は、2025年に女性の就業率を82%に高めていく目標を掲げているが、目標の達成には更なる保育の受け皿確保が必要と考えられ、市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、2024年度末までに更に10万人超分の受け皿整備が必要であるとの結果が厚生労働省から示された。</p> <p>○女性の活躍推進に向け、待機児童解消に向けた取組は着実に進めていく必要があるが、その財源に関しては、事業主拠出金など企業に更なる負担を求めるのではなく、社会全体で子育てを支えていく観点から、税による恒久財源で賄うべきである。</p>
386	女	60代		選択的夫婦別姓について、賛成です。男女平等ならば、姓を一方のみとするのは時代遅れのような気がします。早くに選択的夫婦別姓を実現してほしいと思います。
387	女	70代		<p>○選択的夫婦別姓の早期実現に向けた民法改正を。</p> <p>世界でも夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本だけです。結婚後も同じ姓を使いたい女性は、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。</p>
388	女	70代		<p>1 社会保障の「年金の第3号被保険者」を段階的に廃止の方向を計画に明記してください。（例えば、夫の収入が高額の場合、その主婦は厚生年金の第3号から除外して国民年金保険料を払う。）地方では働く場が少なく、厚生年金がある職場も少ない。小さな商店、塾等で夫が働いている場合、夫はもちろん、子育て中の妻も自分の国民年金保険料を支払っています。第3号被保険者の妻は、「夫の賃金から2人分の保険料が差し引かれている。」と考えている人もおります。年金財政がひっ迫する中、年金は個別にするべきです。差別のない年金制度のあり方が、男女の基本的な同等の立場を築くと考えます。</p>
389	団体	80代以上		夫婦別姓に賛成（色々な手続きが過去に不便を感じたこと多い。）
390	団体	団体		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3被保険者の廃止、配偶者控除の廃止など社会保障・税制を個人単位とすること ・ I日姓の使用拡大ではなく、女性差別撤廃委員会の勧告を尊重し、日本にしかない同姓を実質的に強制する法制度を改め、選択的夫婦別姓制度を速やかに導入すること
391	団体	団体		配偶者控除、年金の3号被保険者などの制度が問題です。廃止の方向を明記してください。
392	団体	団体		今年政府が支給した、一人10万円の特別給付金は個人ではなく、世帯単位で支給された。これは女性に対する人権問題でした。次回からは個人単位で実施するよう改善してください。

393	女	70代	1、根強く残る男性優位の「家制度」の考え方や慣習や制度の変革 夫の扶養となり、妻が年収を制限し年金や健康保険などの掛け金を払わない不公平な制度、同姓を強要される婚姻制度、共働き家庭の女性の家事労働負担などを是正するなど。 選択的夫婦別姓制度を早期に実現する。
394	団体	団体	選択的夫婦別姓の早期実現を求めます。
395	団体	団体	夫婦別姓を選択肢に選べるようにしてください。
396	団体	団体	夫婦別姓を、名乗りたい人が名乗れるように、法律を変えてください。
397	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。
398	団体	団体	いまだにどちらかが氏を変えないと結婚できないなら結婚しないし、急遽子供も恵まれなければそれでいいよねという結論になりました。夫婦別姓が認められていれば、もっと結婚に前向きになれたし、出産にも積極的になれたのに残念です。
399	団体	団体	日本だけ選択的夫婦別姓が認められないのが辛いです。
400	団体	団体	パートナーがいて話し合ったが、結婚の際に女性だけが男性の名字に変更することを強いられるのはおかしいと思います。女性も男性も輝ける社会を目指すなら、選択的別姓を認めるべきであると思います。
401	団体	団体	結婚という制度を、男女の区別なく『両者の同意』でできるものにしてほしいです。
402	団体	団体	夫婦別姓を取り入れてほしいです。
403	団体	団体	夫婦別姓を選択できるようにして、別姓にしたい人に道を開く。氏名変更の手続きの簡素化してほしいです。
404	団体	団体	一刻も早い選択的夫婦別姓の導入を求めます。私は現在帰化が許可されたので姓を変更しています。これは私が望んだことなので手続きが煩雑でも甘んじて受けますが、世の中には結婚のために姓を変更したくないにもかかわらず制度の問題で変更せざるを得ない人々が少なくないと聞きます。
405	団体	団体	私は今身をもって体感していますが、姓を変えるというのは一大事です。仕事についている人の苦労は具体的にはわかりませんが、その大きさについては想像が付きまします。仕事についている人にとって過去の業績をさかのぼるのが難しくなるというのは結構な損失です。それに加えて、手続きそのものも働いている人には結構な手間がかかります。これらの不利益を結婚をする二人に一人が受けるので、社会全体としてはそれなりの損失があるのではないのでしょうか。選択的夫婦別姓を導入すれば、無駄な労力を姓の変更に費やすことがなくなり、より豊かな社会が築けるのではないかというのが私の持論です。気持ちのことを言えば私が今やっている煩雑な手続きをやりたくない人にやらせてほしくないのです。
406	団体	団体	選択的夫婦別姓の導入・同性婚ができるようにしてほしいです。

407	団体	団体	夫婦別姓を選択出来るようにして欲しいと思います。同姓にしたい人は今まで通りにすればいいと思います。しかし別姓のデメリット等の議論自体ナンセンスではないでしょうか。そんな議論は要りません。別姓を望む人がいても、同姓を望む人に迷惑は掛からないのです。当事者が選択出来るようにして欲しいだけ。無意識の差別と言うのは差別がある事に気付けない人によってもたらされます。男女平等の国別ランキングで日本が後進国なのは、まずは教育が遅れているからでしょう。社会のしくみを変えると同時に、教員や教育委員会、文科省の意識改革をすべきだと思います。日本が何故後進国なのか、海外の教育を参考に勉強して欲しいし、自分達は差別をしていないという受け身の考え方ではなく、差別を撲滅する為に教育していく姿勢でなければ日本は変わりません。
408	団体	団体	姓をどちらか1つに統一しなければならない制度をやめてください。日本の現状では、多くの場合は妻が夫の姓を名乗るが、性別に拘らず懸念する事項と考えます。
409	団体	団体	1. これまでの人生で名乗ってきた自分の姓名にアイデンティティを持っており、長子か否かに関わらず維持したいと考えます。
410	団体	団体	選択的夫婦別姓の早期実現を求めます。なぜ結婚したら女性が名字を変えるのが普通になっているのか。私だって自分の姓を愛している。結婚してもあくまで個人だと思うので、夫婦別姓の何が悪いかわかりません。
411	団体	団体	婚姻制度の見直しを求めます。結婚も出産も私はしたくありません。そうってしまったのは社会の、女性は男性の物だ、という風潮に恐ろしさを感じてしまったからです。私は結婚する未来を望みませんが、こんな風潮が無くなって、異性だけでなく同性同士で結婚を選べ、結婚しても苗字を自由に選べる世の中になってほしいです。私のためでなく、この先の人達の幸せを本当に願っています。
412	団体	団体	早急に夫婦別姓を実現してください。ずっと一緒にいたいと思うパートナーがいますが、お互い親からもらった名字を変えたくないし、変えると職業的に非常に困るので、結婚には消極的になっています。なぜ夫婦別姓の選択肢はないのでしょうか。また、現状では結婚に伴う改姓は女性が行うケースが9割を超えていますが、このような不平等が女性の社会進出の妨げや、ひいては若年層の未婚率の増加に繋がっている可能性はないのでしょうか。
413	団体	団体	夫婦別姓の早期実現を求めます。結婚しても姓を変えたくないです。
414	団体	団体	人権教育の充実化をしてほしい。
415	団体	団体	選択的夫婦別姓の実現を求めます。結婚しても姓を変える変えないの選択肢ができること。
416	団体	団体	選択的夫婦別姓の実現を求めます。婚姻による姓選択の自由が欲しいです。
417	団体	団体	1日も早く選択的夫婦別姓を導入してください。夫婦別姓を早期に実現してほしいです。
418	団体	団体	自分の名前にアイデンティティを感じていますが、現状の制度では、結婚したらどちらかが名字を変えなければいけません。名字を変えると様々な手続きがつきまわってきます。会社で旧姓が使用できても、毎年の税金や資格などの手続きで「これは会社で使用しているから

			<p>旧姓でも OK」 「これは戸籍上の名字じゃないとダメ」と何度も確認が必要となります。またいろいろな理由で転職すると旧姓が使えなくなるため、前社で築いた人脈や評判が消失しビジネスに影響が出ます。研究職はそれまで世に出してきた論文などの研究キャリアが使えなくなります。そうなるとう結婚したくない。結婚していないと様々な控除が受けられないから子どもを持ちたくありません。年金がいくらもらえるか分からず、老後も働けと言われる社会で「仕事にマイナスの影響がある選択肢を積極的に選びたいか？」と聞かれたら間違いなく「NO」だろう。また夫婦別姓反対派は「家族の絆がなくなる！」「夫婦別姓の子どもがいじめられる！」と主張するが、世界には夫婦別姓の国がたくさんあります。その国は家族の絆がないのか？そもそも夫婦が全く新しい名字を自分たちで考えて選んでいるならまだしも、現状の制度だとどちらかの実家の名字を捨てなければならないため、反対派の主張だと少なくとも片方の家系との絆がなくなっていることとなります。そんな訳ないでしょう。さらに子どもについては、普通にいじめめる方の価値観が歪んでいます。なぜいじめられる側が労力を割かないといけないのでしょうか。明らかにいじめめる側に対処を求めるのが正当な対策でしょう。またどちらの姓を選択するかは国籍のように成人時に自分で選択すればよいのです。それまでの名字は話し合いで決めておく。そもそも下の名前も話し合いで決めているのに、名字も同じやり方で決めて問題があるのでしょうか？全くありません。「夫婦別姓を認めろ！」というのは「全員別姓でなければいけない！」とは異なります。「同姓にするか別姓にするか、それぞれの夫婦が選べるようにしよう！一です。同姓にしたい人は同姓にすればいい。だが別姓を望む人を踏みにじることは許されません」。デメリットがある同姓化だけでなく別姓を選べるようにすることが結婚へのハードルを下げることを求めます。</p>
419	団体	団体	<p>夫婦別姓を認めてください。女性が苗字を変更しなければならないし、金銭的な負担も多く、仕事の的にも大変です</p>
420	団体	団体	<p>選択的夫婦別姓の導入を急いでください。制度のせいで結婚できないです。</p>
421	団体	団体	<p>出産への金銭的支援の強化をして欲しいです。ミルクやオムツの現物支給や引換券などの物質的支援も検討して欲しいです。即時的な少子化対策にもなり、少子化対策をするには第一子からの適用が不可欠だと思います。</p>
422	団体	団体	<p>選択的夫婦別姓の早期実を求めます。結婚しても姓を変えたくありません。姓を変えることは物理的な苦勞も伴いますし、アイデンティティが一つ失われる感覚もあります。女性として生きているだけなのに、苗字を変えなければいけないということ自体おかしいと思います。男性側が変えればいいのかというなら、両者変えなくていい選択肢をつくるべきだとも思います。別姓が認められたら結婚すると言っている人はアイデンティティを失いますし、私もそうです。日本の少子化を止めるためにも、別姓を認めるべきではないでしょうか。ご検討よろしくお願いいたします。</p>
423	団体	団体	<p>選択的夫婦別姓の導入を求めます。</p>
424	団体	団体	<p>選択的夫婦別姓の実現を求めます。姓を変えることは、自分にとってアイデンティティの消失です。この社会に自らの名前を奪われる、という感覚です。パートナーと2人だけの生活であれば事実婚の状態でも問題ありませんが、子どもを持ちたいと思ったときにはなかなか</p>

			難しいです。もうすぐ30歳、徐々にタイムリミットが迫っていることも感じています。どうか検討をお願いします。
425	団体	団体	選択的夫婦別姓の実現を強く願います。21世紀になっても世界で日本だけが抱える人権・女性差別問題で、女性だけが経験しないとけない精神的・経済的・社会的な苦痛をなくしてほしいです。
426	団体	団体	選択的夫婦別姓の導入をお願いします。「旧姓としての使用の拡大」を求めているわけではありません。これでは法的には現状と何も変わりません。夫の姓に変えるか、今までの姓のままか選択できるだけで、当たり前にあるべき人権だと思います。
427	団体	団体	夫婦別姓を認めてください。夫婦別姓を選択しない人が夫婦別姓を選択する人によって、不利益にさらされることはあってはならないです。
428	団体	団体	婚姻によって姓が変わった場合の変更方法の拡充を求めます。結婚すると苗字が変わるので、主に女性に変更や申請をする必要があり、多くの自治体で市役所に出向いて紙媒体で申請するので、webから申請できるようにしてほしいです。選択的夫婦別姓を早期に実現してください。
429	団体	団体	夫婦別姓を早期実現を求めます。結婚するとき、絶対に片方の名字にしななければいけないのでしょうか？現状、女性が男性の名字に変えることが多いですが、これって絶対そうじゃなきゃいけないのですか？今の世の中、嫁入り婿入りという概念は昔ほど強くありません。名字は長年自分と寄り添ってきたもので、結婚するから変えなきゃいけないと法律で決まっているのはおかしい気がします。もう時代と合わない法律が多すぎませんか？せめて夫婦別姓を選択できるようにしてほしいです。
430	団体	団体	選択的夫婦別姓を認めて欲しい。私もパートナーも自分の苗字をすごく大切にしているので、どちらかに合わせることしか選択肢がないのが悲しいです。
431	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。なぜ結婚すると苗字を変えなくてはならないのですか？多くの女性が変えなくてはなりません。それまでその名字で築いたキャリアや認知がなくなりますし、手続きが煩雑です。
432	団体	団体	選択的夫婦別姓を認めて欲しいです。
433	団体	団体	年金を廃止するか、制度を見直して若者の負担を軽減してください。ひとり親でも不自由なく子供を産み育てられるような制度を充実させてほしいです。
434	団体	団体	選択的夫婦別姓の早期実現を求めます。選択的夫婦別姓の制度がないと、今の交際相手との法律婚を考えることができません。私たちはどちらも自分が生まれ持った名前に誇りを持っています。煩雑な手続きや精神的な疲労、アイデンティティの剥奪を相手に求められること・求めることが結婚なら、私たちはそれを選択したくはありません。姓を変えるのは女性という風潮にも嫌気がさします。女性であるというだけで、好きな人と新しい生活を始めるために上記のような必要のない苦痛を味わいはなければならなかった人はどれほどいるでしょう。
435	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。姓を変える時に自分のアイデンティティを失ったような気持ちになり、感情的につらかったです。また、姓を変えるにあたって必要な手続きが姓を変えた側だけ多すぎて疲弊しました。

436	団体	団体	結婚後の姓について、同姓・別姓で選択できるようにして欲しいです。
437	団体	団体	福祉職(特に保育と介護)の改善を願います。今のままでは担い手は減るのではないのでしょうか。保育園の空きがない、介護施設は順番待ち。きっと現状はそうでしょう。正社員で保育士復職しないかと言われても私はやりたくありません。仕事量と給料が合わないと思っているからです。介護も同じだと思います。
438	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。私の考える男女共同参画は、「男女が共に等しく自分らしく生きられる社会」です。
439	団体	団体	私の場合、結婚を考えるようになってから、男女の壁を思い知る機会が増えました。以前から改姓に抵抗がありました。なぜ(一般的に)女性ばかりが改姓の負担を負わなければならないのでしょうか。今までこのフルネームで活動をして、この名前にアイデンティティをもって生きてきて、小さくても積み上げてきたものがあるのに、名字が変わることでゼロスタートに戻されるような気がしてなりません。結婚をしようがしまいがこれまでと同じ名前でもこれからも自分らしく活動していきたいのに、また、結婚生活のスタート地点ですでに主従関係ができるみたいだ、と何度も思いました。国際社会で別姓の選択権がないことは人権侵害であると勧告されているにも関わらず、一向に議論が進まない状況にとても悲しく思います。「第5次男女共同参画基本計画」の作成に際して、通称利用の拡大だけでなく、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた働きかけを強めていただくことを強く希望します。後に続く世代に同じ思いをさせたくありません。どうぞよろしくお願いいたします。
440	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。
441	団体	団体	介護は家の中の仕事で、特に女性がすべきものという風潮をなくしてほしいです。妻も夫も同じ立場であるはずだ。介護を進んで実施したい男性もいるだろうし、介護をしたくない女性もいるだろう。もちほん、介護をしたくない男性も、介護をしたい女性もいるでしょう。選択肢があることが重要だ。また、アウトソースすることは悪いことではないと積極的に発信して欲しいです。「嫁が介護をするもの」「長男一家が担うもの」「子供が親の世話するのは当たり前」という思想を破り、公共サービスを充実させて介護に縛られて進学やキャリア、自分の時間を失う人を減らしたいと思います。
442	団体	団体	結婚した時に夫婦別姓にできるようにして欲しいです。
443	団体	団体	選択的夫婦別姓が早く実現しますように。
444	団体	団体	選択的夫婦別姓を実現させてください。性別に関係なく法的な婚姻関係もしくはそれに準ずる関係(フランスのPACSのようなもの)を結べるようにしてください。
445	団体	団体	私は、小、中、高校などで1番重要視し、最重要科目にするのは、国語、数学、英語、科学などの5科目でもなんでもなく、まず第1に「道徳」を最重要科目とし、その次に5科目などを重要科目とするべきではないのかなと思っています。そして、現在の学校内教育における道徳の教科内容も更に充実させ、1番に教科内で最重要科目にすることが、何が正しく判断しながら生活できる大人を沢山増やし、より、道徳的に判断し問題に寄り添える世の中となり、より一人一人が輝ける素敵な世の中を作り出せるのではないかなと思っています。

			ます。また、より正当な判断が出来る人間が沢山増えれば、犯罪数も減り、沢山の傷つく人が少しでも減らせる世の中になるのではないのでしょうか。少しでも、より多くの本来の幸せが増えますようにと、切に願います。
446	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。婚姻時の改姓を希望者のみにして欲しい。
447	団体	団体	パートナーと別姓でもいいようにしてほしいです。
448	団体	団体	選択式夫婦別姓制度を導入を求めます。自分の名字が大切にしたいと思っている2人が、結婚するせいで辛い思いをしないですむ社会になってほしいからです。
449	団体	団体	婚姻時に改姓を強要するのは何故ですか？
450	団体	団体	夫婦別姓にして苗字を選択する権利と法律と行政の整備を整えてください。また、女性の結婚可能な年齢を早急に18歳までに引き上げて頂きたいです。
451	団体	団体	選択的夫婦別姓制度を、早く実現させてほしいです。5年以内には、実現して頂きたいです。男女が、互いを認めて尊重し、支えあう社会が当たり前になってほしいし、多様な社会の実践の一步としても、選択的夫婦別姓制度は必要だと思えます。女性が生きづらい社会でなく、次世代の女性たちが心から生きやすくなるために、女性に多くの負担をかけてきていることに男性たちが気づき、意識改革をしてほしい。女性たちも、自分が我慢したらいいと思わずに、また、自分が頑張らなきゃと思わずに、固定観念を壊してほしいです。
452	団体	団体	日本は他の先進国にならって選択的夫婦別姓制度を導入するべきだと思います。「旧姓の通称としての使用の拡大」では何も変わりません。女性は選択肢を持つべきで国連に何度も勧告を受けているはずで、この導入によって男女平等な社会を確かなものにする一つの要素としてとても重要だと思えます。
453	団体	団体	結婚する時に夫婦別姓を選択出来るよう制度設計をして頂きたいです。
454	団体	団体	選択的夫婦別姓が認められる社会を求めます。
455	団体	団体	選択制夫婦別姓制度を取り入れることを求めます。共働きが一般的になっている現代において、苗字が変わることのデメリットははるかに多いです。自分も、周りも混乱します。手続きのためにお金も時間もたくさんかかりました。だからこそ、姓を変えない選択権が欲しいです。もちろん、苗字を変えたいという方もいるからこそ、選択制。また、姓を男側に無理やり合わせなくて良いことで、“嫁をもらう”という所有者意識が薄れ、嫁を奴隷のように扱う家も少しは減るのではないかと期待します。
456	団体	団体	夫婦別姓を認めて欲しいです。結婚しても姓を変えたくないです。
457	団体	団体	結婚しても苗字を変えなくて済むようにしてください。
458	団体	団体	選択的夫婦別姓も法的に認めてください。パートナーに生まれ持った名前を捨てさせたくないし、私も捨てたくありません。何故結婚したら名字変えねばならないのかわかりません。

459	団体	団体	夫婦別姓を認めてください。
460	団体	団体	夫婦別姓を選択できるようにしてください。
461	団体	団体	夫婦別姓を実現してほしいです。なぜ夫婦になったからといって同じ名前にするのでしょうか。
462	団体	団体	ぜひとも夫婦別姓の法の制定をお願い致します。私は、ある時親から私の名前は結婚したら名字が変わる前提でつけられていることを知り、とてもショックを受けました。私は、女性が姓を変えて当然だと思われていることにととても違和感を覚えました。私は自分の名前を気に入っているので結婚しても変えたくありません。法律上では、もし結婚したら、私の姓を配偶者の方に名乗ってもらうことも可能ではあるものの、それはそれで世間体などを考慮すると相手に要求しづらいです。
463	団体	団体	夫婦別姓を法律で認めてほしい。
464	団体	団体	夫婦別姓を認めていただきたいです。何故女性ばかり姓を夫の方に変えさせられるのか、また、女性が姓を変えたくない時には夫となる人に婿に入ってもらえないのか、お互いが今まで生きてきた姓をそのままに、2人で歩いていくことはできないのか、いつも疑問に思います。姓を変えたい人は変えればいい、変えなくなれば変えなくてもいい、そんな選択の自由があったらどんなに素敵だろうと思います。夫婦間において、相手を自分の「所有物」とせず、お互いに対等に向き合っていける社会を実現したいので、ぜひお願いします。
465	団体	団体	選択的夫婦別姓の導入を求めます。
466	団体	団体	夫婦が別姓を求めます。夫婦同性で誰が困るのですか？
467	団体	団体	夫婦別姓かどうか選ばせてください。
468	団体	団体	夫婦別姓、苗字を選択する権利と手続き整備を求めます。
469	団体	団体	夫婦別姓を選択できる自由を求めます。
470	団体	団体	皆が生きやすくするために、結婚後の別姓を認めて欲しいです。
471	団体	団体	選択的夫婦別姓制度の早期に導入を求めます。
472	団体	団体	1日でも早く夫婦別姓同性選べる国になってほしいです。
473	団体	団体	選択的夫婦別姓を認めてほしいです。または、事実婚でも法律婚と同様の効力を持たせてほしいです。
474	団体	団体	キャリアを目指す女性が、姓を変えなきゃいけない状況になると、たくさんの手間とキャリアの分断が生まれます。現在は、その負担を女性だけが強いられています。しかし事実婚だ

			と、法的な結婚よりも様々な不都合が生まれます。選択的夫婦別性を認めていただき、女性にも男性にも選ぶ権利を与えてください。
475	団体	団体	名字はアイデンティティのひとつでもあるから結婚しても自分で選びたいです。
476	団体	団体	結婚して女性の方が変わるのって一方的すぎます。選択的夫婦別姓の早期実現を求めます。
477	団体	団体	女性に“配慮“ってなんだろう違和感しかない。元々女性に同等の権利はあるはずなのにと 思ってしまう。
478	団体	団体	結婚したら女性が名字を変えることは、女性に手続き的にもキャリア的にも大きな負担を強 いると思います。
479	団体	団体	女性が名字を変えて当たり前、というのは、変わるべき概念です。選択的夫婦別姓の早期実 現を求めます。
480	団体	団体	結婚すると自動的に相手の名字になってしまうのが嫌です。選択的夫婦別姓を早期に認める べきです。
481	団体	団体	戸籍上の性別変更する時に、性別適合手術が必須事項になっているが、当事者への身体的・ 心理的負担が大きいので、必須事項からなくして欲しいです。
482	団体	団体	男女問わず、婚姻前後で姓を変えなくてもよい選択肢（選択的夫婦別姓制度）の導入をして ほしい。アカデミックの世界などで、婚姻等により名前が変わってしまうとそれまでの業績 がわかりにくくなってしまう。行政では旧姓併記の制度を認めているところもあるが、世界 ではあまり通用しない。
483	団体	団体	また、私自身女性であるが自分のフルネームにとっても愛着があり、結婚等により姓を変えたい とは一切思わない。男女問わず、こういった考えを尊重しあえる選択肢がほしい。
484	団体	団体	夫婦別姓を選択できるよう夫婦別姓の導入を求めます。
485	団体	団体	選択的夫婦別姓制度の整備をしてほしいです。
486	団体	団体	家制度の撤廃、人間は個人が基礎であるべきです。
487	団体	団体	選択的夫婦別姓の推進を求めます。
488	団体	団体	いい加減、選択的夫婦別姓認めていただけないでしょうか。全ての夫婦を名字別にしろと 言っているわけではありません。夫婦同じ名字にしたい夫婦は同じにしたら良い。夫婦別の 名字が良い夫婦は別にしたらいい。ただそれだけの話。金もかからないし今すぐ出来る はずなのに。海外なんか選択的夫婦が当たり前だよ？日本の常識は世界の非常識。世界の 常識は日本の非常識。
489	団体	団体	選択的夫婦別姓の実現をしてください。
490	団体	団体	選択的夫婦別姓を法整備してください。

491	団体	団体	夫婦別姓を可能にしてください。
492	団体	団体	夫婦別姓にしてほしいです。
493	団体	団体	旧姓利用では足りません。これからは転職も当たり前になります。新姓になってからの転職で、旧姓利用ができる可能性は限りなく低いです。また銀行や役所、病院でも、旧姓で読んでくれるわけでもないのに、なぜ時間をかけ旧姓併記の手続きをする意味があるのでしょうか。パスポートでは、旧姓併記をしたことで、諸外国の空港でトラブルにもなると聞きました。すでに国連の勧告も受けています。私達の要求に正対してください。姓を揃えたモデル家庭にしか向き合わない姿勢を国民は見ています。それすらできない日本で、子供は増えないでしょう。
494	団体	団体	結婚後の姓をどちらかの姓にしなければいけない法律を変えてください。選択的夫婦別姓制度を実現してください。なぜ結婚するとその直後から、どちらかの姓を名乗らなければいけないのでしょうか？私の場合は夫の姓へ変更することに抵抗はありませんでしたが、職場での呼ばれ方や書類の混乱、銀行、役所などへ姓が変更したことによる届け出をすることが、とても重い負担だと感じました。そのため、選択的夫婦別姓制度を実現してください。私は(結婚のタイミングとは別に)、夫の姓へと変更するタイミングを自分で選びたかったです。それに、旧姓をずっと名乗りたい方も多くいると思います。結婚をしてからも旧姓で名乗ることが可能であり、またいつでも、どちらかの姓へ変更することができるような制度にしてください。
495	団体	団体	女性の結婚時に伴う氏名変更による国家資格の免許書き換えを改善して欲しいです
496	団体	団体	学生時代～若手のうちに資格を取ることは多いと考えられ、複数の国家資格を取得した場合、それぞれ1つずつに書き換えが必要になり、書き換え手数料費用は結構な額になる。現状のアナログのまま通すのであれば、政府で手数料を負担して欲しい。ただでさえ書き換えには面倒な作業が多く、働く女性では平日に処理しないといけない事柄も多く、休みを取る必要がある。さらに手数料を女性だけ負担するのは不平等であると思う。またはデジタル化して、マイナンバーなどにまとめ、オンラインでの書き換えを可能にし、手数料費用を不要にして欲しいと考える。
497	団体	団体	夫婦別姓を求めます。なぜ名字を変えるのは女性であることが多いのか？
498	団体	団体	選択制夫婦別姓の普及を求めます。必要性に疑問を持つ人も多いかとは思いますが、現に不自由だと感じている人がいます。多様なパートナー関係の築き方を支えてほしいです。
499	団体	団体	選択的夫婦別姓の導入を求めます。結婚して名字が変わるのが嫌という以前に、不便で仕方がない。しかもどちらが変更するか話し合いなどなく女性が変わるのが当然の世の中。国が思う家族像は現実に即していない。
500	団体	団体	夫婦別姓を認めて欲しいです。女性の社会進出を進めていく上で結婚で苗字が変わった際の諸々の変更は手間もかかる上、お金もかかります。さらに今は、旧姓のまま仕事を続ける人も増えているため、もはや夫婦必ず同じ苗字にするというのもあまり意義やメリットを見出せません。

501	団体	団体	選択制夫婦別姓を取り入れて欲しいです。結婚したら運転免許から口座も変えなくてはいけない負担を片方だけに押し付けるのをやめて欲しい。
502	団体	団体	夫婦別姓を選択可能にすることを求めます。
503	団体	団体	結婚で夫婦どちらか片方の名字が変わるのは手続きも面倒だし今の時代にそぐわないと思う。選択的夫婦別姓制度を採用すべき。
504	団体	団体	選択的夫婦別姓の実現をしてほしいです。
505	団体	団体	婚姻後の名字を自由選択できるように求めます。
506	団体	団体	夫婦別姓を認めていただきたいです。何故女性ばかり姓を夫の方に変えさせられるのか、また、女性が姓を変えたくない時には夫となる人に婿に入ってもらえないのか、お互いが今まで生きてきた姓をそのままに、2人で歩いていくことはできないのか、いつも疑問に思います。姓を変えたい人は変えればいい、変えたくない人は変えなくてもいい、そんな選択の自由があったらどんなに素敵だろうと思います。夫婦間において、相手を自分の「所有物」とせず、お互いに対等に向き合っていける社会を実現したいので、ぜひお願いします。
507	団体	団体	人権教育の点に関してですが、なぜ男女共同参画計画に基づいた教育でなくてはいけないのでしょうか。もっと踏み込んだ内容が必要だと思います。そもそも、計画で述べられている人権教育の定義はなんですか？
508	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。なぜ選択性夫婦別性が認められないのか、誰も納得できるような説明ができていないのに、議論さえしやうとしないのが疑問。なぜ多くの夫婦が男性の姓を結婚後に引き継ぐのか、姓を変える必要があるのかを説明してほしいです。
509	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。昨年結婚し、半年間事実婚として過ごしたあと入籍しました。ずっと旧姓のままでいたかったのですが（大学院の学位取得をしたため、論文などは旧姓にて執筆し、実績があったので本当は変えたくなかった）夫の実家の強い希望により、夫の姓となることになりました。今までの自分が全てなくなってしまったかのような喪失感がありましたが、いつか夫婦別姓を選択することができる社会になり、同じような気持ちになる人が少しでもいなくなれば嬉しいです。
510	団体	団体	選択的夫婦別姓を認めてください。
511	団体	団体	夫婦別姓を認めてほしいです。どうして同姓でいる必要があるのかがわからない。多くの女性が姓を変えることに疑問があります。昔のお家制度を踏襲しているだけで特に意味がないことだと思います。変えたい人は変えればいい、変えたくない人はそのままでもいい、ただそれだけのことなのに変わらないから結婚制度を魅力的に感じない人も周りに多いです。
512	団体	団体	選択的夫婦別姓を導入してほしい。苗字が変わるとキャリアに影響が出るという理由で結婚の選択をしてない男女(大学教授)を知っている。選択肢が広がれば望んでいるのに結婚が不利になる人々を救える。
513	団体	団体	選択的夫婦別姓を求めます。男女別姓ができないのはおかしい。結婚した女性の多くが夫の姓になり、このような価値観が「普通」の日本で暮らしているのだと思うと、わたしは未婚

			女性ですが、とても薄暗い気持ちになります。「男女共同参画」の「女」は、どのような女なのでしょうか。性別による差がなく、対等であることを願います。
514	団体	団体	選択的夫婦別姓を認めてほしいです。全員を強制的に別姓にするのではなく、選択肢の一つとして、夫婦別姓を認めてほしいです。自分の姓を結婚のときに変更しなくてはならないのは、手続き等が発生するばかりで今の時代にそぐわないと思います。
515	団体	団体	選択的夫婦別姓の導入を求めます。結婚して名字が変わるのが嫌という以前に、不便で仕方がない。しかもどちらが変更するか話し合いなどなく女性が変わるのが当然の世の中。国が思う家族像は現実に即していない。
516	団体	団体	夫婦別姓を認めて欲しいです。女性の社会進出を進めていく上で結婚で苗字が変わった際の諸々の変更は手間もかかる上、お金もかかります。さらに今は、旧姓のまま仕事を続ける人も増えているため、もはや夫婦必ず同じ苗字にするというのもあまり意義やメリットを見出せません。
517	—	30代	婚姻制度における不平等、差別の解消・別姓を選べるようにする。・誰でも婚姻制度を利用できるようにする。同性どうして利用できない今の現状は人権蹂躪である。賃金格差解消、地域による賃金不平等の解消（同一賃金）セクシュアルマイノリティに対する差別をやめること（異性愛を強制しない）性別の「男女」二元論をやめてほしい。ノンバイナリの人もある。・低すぎる賃金自体が女性に対する暴力である（ただちに賃金をあげる。リビングウェッジを上げること。）時給2千円程度ないと「文化的で健康な生活」が送れない。・ベーシックインカムを導入月に15～20万円程度をUBIとしてすべての人に支給する。暴力を振るう配偶者から離れることができるし、ハラスメントの多い職場を根絶することができる。フェミサイドをなくす（女性の人権、安全を守る、正しい性教育を施すこと。シスジェンダーの男性が自分の生殖器や言動で他者、女性を攻撃しないよう教える。性暴力をなくす。刑法を改正する。性犯罪者に甘すぎる日本の現状を理解せよ。性交同意年齢が13歳未満などと、日本はペドフィリアの国と思われてもおかしくないような異様な法律を早く変えるべき。子どもを性暴力から守ること。虐待について子どもにも教え、万が一大人が子どもに性的暴力を振った場合は通報できるように教育する。レイプの裁判に男性はかかわるべきではない。女性の妊娠、出産についての法律に男性が関わるべきではない。男性の体には備わっていない妊娠、出産の機能について男性が口を出すということが、もしこれを読んでいるのが男性なら考えてほしい。男性がどれだけ暴力的なことをしているか自覚はありますか？子育てをする人を孤立させない子育てをしている人が安心して子どもを預けられる場所を増やす。とくに一人で子育てをする女性を手厚く国が守る。「フルタイム労働＝8時間×週五日」という極端な労働条件をやめる。6時間×週3、4日程度の労働でフルタイム労働とすべき。フィンランドを参考にせよ。8時間とは「致死量」の労働時間であり、過労死があとをたたない現状は国の責任である。
518	団体	団体	選択制夫婦別姓を取り入れて欲しいです。結婚したら運転免許から口座も変えなくてはいけない負担を片方だけに押し付けるのをやめて欲しい。
519	団体	団体	夫婦別姓を選択可能にすることを求めます。
520	団体	団体	結婚で夫婦どちらか片方の名字が変わるのは手続きも面倒だし今の時代にそぐわないと思う。選択的夫婦別姓制度を採用すべき。

521	団体	団体		選択的夫婦別姓の実現をしてほしいです。
522	団体	団体		婚姻後の名字を自由選択できるように求めます。
523	団体	団体		結婚しても名字を変えたくありません。夫婦別姓を可能にしてください。
524	団体	団体		苗字を変える時も嫌でした。一部銀行などは本人を目の前に、以前の名前の通帳にはんこを用意しても「戸籍謄本がなければ本人確認できない」などと言われ名義変更できず、その戸籍謄本には金がかかり、パスポートも、国の都合でしかない氏名変更で6500円もかかりました。せめて無料にすべきです。苗字を変えたい人は変えたらいいと思います。選択的夫婦別姓を望みます。
525	団体	団体		まず役所の窓口で働いている方々にジェンダーとジェンダー平等についての研修を受けさせてほしい。窓口で辛い思いをしたという人をたくさん知っています。
526	団体	団体		夫婦別姓制度を認めて欲しい、日本では姓を変えるのは女性が9割。この暗黙の了解も解消するよう国が努力すべき。若い子へのすりこみをやめてほしい。変更したい人が変え、変えたくない人はしなくてよいよう選択の自由を。
527	団体	団体		選択的夫婦別姓を求めます。結婚したらどうして男性の姓を名乗らないといけないのでしょうか？
528	団体	団体		お互いがお互いの姓をこれまで通り名乗れる事を可能にし、子が生まれたりどちらかの姓を名乗らせるのでは駄目なのではないでしょうか。
529	団体	団体		かつての風潮である「男は働き」「女は家に」は現在の日本の低賃金では最早不可能です。「男性が率いる家族形態」に拘りを持ち過ぎではないのでしょうか。
530	団体	団体		男女参画で賃金差や雇用格差を無くし、婚姻制度を変え、男女平等で同じ目線に立てれば様々な事が向上する筈なのです。
531	団体	団体		夫婦別姓が選択できるようになってほしい。
532	団体	団体		夫婦別姓制度の導入を求めます。
533	団体	団体		選択制夫婦別姓にして欲しいです。
534	団体	団体		選択的夫婦別姓を求めます。選択的夫婦別姓、まだですか？なぜ結婚に伴って夫婦のどちらかが必ず、名前というアイデンティティを差し出さなければならないのでしょうか。同姓を強制する合理的な理由など最早ありません。
535	女	40代		選択的夫婦別姓を。 民法改正をすみやかに。 女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を。 お願いいたします。
536	女	20代		▼夫婦別姓について 素案自体に言及がないことに疑問がある。 ・女性のキャリア形成において結婚によって苗字か？変わることで？被る不利益は大きく、そ

				<p>れか?男性に強いられていない現状そのものがジェンタダー間の不平等をもたらしていると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣には保守的な声をあげる方々が多いと察するが、古い家制度を踏襲したような今の制度は現在の女性のライフスタイルや、この男女共同参画基本計画にそぐうものではないと強く感じる。 ・女性が当たり前のように結婚により苗字を変えなければならない、ということが何を意味するのか、せめてより多くの国民による議論の場を増やすことにメディアも巻き込んでより積極的になってほしい。 <p>▼同性婚について</p> <p>こちらも言及がないことにも疑問を呈する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに存在しているパートナーシップ制度と籍を入れることは社会的に得られる扶助の面からみても違いが明らかである。 ・誰を愛するかを意味する「性的指向」は同性に限られるべきものではなく、真の意味での平等を目指すにはぜひこの部分に対してもより積極的に国民とコミュニケーションをとっていただきたいと切に願う。 <p>▼より多様な性に対する理解を</p> <p>素案第6分野 p62 に「性的指向・性自認」に対する言及か?あるか?、男女共同参画基本計画そのものが性的アイデンティティが男か女かの2極化されている前提であることに疑問を呈する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の多様な生き方をバックアップするなら、まずそもそも多様な性に関する理解も必要なのではないか。 ・素案の内容はこの点に関して網羅されていなく、具体的な対策も示されていない。 ・より多くの国民が社会から押し付けられた性的価値観や指向にとらわれず生きることができるよう仕組み作りを積極的に求める。
537	女	50代	76	<p>「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む。」という部分を「選択的夫婦別姓制度の導入やその周知に取り組む。」とすることで選択的夫婦別姓制度について盛り込んでいただくことを提案したい。</p>
538	女	30代		<p>以下について、明記を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職 30%達成のための具体的な年度ごとの目標 ・政治分野におけるクォータ制やポジティブ・アクションの導入 ・非正規雇用の多い女性に対する雇用の不平等、男女賃金格差の是正 ・介護や保育に携わるケア労働を評価し、賃金格差や労働環境改善等の是正 ・痴漢行為に対する厳しい罰則（迷惑防止条例では足りない） ・性交同意年齢（13歳）の引き上げ ・児童ポルノの厳罰化 ・LGBT・SOGI についても女性の権利同様に保護できるような仕組み、目標

			<ul style="list-style-type: none"> ・中絶に関する女性の権利擁護および緊急避妊薬へのアクセス改善 ・
539	—	60代	<p>202030 が達成できなかったこと、ジェンダー・ギャップ指数が 153 か国中 121 位とは、男女共同参画を着実に進めてこれなかった結果であると謙虚に受け止めたいものです。</p> <p>女性の社会参画を阻む、労働慣行の変革、税制や社会保障制度の見直しのための具体策を提示しなければ、今後の 20 年も今と全く変わらないでしょう。</p> <p>セクシュアル・マイノリティの間でも、役割意識が不均等な関係を生み出し、DV、デートDV、セクハラ、性暴力などが起こります。</p> <p>これらをなくすには「差別禁止法」が必要です。違反者は二度と差別を繰り返さないために、更生の義務化を科す仕組みを求めます。</p> <p>意識ある若者、中学生や高校生・大学生などはジェンダーにとらわれてはいけないとわかっています。そして、セクシャリティの多様性を受け入れようとしています。</p> <p>なのに、社会が変わらずしてどうなるのでしょうか。</p> <p>子どもたちが素敵なおとなになるために、ジェンダー平等への取り組みは欠かせないと思っています。</p> <p>「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は被害者（特に女性かもしれませんが）に対するメッセージに終わってはいけなくと思います。</p> <p>女性に対するあらゆる暴力の根絶のためには、さまざまな対策を講じなければなりません。その中で、子どもたちに向けて予防と防止のための教育を進めることこそ抜本的対策であり、最短で効果を出す方法であると言っても過言ではありません。</p> <p>「デートDV予防・防止教育」とは、すべての子どもがデートDV（将来のDV）の加害者にも被害者にもならないよう未然防止をするための教育です。</p> <p>子どもたちは、幼いころから性役割のステレオタイプを無自覚に学び、DVにつながる態度や考え方を身につけます。子どもたちには、交際する相手との対等・平等な関係について学ぶジェンダー平等教育としての「デートDV防止教育」が必要です。</p> <p>DVは現代が生み出している問題です。</p> <p>女性差別の社会構造がもたらす、すべての人々に影響を与える害悪です。</p> <p>加害者に「それはDVです」、「暴力は許しません」という突き付けを、社会からもしなければなりません。</p> <p>被害者支援のために、児童虐待をなくすために、加害者を放置せず、罰と更生支援の仕組みを作ってください。全国各地にDV加害者プログラムを！</p>
540	—	30代	<p>セクハラ・性暴力には正しい厳罰を。</p> <p>不起訴ばかりで、またその理由も不透明なのはおかしいです。</p> <p>不起訴はありえない、それでも不起訴であるならその理由を明確にすべき。</p>

			<p>性教育はセックスの方法を教える教育ではないです。生、命の教育です。自分を大切にすること、相手を大切にすること。子ども達に何も教えないままでは不確かな間違っただけの情報が一人歩きし、望まない結果を生み出します。</p> <p>教える側がセックスの方法を教えるだけ、と間違っただけの認識をしている場合もあるので、きちんと的確な外部に依頼をする、など、教える側の知識のアップデートも必要です。</p> <p>結婚する際に女性側が苗字を変えないといけない、という法律はありません。本来どちらでもいいはずですし、夫婦別姓の選択肢があっても何も支障はないはずですし、夫婦同一性をなくすのではなく、夫婦別姓も選択出来る制度を望みます。</p> <p>離婚した際に子どもがいれば、子どもは母親側が親権・生活を共にする事が多いと思いますが、共同親権には断固反対です。もしそういった制度が活用されるにしても、もっと慎重に議論すべき内容です。</p> <p>親の為ではなく、子どもの為です。</p> <p>また、離婚して音信不通の父親が生活保護を申請したら子どもに援助出来ないか？と封書を送ってくるのに、父親の養育費不払いに対しては何もアクションなく、父親の逃げ得・母親と子ども側は泣き寝入り、アクションを起こすにしても多大な労力金銭が必要になるのは制度としておかしいです。</p> <p>また養育費も払わないのに父親だと言うだけで、別れた子どもの住民票を好きに閲覧出来る、というのも母親・子ども側のプライバシーをあまりにも軽く見ている証拠だと思います。</p> <p>女性や子どもは、男性の家来や下僕ではありません。</p> <p>女子差別撤廃条約の選択議定書に批准を望みます。</p> <p>素案に「早期締結について真剣に検討を進める」とありますが、第三次計画（2010年）つまり10年前から同じ文言が記載がされていますが、一体いつになったら進むのでしょうか？今回の第5次での締結を望みます。</p>
541	女	50代	<p>今回取り上げられなかった事項として、選択的夫婦別姓制度がある。女性の社会進出に伴い、改姓することで、社会的な不便や不利益が発生することが指摘されている。第4次計画にあった、民法改正への検討が、今回盛り込まれていないのは、後退である。再検討を要する。</p>
542	女	50代	<p>5. セクシュアルマイノリティや多様な家族形態への対応について</p> <p>◆国勢調査は国民のニーズを踏まえた適切な支援や施策を講じるために行うものであることに鑑み、現実の多様な家族形態を統計的に正しく把握するために同性カップルの世帯数も集計すること。</p> <p>6. セクシュアル・ハラスメントの法規制について</p> <p>◆男女雇用機会均等法の防止規定ではセクハラを根絶することはできない。国連からの勧告</p>

			<p>に従い、セクハラを禁止する実効性のある法律を早急に整備すること。</p> <p>7. 選択的夫婦別姓制度の法制化について</p> <p>◆夫婦同姓が法律婚の成立要件になっている国は世界的にみても日本以外にない。夫婦の96%が夫の姓に変えている（変えざるをえなくさせられている）ことにより、結婚・離婚の際、多くの女性が様々な不利益を被っていることに鑑み、選択的夫婦別姓制度を速やかに法制化すること。</p>
543	女	70代 80	<p>「男女の多様な選択を可能とする育児、介護等を支援」する上でその前提となるのが、家事、育児、介護等の無償労働を主に女性が担っている日本の現状をジェンダー統計により明確に把握し、男女の無償労働の顕著な偏りを是正するための各種制度等の整備のための基本認識とすることである。</p> <p>北京行動綱領では、女性の無償労働の量的把握が重要とのグローバルな指針が示され、日本でも社会生活基本調査の生活時間データを基にその測定が継続的に行われてきた。しかしこれまで、それらのデータは男女共同参画政策に十分活かされていない（3つのRの実施）。この現状を改善し、男女共同参画の視点に立つ各種制度等の整備に最大限活かす必要がある。第5次計画においては、女性差別撤廃委員会一般勧告16号、17号（1991年）の内容に沿って、各分野の政策実施においてこの視点を堅持する必要がある。家事、育児、介護などの無償労働はSDGsでも重要な位置を占める。日本は男女格差が先進国中最大で、これが男女の収入格差や少子化の大きな要因の一つとなっている。女性の無償労働は女性に対する搾取の一形態（さまざまなケア労働、エセンシャル・ワークにおける「やりがいの搾取」など）であり、コロナ危機のなかで、その問題点が顕在化している。シングルマザーへの各種支援の充実や家族経営への支援、社会保障制度の充実は、今後5年間の男女共同参画・女性活躍政策の要である。</p>
544	女	70代	<p>国民健康保険は個人単位で！</p> <p>国民健康保険（国保）には扶養制度はないはずですが、保険料請求、保険証配布など、すべて、世帯主に送付されます。私たち夫婦は、経済的にはそれぞれ独立して生活していますが、国保料など合算で来ると困ってしまいます。多くの夫婦は、世帯主は男性の場合が多いと思いますが、これも、「男が家族を養っている」発想につながりかねません。国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証など、世帯主の名前が記載されています。これは必要ないと思います。個人単位にすべきです。</p>
545	女	30代	<p>以下を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どの分野の仕事においても男女の数が平等になる数値目標 ・ 政治家（内閣）の男女平等 ・ 平均年収の男女差の撤廃 ・ 男性にしかできない仕事、女性にしかできない仕事の撤廃（パワードスーツ等の普及） ・ セクハラ、パワハラ of 厳しい罰則化（職場復帰を許さない） ・ LBGTQ への社会的配慮 ・ 選択的夫婦別姓の取り入れ ・ 世帯主制度の撤廃 ・ 性暴力への厳しい罰則化、抵抗しなくても（できなくても）犯罪として取り扱う

			<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が加害者に個人情報や渡すことなく起訴できる制度 ・女性を軽視する報道、CMの撤廃・罰則化 ・女性に対する施策を当事者以外（男性）が決めることの罰則化 ・職場への女性用トイレや女性用更衣室の設置義務化 ・同性同士による婚姻 ・不妊治療の無料化 ・公共交通機関のベビーカーの取り扱いのルール化、ベビーカーに対する嫌がらせの厳罰化 ・痴漢（触れないものも含む）への厳しい罰則、公共交通機関への対策の義務化 ・男性への育休・産休の義務化（3年） ・育休・産休を拒む会社への厳罰化 ・低用量ピルの無料化 ・薬による中絶法の採用 ・セカンドレイプの厳罰化 ・男性への墮胎罪の適用 ・男女は違うものだという教育の撤廃
546	女	20代	<p>約95%の女性が婚姻にあたり、姓を夫になる人のものに変えています。籍を入れる際に、どちらかの名字にするようにと規定になっていますが、社会的に女性に対する圧力があるため女性が名字を変更せざる得ない状況です。姓名変更による各種届出に時間がかかり、別人となるためそれまでの信用がなくなり、お金が借りられないなど不利益があるようです。これらの話はネット上で探すことができます。これは差別の域に入っています。夫婦共に同じ名字になることに喜びを感じる人がいるのと同時に、それに苦しみを感じる人もいます。婚姻に際し別姓を正式に使用できるようにすべきです。</p>
547	女	30代	<ul style="list-style-type: none"> ・痴漢をはじめとする性犯罪の対策にもっと力を入れてほしい(車内監視カメラの強化や警備員の巡回など)。女性の尊厳を守ることに繋がると思う。 ・女性管理職増はもちろんのこと、女性の正規雇用率増や平均所得増など、全体の向上も重視してほしい。 ・選択的夫婦別姓は早急に進めるべき。さまざまな運用に影響が飛び火して制度の取りまとめが大変困難であろうことは容易に想像がつくが、本当に社会全体へ男女対等の認識をひろめたいのであれば対応必須だと思う。 ・男性の産休育休取得義務化をおすすめしてほしい。官僚や政治家が率先して現代的な働き方をしてみせ、社会全体の価値観をアップデートしてほしい。
548	女	60代	<p>女性が働き続けるためには、保育園と学童保育の充実が、絶対に必要だと思います。単に定員数だけの問題だけでなく、保育時間の制約などで仕事をあきらめざるを得ない女性がとても多いからです。これは本来、女性だけの問題ではなく、家庭内の家事・育児の負担が女性に偏りすぎていることから、女性に多くしわ寄せがきていることです。だから、男性の育休取得と労働時間の短縮もセットで改善されなければいけないと思います。</p>
549	女	50代	<p>「選択制夫婦別姓制度」について</p> <p>女性の社会進出が進む中で、結婚に伴い改正することで社会的な不利益や不便を伴うことが指摘されている。</p> <p>今回の計画に盛り込まれていないのは後退ととらえられる。再検討を求める。</p>
550	女	60代	<p>1 ワーク・ライフ・バランス等の実現</p> <p>ワークライフバランスの実現には、ILO156号(家族的責任を有する男女労働者の機会及び</p>

			<p>待遇の均等に関する) 条約を踏まえた政策が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの実現は、人間の生活サイクルや家族（とくにケアが必要な子どもや親）のニーズに即したのものや、労働組合活動や政治活動のような政治的・市民的自由のための時間の確保の必要を明確にすべきです。 ・税と社会保障を個人単位にし、配偶者控除をなくすべきです。 <p>2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女間の賃金等待遇格差について、その構造的な要因を解消するには均等法の見直しが必要です。 ・OECD の平均より 10 ポイントも差別がある男女間賃金格差の是正に向けた本気で具体的な取り組みが必要です。女性活躍推進法の改定と合わせ、均等法の対象に「賃金」を加え、国連女性差別撤廃委員会から勧告を受けている「差別の定義」を入れるべきです。 ・男女間賃金格差の解消にはガイドラインを見直し、ILO100 号条約に基づく職務評価をツールとした差別是正を法制化する必要があります。 ・労働基準法 4 条に基づく監督を、実効あるものとするため、法制度を整備すべきです。 <p>3 非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援 が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート・有期労働法は、男女間格差を固定化・拡大する「人材活用の枠組み」の違いを賃金格差の合理的な要素とする法制度で、改められるべきです。 ・同一価値労働同一賃金のためのガイドラインやマニュアルは、ILO100 号条約に基づく「要素得点法」による職務分析・職務評価手法を採用することが重要です。 ・労働者派遣法は、低賃金化や雇用の細切れ化は免れず、子どもを産み育てながら仕事と生活の両立をはかりつつ働くことなどとても不可能です。常用代替防止と派遣労働者に対する差別の排除と均等待遇の徹底を車の両輪とする制度が求められます。もともとあった派遣労働者の制度は、ごく一部の専門職に限定すべきで、他は、派遣労働を認めない制度整備を望みます。 ・8 時間働けば生活できる賃金水準にむけ、全国一律の最低賃金の大幅引き上げが必要です。
551	女	70 代 25-	<p>ワーク・ライフ・バランス等の実現</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現には ILO156 号（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する）条約を踏まえた政策が必要である。</p> <p>施策の基本的方向：</p> <p>○固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり・・・とある。</p> <p>しかしコロナに対する一人 10 万円の特別給付金支給において「受給権者を世帯主」と総務省が何のためらいもなく規定した。国がこのような姿勢では性別役割分担意識はなくならない。具体的になくす道筋・方策を掲げるべき。</p> <p>その一歩として税と社会保障制度を個人単位にすべき。</p>

			<p>ア WBL の実現のための長時間労働の削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等をベースにした労働時間の上限規制はWLBの実現に不可欠であり、これを実現する取組を明らかにすべき。 ・WBLの実現は、人間の生活サイクルや家族（とくにケアが必要な子どもや親）のニーズに即したものでなければならない。労働組合活動や政治活動のような政治的・市民的自由のための時間確保の必要性を明確化すべきである <p>イ 多様で柔軟な働き方の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域限定正社員の導入にあたっては、転勤の有無による労働条件の差異が同一価値労働同一賃金の観点からも妥当なものでなければならない。 <p>ウ 男性の子育てへの参加の促進他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度は、出産後の数日の育児休業では男性の参加にはならないので、取得率だけでなく取得日数も開示するべきである。 ・マタハラもひどいが、育児休業を取得した男性へのパタハラも裁判例が出ている。企業による不利益取り扱いやハラスメントを防止する対策等を推進するとあるが、具体的対策が急がれる。
552	女	70代	<p>日本は「女性の時代」「女性活躍」などと言われながら、実際には世界の平等度のランキングで最低レベルです。そうしたなかで第5次男女共同参画基本計画の策定は重要であり、大いに期待します。</p> <p>平等を推進するためには、従来からある男性本位の価値観を変えていく必要があります。提言にある各分野での研修会は意識変革になり、とても大事です。更に、行政としてはいろいろな行政分野に踏み込んで、目に見える具体的な政策の提言が必要と思います。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワハラやセクハラ防止のためのハラスメント禁止条約の 早期批准 ・性暴力根絶のために、性犯罪に関する刑法の不十分な部分 のさらなる改正、性交や避妊などにふれた義務教育学校での性教育の促進、望まぬ妊娠に対する緊急避妊薬の容易な入手など。 ・賛成意見が増えている選択的夫婦別姓制度実現に向けた提言 <p>なども、ぜひ提言に取り入れられるようお願いいたします</p>
553	女	50代	<p>医療も扶養手当も学生である限り欲しいなー。</p> <p>大学が一番お金かかるのに、補助が何も無い。</p> <p>貧困から抜け出すためには、高校卒業も大事だし、大学までいけるんだと言うものが欲しい。</p> <p>奨学金が出るまでの準備金がとても厳しい。</p> <p>年収に近い入学金を準備するのは、生半可では無い。</p> <p>余程計画的に、お金を貯金できなければ、断念してしまうレベル。</p>

			<p>私は子供の入学のために、独身時代に買った貴金属は、全て売り払いました。 それでも足りない部分は、銀行ローン。 今は、奨学金返済に加えて、その銀行ローンを返しています。</p> <p>頑張って卒業できた上娘は、計画的に返せるが、 途中で断念してしまったした娘は、返済に苦労しています。 就職もまだしていなくて、バイトで無理をして返しています。</p> <p>悪循環としか思えない。</p>
554	男	40代	<p>選択的夫婦別姓を制度化すべきです。</p> <p>仕事における旧姓使用は多くの問題があります。まず、旧姓使用がそもそもみとめられない会社や職場は多くあります。</p> <p>認められる場合でも、社内で給与人事関係、出張時の航空券やホテル予約、など多くの場面で、通称と戸籍姓を使い分けないといけないので、非常に煩雑です。また、海外出張時にパスポート、航空券、クレジットカード、仕事上の書類（通称で書かれた学会の招待状など）などの氏名が一致していないと、トラブルに見舞われる可能性があります。</p> <p>このような不利益が結婚する夫婦の一方（9割以上が女性）に強制されることは、男女共同参画の大きな障害になっていると思います。</p>
555	団体	団体 76	<p>選択的夫婦別姓の実現をお願いします。</p> <p>現在晩婚化が進み今や会社や不動産を持って結婚する時代。 四組に一組は再婚。 少子化により一人っ子同士の結婚も増え、 婚姻届を出すにあたり 片方が姓を変える法は もう運用に限界が来ています。</p> <p>旧姓使用を拡大しても意味がありません。</p> <p>双方氏名を変えずに結婚出来るようにしてください。</p>
556	女	40代	<p>男女共同参画社会基本法には次のように書かれている。</p> <p>「第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を</p>

		<p>できる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」</p> <p>現状で、こうした制度・慣行の見直しが進んでいないことがもっとも大きな問題だ。制度が個人単位となっておらず、世帯単位になっていることも、過去の計画で問題が指摘されながら、変わってきていない。そのため、今年行われたコロナの給付金でも、問題が起きた。</p> <p>人々の意識は制度や慣行を変えることで変わっていく。この間、日本がジェンダー平等についてここまで国際的にみて後進国となっている現状をはっきり認識し、まず制度・慣行を変えるという点を打ち出してもらいたい。</p> <p>大学でジェンダー平等について教えていると、若い学生から、将来を憂える声（就職が怖いといった声も）、なぜもっと早くこうした問題について学ぶ機会がなかったのか、もっと早く知りたかった、現状を変えていきたい、202030すら実行できないことに怒りを覚えるという声を本当にたくさんたくさん聞いてきた。心強いと同時に大きな責任を感じる。若い学生たちが将来に希望を持ち、当たり前、安心して、働き、望む人は子どもを育て、また一人でも安心して暮らしていける社会をつくる必要がある。現状でそうっていないということに悲しみを覚える。本気で男女共同参画を進めていくためにも国が、将来に希望をもてる計画をたて実行して行ってほしい。</p>
557	団体 団体	<p>基本認識において、「（女性労働）に非正規の割合が高いことが女性の貧困や男女格差の一因」と書きながら配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人余いることには触れていません。最賃に近い時給で働く女性労働者の存在は女性労働者全体の処遇にも大きく影響しています。シングルマザーがダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ないのはそのためです。労働者としてカウントするとともに、その問題点を指摘し、配偶者控除の廃止にも言及すべきです。計画案はこのような税金を払っていない（非課税の）非正規の女性労働者を労働者として見なしておらず、その労働条件と賃金が劣悪なまま放置されていることこそ、ジェンダーバイアスそのものです。特に、控除が150万円に引き上げられたことで、最低賃金に近い時給800円（20県が800円以下）では年1875時間、正規労働者と同じくらい働くことになり、非正規の労働市場に大混乱をもたらし、女性労働全体の賃金の引き下げに作用しています。配偶者控除・年金の3号被保険者などの制度こそ男女差別賃金の一因です。廃止の方向を計画に明記してください。</p> <p>ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現は、人間の生活サイクルや家族（とくにケアが必要な子どもや親）のニーズに即したものでなければなりません。労働組合活動や政治活動のような政治的・市民的自由のための時間の確保の必要を明確化すべきです。 ・男女平等をベースにした上限規制はワーク・ライフ・バランスの実現に不可欠であり、これを実現する取り組みを明らかにすべきです。 ・性別役割分担意識を具体的になくす道筋・方策を掲げるべきです。 ・税と社会保障を個人単位にし、配偶者控除をなくすべきです。 <p>ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進</p>

				<p>・ワーク・ライフ・バランスは、男性に対するポジティブ・アクションであるという位置づけが大事です。人事考課制度についての見直しは女性に対する施策に特化するものではなく、男性に対する施策としても重視すべきです。育児休業制度は、出産後の数日の育児休業では男性の参加にはならないので、取得率だけでなく取得日数も開示すべきです。</p>
558	女	70代		<p>9月6日の朝日新聞記事で、男性が「男社会の価値観、変えねば」と言っています。「男性社会の価値軸のまま数値目標を達成しても、同じ軸に添った女性が増えるだけで多様性にはつながらない。例えば長時間働けることや、短期的な売り上げに貢献できることだけではない価値軸をもつことで、もっと柔軟性や強さのある社会になれると思っています。」は、たしかにそう思います。そこで、男社会の価値観を変えるために意識だけでなく、制度をつくることを進めてください。意識を変えるためにも制度のありかたが大事だと思います。</p>
559	女	50代		<p>あらゆる制度において、世帯基準での設計を改め、個人基準とすることを明記されたい。先般の特別給付金受給権に世帯主要件を設けたことで、DV被害者等への特別は配慮を後追いで行わなければならなくなったことは記憶に新しい。DV被害者に限らず、シングルマザー、共働き世帯などが税・社会保障制度において損を強いられていることは長らく指摘されているとおりである。性別にかかわらずその人らしく生きることのできる社会を目指す男女共同参画基本計画においてこそ、個人単位での社会制度設計を明確に打ち出すべきである。</p>
560	女	50代	75	<p>「基本認識」において、社会制度や慣行が実質的に男女に与える影響を常に検討し、その影響が中立的でない場合、制度・慣行の転換の必要性が指摘されています。これは重点事項にしたいです。また、具体的取組を明示してほしいと思います。諸制度・慣行が性差に関する偏見を助長し、性別役割分担を固定化している現在、アンコンシャスバイアスを深めるものになっていないかの検証が必要です。</p> <p>日本の旧態依然とした現行の社会制度や法及び慣行・慣習は、「男女平等」という意識の次世代への浸透、再生産を招き、国際社会においてもジェンダー平等が立ち遅れてきた要因となっています。早急な見直し、改正が今すぐ必要だと思います。</p>
561	—	40代		<p>ジェンダーギャップ121位は納得の結果。就業での差別が酷いが医学部不正入試は学問の平等の希望さえ打ち壊した。出産育児が迷惑がられ貧困リスクも高くなる国では少子化もなるべくしてなっていると思う。氷河期で就職案内が送られるのは成績に関係なく男子のみ。データでは未だ高等教育は男子優先の家庭が多い。企業では大黒柱だからと男性だけが正社員登用、役職はほぼ男性、女性は面接で数年内に出産予定が無いか聞かれれば不採用。結婚で96%が男性の姓にされ、夫が転勤なら賃金の低い女性が退職、不妊治療の通院は男性が原因でも女性だが、治療もフレックスや理解が無ければ退職か子供を諦める事に。やむを得ず産休育休も諦め退職しても、今度は保育園に入れない、預け先が無いから面接に行けない、子がいると雇って貰えない。保活は母親事、やっとあっても低賃金パート、共働きでもワンオペ育児。元の会社に復職したが子供がきつと熱を出すよねと実績に関係無くバイトにされ、以前と同じ仕事で賃金は4割にメンタルを壊す。出産で穴を開けた懲罰。将来の年金も大幅ダウン。賃金が減った分、年金を増やすのが道理だと思う。子を持つ女性の正社員比率は8%。フルタイムで働いてもOECDで突出のシングルマザーの貧困率。人事部からは時短を取るなら契約社員にはなれない、10年働いても1度辞めたから就業1年後からしか時短は取れないとされ、社則があるか聞くと慌てて労使協定を締結。時短が取れずお迎えはいつも</p>

			ラスト。皆出産で生まれ高度成長期は人口ボーナスの恩恵なのにそんなに出産って迷惑でしょうか。少子化は国難と言っても、学生で産んだら女性は退学させられ貧困の道へ。仕事と育児の両立も困難で、不妊治療で2人目なんて物理的精神的経済的に遠い夢。口座は別々でも子供手当も給付金も父親に入る家父長制。バイアグラは半年でもピルは認可に34年、緊急避妊薬は女性が悪用するからと入手し辛い国。男児女児の損害賠償額の差、世界唯一の強制的夫婦同姓、中絶はWHOから時代遅れと言われる搔爬法。90年代に留学したロンドンの大学ではジェンダーは必須だった。日本でも性教育、人権教育と共に必須にしてはどうか。既得権男性は反対するかもしれないが、女性が構造的差別により決定権のある立場になれないならクオータ制を導入しダイバーシティの視点を活かさないと日本は益々世界に遅れ衰退の一途を辿ると思う。
562	女	60代	何をどう決めても「絵に描いた餅」にしない為には、性差別の禁止に厳しい罰則を付す事です。これが無ければ現状維持したがる社会を変革する事は不可能です。 不利益を蒙る側を中心として幅広い分野からの事例を検証し、徹底的に議論を尽くして変革の意義を明確にし、その実行を国策の柱の1つとして国民に示す事が重要です。
563	女	40代	大きな問題だと感じるのは、社会保険と税の扶養の仕組みです。 制度のせいで第3号被保険者に収まるように働かされています。 130万円の壁なんてあっちゃダメだと思います。国民健康保険は1人ずつにかかるので、社会保険も1人ずつが加入する仕組みにかえ、扶養範囲内で働こうと思わずに、それぞれにあった働き方ができるような仕組みに変えてください。 雇用に関しては、一般事務などの非専門職の派遣を廃止すべきです。今回のコロナ禍でも明らかになったように派遣従業員は雇用の調整弁として、企業の側に都合良く勤務を減らされ、とても不安定な働き方です。派遣は以前のように特殊技能者に限定すべきと考えます。同一労働同一賃金を目指すだけでなく、派遣というあり方も一緒に見直してください。
564	女	30代	ほとんどの場合、女性が姓を変えているという現状があります 変える不都合があり、変える手間があります 旧姓利用の多さは、そのまま選択の夫婦別姓の需要ではないのですか？ 旧姓利用で不便がないなどというのは、そのほとんどが女性であることでの押し付けでは？ やりたくない人は別に別姓にしなくていいんだから、別姓を選びたい人は選べるようにしてください。
565	男	50代	24 婚姻時の改姓を夫婦どちらか一方に強いる現行の制度は、事実上女性が改姓する割合が9割以上となっており、 これは婚姻によって男性が女性を獲得する、と言った封建的で女性を蔑視した、戦前の価値観を社会風土に残す為の温床となっている。 男女の均等な機会及び待遇の確保 を実現する為には、婚姻時に、制度のみでなく社会的にも女性が改姓を強いられる事の無い制度と風土の作成が必要となる。 その為にも、婚姻時に夫婦どちらも改姓を強いられる事の無い、 選択的夫婦別姓の導入は、早期に実現すべきと考える。

566	団 体	団 体	<p>1. 家族の子育てや介護等に専念し離職している男女へ、家庭・社会福祉の担い手として「現金給付」（庶民生活水準を踏まえると、担い手一人当たり最低10万円/月。物価の上昇により毎年見直すこと） 「現物支給」（子育てや、介護を行うにあたり必要なものをリユースも含めて支給） 「各種セラピー（民間療法含む）利用費助成」（民間療法を含まないと、薬害の問題も不安なので、個人が体質や希望に合わせて心身の回復を図りながら長期的に介護や子育てに取り組めるように） を与える。</p> <p>2. 65歳前後で経済活動（収入を得ること）から退いても、その後の生活を一切心配しないで済むように年金制度を庶民目線で改革すること。</p> <p>3. 市民が経済活動から退いた後、地域づくり（子育てや若年者への様々な教育）に関わることを推奨する意味で、60歳以上の退職者が、地域コミュニティに関わる行動をとった際、現金手当を支給する。 例えば60歳で製造工場を退職後、近くの小学校で絵本の読み聞かせをする場合等。 60歳前後（55歳～65歳の間）で退職した場合に限る。</p> <p>4. 男女共同参画について詳しく知ることが出来る冊子を 祖父母手帳、父子手帳として、母子手帳を受け取った母親の家庭へ届ける。 これに関連して、母子手帳から「親子手帳」という名称、中身に段階的に変化させていく。 親子手帳一冊で、従来の母子手帳並びに祖父母手帳・父子手帳が不要になっていく。 母親が孤独に妊娠期を過ごしたり子育てをすることを否定する意味で。また、新しい命の誕生を機に家族の絆を深められるように。</p> <p>5. 母親の育休と同期間、父親の育休取得を義務付け、守れない職場には罰金もしくは、一定の取得数があった職場には奨励金を支給。 育休取得のタイミングは「二人同時」（父母で同時に産前1か月、産後半年取得。二人とも7か月間の取得）「ずらして取得」（母親は産前三か月と産後8か月。父親は産前2週間、産後10か月と2週間。二人とも11か月間の取得）「入れ替わりに取得」（母親は産前2か月、産後10か月。母親が育休を終えてから父親が1年間取得）等 以上、例を挙げたが、父母ともに連続の期間でなくとも良しとする。 いずれにしても父母で「同期間取得」ということを義務付ける。 それに伴い両親学級を充実する。 自治体の両親学級以外に民間の関連講座受講費用を助成。</p>
567	団 体	団 体	<p>6. 子育てコンシェルジュ制度妊娠したら妊婦が個人で産婦人科に行くのではなく、本人または家族がコンシェルジュに連絡を入れ、そこからコンシェルジュと妊婦本人の二人三脚で乳幼児期の子育てまで親身な相談相手として信頼関係を築いていく。コンシェルジュは助産師や保健師、看護師といったコメディカルや福祉関連資格保持者、または子育てコンシェルジュという新たな資格を作っても良いのではないかと思う。イメージとしてはニュージーラ</p>

			<p>ンドのミッドウイフ。母親本人と信頼関係を築くことが第一の仕事であり、必要に応じて（母親本人や、その家族の希望に沿って）適切なケアに本人を繋いだりする役目も担う。本人をお客様扱いするのではなく、あくまで本人が主体なのだが、それに寄り添うこと、二人三脚で人生で初めての大切な経験（妊娠・出産・子育て）に向き合い、信頼関係を築くこと。孤独な子育てに陥ることを防ぐことがねらい。適切な家族とのコミュニケーションも行っていく。</p>
568	女	40代	<p>この項目がただしいかわかりませんが、未だに結婚で女性の苗字を変えることが強いられる社会を変えたいです。</p> <p>夫婦別姓くらいすぐに変えられるので、そうしてください。 誰にもデメリットがありません。</p> <p>自民党だけが反対しているようですが…反対理由が全く同意できないです。 もう旧時代の家父長制を引きずるのはやめてほしいです。支配と被支配の関係しか知らない人たちが固辞するのでは？</p>
569	女	50代	<p>5次計画では、「ジェンダー主流化」を前面に掲げて欲しい。そしてその際の主要なターゲットとして「男性中心型労働慣行」の他、税制、社会保障制度などを特定し、その是正を求めて欲しい。</p>
570	女	30代	<p>女性が社会進出できるよう、社会全体で子育てできる制度を望みます。 女性だけが時短や育休をとっても、結局キャパオーバーで退職に追い込まれてしまう。 男性も親として時短や育休をとる、それを企業がきちんと実行できるよう、制度化して欲しい。</p> <p>メディアやゲームによる女性軽視、差別、アダルト、暴力コンテンツを規制して欲しい。 痴漢や覗きなどを軽視し描かれたコンテンツが少年漫画誌やドラえもん等で放送されている。過去作品含め、子供達の影響を鑑み、大人と全年齢向けコンテンツのすみわけを生徒化して欲しい。</p> <p>アダルトコンテンツ、アダルト広告等がインターネットやYouTubeを通じて子供の目に触れることも多く、性犯罪軽視の土壌が築かれており、女性の社会進出を脅かしていると思う。</p> <p>意思決定の場に半数の女性が入るよう、制度化して欲しい。</p>
571	団体	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両親の就労に関わらず、すべての子どもに保育園に入園出来る権利を。 2. 保育園を、「両親の就労のための場」から「全ての子どもが過ごす権利を持つ場所」「家庭と両輪となり子どもを育む場所」という位置づけに変える。 3. 幼児教育施設、学校教育施設のお便りや職員の認識が、保護者＝母親となっていないか確認する。

			<p>園の行事に参加するのは母親である大前提での言動を改める。 お便りには保護者、という表記を浸透させ、「保護者」の定義を確認すること。</p> <p>4. 待機児童を持つ家庭に対して、フォローアップを行う。 待機児童となった子がいても、 必ず希望通り両親が仕事できるように手配する義務を地域が負う。 例えば個人のシッターや地域の助け合いに応じられる有志を募る。 また、こういったシッターや有志への現金手当を。 家庭からの窓口料金は、もともと希望していた幼児教育施設の利用料と同等額程度とする。 それをオーバーした場合、全額補助する。 待機児童の家庭に対するフォローアップを担う職業を新たに創設しても良い。</p> <p>5. 自治体のファミリーサポート事業 家庭が利用料助成を受けられるようにする。</p> <p>6. 病児対応を充実させる。</p> <p>7. 子ども、家族の病気休暇、 本人の病気休暇を、取りやすくする。 有給休暇とは別枠で日数を定め、病気休暇も有給とする。</p> <p>8. 子育てしている父母のフレックスタイム勤務を奨励。一定数、達成した職場に奨励金。</p>
572	団 体	団 体	<p>女性労働者が増えたというがほとんどは非正規労働者であり、コロナ禍のもとで雇用の調整弁として女性が切り捨てられている現状をふまえた「基本計画」を。</p> <p>(1) ワークライフバランス、ディーセントワークの実現に向け、男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェッショナル制度を拡大しないこと。</p> <p>(2) 性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。</p> <p>(3) セクハラ・マタハラ・パワハラなど包括的なハラスメント禁止法を制定し、罰則規定を設けること。</p> <p>(4) 最低賃金引上げ、両立支援策拡充のため、中小企業への支援策をすすめること。</p> <p>(5) 性別役割分業の考え方に基づいた労働政策、税制度、福祉制度の見直しを行うこと。</p> <p>(6) 「多様で柔軟な働き方」という名目で、フリーランスなど「雇用によらない働き方」を拡大しないこと。</p> <p>(7) 保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。</p> <p>(8) ILO 第 111 号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO 第 175 号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO 第 190 号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などを批准すること。</p>

573	女	20代	戸籍制度を廃止し、個人単位での行政記録管理制度を整備する方針を示してください。コロナ禍での特別定額給付金が世帯主ごとの給付になった件だけでなく、戸籍制度は家父長制を温存し個人の権利を家庭に従属させるためのものになっています。
574	—	40代	選択制夫婦別姓制度について 女性の社会進出がすすむ中で、結婚に伴い改姓することで、社会的な不利益が発生することが指摘されています。第4次計画では、「選択的夫婦別姓制度の導入などの民放改正等に関し、司法の判断もふまえ検討していく」としていたが、今回の計画に盛り込まれていないのかは後退になるのではないかと考えます。再検討していただくようもとめます。
575	女	40代	子どもを複数育てている母親への子育てのケア労働に対する負担の多さはそのまま、日本の男女不平等さを表しているのではないのでしょうか。 産み、育て、授乳する性は女性です。子供の数が多ければ、その負担は女性に非常にかかります。妊娠、出産で仕事を辞めざるえないケースも増えます。その女性の人生をかけざるえない大事業は、社会にとっては、未来の社会のよりよい構成員を生み育てるという社会的事業ともいえると思います。しかし、その女性や、その子供達に対しての公的支援は、その家庭の子供の数が増えるほど先細りです。児童手当も子供の数が増えるほど、1人当たりの額が減額していくのはおかしいのではないのでしょうか。高校の学費支援、大学の学費支援も家庭の所得だけを基準にすると、その下の子に充てられる教育費は限られてきます。その家庭で同時に3人以上子供が高校、大学に在籍する場合の家庭を考えると、下になればなるほど、その進学率は下げざるえません。子供一人一人に対する支援にしてほしいです。子供を三人以上育てているということは、日本の合計特殊出生率の2倍以上の子供が1家庭にいるということです。一人の女性の1日の時間は限られるのに仕事と2倍以上のケア労働をしなければいけない苦勞があります。その子供達への支援と母親へのキャリアアップ（子供の車送迎、家族の介護などで時間がとれないため、隙間時間を利用したオンラインで座学を受講し、国家資格を目指せる等。子育て・介護に追われ、通学時間が捻出できない）、就労機会（子供が3人以上いる母親を雇うと雇用助成金が出る、パートから正社員にすると雇用助成金が出る、職業訓練費用の助成）が望まれます。
576	女	50代	全体を通して、女性差別を是正し人権を重視する方向でなく、女性を活用し経済政策に利用しようとしていこうとするような素案になっていて、これではいつまでもジェンダー平等が成されないような計画だ。 ジェンダー平等を社会変革として諸外国の水準を目標とし「女性差別撤廃条約」の実施を監視するための「女性差別撤廃条約専門調査会」を設置するべきである。 ジェンダーギャップ指数にも示される通り、女性に対する差別があるのだから、差別をなくすことを目的とした具体的な政策を示し、それにかかる調査を行い統計を開示し、明確な数値目標を示してほしい。 202030がなぜ達成されなかったのかの総括がない。これは本来すでに達成されていなければならないはずなのに、先送りにされ、喫緊に達成しなければならないという問題意識が5次計画に欠落している。国会議員にはクオータ制を導入し企業の管理職、医師の人数なども、一定割合（本来男女半々で丁度よいのだ）は女性が就くことができる具体的な制度を設けいつまでに達成するかを明確に示してほしい。 エッセンシャルワーカー（ケア労働従事者）の男性の参画が必要。労働条件を改善しきちん

			<p>とした待遇で賃金を得られるよう目標を示して実施できる具体的な政策を示すべきである。セクシュアルハラスメントに対しての法を設けることをしめしてほしい。</p> <p>低年金・無年金者の調査を実施し、ジェンダー統計をきちんと示してほしい。</p> <p>教育分野とメディア分野が一緒にされているのはおかしいのではないかとくに教育は単独で一分野必要くらい重要な項目であるのに蔑ろにされている。</p> <p>地方自治体が性差別を助長するような広報を行っていたりする現状からもメディアに対する具体的な取り組みを示すべきだ。</p> <p>5次計画素案ではアンコンシャス・バイアスという言葉が多用されているが、意識の先をいく制度が設置施行されるほうが急務ではないだろうか。</p>
577	女	40代	<p>●家事、自分の身の回りの世話、育児は「当然」行うものという子どもへの教育、大人への啓発・なぜ今の態様（家事育児は女の仕事）になったか、子どもにもわかりやすい近代史と現代の変化・いわゆる「名もなき家事」を学校授業に取り入れる例）ゴミの出し方を調べる。分別ルールや曜日など、自治体毎に異なることや、そのルールを知る方法を学ぶ・食事について、栄養と食費のバランス、食材の使い回しなどの理想と、疲労や時間短縮を考えた時の惣菜、外食メニューの選び方など。料理は献立を考え、買い物することから始まっていること。・衛生について学ぶダニほこりアレルギー、花粉アレルギーの観点から、まず自分が気づいた場所のホコリを隙間時間にとる習慣・家電製品の手入れ多種多様な製品があり、手入れ方法が異なり、必ず何かしらの手入れが必要であることを知る。エアコンのフィルター、洗濯機のフィルターやカビ取りなど、取扱説明書を見る大事さ、ネットでダウンロードできることなど。・母親が全てを担っている家庭も多いと思うが、それが当たり前でないこと。価値があり、生きていくのに不可欠な仕事であること。指示されないややるべき家事が分からないのは、大人として恥ずかしい言い訳であること。大概のことは、ネットで調べられる。・育児の覚悟を持たせる教育をすべき。具体的な世話の回数、年数、生活の注意、制限について。脅すようだが、心構えがあれば多少変わるし、覚悟を持ってない人が親になっても、産んで殺して、になつては結局少子化を加速させるだけ。同時に、育児を両親だけに押し付けない施策も必要。生後すぐから、睡眠時間確保のため、訪問か通所か選べる託児支援があるべき。集団保育まで、継続的に。子供の人権についても学ぶことを必須にする。特に男親は、子供に対する性虐待になり得る事例を学び、加害意識に気付いたら、カウンセリングなどを受けられる仕組みを作る。[私の場合]元夫は可能な家事も育児もせず、親と同居に甘え、かと言って私より収入が低いが、教育費の貯金などは頭になく、趣味や娯楽、不貞に使っていた。家族内で指摘しても、行動を変えるところか、話し合いにすらならないのが実感。女が全てやるのが当然、という「常識」があり、その楽さを手放したくないのが本音であろう。家事の分担など、婚姻継続のための簡易的な家事調停も利用できるようなといい</p>
578	団体	団体	<p>男性の育児休業取得を推進することは提示されているが、育休後に男性が育児を積極的に続けていくことに関しては、それをどのように達成するのかには全く触れられていない（男性の育児取得＝男性が持続して育児を積極的に行うという「方程式」ができていようと思う）。また、既に一部の企業では開始している、男性の育児休業取得の義務化をこの部分に含むことも重要である。</p> <p>子どものコロナ休校などで、子どもの面倒を見たり、外部に子どものケアを依頼するなど</p>

			<p>のアレンジをしたりするのは圧倒的に母親が多く、育児や子育てにおける男女参画の格差がコロナ禍の中で露呈した。子どものケアあるいはその外部化を調整することを父親が担うことも必要であるが、このような点については一切触れられていないのは残念である。</p> <p>父親の家庭環境の多様性（例：シングルファーザー、ステップファーザー、離婚後離れて暮らす父親）については、全く触れられていない。今後はこのような父親が置かれている多様な環境を考慮した具体的な取組がより求められるだろう。そこで、以下の文言の挿入を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者が育児・介護休業を取得することを前提とした人員配置や職場風土の醸成 ・離婚後の父親による養育費支払い義務の徹底。 ・子ども最優先の視点からの安心で安全な面会交流の法的・制度的整備。 ・単身で親の介護をしている男性の悩みに対応するための男性相談窓口の充実や、介護する男性のコミュニティ形成支援。 ・シングルファーザーを含むひとり親家庭への支援の拡充。 ・ステップファーザーやステップファミリーへの社会的支援の拡充。 ・同性カップルの社会的承認の推進。
579	女	70代 1	<p>1 ワーク・ライフ・バランス等の実現</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現には、ILO156号（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する）条約を踏まえた政策が必要である。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーライフバランスの実現は、人間の生活サイクルや家族（とくにケアが必要な子どもや親）のニーズに即したものでなければならない。労働組合活動や政治活動のような政治的・市民的自由のための時間の確保の必要を明確化すべきである。 ・男女平等をベースにした上限規制はワーク・ライフ・バランスの実現に不可欠であり、これを実現する取り組みを明らかにすべきである。 ・シングルマザーは、一旦仕事を辞めた後の低賃金非正規雇用では、死ぬほど長時間働かなければならない。 ・性別役割分担意識を具体的になくす道筋・方策を掲げるべきである。 ・税と社会保障を個人単位にし、配偶者控除をなくすべきである。
580	女	50代	<p>用語のことで2点要望があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国連のCEDAWを、「女子差別撤廃条約」と訳されていますが、多くの女性団体が意図的に変えて使っているように、「女性差別撤廃条約」の訳を公式なものとしてください。 2. 婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員など、公的な名称に「婦人」が残っているものに関して、「女性」に変更していただきたいと願います。（多くの地方のセンターや国立NWECも「女性」に変更したので、理由について改めて書く必要はないと思い、割愛します。 <p>以上</p>
581	女	70代 1	<p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>「・・SDGsにおいて、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられてお</p>

			<p>り・・・。その要因は・・・社会全体においては固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在等が考えられる」とある。</p> <p>これについて（２）において、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定的観念の打破に取組みことが求められている。」とある。</p> <p>第５次男女共同参画基本計画では、これまで進めてきている意識改革だけでなく、制度や法律の見直し、改正に取組みが必要である。</p> <p>新型コロナウイルス感染の数か月の間に、女性たちは働く場においても、一斉休校での家庭内での育児、介護、またテレワークの働き方においても、男性たちよりも一日の多くの時間を費やしているデータが出ている。これは、今までの社会活動が、男性主導型の働き方の考えであったり、家事・育児・介護は女性の役割として考えられたりしていたからである。さらにはDV／子どもへの虐待のデータが増えているのは、すぐに見直しする必要がある。全て社会の脆弱性につながる「固定的な役割分担意識や性差に関する偏見」が原因である。法律に関しては民法、戸籍法の見直し、改正を求めます。</p>
582	女	60代	<p>「基本認識」において、「（女性労働に）非正規の割合が高いことが女性の貧困や男女間格差の一因」とあげながら、配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人余（2014年参議院「公法と調査」に2013年1003万人とある）いることには触れていません。最賃に限りなく近い時給で働く女性労働者の存在は、女性労働者全体の処遇にも大きく影響しています。シングルマザーがダブルジョブ、トリプルジョブをせざるを得ないのはそのためです。労働者としてカウントすると共に、その問題点を指摘し、配偶者控除の廃止にも言及すべきです。</p> <p>計画案はこのような税金を払っていない（非課税の）非正規の女性労働者を労働者と見なししておらず、その労働条件と賃金が劣悪なまま放置されていることこそ、ジェンダーバイアスのそのものです。特に、控除が150万円に引き上げられたことで、最低賃金に近い時給800円（20県が800円以下）では年1875時間、正規労働者と同じくらい働くことになり、非正規の労働市場に大混乱をもたらし、女性労働全体の賃金の引き下げに作用しています。配偶者控除・年金の3号被保険者などの制度こそ男女差別賃金の一因です。廃止の方向を計画に明記してください。</p>
583	女	40代 25	<p><施策の基本的方向と具体的な取組></p> <p>1 ワーク・ライフ・バランス等の実現</p> <p>（２）具体的な取組イ多様で柔軟な働き方の実現</p> <p>○意見○</p> <p>「子どもを預けるための費用」は「働くための経費」という側面があり、「所得控除」となるような税制へ改善いただきたい</p> <p>働くためにはその間の「子どもの居場所を確保することが必要」で、保育所や放課後児童クラブなどをはじめ、急な病気の際には病児・病後児保育も含め、保育料・利用料等の費用が伴います。</p>

			<p>このことは、働くための必要経費という考え方も出来ると感じており、税制の面で「所得控除」していただける性質の費用ではないかと考えます。</p> <p>実体験では、3歳未満児の保育料は、年間60万円程度必要でしたし、更に多子世帯であれば100万円を超える場合もあります。（4人子育て世帯であれば、保育料と放課後児童クラブの利用料の合算。また、第2子第3子減免は、きょうだい間の年の差が一定以上ではリセットされてしまう現制度のデメリットもあり、第1子カウントが順に実質第2子、第3子へと移行するため、4人のトータル費用は毎年大きく変化しない現実があります。これも改善してほしい制度ではあります。）</p> <p>直接男女共同参画分野における課題に起因しないかもしれませんが、多様な働き方を実現するために「子どもを預けるための費用」は、働くスタートラインに立つために必要であり、「経費」的な性格であると感じており、「所得」として課税対象であることは、残念であり、改善願いたく要望致し致します。</p> <p>第9分野 1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し (1) 施策の基本的方向</p> <p>で触れられております内容にも合致するかと考えましたが、仕事と生活の調和の側面もあることから、第2分野で書かせていただきました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
584	女	40代	男女別姓。なぜできないのか説明がつかないと思う。
585	女	40代	<p>「社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に占める女性割合を3割に」との達成期限を守っていません。守るつもりでしっかりとやってきたのでしょうか？</p> <p>しっかりと出来なかった理由を明らかにして次の計画ではより達成できる方法の検討が必要です。コロナ禍で、いかに女性が大変な思いをする立場にあるのかわかった。非正規の女性労働者はクビに、医療や介護、保育を支えている多くの女性は劣悪待遇、子育ての負担は相変わらず女性ばかり、家庭内暴力や望まない妊娠など弱い立場に晒されています。「世帯主に給付金」</p> <p>とは未だに家父長制の社会ですか？と怒りです！選択的夫婦別姓も今すぐ踏み出すべきです。</p> <p>女性の権利を国際基準に！してください。</p>
586	団体	団体	<p>1、今、日本社会はコロナ禍で転換点を迎えており、第5次男女共同参画基本計画への期待と注目はかつてなく大きい。真っ先に職を失う女性の非正規労働者、医療や保育などで働く女性の劣悪な待遇、子育てや介護の負担集中、性暴力の多発など、日本の女性施策の遅れがあぶりだされている。第5次計画では、ジェンダー平等の「周回遅れ」「自主性任せ」から</p>

		<p>脱却する大胆な目標設定と抜本策を示すべきである。「30%目標先送り」への批判は強く、2003年以來17年かけて達成できなかったのはなぜか、原因の深い分析を明記すべきである。それなしには世界121位からさらなる後退を招きかねない。内閣府は、コロナ禍の調査をふまえて「社会変革の契機」とし、根強く残る性別役割分担意識の改革、政府・企業は女性登用の大胆な目標設定の中間報告を出している。政府が2015年の国連女性の地位委員会で合意した「2030年までに指導的立場の半分を女性に」（「203050」）目標を掲げ、実効ある具体策を明記するよう求める。</p> <p>2、第5次計画が、日本国憲法や女性差別撤廃条約などの国際規範や勧告、国際合意に基づくものであるとの姿勢が前回に続き弱い。その上にジェンダー平等を据えたSDGsなどに「世界的な潮流」がある。国連女性差別撤廃委員会が繰り返し勧告し、第9回定期報告への質問事項でもある民法改正、女性差別撤廃条約の選択議定書批准、所得税法56条改正について、期限を決めた実施計画を盛り込むべきである。</p> <p>3、第11分野の標題に「平等・開発・平和」を復活することを求める。第2次、第3次計画まで掲げてきたのが、安倍政権下で前回から消え、平和分野が著しく後退している。日本の女性はアジアへの侵略戦争の加害国、唯一の戦争被爆国の女性として、「平和なくして平等なし、平等なくして平和なし」と運動してきた。憲法9条擁護と核兵器廃絶は日本女性の国際的責務である。</p>
587	団体 団体	<p>◇「第2分野」は、「第1部 基本的な方針」で「非常に遅れたもの」とした「経済分野」に該当するが、あまりにもその認識が希薄である。タイトルと基本認識に「雇用等における男女の平等な機会と待遇の確保」を明記し、推進のため課題と施策を盛り込むこと。◇コロナ禍で、女性労働者の56%を占める非正規労働者が真っ先に仕事を失い、子育てや介護の負担が女性に集中した。女性活躍推進法や働き方改革で前進したかのような記述があるが、「女性活躍」「多様で柔軟な働き方」の名ですすめられた施策は、一方で女性労働者の過労死を生み、他方、安上がりで無権利な非正規労働を広げ、女性を経済戦略の「人的資源」とするものである。「ディーセントワーク（人間らしい労働）の実現」を厚生労働省も掲げる今、非正規でなく正規労働を当たり前に、誰もが8時間働けば普通の生活ができるよう、同一労働同一賃金、全国一律の最低賃金引上げを明記すること。◇女性活躍推進法は、男女の賃金実態の公表義務化など見直し、ジェンダー視点での雇用統計、実態把握と分析にもとづく具体的な改善対策を明記すること。男女雇用機会均等法の実効ある改正へ、賃金格差是正、間接差別の禁止、母性保護の拡充、ポジティブ・アクションの義務化を明記すること。◇「ワーク・ライフ・バランスの実現」のためには長時間労働をなくす実効ある法的規制が不可欠であり、現在、過労死水準となっている時間外労働の上限規制を週15時間、月45時間、年間360時間にし、労働時間規制から除外する高度プロフェッショナル制度は廃止することを明記すること。◇「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」として焦眉の課題である保育所の待機児童問題について、2020年までの解消断念、先送りと9月5日、発表された。「女性活躍」に不可欠なこの約束がなぜ達成できなかったかの原因を明確にし、解消への実効ある対策を明記すること。◇「男性の子育てへの参画の促進」のため、内閣府の「選択する未来2.0」中間報告で提起しているように、男性の育児休暇の義務化を明記し、賃金補償をすること。</p>

588	女	50代	<p>第5次男女共同参画基本計画（素案）では、ジェンダー統計として数カ所、男女別データとして7カ所ほど出てきますが、これをジェンダー統計（男女別等統計）や男女別等統計（ジェンダー統計）と併用の表記にして欲しいです。</p> <p>単に男女別データ、とするのではなく、ジェンダー統計（男女別等統計）と表記することで、統計を読み解き活用する際の視点が多様になり、通じて施策に男女共同参画の視点が活かされることになるのではないかと考えるからです。</p> <p>第3次基本計画でも第2分野 第4次基本計画でも用語解説で、『ジェンダー統計（男女別等統計）男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。』としてあります。併用表記にしても差し支えないと思います。</p> <p>また、第5次基本計画でも、用語解説にジェンダー統計（男女別等統計）を入れて欲しいです。</p>
589	女	60代	24 <p>「正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消する」「非正規労働者の待遇改善に取り組むとともに、正規雇用労働者への転換」が掲げられているが、なぜ、女性が非正規雇用になるかという問題のの多くが、保育所の待機児童問題、親の介護問題である。待機児童の解消や介護問題の解決が必要であり、これらの問題について、政府として前向きなしっかりとした目標を掲げてもらいたい。</p> <p>また、非正規雇用労働者の待遇改善について、まず最低賃金を抜本的に引上げることが緊急の課題である。中小零細企業への支援も含め、まずベースの賃金を引上げることを掲げてもらいたい。</p>
590	男	60代	<p>「選択的夫婦別姓制度」について、今回とりあげられていません。女性の社会進出が進む中で、結婚に伴い改姓することで、社会的な不便・不利益が発生することが様々な場で指摘されています。第4次計画では「選択的夫婦別姓制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断もふまえ検討していく」としていましたが、今回の計画に盛り込まれていないのは明らかに大きな後退だと思えます。再検討を強く求めます。</p>
591	女	50代	<p>ぜひ選択的夫婦別姓を進めていただきたいです。</p>
592	団体	団体	<p>P.51 加害者に対する更生プログラムはストーカーだけでなく、DVについても同様に必要である。また、実施した結果を踏まえ、心理的な背景などの理解につなげ、防止策として義務教育期間中に心理的な教育として自身の精神コントロールの必要性を教え、暴力だけにとどまらず将来に活かしていくことはできないか。</p> <p>P.56 新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場の人々に深刻な影響をおよぼしている。特に女性への影響については、ジェンダー不平等や、女性に対する偏見や暴力を含めた今日の人権問題があぶり出されたため、最も影響を受けやすい女性等を中心に取り組みが行われ必要性がある。</p> <p>貧困等生活上の困難に陥りやすい背景としてあげられている「経済社会における男女が置かれた状況の違い等」とは具体的にどのようなことなのか、その違いを検証し、速やかに対策を行うことが必要ではないか。</p> <p>P.63「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」が記載されているが、内容はリプロダクティブ・ヘルスが中心である。リプロダクティブ・ライツは女性の基本的な権利であり、その考</p>

			<p>え方の周知が必要であると考え。明確な記述を求める。</p> <p>P. 76 (2) ア(2)に、「旧姓の通称使用としての使用の拡大やその周知に取り組む」とあるが、通称使用を周知させるのではなく、(3)に記載のある選択的夫婦別氏制度を導入する道筋をつけることが喫緊の課題である。法制審での法律案要綱が出たのは1996年であり、24年間も放置されている。女性差別撤廃委員会からの度重なる勧告を国際社会の一員として真剣に受け止めるべきである。</p> <p>P. 86 イ この間の日本政府の慣行では、国連への報告前に、急遽、専門調査会を開催して各府省の取り組みをヒアリングし見解をまとめるという実態であり、これでは不十分である。男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして結果を公表し、改善策を勧告していくべきである。</p> <p>P. 89 第5次男女共同参画基本計画の進捗状況の監視を行う独立した専門機関が必要である。また、男女共同参画会議の下にある専門委員会に関して、労働者の代表が委員として参画できていないことは問題であると考え。雇用分野における男女共同参画を考えるうえで、働く者の意見を反映していくことは極めて重要である。</p>
593	団体	団体 23	<p>「基本認識」において、「(女性労働に)非正規の割合が高いことが女性の貧困や男女間格差の一因」と書きながら、配偶者控除を受けて働く女性労働者が1000万人余(2014年参議院「公法と調査」に2013年1003万人とある)いることには触れていません。最賃に限りなく近い時給で働く女性労働者の存在は、女性労働者全体の処遇にも大きく影響しています。シングルマザーがダブルジョブ、トリプルジョブをせざるを得ないのはそのためです。労働者としてカウントすると共に、その問題点を指摘し、配偶者控除の廃止にも言及すべきだと思います。</p> <p>計画案はこのような税金を払っていない(非課税の)非正規の女性労働者を労働者と見なし、その労働条件と賃金が劣悪なまま放置されていることこそ、ジェンダーバイアスそのものです。特に、控除が150万円に引き上げられたことで、例えば時給800円(20県の最低賃金が800円以下)では年1875時間、正規労働者と同じくらい働くことになり、非正規の労働市場に大混乱をもたらし、女性労働全体の賃金の引き下げに作用しています。配偶者控除・年金の3号被保険者などの制度こそ男女差別賃金の一因です。廃止の方向を明記してください。</p>
594	女	50代	<p>p. 33 ○ 近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大しており、また、地方の都市部に周辺の地域から人口が流入する状況もみられる。安心して暮らすために十分な所得とやりがいがある仕事ができ、家族を形成しやすく、暮らしやすい、女性にとって魅力的な地域を作っていかなければ、持続可能な地域社会の発展は望めない。</p> <p>→安心して暮らすために十分な所得とやりがいがある仕事ができ・・・と基本認識にはありますが、十分な所得をどのように確保するのか、その具体的な取組が抜け落ちているように思います。</p> <p>p. 61 (8) 企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。</p>

			<p>→(8) 企業等による、高齢者のニーズや、ICTの利用、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。</p> <p>p.77 (5) 医療・介護保険制度については、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。</p> <p>→その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理と待遇の改善を図る。</p>
595	女	20代	<p>・選択制夫婦別姓</p> <p>望まぬ改姓をやめてください。</p> <p>夫婦同姓を希望する方、夫婦別姓を希望する方、それぞれが生きやすい世の中にしてください。</p>
596	女	50代	<p>今回取り上げられなかった事項について</p> <p>女性の社会進出が進み、結婚に伴って改姓したことによる不利益が、様々な場面で指摘されている。特に学校現場では、旧姓使用（通称使用）する教員が、旧姓（通称）を使用することができない文書が一部あり、それが職場の労働環境や、ときに生徒の進路にも不利益を及ぼす可能性があることが、切実な声として寄せられている。</p> <p>例えば、高校生が進学、就職の際に大学や企業に提出する文書（調査書など）に、普段生徒の目に触れることのない戸籍名での記載が義務付けられていることによって、生徒が面接の際、担任についての質問に戸惑う（場合によって、それが相手によくない印象を与え、合否に影響する）、また、記載内容について学校に照会があった時、進路の担当者が誰に取り次げばよいのかが分からず、業務に支障をきたすなどである。</p> <p>マイナンバーカードへの旧姓併記が認められるなど、一部で前進はあるものの、依然として結婚によって改姓した女性の不利益は改善されていないことが多い。健全な教育環境、労働環境を実現するためにも、再検討を求めたい。</p>
597	女	40代	<p>選択別夫婦別姓を待ち続けて20年近く。子の親として戸籍姓で呼ばれる事も多くなりました。夫の仕事の都合で一度離職すると戸籍姓で履歴書を書かないとわかってもらえないかもという思い、戸籍姓の頻度は増えました、が、やはり苦痛です。私は私として、生きたいし活動したいです。どうぞご高配下さい。</p>
598	女	30代	<p>指導的立場に占める女性の割合の目標値が少なすぎる。</p> <p>50%を目指すべきである。</p> <p>目標値に向けた具体的なアクションをとるべき。政府の感染対策委員も女性が居なかった。数値目標外のこういった点でも女性の参画を推進すべき。</p> <p>女性医師に関して、医学部入学の男性への加点などの操作を禁じるべき。医師不足への対策は、病院への補助金や保険点数の見直しで、病院が必要な人数を雇用し医師の労働環境をホワイトな状態に整えられるようにすべきである。</p> <p>女性の就業率は上がったが賃金格差は広がるばかりであり平等な雇用には程遠い現状がある。是正する対策が必須である。</p> <p>女性が多いエッセンシャルワーカー（看護師、保育士、介護士、リハビリ職など）の待遇改善</p>

			<p>を国を挙げてすべきである。これらケアワークは男尊女卑の思想を下敷きにしてその専門性に対し不当に安く雇用されている。さらにこれらは家庭の無償労働を軽視する思想にも繋がっている。</p> <p>大切な子供を預ける保育園、学童保育が、保護者に選択の余地がないことがあり得ない。立地以外に保育方針、環境など、希望した園に入園できない場合、方針や環境に納得のいかない施設に子を預けてまで働かねばならないのは真つ当な親にとっては苦痛でしかない。また、小学校は旧体質の個を無視した集団教育が継続しており、少人数学級も実現していない。画一的な教育に合わない子供の不登校やいじめ加害、被害の問題も多々上がっている。これではそれらの親は、小学校を休んだ日に子をひとりで家に放置するわけにもいかず、仕事どころではない。</p> <p>待機児童ゼロは当然のこと、更に保育園、小学校、学童保育の質の改善を図り、親が教育に関して余分な心配をせず仕事と家庭を両立できる環境を作るべきである。</p>
599	女	50代	<p>コロナ禍の中で、日本のジェンダー施策の遅れを女性たちは身をもって体験しています。真つ先に職を失うのは女性で、医療や保育などの劣悪な待遇、子育てや介護の負担、産院不足、家庭内暴力や、10代の妊娠相談が急増しました。さらに世帯主あての個人の特例給付金には家父長制の社会化と怒りがまきおこり、政府の対策本部は85%が男性で、私たちの声が届く状況にないことを表しています。今回の素案の雇用関連を見ると、11分野の第2に「雇用とにおける男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」とあります。この表題は、安倍政権下の第4次からで、以前強調されていた「職場における性差別解消」は後景に追いやられ、財界主導の安倍「働き方改革」が随所に織り込まれています。非正規雇用の働き方や男性の賃金の半分といわれる女性の賃金に見直し、コロナ禍の中で、エッセンシャルワーカーの待遇の改善も叫ばれています。8時間働けば普通に暮らせる社会にするためにも、法的根拠を与えるべき時ではないでしょうか。</p> <p>日本のジェンダー指数がなかなか改善されない中で、意思決定の場に女性の参画する条件が開けていないと思います。政治の分野の遅れ極めて低く、大阪府の特に府会議員の選出方法は小選挙区で、女性の社会進出への道が開けていません。国政の分野でも候補者の半分以上を女性にと努力目標が確認されていますが、結果は特に政権党の自民公明党が惨憺たる状況です。女性の政治参加を保証する道の模索をする必要があると思います。</p> <p>ジェンダー平等の社会へと進む計画こそ求められています。第5次男女共同参画基本法に女性たちの声が反映されるよう希望します。</p>
600	女	50代	<p>○2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%にという目標が達成できなかったことについて、社会全体で十分共有されなかったとされていますが、問題はそこにあるのでしょうか、「なぜ目標達成できなかったのか」という自己検討を求めます。</p> <p>○共働き家庭が約7割といわれる中でも、まだまだ性別役割分業の意識が根強いもと、家事・子育て・介護などの負担が女性に重くのしかかっています。男女ともに仕事と家庭生活を両立できるよう労働時間短縮など実効ある法整備を求めます。</p> <p>○コロナ対策もジェンダー視点に基づいてすすめてください。</p> <p>○選択的夫婦別姓を認める民法改正など、女性の権利を国際水準に見合うようにひきあげてください。</p>

601	女	60代	30	主に女性労働者が賃金抑制をせざるを得ない配偶者控除の撤廃を求める。
602	その他	30代		<p>選択的夫婦別姓を是非とも導入してください。</p> <p>私はヨーロッパ人と日本人の両親を持ち、両親の姓は異なるのが当たり前でした。家族関係として何一つ不自由なく、一体感を感じながら過ごしています。</p> <p>この当たり前のことを、どうして日本人同士のカップルに適用できないのでしょうか？自分のアイデンティティに適した姓を保ち続けられるのは個人の当然の権利です。</p> <p>私の周囲にも、選択的夫婦別姓があと少しで実現するかもしれないからと入籍を控えているカップルが沢山います。</p> <p>1日も早く制度を導入し、友人たちや未来の自分の選択肢が増えることを願っています。</p>
603	女	70代		<p>女性労働者数が増えM字カーブの底がゆるやかになったといえ、働く女性の大多数が非正規労働者として働く。仕事と家庭の両立を可能にする「多様な働き方」という美名のもと、公的自治体・民間企業の別なく、雇い主の使い勝手のよい「使い捨て労働力」として、「低賃金、劣悪な労働条件、社会保障なし」の景気の調整弁として利用されている。この状況を改善することなしに、女性の経済的自立は不可能である。</p> <p>同一価値労働・同一賃金の原則が尊重され、非正規労働者の賃金アップや労働条件の抜本的改善が必要である。</p> <p>さらに言えば、こうしたパート・非正規労働の諸問題は、専業主婦優遇の税金・年金・健康保険など、社会保障の世帯主制度とも深く関連する。ジェンダーに中立的な社会制度に改めるべきである。</p>
604	女	40代		<p>選択制夫婦別姓を1日も早く導入することが男女共同参画の第1歩と考える。婚姻関係を結ぶ際どちらかの姓を選び、選んだ姓にもう一方もならなければならないというのは先進国のみならず、世界のどの国を見ても日本だけである。いわば改姓を強要される。現在日本では女性の約93%が改姓している。もしも女性の研究者が結婚により改姓すると論文が繋がらず、キャリア形成に支障をきたす。民間企業の場合は結婚前の旧姓で仕事を継続できる場合もあるが、国家資格の職業の場合は戸籍上の名前になってしまうためそれができない。さらに、改姓により一部の男性は妻がまるで自分の所有物の感覚となり、家庭内でモラハラ・パワハラを行うということも聞く。マイナンバー制度が導入され、個人をマイナンバーで管理できるようになった今、戸籍ではなく、マイナンバーで個を特定するべきではないだろうか。これが実現されれば、選択制夫婦別姓で夫婦が異なる姓であろうと世帯管理は行えるはずだ。</p>
605	女	20代		<p>多様な家族があることを認めてほしいです。政府は自助や公助を推進するようですが、政府の認める家族の形(異性婚、子どもあり)は今後は減っていくでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同性同士の婚姻を法的に可能にして欲しい。同性同士で子供を持ちたいカップルもいます。 ・選択的夫婦別姓を進めてほしい。仕事によってはお互いに改姓できないカップルがいます。 ・シングル親を国が手厚く支援してほしい。シングル親になる不安から、子供を産めない人

			もいます。少子化の今、子供を育てている人は貴重です。育てるのが大変な人を国が支援することで安心して子供を産めるようになります。
606	女	20代	選択的夫婦別姓にしてください。
607	団体	団体	<p>・所得税法第56条は、給与、地代家賃、支払利息等の同一生計親族に支払う対価を、事業所得等の必要経費とせず、またこれを受け取った側の所得としない旨規定しています。最近では、各々独立した事業者である配偶者間の対価の支払いにつき、所得税法第56条をめぐる裁判も提起され、制定当時には想定できなかったケースも出現しています。社会が大きく変貌する中、同一生計であるというだけで、親族に支払う対価の経費性を一切認めない本規定は、もはや多様な経済実態にそぐわないものとなっているため、改正を求めます。</p> <p>3. コロナ禍において新しく生じた・明らかになった課題の記述がない。</p> <p>・マスコミで使用された「夜の街」という語彙は、職業差別であると考えます。「売春防止法」だけでなく、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の見直しを検討するとともに、セックス・ワークを中心に、あらゆる職業に従事する労働者が正当な賃金と社会保障を享受できるよう、政府一体となり取り組むべきです。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症防止策として、テレワークが一気に広がりました。テレワークは「生活と仕事の両立」に資すると言われていたが、民間調査ではテレワーク中の家事・育児が女性に偏っていることが明らかとなった。家事労働の再分配がなされないまま、性急にテレワークを導入することは、女性に過重な負担を強いることになるため、政府として、家事の再分配とテレワークの導入を同時に推進するよう求めます。</p> <p>II. 要望以上の課題を踏まえ、当団体として、以下の取り組みを要望します。</p> <p>1. 「生活」の価値向上のための取り組み・本基本計画をはじめ、あらゆる機を捉えて、「仕事」と「生活」の等価値性を明記するよう求めます。また、広報・意識啓発活動により、家事・育児等の「生活」の価値向上を図るよう要望します。特に、若い世代を対象にした啓発活動も望ましいと考えます。</p> <p>・「無償労働の貨幣評価」（内閣府・平成30年12月）によると、専業主婦の家事の年間活動時間は2,100時間、年収にすると304万5千円に相当することから、男女かわからず、家事等に従事したものに對し、公的年金制度に反映される仕組みの制定を求めます。</p>
608	女	80代以上 31	<p>3. ポジティブ・アクションの推進等による女性の参画拡大・男女格差の是正</p> <p>第6分野の女性の貧困とかかわりがあるので、迷ったが、高齢者の貧困の原因が就労時代の賃金格差、「あらゆる働く女性と男性の所得を可視化するための法的措置の検討をお願いしたい。同一価値労働同一賃金の実施に対しても同様な措置が必要になるとも予想される。日本の場合給与所得の設定が同一価値同労になじまないこともあり、納税額を利用するなど、統計上の可能性を検討し、年齢別男女別職業別、職種別、役職別などによる賃金格差の見えるかに対して必要な措置と場合によっては法的措置が必要かどうか、スピードをもって検討を開始してほしい。</p>
609	男	30代	<p>「男女共同参画」と言いつつ、男性を無視した表現が多く見られるのが気にかかります。例えば76ページ『(2) 具体的な取組』アの「働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を～」という記述。</p>

			<p>それから、83 ページ『メディア分野等と連携した積極的な情報発信』の「女性の人権を尊重した表現の推進をはじめ～」という記述など。</p> <p>これらの記述の「女性」という部分は、すべて「男女」に置き換えるべき箇所です。</p> <p>「偏見・固定観念は女性にも男性にもある」と書いている部分があるにもかかわらず、全体的には「女性さえ尊重されればそれでいい」とでも言いたげな記述があまりにも目立ちすぎています。これでは男性からの共感は得られません。早急に書き直していただきたい。</p>
610	女	30代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女の賃金格差、雇用格差を無くしてください。 ・ 公共性の高い広告で女性または男性を性的な意味合いで消費するような表現を用いないでください。 ・ 夫婦別姓を求めます ・ 性教育の早期化、教育内容の見直しを求めます（もっと現実に寄り添う内容にしてください） <p>もっとまともな国になりますように…</p>
611	女	60代	<p>202030が実現できなかった原因は何か。真剣に議論すべきであり、政府の本気度が足らなかったことは大いに反省すべき点です。今回の資料には、これまでの政策の羅列だけで評価が出ていないのは問題であると思う。</p> <p>1995年の北京会議以降、各国はクオータ制などのポジティブ・アクションを導入して、政治分野における男女平等を実現してきた。日本においてそれをやらなかったことが現在の状況を招いていると思う。夫婦別姓は実現せず、税制における専業主婦優遇策は、女性が自立して働くことを阻んでいるし、いつまでこういった制度を温存していくのか。</p> <p>もっとしっかりと政府として、政治分野における男女平等を実現するためのクオータ制の実施と、民法の見直し・税制の見直しを行うと宣言するような第5次の計画にすべきである。</p>
612	女	30代	<p>選択的夫婦別姓の導入を、雇用の観点からのご検討ください。</p> <p>片方が性別を変える場合の変更にかかる手間コストは、本人だけにとどまらず、書類上の氏名変更に伴う手続きに企業も公的機関も負担しています。</p> <p>選択的夫婦別姓を導入することにより、希望する人が旧姓のままであることで、多くの時間が失われずに済むのではありませんか。</p> <p>今現在、婚姻に姓を変更した場合の変更コストは、変更した本人が勤め人の場合は、有給休暇を取得するなどして行っています。これは労働の面でも、男女不平等ではないのでしょうか。</p> <p>また、自営業や会社役員・代表の場合や、資格や免許が必要な仕事の場合は、さらに手続きが煩雑になり、そのために事実婚を選ぶ人や、婚約解消となった人々もいます。そういった人々の権利を保障するために、また有益な人材の労力を手続きに奪われないためにも、男女共同参画の視点より、選択制夫婦別姓の働きかけをするべきなのではないでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

613	女	30代		さっさと選択的夫婦別姓を導入しろ。
614	女	30代		性別にかかわらず、内面化した性差別に気づかない人がまだまだ多い段階です。人々の意識を変えることも重要ですが、最もジェンダーギャップ指数の高い分野である政治の場で、「ジェンダー平等」「男女平等」の姿勢を見せていくことが人々の意識を変えることにつながります。 政治家には積極的な姿勢を見せてほしい。 いまは自治体が苦肉の策として法的効力のない「パートナーシップ制度」の導入を進めていますが、選択的夫婦別姓、性暴力に関する刑法改正、DV被害者へのシェルター支援など、これまで省みられてこなかった当事者の声を取り入れた前向きな前進を期待します。
615	女	30代	26	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦別姓を選択できるようにしてほしい 現在、結婚の際に夫婦同姓を強制され、夫婦のうちほとんどにおいて女性のほうが改姓をしている。 女性が男性に合わせることを是とする価値観が社会に蔓延しており、このことが結婚に際し、女性が退職して男性の転勤についていく、出産育児に際し、女性が退職したり仕事を調整するといった構造を生んでいるようにも思われる。 男女共同参画に取り組むにあたっては、まず、夫婦別姓を選択できるということ自体が必須であると考える。 仕事を継続するうえで、女性が結婚によって改姓を余儀なくされること自体極めて煩雑であり、社会的コストが高すぎる。 ・産休育休代替要員を確保するため特に中小企業に対して助成金を出してほしい 女性を多く雇用する中小企業では、経営上の余裕がなく産休育休代替要員を確保することができていない。そのこと自体が産休育休を取得しづらくしていることは明らかである。もちろん産休育休以外の事情によって欠員が生じても補充を要することなく対応できる程度の人事体制を備えていることが理想的であり、企業に対して従業員を一人でも多く採用することのメリットを与える政策を検討してほしい。現実的には、一刻も早く産休育休代替時の経済的負担を検討してほしい。
616	—	40代		選択的夫婦別姓を求む。 仕事をする上で、生まれ持った名前は女性にとっても必要不可欠なもの。前時代的な制度をいつまで残そうとするのか。
617	女	50代		私は夫婦別姓を進めていただきたい。医療関係の仕事をしております。女性は離婚のたびに名字が変わり、男性は何回離婚しても名字が変わらない。これは本当におかしい思います。いちいち、名前がかわりましたか？と聞きたくない。そんな情報は、治療に関係ないと思います。政治家は実質は別性。通称をしようしておられますよね。よろしくお願いします。
618	女	20代		夫婦別姓の早期実現を望みます。
619	女	50代	25	1 ワーク・ライフ・バランス等の実現 (1) 施策の基本的方向の2つめの○に 「○固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり、」 とある。コロナの1人10万円の特別給付金を世帯主と規定されたことは、ここに

			書かれていることと矛盾する。国がこのような姿勢では性別役割分担意識はなくならないと思う。具体的になくす道筋・方策を掲げて欲しいと願い、その一歩として税と社会保障を個人単位にして欲しい。
620	団体	団体	<p>新型コロナの感染で雇用労働に深刻な影響を与えている。その多くがパートやアルバイト、派遣労働者の非正規労働者で女性が最も多く担っている。</p> <p>短時間労働者の被用者年金加入拡大に関する関係法が201国会で成立した。現在「従業員501人以上」の要件を2022年10月から「101人以上」、2024年10月から「51人以上」と段階的に緩和し約65万人が加入できるとした。</p> <p>しかし、一部業界経営者の抵抗により「拡大の先送り、50人以下の制約残存」とどまった。短時間労働者の厚生年金加入はわずか46万人である。企業規模要件は即時撤廃することを求める。</p> <p>人生100年時代を迎え、少子高齢化で若い世代が減り、高齢者を労働力に繰り入れようとしている。今年度3月末に、70歳までの就労機会確保を企業の努力義務とする法改正がされた。</p> <p>現実をみると、60歳定年時に男性の25%前後、女性の約45%が辞めている。</p> <p>厚労省公表(2019.11.23)で、66歳以上働ける制度のある企業は3割。大企業は(従業員301人以上)25.3%。中小企業は(31人以上)31.4%となっている。</p> <p>今年度の高齢社会白書では、「働きたい」「収入がほしい」が45.5%となっている。働くことは家に閉じこもりがちな高齢者に、活動の場が広がり社会参加にもつながり、貧困と孤立の両方を減らす効果はある。その為には働きたい高齢者の労働の権利を守りながら「受け皿」の拡充が急務である。</p> <p>介護職場では、7割超がハラスメントの被害を受けており深刻な状況になっている。</p> <p>パワハラ、セクハラなどの被害に厚労省は介護ハラスメント防止のマニュアルをつくり啓発運動を行っているが罰則規定がない。</p> <p>来年6月に発効するハラスメント禁止条約について、日本においても批准に向けて取り組むべきである。</p> <p>介護利用者にとって医療機関、介護施設への入所に身元保証が求められている。医療機関の65%が身元保証を求め、その内85%は保証人がいない場合に受け入れを認めていないことが厚労省研究班の調査でも分かった。</p> <p>入院拒否については「正当な事由がなければ、拒んではならない」と医師法違反に当たると見解を示している。介護施設でも、同様に約31%が入所を拒否している。身元保証の解消に向けての取り組みを望む。</p>
621	団体	団体	<p>○ セクシュアルハラスメント防止には雇用機会均等法の周知や啓発では不十分である。なぜなら相変わらず職場やその他の場所でセクシュアルハラスメントが減少するところか増え続けているからである。特に弱い立場の就活生や個人事業主への許しがたい性暴力を無くし、女性たちを守るためには禁止規定が必要である。</p> <p>パワーハラスメントも力関係の中で起こり、コロナ禍で増大している。</p> <p>根本的な解決は、国がハラスメントを禁止し、許さないことである。</p> <p>その為にもILOハラスメント禁止条約批准が喫緊の課題である。</p>

			<p>○ 家事・育児・介護負担のため、非正規・短時間労働に従事している女性は、企業規模によっては、厚生年金適用の資格がなく老後生活困窮者となる。 企業規模要件の撤廃を求める。</p> <p>○ 再就職については、雇用によらない働き方やフリーランスの拡大が考えられている。しかし労働者として守られなければ、便利に使い捨てられる存在になる。どのような働き方であっても労働法で守られる労働者として処遇するべきである。</p>
622	団体	団体	<p>○ すべての年代に生じている女性の貧困は、コロナ禍でより深刻な影響を受けている。失職による生活の困窮などがシングルマザー・ネットカフェで暮らす人・大学生・外国人を直撃している。しかし特別定額給付金 10 万円は世帯主給付となった。虐待や DV や「ギャンブル依存の世帯主を抱える家族」や「家に居場所がない人」など「家」制度の枠から出た人たちには、支援金は届かなかった。 ホームレスの人たちも含めて災害弱者となる人たちにこそ支援が届くよう、個人への給付を望む。</p> <p>○ 高齢女性に対するハラスメントは、「ババアは・・・価値がない」と元都知事が述べたように、年齢・容姿を女性の価値とする意識が前提にある。女性を貶める時に使われる「ババア」などの発言やあらゆるハラスメントを許さない職場・社会をつくるために ILO ハラスメント禁止条約批准が必要である。</p> <p>○ 非正規労働者の多くが女性であり、貧困の原因となっている。 女性たちは「景気の調整弁」として企業に便利に使い捨てられる存在になっており、コロナ禍での雇止めも多い。希望する人には正規労働者への転換や非正規労働者の待遇改善が必要である。 また非正規労働者の背景には、家庭内でケア労働を担っている、DV や虐待被害を受け社会生活が困難な状況がある。これら社会的にも弱い立場の人は、経済的な困窮だけでなく、性暴力を含むハラスメントを受けることも多い。総合的な支援が必要である。</p>
623	女	70代	<p>40 年以上、共働きで 2 人の子供を育ててきました。 妊娠・出産・産休明け後すぐ配置転換など様々なことがありました。 今、産休期間なども延長され、働き続ける労働条件もよくなっているように見受けられますが、きちんと適用されているのは、官公労働者や大企業の労働者だけ（正規）ではないでしょうか。</p> <p>2 ワーク・ライフ・バランスの実現のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働削減のため、具体的に、時間外労働は今以上に賃金に割り増しするなどの労働基準法を改正すること。 ・人事考課制度はワーク・ライフ・バランスによる不利益な評価をしないこと。「妊娠・出産・介護をマイナス評価しない。」など明確に記載すべきです。
624	女	70代	<p>男女共同参画社会基本法が制定されて 20 年、基本法は「男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付ける」としています。しかし、経済最優先政策の中で最重要課題にされることなく、男女平等社会実現は程遠い状況にあります。世界経済フォーラムは日本の男女格差は 153 か国中 121 位、政治と経済への女性の参画が問題としています。政治と経済の中に女性への差別や現状・課題・要求が反映されないということ</p>

			<p>です。コロナ禍の中でも、女性の不利益は明らかです。虐待やDVの被害者は圧倒的に女性であり、一斉休校で子どもを見るのは母親が当然とされ、非正規で働く女性は雇用を切られ、過酷な労働を強いられている医療従事者の7割は女性です。一人10万円の給付金は世帯主に給付され、「家制度」を思わせるやり方です。</p>
625	団体	団体	<p>結婚の際に男女別姓を選べたり、同性婚の選択肢があったり、男女の賃金格差が是正されたり、変わって欲しい事は色々ありますが、あらゆるジェンダーや性嗜好や家庭環境の人たちが平等に多様な選択肢を与えられる社会であって欲しいです。</p>
626	団体	団体	<p>結婚の際に男女別姓を選べたり、同性婚の選択肢があったり、男女の賃金格差が是正されたり、変わって欲しい事は色々ありますが、あらゆるジェンダーや性嗜好や家庭環境の人たちが平等に多様な選択肢を与えられる社会であって欲しいです。</p>
627	団体	団体	<p>夫婦別姓にしても、同性婚にしても、伝統や文化、風習などを全て取っ払えと言いたいわけではなく、もちろん慣習や法を変えることは簡単ではなく弊害のリスクがあることもわかっているつもりです。ですが、「選択の自由」はあっても良いのではないのでしょうか。全ての人が画一的にこうでなければならぬ、と縛る必要はあるのでしょうか。夫婦で姓が同じ方が良い人は同じで良いし、別にしたい人は別にできる。どんなジェンダー・セクシュアリティであっても、結婚したければ出来る、逆に結婚以外のあり方、結婚・出産をしない選択も尊重される。選択の幅が広がることで、より自由に生きられる人、今よりも生きやすくなる人は増えるのではないのでしょうか。全てを180度変えることは不可能でも、選択肢を増やすことは、結果的に多くの人の生活をより豊かにすることに繋がるのではないのでしょうか。これは国民の権利である「幸福追求権」にも相当すると考えます。縛られることなく自由に生きられる、そんな社会を自分は望んでいます。</p>
628	団体	団体	<p>選択的夫婦別姓すら実現できない国に、男女共同参画を語る資格はないと思います。結婚後も自分の名前で自分のキャリアを重ねる権利を認めてください。強制的に夫婦を同姓にする時代遅れの法律は、国際人権委員会からも、女性差別撤廃条約からも、強く批判されています。これまで使ってきた名前を、これからも使いたい。それだけのことが、この国ではなぜ許されないのでしょうか。口ばかりの男女共同参画にはもううんざりです。</p>
629	団体	団体	<p>パートナーとは事実婚を考えています。夫婦別姓を希望しているからです。大好きな父を早くに亡くしたからか、父と同じ苗字のまま生きていきたいと考えています。パートナーも私の考えに納得してくれ、夫婦同姓必須の現状に疑問を持ってくれているのが唯一の救いです。パートナーとの子供はいつかほしくなるかもしれないと思うものの、今後得られる給与を考えると「自分の幸せをとるか、子供をとるか」の二者択一です。もともと裕福な家庭に生まれてしまったがために、自分の子が自分より窮屈な生き方をすることになるくらいなら、産まないほうがいいのではと考えてしまいます。また、仕事と子育ての両立で苦勞している先輩をたくさん見ていると、自分に両立はできなと感じます。国の成長を考えても、子供が多いに越したことはないはずなのに、そこに対するメスを入れないのはなぜなのでしょう。所得、産休、子供が生まれても辞めなくてよい制度、他国を見習って様々なことができるはずなのに何も為されていないように思います。そして、差別的な日本社会に辟易しています。女性だけでなく様々なマイノリティが日常的に差別されているという事実に対し、ここまで無知でいられる社会は日本くらいしかないのではないかと思います。いまだにゴールデンタイムのテレビ番組でもCMでも「男性が働き女性が家にいる」という表現は散</p>

			見され、認められてしかるべきその他の多様な選択肢は定時されません。男女参画だけではない様々な思いを記載しましたが、結局のところ男女問わず問題の根源は同じようなところに行き着くように思います。根本的な解決（給与の問題であれば所得の底上げ、差別の問題であれば社会的に差別問題を認識すること）が必要ではないでしょうか。
630	団体	団体	<p>高校までは男女平等だと、本気で思っていました。大学進学を前に「女の子だから県内の公立大学でいい」と言われて、自分の道が閉ざされていくのを感じました。就職、結婚、出産、育児、それぞれを経る度に男女差、生きづらさを感じています。その多くは「育児は母親の仕事」という社会の認識から派生しています。入試で減点されたり、企業の採用で不利になったり、それも、「いずれ女性は育児で現場を離れるから」起きること。男女共同参画には、社会全体で子どもを育てていく姿勢が必要です。男性社員の育休取得を常識とする保育士の待遇を見直し、保育園を増やし、希望すればすぐに預けられるようにする。物事の決定の場における男女比率を見直す。特に、緊急避妊薬や低用量ピルなど女性の体に関すること性犯罪抑止に関する事など、圧倒的に女性の被害が多いことは当事者である女性の意見を尊重してください。(刑法改正、性被害サポート、ちかん抑止ポスターデザイン等)女性議員が増えないことを、女性の自己責任にするのはやめてください。女性が進出できる環境になっているかを見直してください。労働者の権利を見直してください。女性が生きづらい社会は、男性も生きづらい社会と感じています。心身とも健やかに生きられる働き方になっているか、見直してください一人ひとりに権利があり、お互いにそれを尊重しあえる社会で暮らしたいです。人を人として扱わないような職場が身の回りに多く、殺伐とした空気を感じます。これでは余裕がなくなり、人に優しくすることも難しいです。誰もが性別で人生を諦めなくてもよい、自分らしく、そして周りのことま思いやりながら生きられる社会を望みます。</p>
631	団体	団体	<p>結婚したら女性が苗字を変えるのが当たり前なのもおかしい。ピルのこともそうだけど、ほぼ男性しかいない会議で何が決められるのか分からない。会議の場に女性を増やし、女性の声にも耳を傾けてほしいです。</p>
632	団体	団体	<p>高校で女子がスラックスを履いても良いとは言っているものの、制服の採寸会場には女子用(なのか男女兼用なのかはわからない)のスラックスは無く、試着したくても出来ませんでした。制服という制度を設け服装を制限していて、その中で選べるものはずなのに、学年でも着ている人は一人くらいで、小さなことだけでもとスカートと同じように選べるように、形だけの自由はやめてほしいです。この国は男性優位や男女観のおしつけ、他人の体は他人の体だと言うことが分かってないです。先生だけでなく企業、いやそれより先に年配の男性ばかりがいらっしゃる、この国を背負う国会議員や弁護士警察など公務員の方々の意識改革をしていただきたいです。性犯罪ももっと有罪になるべきです。相手が何をするか分からない、殴られるかも殺されるかもしれない状態で抵抗などできません。同意に関して、性暴力に関して日本の基準は曖昧で緩すぎます。痴漢もそうですし、警察、裁判官の意識も変える必要があると思います。女性の社会進出もそうです。30%くらい当たり前にこなしてください。女性には権利や前例、働ける場、男性と同じ十分な給料、子供が出来た時に職場に戻れる、預かってもらえる場所、がありません。負のループを変えるにはその枠を増やしたり女性に力を与えてやらせてみたりもっと出来ることあります。</p>

633	団体	団体	夫婦別姓の取り入れや男性の産休・育休の義務化、刑法の見直し、世帯主制度の撤廃、等について箇条書きで列挙してきました。残念ながら、言わないと何が問題なのか理解していないと思います。当事者が声を上げて、それが取り入れられる世の中になってほしいと思います。
634	女	60代	認知症介護についての電話相談員です。 自分で自分のことができない、誰かにサポートしてもらわなければ生きていけない状況になり、若い時の働き方で、年金が少なく思うようにサポートを受けられないことを耳にします。 シングルで非正規で50代になって、親の介護に直面する娘の困難を訴える声も聞きます。まことに残念で怒りを感じます。 男女共同参画社会基本法第4条にあるように「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように」求めます。 全ての制度を、世帯単位から個人単位に切り替えることのできる方策を計画に書き込むことを強く求めます。
635	女	70代	計画案は税金を払っていない（非課税）の非正規の女性労働者を労働者とみなしていません。 そして労働条件と賃金が劣悪なまま放置されていることこそジェンダーバイアスそのものです。 特に控除が150万円に引き上げられたことで、最低賃金に近い時給800円（20県は800円以下）では、1875時間正規労働者と同じくらい働くことになり、非正規の労働市場に大混乱をもたらし、女性労働者全体の引き下げに作用しています。 配偶者控除、年金の3号被保険者などの制度こそ男女差別賃金の一因です。廃止の方向で計画に明記してください。
636	女	60代	当団体の結成の意義に「業者婦人の要求実現と社会的・経済的地位向上に役割を果たします。」とあります。具体的には所得税法56条の問題です。自家労賃要求は、税制に留まらない人権の問題としてとらえ、全国で署名を集め2年に1回提出をし、各県でも自治体に向け意見書の採択に向け運動を進めてきています。
637	女	70代	夫婦別姓を実現してください。
638	女	70代	日本ではあらゆる分野において男女平等のとりくみが進んでいないと思います。私は70代ですが学校では選後の民主教育で自由・平等が大切と教わり男女も平等だあたり前と思っていましたが社会に出ると男の方が威張っている現実にあいました。それでも公務員でしたので恵まれている方でした。特に結婚の時、あたり前のように夫の姓になり、まことに不愉快でした。子どもができると仕事を辞め家庭に入る友達がほとんどでした。今は女性も働くのが普通の時代になってきました。というより働かなければ生活がなりたない位大変な時代と感じています。特に女性の仕事はパートや契約社員など使い捨ての便利なアイテムとなっている人が多いのではないのでしょうか。今、ほとんどの人が男の姓になっています。どちらかを選んでもよいのに現実では女性が不利益を被っているのです。選択的夫婦別姓になぜできないのでしょうか。賛成の人が多くなっているのですから法律を変えることもできるはずで。第5次男女共同参画基本計画ではこのように法律でできることをしっかり策定して

				<p>いただけると期待しています。世の中をささえる人間の半数は女性です。国会議員や会社役員なども男女半々にすべしと法律で定め人々の（特に男性の）意識を変えていくべきと強く希望しています。よろしくお願いします。</p>
639	女	70代		<p>私たちは税について学習し自営業者として常に正しい貴重と自主計算による申告義務を果たすことを中心に婦人部活動をしています。所得税法 56 条という古い法律があることで若い頃は子どもの保育園にとってもらうことも容易ならず、特に市場に店を出している方など、リンゴ箱に子どもを入れて店の足下において仕事をするなど涙の出る思いを耐えながら保育園に入れて欲しいと訴えてきました。でも、この税法がある限り妻が働いている事にはならず「保育に欠ける」とならないのです。二代目の息子や娘たちに同じ悲しみをさせてくないし、これでは自営業の発展もあり得ません。税金を払って事業が発展する。これが民主主義の国として当たり前の制度にしてください。</p>
640	女	70代	76～78	<p>【具体的な取組】に下記の主旨を入れる ア働く意欲を阻害しない制度等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆税は応能負担が原則である。世帯主の取り扱いをやめる。 ◆配偶者控除は廃止し、「収入の有無」を尺度にして扶養控除と一本化。 ◆配偶者特別控除は「最低生活費は非課税」を原則として、基礎控除・非課税限度額を引き上げた上で廃止。 ◆商工自営業・農業の家族従業者の働き分を正当に認め、所得税法第 56 条を廃止する。 ◆第 3 号被保険者制度は女性労働者の低賃金の要因でもあり、他の被保険者の納付義務との均衡、第 2 号被保険者は他人の配偶者の保険料を一部負担等の矛盾がある。中小企業に対する助成を行い、雇用労働者は原則として社会保険への加入をめざすとともに、女性やパート・臨時労働者等の低賃金の底上げのために生計費原則に立った全国一律最低賃金制の確立、均等待遇・同一価値労働同一賃金の実現、男性も女性も仕事と家庭生活を両立できる労働条件の整備が必要。 <p>年金については全額国庫負担の最低保障年金制度の創設により、「第 3 号被保険者」制度のさまざまな矛盾を解消する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者手当等は基本給抑制と退職金や時間外賃金削減など経営側の人件費抑制の手段としての側面もあり、賃金低下や男女間、独身者と世帯者との間など不均衡を生じないように検討する。 ◆選択的夫婦別氏制度の導入は「国民意識の動向」を理由に見送られてきたが、2018 年調査では賛成が反対を上回った。旧姓使用の拡大・周知にとどめず、民法・戸籍法を改正し、選択的夫婦別氏制度の導入、女性のみでの再婚禁止期間の廃止、出生届における嫡出子と非嫡出子の記載の差別撤廃をする。 ◆性の多様性への理解、LGBT への差別解消が求められており、同性婚の早期実現に向けた民法改正を行う。
641	女	70代	76～78	<p>イ育児・介護の支援基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自治体の責任で認可保育所・学童保育所を増設し、待機児童を解消する。産休明け・育休明け保育の保障、低すぎる配置基準の引き上げ、保護者の就労を保障する開設日数・時間の確保、保育労働者・学童保育指導員の専門性に見合った大幅な待遇改善を行う。年齢や所得制限等のない保育の無償化とする。

				◆介護についての計画は不十分である。高齢化社会を迎え、介護離職、老々介護、高すぎる利用料など問題が山積。介護施設の増設、訪問介護・デイサービス等の拡充、介護士の大幅増員と抜本的な賃上げをはじめとする労働条件の改善、介護報酬の引き上げ、利用者負担の軽減等が必要。
642	女	70代	76～77	<p>1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>ア働く意欲を阻害しない制度等の検討</p> <p>③の項目中、選択的夫婦別氏制度は「導入する。」とすること。</p> <p>「女性の再婚禁止期間は設けない。」とすること。</p> <p>以下追加すること</p> <p>同性婚を認めること。</p> <p>国籍取得は出生地主義も認めること。</p> <p>イ男女に多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備</p> <p>⑦に追加すること</p> <p>育児休業・介護休業取得の際の所得補償は給付ではなく給与補償とし、正規代替職員を配置すること。</p>
643	女	70代	78	<p>2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>⑤ 研修等の対象者に地方自治体首長、国会議員、地方議会議員も追加すること。</p>
644	団体	団体		<p>【基本認識】(P75)に次の文言を追加していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「選択的夫婦別氏」を人権問題として、早期実現を図る。 <p>【基本認識】(P75)に「個人の」「一人一人がその事情に応じた」「施策の効果が必要な個人に届くよう」と、制度等を個々人にフォーカスする旨、書かれているので、実情に沿った多様なニーズの一層の把握に努めていただきたい。</p> <p>ア働く意欲を阻害しない制度等の検討(P76)の(2)「女性が不便さを感じないよう旧姓の通称としての使用の拡大…」とあるが、「女性が」を「結婚により改姓した人が」に変更すること。(改称して不便とを感じるのが女性だけというアンコンシャス・バイアスそのものである)</p> <p>イ男女の多様な…支援基盤の整備(P76)の(1)…放課後児童クラブの受入児童数の拡大…とあるが、受入児童数及び受け入れる年齢の拡大とする。</p> <p>「放課後等デイサービス等の通所支援や……マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援する」とあるがこの「保護者」を「保護者および家族」に変更する。</p> <p>2・男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実(P78)の具体的取組に、各種制度やその内容をさらに周知し、併せてリーガルリテラシーができるよう学習の機会の提供を考えていただきたい。</p>
645	女	50代		<p>○ 「選択的夫婦別姓制度」について</p> <p>女性の社会進出が進む中で、結婚に伴い改姓することで、社会的な不便・不利益が発生することが様々な場で指摘されている。第4次計画では、「選択的夫婦別姓制度、の導入等の</p>

				民法改正等に関し、司法の判断もふまえ検討していく」としていたが、今回の計画に盛り込まれていないのは後退ではないのか。再検討を求める。
646	団体	団体		(p75) 3つ目の○「新型コロナウイルスによる感染症の拡大によって顕在化した課題を踏まえ、様々な施策の効果が必要な個人に適切に届くように」とある。 ★大規模災害、感染症を起因とする人権侵害に対応できる人権啓発、コールセンターの設置などが具体的な対策が必要である。を追記。
647	女	40代		労働時間を気にして、劣悪な労働環境で働かなくてもよいように、放送大学等で国家資格がとれる等できるだけオンラインで資格がとれるようにしてほしいです。子育て中だからこそ、大学の託児室に子どもを預け学べる海外が羨ましいです。子育て中だと、交通費も時給に含まれるような働き方しかありません。実質最低賃金割れです。子どもを大切にしたい母親だからこそ、こんなひどい働き方しか選べません。介護ヘルパーも利用者宅間の移動時給が発生しません。介護保険は国の事業のはずです。国の事業なのに、最低賃金割れというのは酷い制度です。これこそ、女性蔑視の象徴ではないでしょうか。利用者宅間の移動や介護事業上の移動は、裁判員裁判員の旅費規定の算定根拠を参考に40円/キロにしてほしいです。全国には広域合併した市町村はたくさんあります。片道25キロの車移動があったとします。これが公共交通があるところなら、往復1000円の交通費を請求できる(領収書がある)のに、車移動は算定が難しく支給されないこともあります。これも実質最低賃金割れになります。女性蔑視の国の事業を改善してください。託児所付きの民間企業の事業も、保育施設がなくて働けない女性の足元をみた酷い事業です。何も知らない子育て中の女性を個人事業主にし、移動のための車代は女性持ちの車の所有・維持費が月4万円程かかることを考えたら、業務上交通事故にあっても、労災も使用者責任も会社がおわずに自由に労働と車使用ができる酷い制度です。社会資源がない、労働環境の選択肢がない子育て期の女性がとても辛い思いをしなければいけないのが日本です。大卒女性でも同じ目に合います。
648	団体	団体	60	ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 以下を(4)への追記する 「核家族・一人暮らしの人々が増え高齢の方々を介護する人々の数が、その仕事の重責とか給与の不十分さなどから減少気味であることが懸念されます。 一刻も早く介護士さんやヘルパーさんの増加を希望します」
649	女	30代	12	政治の意思決定の場に女性を増やすには、クォータ制等の法整備が必要不可欠だと思います。 他の先進国ではとっくにやっていることです。 私は結婚妊娠出産育児を経て、日本がいかにかに女性の人権を軽視してきたのかを今、思い知っています。 選択的夫婦別姓を認めて下さい。 女性を働かせて下さい。 女性に妊娠をコントロールする主権を下さい。 子育てを助けて下さい。

			<p>これらのことを男性多数で決めるのはどう考えてもおかしいです。 女性が自分たちのことを自分たちで決められるように社会制度を見直してください。</p>
650	—	30代	<p>婚姻制度における不平等、差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別姓を選べるようにする。 ・誰でも婚姻制度を利用できるようにする。同性どうしで利用できない今の現状は人権蹂躪である。 <p>賃金格差解消、地域による賃金不平等の解消（同一賃金）</p> <p>セクシュアルマイノリティに対する差別をやめること （異性愛を強制しない）</p> <p>性別の「男女」二元論をやめてほしい。ノンバイナリの人もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低すぎる賃金自体が女性に対する暴力である （ただちに賃金をあげる。リビングウェイジを上げること。）時給2千円程度ないと「文化的で健康な生活」が送れない。 ・ベーシックインカムの導入 月に15～20万円程度をUBIとしてすべての人に支給する。暴力を振るう配偶者から離れることができるし、ハラスメントの多い職場を根絶することができる。 <p>フェミサイドをなくす（女性の人権、安全を守る、正しい性教育を施すこと。シスジェンダーの男性が自分の生殖器や言動で他者、女性を攻撃しないよう教える。</p> <p>性暴力をなくす。刑法を改正する。性犯罪者に甘すぎる日本の現状を理解せよ。 性交同意年齢が13歳未満などと、日本はペドフィリアの国と思われてもおかしくないような異様な法律を早く変えるべき。</p> <p>子どもを性暴力から守ること。虐待について子どもにも教え、万が一大人が子どもに性的暴力を振るった場合は通報できるように教育する。</p> <p>レイプの裁判に男性はかかわるべきではない。</p> <p>女性の妊娠、出産についての法律に男性が関わるべきではない。</p> <p>男性の体には備わっていない妊娠、出産の機能について男性が口を出すということが、もしこれを読んでいるのが男性なら考えてほしい。男性がどれだけ暴力的なことをしているか自覚はありますか？</p> <p>子育てをする人を孤立させない 子育てをしている人が安心して子どもを預けられる場所を増やす。 とくに一人で子育てをする女性を手厚く国が守る。</p>

				<p>「フルタイム労働＝8時間×週五日」という極端な労働条件をやめる。 6時間×週3、4日程度の労働でフルタイム労働とすべき。フィンランドを参考にせよ。 8時間とは「致死量」の労働時間であり、過労死があとをたない現状は国の責任である。</p>
651	女	20代	29	<p>女性の参画を促すためにも、選択的夫婦別姓の制度を導入してほしいです。夫婦どちらかの姓に統一することによって、どちらかが手続き変更を強いられます。そしてほとんどの場合が女性です。公的文書の名前も変わります。通り名として旧姓を使われるケースも増えてきましたが、それでいいだろうと言うわけではありません。姓を一緒にしたい人はすればいいですし、そうではない人は一緒にしなくてもいいように選べる制度をお願いします。</p>
652	女	40代		<p>選択的夫婦別姓を早急に法制化してください</p>
653	団体	団体		<p>女性はもちろん男性も育児休暇が取りやすいこと。そもそも労働時間が長すぎるので妊娠・育児中の人働きづらい（女性の家事負担時間が多すぎる原因の一つもそれ由来）ので労働時間の短縮を求めます。子どもを預けて働きたい人が保育園に受からない現状を変えて頂きたく、希望する人が保育園に預けられるよう、保育士の待遇改善による人員確保、保育施設の充実が急務だと考えます。</p>
654	団体	団体		<p>残業してようやく20万円を超える賃金という経済状態で、子供が欲しいと思えるでしょうか？妊娠、出産、教育にかかる費用を考えると途方もありません。親の経済状況のせいで子供の選択肢を狭めてしまったら？そう考えると子供が欲しくても、無責任に産めないと考えてしまいます。このように子供はお金のかかるものです。少子高齢社会の日本にとって、出生数は最重要課題の1つです。出産、シッター利用などの費用の大幅補助、サービスへのアクセスや活用できる環境を整備して、国として応援していることを示して欲しいと思っています。育児は家の中の仕事ではありません。社会に必要な子供を育てることは、公共サービスで後押しすべき重大事項です。</p>
655	団体	団体		<p>働きながら、だけでなく、学校へ行きながら子育てができる社会になって欲しいです。</p>
656	団体	団体		<p>子どもを預けて働くことが不自由なくできるように制度や設備を整えてください。”</p>
657	団体	団体		<p>シッターや家事代行サービスの無料券を発行してほしいと思います。</p>
658	団体	団体		<p>女性の人材育成や女性の役員・管理職の育成に力を入れても、女性が家庭で家事育児を担当しなくてはいけない社会なら女性への重荷が増えるだけだと思います。家事育児を他の人に頼みやすくする為にベビーシッターやヘルパーの斡旋業者などへの支援もして欲しいです。</p>
659	団体	団体		<p>子育て、教育に男性（に限らずフルタイムで働く人）が入りやすい環境を整えて欲しい。保育園や小学校は手書きで書かせる書類が多すぎる。効率のよいスマホで手続きできるようなシステムを作るべき。</p>
660	女	70代	25～32	<p>◆ディーセントワークやワーク・ライフ・バランスを実現する上で、労働時間の短縮がカギである。時間外・休日・深夜労働や裁量労働制の規制を強化し、高度プロフェッショナル制度は廃止して長時間労働やタダ働きを解消する。転勤への配慮、育児・介護休業制度の拡充</p>

			<p>と男性の行使の促進等、仕事と生活を両立できる条件整備を行う。</p> <p>◆ ILO 第 111 号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）を批准し、実効ある雇用平等法を制定する。当面、コース別雇用管理や成果・能力を口実にした男女の賃金格差、間接差別を含む男女差別を是正するよう、雇用機会均等法を改正する。</p> <p>●女性活躍推進法の情報公表に賃金を含めて公表項目を増やし、有価証券報告書に 1999 年までであった男女の平均賃金と勤続年数を復活させる。</p> <p>● ILO 第 190 号条約（仕事における暴力とハラスメント禁止条約）を批准し、ハラスメントを禁止規定にし、対象者の拡大、制裁措置を強化するなど、国内法を改正する。</p> <p>◆仕事と生活の両立には社会的な基盤整備が必要である。保育所・学童保育・高齢者福祉などを拡充すること。看護・介護・保育等ケア労働者は低賃金、過重労働のやめ常に人手不足になっており、一層の労働強化につながっている。ケア労働者の専門性に見合った賃金をはじめとする労働条件の改善をはかる。</p>
661	女	60代	<p>基本認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除や年金の第 3 号被扶養者制度が性別役割分業を固定化させていることを明記すべき。 ・配偶者控除を受け取って働く女性が 1000 万人もいることが女性労働者全体の賃金の脚を引っぱっていることを明記すべき
662	女	60代	被災者支援の世帯主義を改める必要がある。個人単位にすること。
663	女	70代	所得税法 56 条は廃止
664	団体	団体	<p>「基本認識」において「女性労働者に非正規の割合が高いことが女性の貧困や男女格差の一因」と書きながら、配偶者控除を受けて働く女性が 1000 万人余りいることに触れていません。最賃に限りなく近い時給で働く女性労働者の存在は、女性労働者の処遇に大きく影響しています。シングルマザーがダブルジョブ、トリプルジョブをせざるを得ないのはそのためです。労働者としてカウントするとともにその問題点を指摘し、配偶者控除の廃止にも言及すべきと思います。</p> <p>計画案はこのような税金を払っていない（非課税の）非正規労働者を労働者とみなしておらず、その労働条件と賃金が劣悪なまま放置されていることこそ、ジェンダーバイアスそのものです。配偶者控除そのものが女性労働者の賃金の引き下げに作用しています。</p> <p>配偶者控除、年金の 3 号被保険者制度こそ男女差別賃金の一因です。廃止の方向を計画に明記してください。</p>
665	団体	団体	<p>「基本認識」において「女性労働者に非正規の割合が高いことが女性の貧困や男女格差の一因」と書きながら、配偶者控除を受けて働く女性が 1000 万人余りいることに触れていません。最低賃金に近い時給 800 円（20 県が 800 円以下）では、年 1875 時間、正規労働者と同じくらい働くことになり、非正規の労働市場に大混乱をもたらし、女性労働者全体の引き下げに作用しています。</p> <p>配偶者控除を受けて働く女性労働者もきちんとカウントし、その問題点も指摘したうえで、配偶者控除の廃止の方向を計画に明記してください。</p>

666	団体	団体		女性差別撤廃委員会から勧告を受けている刑法「墮胎罪」の廃止と、「夫の同意」と「医師の認定」を中絶条件としている母体保護法の改正について具体的議論をしてください。
667	女	60代	76	女性の婚姻年齢が16歳から18歳に引き上げられ男女同一年齢になったことを評価します。一方、選択的夫婦別姓制度の導入については「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む」にとどまっており、未だに「国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」になっています。国会こそ導入する立場で議論すべき場であり、「検討」ではなく「民法改正を進める」としてしてください。
668	団体	団体		★税と社会保障を速やかに個人単位に変え、特に税の配偶者控除をなくすべきです。
669	団体	団体		「選択的夫婦別姓・民法改正」の世論が高まっています。世界で夫婦同姓を法律で義務付ける国は日本だけで、政府も認めています。夫婦別姓は「夫及び妻の同一の個人的権利」と国連女性差別撤廃条約に明記され、女性差別撤廃委員会は繰り返し、同姓の強制は「条約違反」として法改正を勧告しています。「選択的夫婦別姓・民法改正」を急ぎ実現してください。
670	団体	団体		所得税法56条の廃止の明記。働いている女性（家族従業者）の労働が労働として認められていない。国連の女子差別撤廃委員会からも勧告を受けている。
671	女	60代	85	<p>女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し、結果としての平等も求めている。「基本計画」への明記を求める。</p> <p>2021年3月が回答期限であるCEDAW事前質問では、「選択議定書の未批准につながる批准の障害」について、また「選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められている。</p> <p>第201国会（2020年）で茂木外務大臣は「しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない」、橋本男女共同参画担当大臣は「リーダーシップをもって外務省とともにとりこんでいきたい」と答弁した。同国会での政府答弁では、批准に向けての障害といえるものはないことが明らかとなっている。</p> <p>2020年末策定の第5次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことはもはや容認できない。1999年以来20年以上の検討内容・結果に基づき、いまだに批准のための障害があるというなら、課題とその解決策を明らかにし、2021年通常国会で批准承認を求めるための計画を明記することが求められる。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書は、「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。</p> <p>(2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>(3) ILO第111号（差別禁止）条約、第175号（パート労働）条約、第183号（母性保護）条約、第190号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。</p> <p>(4) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。</p> <p>(5) 地方公共団体の男女共同参画センターや女性センターの外部委託化を中止して直営に戻し、機能強化を図る必要がある。</p>
672	団体	団体	85	<p>女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し、結果としての平等も求めている。「基本計画」への明記を求める。</p> <p>2021年3月が回答期限であるCEDAW事前質問では、「選択議定書の未批准につながる批</p>

			<p>准の障害」について、また「選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められている。</p> <p>第201国会（2020年）で茂木外務大臣は「しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない」、橋本男女共同参画担当大臣は「リーダーシップをもって外務省とともにとりくんでいきたい」と答弁した。同国会での政府答弁では、批准に向けての障害といえるものはないことが明らかとなっている。</p> <p>2020年末策定の第5次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことはもはや容認できない。1999年以来20年以上の検討内容・結果に基づき、いまだに批准のための障害があるというなら、課題とその解決策を明らかにし、2021年通常国会で批准承認を求めるための計画を明記することが求められる。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書は、「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。</p> <p>(2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>(3) ILO第111号（差別禁止）条約、第175号（パート労働）条約、第183号（母性保護）条約、第190号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。</p> <p>(4) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。</p> <p>(5) 地方公共団体の男女共同参画センターや女性センターの外部委託化を中止して直営に戻し、機能強化を図る必要がある。</p>
673	団体	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性差別撤廃条約選択議定書については、「期限をきった早期批准」と明記すること。 2. 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。 3. ILO第111号（差別禁止）条約、第175号（パート労働）条約、第183号（母性保護）条約、第190号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。 4. 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記すること。
674	女	40代	<p>国連から三度も是正勧告を受けている夫婦同姓強制をいい加減改めてください。通称使用は解決になりません。職場で二つの判子を使い分けることに疲れました。自分の本来の氏を否定されることは大きな屈辱です。96%の女性が結婚で改姓しているという不平等な事実を、いつまで放っておくのですか。</p>
675	団体	団体	<p><施策の基本的方向と具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p. 86 の 1 (2) イ 「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」 (1) において、女性差別撤廃委員会からの最終見解を具体的に列挙するよう求めます。最終見解で複数回触れられ、特に重点的に取り組むべき点は以下の2つです。 -女性に不利な民法の改正（再婚禁止期間、夫婦別姓等） -外国人女性、民族的マイノリティの女性、障がいをもつ女性が教育や雇用の場で差別を受け、ヘイトスピーチやメディアによる偏見を受けていることへの対策 ・ p. 86 の 1 (2) イ (2) では、今までの検討結果を公開し、選択議定書の締結予定時期を明記することが必要です。女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解の paragraph 8 (b) でも、締結予定時期が明示されていないと指摘されています。可及的速やかな締結を要望します。 ・ p. 86 の 1 (2) イ (3) において、条約締結にかかる課題の整理と締結までのスケジュールを明記するよう求めます。

				<p>・ p. 86 の 1 (2) ウ 「北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進」において、国際基準である北京宣言・行動綱領に沿って、日本政府が優先的に取り組む分野と内容を具体的に記載するよう要望します。</p>
--	--	--	--	--